

令和3年度

特定デジタルプラットフォーム提供者による

定期報告書概要

Apple Inc.及びiTunes株式会社

(注) 本資料は、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」第9条第1項の規定に基づきApple Inc.及びiTunes株式会社から経済産業省に提出された定期報告書について、経済産業省との協議を経てApple Inc.及びiTunes株式会社において公表可能と判断した内容をまとめたものである。

令和3年度 定期報告書概要 目次

1. 事業の概要に関する事項	
(1) 事業の概要.....	P2
(2) 事業に関する数値	
① 事業の規模を示す指標に係る数値.....	【非公開】
② 国内の商品等提供利用者の数.....	【非公開】
◆③ その他事業に関する数値.....	【記載なし】
2. 苦情の処理及び紛争の解決に関する事項	
(1) 利用事業者からの苦情及び紛争の件数.....	P3
(2) 当該苦情及び紛争の主な類型.....	P3
(3) 当該苦情及び紛争の処理期間の平均期間.....	P4
(4) 当該苦情及び紛争の結果の概要.....	P4
◆(5) その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項.....	【記載なし】
3. 取引条件等の開示の状況に関する事項	
(1) 開示した提供条件の内容.....	P4
◆(2) 提供条件の開示の方法、行為時開示の状況等.....	【記載なし】
4. 利用事業者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置に関する事項 (具体的な内容及び当該措置が適切かつ有効なものとする理由)	
(1) 公正性を確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項	
① 告示2. 1①に関する事項.....	P32
② 告示2. 1②に関する事項.....	P33
③ 告示2. 1③に関する事項.....	P33
(2) 苦情の処理及び紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項	
① 告示2. 2①に関する事項.....	P34
② 告示2. 2②に関する事項.....	P36
(3) 関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任に関する 事項	
① 告示2. 3①に関する事項.....	P37
② 告示2. 3②に関する事項.....	P37
(4) 商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項 (上記項目以外)	
① 告示2. 4①に関する事項.....	P37
② 告示2. 4②に関する事項.....	P37
◆(5) その他利用事業者との相互理解の促進を図るために講じた事項.....	【記載なし】
5. 自ら行った評価に関する事項	
(1) 苦情の処理及び紛争の解決に関する事項について自ら行った評価に関する事項.....	P38
(2) 取引条件等の開示の状況に関する事項について自ら行った評価に関する事項.....	P38
(3) 利用事業者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置に関する事 項について自ら行った評価に関する事項.....	P41
(4) 特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から 特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価.....	P41
◆(5) その他5.(1)から5.(3)の自己評価に関する事項.....	【記載なし】

注：◆は任意的記載事項であることを意味する。

様式第2 (施行規則第12条関係)

定期報告書 (概要)

英語版提出：2022年5月30日

日本語訳提出：2022年6月30日

経済産業大臣 殿

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

[注：本書は、2022年6月30日付で貴省に提出した定期報告書から、対外秘情報を削除したものです。]

1 デジタルプラットフォームの名称

App Store

2 デジタルプラットフォーム提供者及びその代表者の氏名

デジタルプラットフォーム提供者

Apple Inc.

iTunes 株式会社 (Apple Inc. の直接子会社)

代表者

3 デジタルプラットフォーム提供者の主たる事業所の所在地

Apple Inc. : アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95014 クーパーティノ、ワ
ン・アップルウェイ

iTunes 株式会社 : 東京都港区六本木6丁目10番1号

1. 特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項

(1) 特定デジタルプラットフォームの事業の概要

App Storeは、世界中のApp Storeユーザーに数百万のAppを提供する、厳選・信頼されたオンラインプラットフォームです。Appleは、App Storeを、ユーザーが安心してAppを見つけてダウンロードするための安全で信頼できる場所にする、そしてすべてのデベロッパにとって素晴らしいビジネスチャンスになる、という2つの目標を念頭において創りました。今日、App Storeは、これまで以上に活気があり、かつイノベーティブなものとなっており、デベロッパがiPhone、iPad、Mac、Apple TV、Apple Watchを通じてAppやサービスを提供する機会を平等に提供しています。Appleは、自ら創り上げたApp Storeと、その創り上げ方に、誇りを持っています。

Appleは、日本におけるイノベーションエコノミーの推進に貢献できることを誇りに思っています。Analysis Groupのエコノミストによる独立した調査によれば、App Store経済圏は、2020年だけで、日本において、推計346億ドル（4兆4000億円）もの事業売上への創出に貢献したことが明らかになりました。¹ iOS Appエコノミーは57万以上の日本の雇用をサポートしています。App Storeのデベロッパの85%はAppleに手数料を支払っていません。デジタル製品やサービスを販売しているデベロッパの大多数がApp Store Small Business Programの対象となっています。このプログラムでは、デジタル製品やサービスの販売による収益が100万ドル以内であるデベロッパのAppleに対する手数料を15%（標準的な手数料である30%より引き下げられています。）とするものです。

Appleは、App Storeをユーザーとデベロッパの双方にとってより良いマーケットプレイスにするために、常に進化を続けています。昨年、Appleは、日本の公正取引委員会と協働して、プライバシーを保護し、ユーザーの信頼を維持しつつ、ユーザーが簡単にアカウントの設定や管理をできるようにするために、「リーダー」Appのデベロッパが、App内に自社Webサイトへのリンクを含めることを可能とするアップデートを導入しました。リーダーAppは、デジタル版の雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオの購入済みコンテンツまたはサブスクリプションコンテンツを提供するものです。この合意は日本の公正取引委員会との間でなされたものですが、Appleはこの変更を、App Storeで公開されている世界中のすべてのリーダーAppに適用しています。²

Appleは、日本のデベロッパがApp Storeを通じて世界175ヶ国の市場とユーザーにアクセスするサポートを行って来ました。フルタイムのエディター、マーケター、ビジネスマネージャーによって構成されるAppleのチームは、日本のデベロッパが製作するAppを世界中のユーザーが見つかるようサポートします。Appleは、日本のデベロッパと協力して日本のAppを宣伝し、世界中のユーザーにより認知されるようにします。例えば、日本のデベロッパは、2022年のお正月キャンペーンを含むApp Storeのシーズナルプロモーションに定期的に参加しており、当キャンペーンでは、新規ユーザー獲得に向け、ユニークなコンテンツやスペシャルオファーが提供されました。

Appleは、これまで日本に多額の投資を行っており、今後も投資を継続していきます。Appleは、日本のユーザーに対するサービスの提供とともに、デベロッパに対して、Apple製品にかかわるビジネスを展開できるよう、Apple独自のテクノロジー、ツール、サービスおよびマーケットプレイスへのアクセスの提供に取り組んでいます。デベロッパがAppleの提供するツールを使って、優れたAppの開発に専念できるように、Appleはこれらのリソースに投資しています。これにはソフトウェア開発キット（SDK）が含まれ、デベロッパはAppのリリースに必要なコストを削減し、技術的なスキルを軽減することが可能です。例えば、日本のハイキングApp「ヤマレコ」のデベ

¹ 「グローバルな視点から見る App Store経済圏 (A Global Perspective on the Apple App Store Ecosystem)」と題された調査が2021年6月に公表されました。下記にて閲覧可能です。

<https://www.apple.com/newsroom/pdfs/apple-app-store-study-2020.pdf>

² 2022年3月30日付公表記事「「リーダー」Appの配信に関するアップデート」参照。下記にて日本語にて閲覧が可能です。 <https://developer.apple.com/jp/news/?id=grjqafits>

ロッパは、「トレイルマップを作成するためにwatchOSのSpriteKit」を利用したので、「新しいライブラリを一から作成」する必要がなかったと説明しています。

Appleは、最新のテクノロジーやApp Storeのベストプラクティスを学んでもらうために、事業の規模を問わず日本のデベロッパと連携してきました。昨年は、世界開発者会議（以下「WWDC」といいます）の開催後、東京で日本語によるWWDCイベントを開催し、デベロッパがAppleの最新のプラットフォームやテクノロジーを学び最新のツールやヒントを探求することのできる場を設け、デベロッパからの質疑に答えました。Appleはまた、App Store101とSubscription 101 のバーチャル・セッションを開催しており、日本のデベロッパにApp Storeおよびサブスクリプションビジネスモデルを紹介しています。

日本のデベロッパのコミュニティに対する投資に加え、日本ユーザーにとって安全かつ信頼性の高いマーケットプレースの創造にもAppleは多大な投資を行っています。このようなマーケットプレースの創造はデベロッパに対して素晴らしいビジネスチャンスの創造につながります。Appleは、消費者が安心してAppをダウンロードし、デジタルコンテンツを購入できるマーケットプレースを創り上げてきました。Appleが多数のユーザー保護機能を導入してきたことにより日本と世界のユーザーに対するエンパワーメントを実現してきました。Appleは、悪意のあるものがApp Storeのユーザーを不当に利用できないようにするための措置について各国政府と緊密に連携して取り組んでいます。また、Appleはユーザーが使いやすくなるその他の機能もApp Storeに導入しています。デベロッパとそのAppの成功は、AppleおよびApp Storeに対するユーザーからの信頼があつてこそ、可能となるものです。

(2) 特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

① 法第4条第1項の事業の規模を示す指標に係る数値として十分に合理的なもの

② 国内の商品等提供利用者の数

◆③ その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

2. 特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

(1) 商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数

報告期間中デベロッパは合計3件の苦情を提出しましたが、いずれも不正によるデベロッパのアカウント終了による「制限・停止・終了」カテゴリに属するものでした。

Appleは、法に基づき、日本のデベロッパが（1）制限・停止・終了（2）技術的な問題（3）法令遵守（4）支払いのカテゴリで苦情を申し出ることができるウェブフォーム³を提供しています。それぞれのカテゴリには、苦情がApple内の責任者に確実に伝わるよう入力欄が用意されています。苦情の申出がなされると、Apple内の関連するチームは、苦情の精査、分析、社内調査を行い、デベロッパに決定を書面で回答します。適切な場合または要望があれば、日本の専門家がデベロッパ向けに電話で対応します。

(2) 苦情及び紛争の主な類型

3件の苦情は「制限・停止・終了」の苦情に該当し、不正行為によるデベロッパのアカウント終

³ ウェブフォームは下記にてアクセス可能です。<https://developer.apple.com/contact/p2b/>
上記に記載の通り、報告期間において、デベロッパは合計3件の苦情を申し出ました。

了に関するものでした。

(3) 苦情及び紛争の処理期間の平均期間

苦情の申出から、デベロッパへの決定の連絡までの平均期間は6日間でした。

(4) 苦情及び紛争の結果の概要

Appleが決定を支持した2件においては、デベロッパがAppleユーザーを危険にさらし他のデベロッパに不利益を被らせることとなる不正行為を行って、App Store Reviewガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）およびAppleデベロッパプログラム使用許諾契約（以下「DPLA」といいます。）に繰り返し違反したことを理由として、デベロッパの契約解除措置が維持されました。これらのケースには、許容されないApp機能のApp Reviewからの隠蔽、おとり操作の使用、自動更新サブスクリプション詐欺の実行、ユーザーレビューや評価の不正操作などが含まれます。これらの行為は、App Storeをユーザーにとって安全で信頼できるAppの入手場所とし、デベロッパにとって公正で平等な競争の場として維持するというAppleの取り組みの一環として、App Storeが立ち向かっている脅威と課題の一例を示しています。

Appleが決定を取り消し、デベロッパのアカウントを復活させたケースでは、デベロッパは自らの不正行為とガイドラインおよびDPLAの違反を認め、速やかに是正措置を講じて違反を解消し、今後の遵守を確保するための措置を講じました。デベロッパがAppを規約に遵守させた後、Appleは当該デベロッパのアカウントを復旧させました。

◆(5) その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

3. 法第5条第1項から第4項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

(1) 利用者に開示した提供条件の内容

規約の開示

A. 一般に提供される規約 - 法第5条第1項

AppleがデベロッパにApp Storeを提供する際に適用される規約は下記にて公表されています（日本語版を含みます。）。

<https://developer.apple.com/jp/support/terms/>

Appleデベロッパ契約（以下「ADA」といい、本書に添付書類1として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-agreement/Apple-Developer-Agreement-20211213-Japanese.pdf>

DPLA（本書に添付書類2として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-20210607-Japanese.pdf>

有料App契約（DPLAの別紙2および3）およびその添付書類（以下「別紙」といい、本書に添付書類3として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/schedules/Schedule-2-and-3-20220225-Japanese.pdf>

<https://developer.apple.com/support/downloads/terms/exhibits/Exhibits-to-Schedule-2->

[and-3-20220415-Japanese.pdf](#)

ガイドライン（本書に添付書類4として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/review/guidelines/>

Apple メディアサービス利用規約（以下「AMS」といい、本書に添付書類5として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://www.apple.com/jp/legal/internet-services/itunes/jp/terms.html>

Appleプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といい、本書に添付書類6として添付されています。）は下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://www.apple.com/legal/privacy/jp/>

Appleは、DPLA、別紙およびガイドラインの適用ある条件の変更のすべて（重大な変更を含みます。）について、耐久性のある媒体でデベロッパに通知しています。⁴ また、Appleは、日本語で閲覧可能なwebサイト上のニュース記事で、条件の変更をデベロッパに通知しています。⁵ Appleは、2021年4月から2022年3月までの間に、4件のデベロッパ向けニュース記事を発表し、デベロッパにDPLA、別紙およびガイドラインの変更予定を伝えました。⁶

B. 規約の個別の開示- 法第5条第2項第1号

i. 提供の拒絶の場合の基準 - 法第5条第2項第1号（イ）

Appleは、DPLA、別紙およびガイドライン（以下「規約」と総称します。）において明記する状況に応じて、デベロッパのApple Developer Programメンバーシップを終了させることができます。これらは、不正行為、データプライバシーおよびセキュリティの侵害、ならびに違法または危険なコンテンツからユーザーおよびデベロッパを保護するために必要な規定です。Apple Developer Programの終了により、デベロッパのAppはApp Storeから削除されます。終了によるサービス提供の拒否となる事由を定めた規定は下記の通りです。

Appleは、いつでも、予告なく、Appleサービスまたはその一部へのアクセスを変更、停止、廃止、拒否、制限、または無効化する（サービスへのアクセスを可能にする権利の剥奪またはそうしたサービスへのアクセスを可能にするAppleソフトウェアにおけるAPIの変更、またはデベロッパに権利を付与しないことを含みますが、それらに限定されま

⁴ 本定期報告書の添付書類として添付されている規約の内容は、2022年5月時点のものです。規約のアップデートに伴い、URLに変更が行われていたり、リンク先の文書が改訂版に置き換わっている場合がございます。最新の規約内容・詳細については、AppleのHP

(<https://developer.apple.com/jp/support/terms/>) より関連資料を参照ください。また添付書類7は、DPLA、別紙およびガイドラインの変更の要約について報告期間中デベロッパに送付された電子メールでの通知です。

⁵ 条件に関する最新のアップデートは下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/news/?id=pkrbdlkw>

⁶ 2021年6月7日および2021年12月13日付記事「各種契約が更新されました」はそれぞれ下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/news/?id=6zaxsfl3>

<https://developer.apple.com/jp/news/?id=pkrbdlkw>

2021年6月7日および2021年10月22日付記事「App Store Reviewガイドラインが更新されました」はそれぞれ下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/news/?id=dovxb62h>

<https://developer.apple.com/jp/news/?id=4m3f5hbw>

せん) 権利を留保します。．．． Appleは、いつでも、デベロッパへの予告なくまたは責任を負うことなく、自らの自由裁量で、Appleサービスの使用もしくはアクセスに関する上限および制限を課し、Appleサービスを無期限に削除し、デベロッパのAppleサービスへのアクセスを剥奪し、またはAppleサービス（またはその一部）を取り消すことがあります。．．． Appleは、いつでも、その自由裁量で、一部またはすべてのデベロッパに対して、Appleサービスを提供しない（または提供を中止する）権利を留保します。⁷

デベロッパのアプリケーションを提出することで、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。デベロッパは、デベロッパが提出したアプリケーションの機能、コンテンツ、サービス、または機能性を、Appleが審査できないように隠したり、不正確に伝えたり、その他Appleがかかるアプリケーションを十分に審査できないようにしたりしてはならないものとします。．．．デベロッパは、かかる提出プロセスにおいてAppleに協力すること、および、質問への回答およびAppleが合理的に要求するデベロッパの提出したアプリケーションに関する情報および資料の提供を行うことに同意するものとします。これには、デベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが保有する保険情報、デベロッパの事業の運営、または本契約におけるデベロッパの義務が含まれます。Appleは、デベロッパに対し、特定の種類のアプリケーションについて、一定レベルの保険に入ること、および、追加の被保険者としてAppleを指定することを求めることができるものとします。デベロッパが、Appleへの提出後にアプリケーションに変更を加える場合（In-App Purchase APIの利用を通じて提供する機能を含みます）、デベロッパは、アプリケーションをAppleへ再提出しなければならないものとします。同様に、Appleによる別段の許可がない限り、App StoreまたはカスタムAppの配信経路での配布用とされるためには、デベロッパのアプリケーションのすべてのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリース、および新規バージョンもまた、Appleがこれを審査できるよう、Appleへの提出が必要になるものとします。⁸

デベロッパが、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight経路で配布するために、デベロッパのアプリケーションをAppleに提出する場合、デベロッパは、Appleが、その自由裁量で、以下のいずれかの行為を行うことがあることを理解し、同意するものとします。

- (a) デベロッパのアプリケーションが、その時点において有効な「ドキュメントまたはプログラム要件」の全部または一部に適合していないと判断すること。
- (b) デベロッパのアプリケーションが、「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合している場合であっても、何らかの理由でデベロッパのアプリケーションの配布を却下すること。
- (c) デベロッパのアプリケーションを、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlightを通じた配布用に選定し、電子的に署名すること。⁹

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づきAppleが付与したすべての権利、ライセンス、およびサービスは、Appleから通知が行われ次第、即時解除されるものとします。

- (a) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、本第11.2条で以下に規定する条項以外の本契約のいずれかの条項を遵守せず、かつ、当該違反を認識した後、または当該違反の通知を受領した後、30日以内に当該違反を是正しなかった場合。

⁷ DPLA 第2.8条。

⁸ DPLA 第6.1条。

⁹ DPLA 第6.9条。

(b) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、第9条（秘密保持）の条項を遵守しなかった場合。

．．．
(g) デベロッパが、本契約に関して、デベロッパのアプリケーションの性質に関する不正確な表示（たとえば、Appleの審査から機能を隠した場合または隠すことを試みた場合、デベロッパのアプリケーションに対するユーザーのレビューを改ざんした場合、支払い不正に関与した場合など）を含むがこれらに限定されない、誤解を招く行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為にかかわった場合、または他者をしてかかわらせた場合。

また、Appleは、第4条に定める新しいプログラム要件または契約条項をデベロッパが承諾しなかった場合、本契約を解除し、またはデベロッパがAppleソフトウェアもしくはサービスを使用する権利を停止することができるものとします。いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、都合により本契約を解除することができるものとし、解除の意思の書面通知を他方当事者に行ってから30日後に解除の効力が生ずるものとします。¹⁰

Appleは、いつでも、理由の如何にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第6.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、(i) デベロッパが、本別紙の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されておらず、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーがライセンスアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布または使用が、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域の適用法令に違反し、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙1、または、App Store Reviewガイドラインを含みますがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反している、または、(v) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開しているいずれかの地域における制裁措置の対象になっていると合理的に判断する場合、Appleは、Appleの自由裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止し、またはその他の暫定的措置を講じることがあることについて、認めるものとします。Appleが、本第6.3条に基づいて、ライセンスアプリケーションのダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。¹¹

本別紙2 およびApple の本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Apple は、(i) 終了日より前（本別紙の第1.4 条に定めるフェーズアウト期間を含みます）にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙2 の第6.3 条に従ってApple がエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Apple は、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Apple が合理的であると判断する期間、デベロッパに対するすべての支払いを保留することができます。デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合、またはほかのデベロッパを関与させるようにした、奨励した、参加したとApple が判断した、または疑いを持って場合、Appleは、デベロッ

¹⁰ DPLA 第11.2条。

¹¹ DPLA 別紙1 第6.3条。

パまたはかかるほかのデベロッパに対する支払いを保留する場合があります。¹²

システムに対して不正を働こうとした場合（審査プロセスに対する不正、ユーザーデータの不正取得、他のデベロッパが作成したAppのコピー、Appの評価やApp Storeでの発見性の不正操作など）、そのデベロッパのAppはApp Storeから削除され、デベロッパはApple Developer Programから除名されます。¹³

Appに隠れた機能、休止中の機能、明文化していない機能を含めないでください。エンドユーザーにも、App Reviewチームにも、Appの機能が明確に伝わる必要があります。新しい機能、特長、プロダクト変更はすべて、App Store Connectの「Notes for Review（審査向けのメモ）」のセクションに具体的に記載し（具体性に欠ける説明は却下されます）、審査時に参照できるようにする必要があります。同様に、App Storeの内外にかかわらず、実際には提供されないコンテンツやサービス（iOSベースのウイルスチェックツールやマルウェアチェックツールなど）または誤った価格を宣伝するなど、誤解を招く方法でAppのマーケティングを行った場合は、AppがApp Storeから削除され、デベロッパアカウントが停止されます。重大または繰り返される違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名の理由となります。AppleはApp Storeを信頼できる場にすることに努めていますが、そのためにはデベロッパの皆さまの協力が必要です。誠実性を欠くデベロッパとビジネスを行うことはできません。¹⁴

プッシュ通知やGame Centerを含むオペレーティングシステムの通常動作およびハードウェアの機能を損傷または妨害するウイルス、ファイル、コンピュータコード、プログラムを送信するAppは却下されます。重大または繰り返される違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名につながります。¹⁵

また、すでに飽和状態のカテゴリにAppを追加することは避けてください。App Storeには、おなら、げっぷ、懐中電灯、占い、デート、宴会用ゲーム、カーマ・ストラといったAppがすでに多数存在します。こうしたAppは、ユニークで高品質な体験を提供するAppでない限り、却下されます。App Storeでスパム行為をすると、Apple Developer Programから除名される可能性があります。¹⁶

Safari Extensionは、macOSの最新のSafariで実行可能である必要があります。システムまたはSafariのユーザーインターフェイスを構成する要素と相互干渉してはならず、悪意のある、または誤解を生むコンテンツ、またはコードを使用することは許可されません。このルールに違反すると、Apple Developer Programから除名されることとなります。Safari Extensionを使用して、機能の動作に必要なでないWebサイトにアクセスするようユーザーに要求することはできません。¹⁷

法律で許可されているものでない限り、事前にユーザーの許可を取らずに、ユーザーの個人データを使用、送信、共有することはできません。．．．ユーザーの同意なしに、またはプライバシー関連の法令を遵守せずにユーザーデータを共有するAppはApp Storeから削除されます。さらに、デベロッパはApple Developer Programから除名される場合が

¹² 別紙2および3の第7.1条。DPLA 別紙1 第6.1条に同様の記載があり、DPLAの期間満了または解除と同時にDPLA 別紙1は終了します。

¹³ ガイドライン「はじめに」参照。

¹⁴ ガイドライン 2.3.1。

¹⁵ ガイドライン 2.5.3。

¹⁶ ガイドライン 4.3。

¹⁷ ガイドライン 4.4.2。

あります。¹⁸

デベロッパは、App Storeのカスタマーレビュー、カスタマーサポートのリクエストへの対応、App Store Connectとのやり取りを含むAppleとのコミュニケーションなど、あらゆる場面で誰に対しても敬意を持って対応することが求められます。嫌がらせ、差別的な言動、脅迫、いじめなどを、いかなる形でも行わず、そのような行為を他者に促すこともないようにしてください。不正な操作、誤解を招く行為、その他の詐欺的な行為を繰り返すと、Apple Developer Programから除名されることとなります。

ユーザーの信頼は、App Storeの成功の基盤です。Appでユーザーから搾取したり不当にだまし取ろうとしたり、ユーザーが不要なものを購入させようとするのは絶対に許容されません。また、不必要なデータ共有を強制したり、価格を巧妙に上乘せしたり、実際には利用できない機能やコンテンツの料金を請求したりなど、ユーザーに対する不正な操作をAppの内外で行うことは許されません。

「デベロッパ行動規範」に違反する活動や行動に従事した場合は、Developer Programのアカウントは停止されます。アカウントを復元するため、デベロッパは詳しい改善計画を書面で提出することができます。Appleがその計画を承認し、改善が実施されたことを確認すると、アカウントが再度有効になります。¹⁹

ii. 商品又は役務の購入の場合の条件 - 法第5条第2項第1号（ロ）

ガイドラインにはApp内課金の使用に関する情報が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

App内課金：Appのコンテンツまたは機能（例：サブスクリプション、ゲーム内通貨、ゲームレベル、プレミアムコンテンツへのアクセス、フルバージョンの利用）は、App内課金を使用して解放する必要があります。コンテンツや機能を解放するため、ライセンスキー、拡張現実マーカー、QRコードなど、App独自の方法を用いることはできません。App内課金以外の方法で、ユーザーを何らかの購入に誘導するボタン、外部リンク、その他の機能をAppやメタデータに含めることはできません（3.1.3（a）に該当する場合を除く）。

ただし、ユーザーがApp内課金で購入した通貨で、デベロッパまたはデジタルコンテンツプロバイダにApp内で「チップ」を払うようにすることはできます。

App内課金で購入されたクレジットやゲーム内通貨に有効期限を設定することはできません。また、返還可能なApp内課金を導入する場合は返還のメカニズムを実装する必要があります。

App内課金のアイテムを他のユーザーに贈与できるようにすることは可能です。これらの贈与アイテムに関して、元の購入者以外のユーザーに返金することはできません。また贈与されたアイテムの交換はできません。

Mac App Storeで配信されるAppでは、App Storeとは別の方法で有効化されるプラグインまたはExtensionを使用することができます。

「ルートボックス」などの方法でバーチャルアイテムをランダムに購入できるAppでは、

¹⁸ ガイドライン 5.1.2(i)。

¹⁹ ガイドライン 5.6。

各種アイテムの入手確率を明記して、ユーザーが購入前に確認できるようにしてください。

デジタルの商品やサービスに利用できるデジタルのギフトカード、ギフト券、バウチャー、クーポンを販売する場合は、App内課金によるApp内での販売のみ許可されます。物理的なギフトカードをApp内で販売してユーザーに郵送する場合は、App内課金以外の支払い方法を使用することもできます。

サブスクリプション方式ではないAppでは、まず一定期間の無料トライアルを提供し、その後フルバージョンをアンロックする選択肢を提示することができます。その場合、「XX日間お試し (XX-day Trial)」といった命名規則に従った非消耗型のApp内課金アイテムを、Tier 0の価格帯で設定する必要があります。無料トライアルの開始前に、トライアル期間の長さ、トライアル終了後に利用できなくなるコンテンツやサービス、フルバージョンを再度利用するためにかかる料金を、App内で明確に示す必要があります。レスポート (英語) およびDeviceCheck (英語) を使用して、コンテンツへのアクセス権やトライアル期間の長さを管理する方法については、リンク先をご確認ください。²⁰

サブスクリプション：App Storeでのカテゴリにかかわらず、AppのApp内課金では自動更新のサブスクリプションを組み込むことができます。自動更新のサブスクリプションをAppに組み込む際は、以下のガイドラインに必ず従うようにしてください。²¹

(a) 許容される使用方法：自動更新のサブスクリプションを組み込む場合は、継続的な価値をユーザーに提供する必要があります。サブスクリプションの周期は最低7日間とし、ユーザーのすべてのデバイスで利用できるようにする必要があります。サブスクリプションの適切な使用例には次のようなものがあります (すべて網羅しているわけではありません)。新しいゲームレベル、コンテンツの新しいエピソード、マルチプレイヤー対応、定期的の実態のあるアップデートが提供されるApp、コレクションが多数にわたる、または定期的に更新されるメディアコンテンツ、サービスとしてのソフトウェア (「SAAS」)、クラウド対応、など。さらに以下についてご確認ください。

サブスクリプションと、コンテンツの個別提供を併せて用意することもできます (映画のコレクション全体をサブスクリプションで提供すると同時に、個々の映画の購入やレンタルサービスも提供するなど)。

同じデベロッパの複数のAppやサービスで同一のサブスクリプションを共有することもできます。

ストリーミングゲームサービスのサブスクリプションで提供されるゲームでは、サードパーティのAppやサービスで共有される同一のサブスクリプションを提供することもできます。ただし、そのようなゲームはApp Storeから直接ダウンロードされ、サブスクリプション登録者に二重の支払いが発生しないように設計される必要があります。また、サブスクリプションを利用していないユーザーに不利となる形で提供することはできません。

サブスクリプションは、Appを利用できるすべてのデバイスで機能する必要があります。詳しくは、「App間でサブスクリプションを共有 (英語)」をご確認ください。

ユーザーがAppの機能やコンテンツにアクセスしたり使用したりする際に、Appの評価や

²⁰ ガイドライン 3.1.1。

²¹ ガイドライン 3.1.2。

レビュー、他のAppのダウンロード、同様のその他アクションをユーザーに求めることはできません。

その他すべてのAppと同様、サブスクリプションを提供するAppでは、ユーザーが対価を支払ったコンテンツを、追加作業（ソーシャルメディアへの投稿、連絡先のアップロード、Appを特定の回数開くことなど）を実行しなくても入手できるようにする必要があります。

消耗型のクレジット、ゲームで購入する宝石、ゲーム内通貨などはサブスクリプションとして提供することができます。また、消耗型アイテムの割引購入の権利をサブスクリプションに含めることもできます（宝石のパックを割引価格で入手できるプラチナメンバーシップなど）。

すでに登録しているAppをサブスクリプションベースのビジネスモデルに変更する場合、既存のユーザーがすでに対価を支払っている基本的な機能を取り除くことはできません。たとえば、「ゲーム全体のアンロック」をすでに購入しているユーザーには、新規ユーザーに向けてサブスクリプションモデルを導入した後も、ゲーム全体に引き続きアクセスできるようにする必要があります。

自動更新のサブスクリプションAppでは、関連する情報をApp Store Connectで明示して、ユーザーに無料トライアル期間を提供することができます。サブスクリプションオフターの提供についてさらに詳しく。

ユーザーに対して詐欺的行為を働こうとするAppは、App Storeから削除されます。これには、虚偽の説明でユーザーをだましてサブスクリプションを購入させようとしたり、おとり商法や詐欺的な行為をしたりするAppが含まれます。このようなAppはApp Storeから削除され、そのデベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

モバイル通信事業者のAppでは、事前にAppleの承認を得ることで、携帯電話データプランを含む定義済みバンドルに、音楽およびビデオの自動更新サブスクリプションを組み込むことができます。それ以外の自動更新サブスクリプションも、事前にAppleの承認を得ることで、携帯電話データプランを含む定義済みバンドルに組み込むことが可能です。ただし、その通信事業者Appでは、新規ユーザー向けのApp内課金を提供し、ユーザーが当該バンドルサービスの利用を終了する際には、サブスクリプションをApp内課金に切り替える仕組みを設ける必要があります。この種のサブスクリプションで、消耗型アイテムの利用または割引価格での購入を提供することはできません。

(b) アップグレードとダウングレード：ユーザーがアップグレード/ダウングレードをスムーズに行えるようにし、同じコンテンツの異なるバージョンを意図せずに購入してしまうことがないようにする必要があります。サブスクリプションのアップグレードとダウングレードのオプションを管理する方法については、ベストプラクティスを確認してください。

(c) サブスクリプションに関する情報：ユーザーにサブスクリプションを促す際は、その価格でユーザーが何を入手できるかを事前に明確に説明する必要があります。1か月当たりの発行回数は何回か、クラウドストレージの容量はどれくらいか、サービスにアクセスする方法にはどのようなものがあるか、など。「契約/税金/口座情報」で確認できる、Apple Developer Program使用許諾契約の添付資料2で説明されている要件も必ず明示する必要があります。²²

²² ガイドライン 3.1.2。

その他の購入方法：次に挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法を利用することができます。ただし、このセクションで挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法の利用をApp内でユーザーに促すことは許可されません（3.1.3（a）に該当する場合を除く）。Appとは無関係の手段で、デベロッパがユーザーベースに対してApp内課金以外の購入方法に関するコミュニケーションを送信することは許可されます。

（a）「リーダー」App：以前に購入したコンテンツまたはコンテンツのサブスクリプション（具体的には、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ）に、ユーザーがアクセスできるようにすることは許可されています。「リーダー」Appは、無料ユーザー層向けにアカウント作成の機能や、既存ユーザー向けにアカウント管理の機能を含めることができます。「リーダー」Appのデベロッパは、外部リンクのアカウントエンタイトルメントをリクエスト申請し、デベロッパが所有する、またはデベロッパがアカウントの作成や管理の責任を保持するWebサイトへの情報リンクをApp内で提供することができます。外部リンクのアカウントエンタイトルメントについて、詳しくはこちらをご確認ください。

（b）マルチプラットフォームサービス：複数のプラットフォームで動作するAppでは、マルチプラットフォームのゲームにおける消耗アイテムなどを含め、別のプラットフォーム上のAppやデベロッパのWebサイトでユーザーが入手したコンテンツ、サブスクリプション、機能へのアクセスを許可することが可能です。ただし、そうしたアイテムは、App内のApp内課金アイテムとしても購入可能でなければなりません。

（c）エンタープライズサービス：組織またはグループが、（たとえば業務用データベースや授業管理ツールなど）従業員や学生向けにデベロッパから直接購入するAppの場合、エンタープライズユーザーが以前に購入したコンテンツやサブスクリプションを利用できるようにすることは許可されています。一般の消費者、単独ユーザー、家族向けの販売の場合は、App内課金を使用しなければなりません。

（d）個人対個人のサービス：個人対個人のリアルタイムでのサービス（家庭教師、医療相談、不動産のツアー、フィットネストレーニングなど）を購入できるAppの場合は、App内課金以外の購入方法での支払いを受け付けることもできます。一方で、リアルタイムで個人対複数のサービスを提供する場合は、App内課金を使用しなければなりません。

（e）Appの外部で使用する商品やサービス：ユーザーがAppの外部で使用する物理的な商品やサービスをAppで購入できるようにする場合、そうした商品の支払いにはApp内課金以外（Apple Payやクレジットカードなど）の方法を使用する必要があります。

（f）無料のスタンドアロンApp：有料の（VOIP、クラウドストレージ、メールサービス、Webホストなどの）Webベースツールに対して、スタンドアロンのコンパニオンAppとして機能する無料Appは、そのApp内で購入が発生しない、またはそのApp外へ購入を誘導していない限り、App内課金を使用する必要はありません。²³

特定のハードウェアを必要とするコンテンツ：Appのある機能の動作に特定のハードウェアが必要である場合など、いくつかの限られた状況でのみ、App内課金を使用しなくても機能を解放することができます（たとえば、望遠鏡と同期することで機能が追加される天文学のAppなど）。オプションとして物理的製品（玩具など）と連動して機能するAppでは、App内課金で同等の機能が解放できるオプションがある限り、玩具などの物理的製品でも機能を解放することができます。ただし、Appの機能を解放するために無関係の商

²³ ガイドライン 3.1.3。

品を購入したり、広告またはマーケティング活動を行うようユーザーに要求したりすることはできません。²⁴

Appleは、世界水準のコマースおよび決済システムによって促進された、一貫性のある安全な体験を提供するために、IAPの使用を要求しています。IAPが使用されることで、ユーザーは、購入やサブスクリプションを長期にわたって容易に管理できるようになります。²⁵

DPLAおよび別紙には手数料の条件が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

デベロッパは、デベロッパの取扱製品経由でのAppleサービスへのアクセスもしくはその使用、またはその中で提供されるいかなるコンテンツ、データもしくは情報のみについていかなる料金もエンドユーザーに請求しないことに同意するものとし、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Appleサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとし、Appleは、デベロッパによるAppleサービスの利用につき料金を課す権利を留保します。Appleは、Appleサービスの料金または料金の改定につき、電子メールでデベロッパに通知します。かつ、かかる料金に関する情報は、本プログラムウェブポータル、App Store ConnectまたはCloudKitコンソールに掲載されます。Appleサービスの可用性と料金設定は、適宜変更される場合があります。²⁶

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格である場合、かかるアプリケーションは、AppleまたはAppleの子会社によるApp Store経由またはカスタムAppの配信経由でのエンドユーザーへの配布について、適格性を有することになります。デベロッパが、エンドユーザーに対して、App Store経由またはカスタムAppの配信経由で、無償の（無料の）、AppleまたはAppleの子会社による、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布、またはIn-App Purchase APIの使用を通じたデベロッパのライセンスアプリケーションにおける追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供の許可を希望する場合、デベロッパは、デベロッパが無償のアプリケーションに指定するライセンスアプリケーションに関して、別紙1の条項に従って、AppleおよびAppleの子会社を、デベロッパの法的な代理人、またはコミッショナーに指名するものとし、²⁷

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格であり、かつ、In-App Purchase APIの使用を通じて、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、またはデベロッパのアプリケーション内で、エンドユーザーに対して何らかの課金をする場合、App Store経由でかかるデベロッパのライセンスアプリケーションの商用配布が開始される前に、または、デベロッパがエンドユーザーに対して課金をする追加のコンテンツ、機能、またはサービスの商用配布がデベロッパのライセンスアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの使用を通じて許可される前に、AppleまたはAppleの子会社と別途契約（別紙2）を締結しなければならないものとし、デベロッパがAppleの署名を受領し、アプリケーションをカスタムAppの配信経由で有償配布することを希望する場合、デベロッパは、かかる配布が実施される前に、AppleまたはAppleの子会社と別途契約（別紙3）を締結しなければならないものとし、AppleまたはAppleの子会社と別紙2もしくは別紙3の契約を締結する場合、またはすでに締結している場合、別紙2もしくは別紙3の条項は、この引用により本契約に組み込まれるものとみなされず。²⁸

²⁴ ガイドライン 3.1.4。

²⁵ App内課金は下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/in-app-purchase/>

²⁶ DPLA 第2.8条。

²⁷ DPLA 第7.1条。

²⁸ DPLA 第7.2条。

デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターに対し、AppleのTestFlightに参加するための、または当該プレリリース版を使用するためのいかなる種類の費用も請求することはできないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の品質、パフォーマンス、または有用性の改善に関連しない目的で、TestFlightを使用することはできません（たとえば、App Storeを回避する意図でデベロッパのアプリケーションのデモ版を継続的に配布したり、App Storeでの好ましい評価を得る目的でデベロッパのアプリケーションの体験版を提供したりすることは許可されません）。²⁹

デベロッパは、本契約により、AppleおよびAppleの子会社（以下「Apple」と総称します）を、(i) 本別紙1に対する添付書類A第1項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙1に対する添付書類A第2項に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store ConnectツールおよびカスタムAppの配信サイトにおいて定められ、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、1つまたは複数のApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。³⁰

本別紙1の2.1条に基づきデベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべては、エンドユーザーが無料でダウンロードできるようAppleの使用に供するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーからいかなる料金を徴収する義務もないものとし、本別紙1に基づくいかなるライセンスアプリケーションに関しても、デベロッパに対していかなる支払いの義務もないものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションまたはアプリケーション内での購入に関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、ライセンスアプリケーションに関するAppleとの本契約（別紙2）の拡張契約を別途締結しなければならないものとします（または以前に締結済みであること）。デベロッパがカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、カスタムアプリケーションに関するAppleとの本契約（別紙3）の拡張契約を別途締結しなければならないものとします（または以前に締結済みであること）。³¹

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本³²

本添付書類C第10項に定めるデベロッパの義務を除き、デベロッパはAppleに対して、プロモーションコードに対するいかなる手数料を支払う義務も負いません。³³

²⁹ DPLA 第7.4(B)条。

³⁰ DPLA別紙1 第1.1条。

³¹ DPLA別紙1 第1.5条。

³² DPLA別紙1に対する添付書類A 第1条。

³³ DPLA別紙1に対する添付書類C 第3条。

デベロッパはここに、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに対するロイヤリティ、収益、または報酬について、本契約（別紙1を含みます）の適用のある場合に、本契約に基づいて支払われることがあるかどうかにかかわらず、これを回収する一切の権利を放棄します。両当事者は、Appleおよびデベロッパ間においては、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布、およびダウンロードに関する第三者に対するロイヤリティの支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は、本契約の定めによるものとするを承諾するものとします。³⁴

デベロッパは、本契約により、Apple およびApple の子会社（以下「Apple」と総称します）を、(i) 本別紙2 に対する添付書類A 第1 条に列挙する地域（変更されることがあります）に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布のためのデベロッパの代理人として、指名するものとします。³⁵

Apple は、本別紙2 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしてのApple のサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

(a) ライセンスアプリケーションをエンドユーザーに販売する場合、Apple は、各エンドユーザーが支払うすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ（以下に定義）内の有料サブスクリプションサービスの利用が1 年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Apple は、保持猶予期間または更改延長期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが（たとえば、解約または不払いなどの理由により）終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60 日間を超えないものとし、変更されることがあるものとします。更改延長期間とは、顧客のサブスクリプションの更改日を、追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4 条(a)項に基づきApple が受け取る権利を有している手数料の決定において、エンドユーザーが支払うべき価格は、本別紙2 の第3.2 条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

(b) App Store スモールビジネスプログラム。Apple によりApp Store スモールビジネスプログラムに認定および承認されたデベロッパに関しては、Apple は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙2 の添付書類B に列挙する地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に引き下げられた手数料を受け取る権利を有します。³⁶

本別紙2 の第3.2 条に別途定められている場合を除き、Apple は、本別紙2 の第3.4 条に定められている手数料を、ライセンスアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはエンドユーザーの義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Apple が開発したライセンスアプリケーションの販売について、Apple は手数料を受け取る権利を有しません。³⁷

³⁴ DPLA別紙1に対する添付書類C 第10条。

³⁵ 別紙2および3の第1.1条。

³⁶ 別紙2の第3.4(a)条および第3.4(b)条。

³⁷ 別紙2の第3.4(b)条。

Apple は、本書に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収するときに、当該ライセンスアプリケーションに関するApple の手数料全額と本別紙の第3.2 条および第3.4 条に基づきApple が徴収するあらゆる税金を差し引いて、Apple の標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。．．．デベロッパは、本書により、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布について、Apple が当該ライセンスアプリケーションの価格を当該エンドユーザーから徴収できない場合でも、Apple が本第3.5 条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。³⁸

エンドユーザーがサブスクリプションオフアコードを使用してデベロッパのライセンスアプリケーションのサブスクリプションに無料でアクセスできる期間において、デベロッパは本書により、かかるアクセスに対する使用料、収益もしくは報酬について、本契約、本別紙2 および本契約に対する別紙1 の適用ある場合に、本項の定めがなければこれらに基づき支払われることがあるか否かにかかわらず、これらを徴収する一切の権利を放棄するものとします。両当事者は、Apple およびデベロッパ間においては、サブスクリプションオフアコードによりデベロッパのライセンスアプリケーションでサブスクリプションにアクセスするエンドユーザーに関する第三者に対する使用料の支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は本契約および本別紙2 の定めによるものとすることを認めるものとします。³⁹

Apple は、本別紙3 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしてのApple のサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

Appleは、カスタムAppの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、各カスタムApp の配信の顧客が支払うべきすべての価格の30%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ（以下に定義）内の有料サブスクリプションサービスの利用が1 年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Apple は、保持猶予期間または更改延長期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の15%に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが（たとえば、解約または不払いなどの理由により）終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は60 日間を超えないものとし、変更されることがあります。更改延長期間とは、顧客のサブスクリプションの更改日を、追加の費用なく延長する期間を指します。本第3.4 条に基づきApple が受け取る権利を有している手数料の決定において、カスタムApp の配信の顧客が支払うべき価格は、本別紙3 の第3.2 条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

本別紙3 の第3.2 条に別途定められている場合を除き、Appleは、本別紙3 の第3.4 条に定められている手数料を、カスタムアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはカスタムApp の配信の顧客の義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Apple が開発したライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションの販売について、Apple は手数料を受け取る権利を有しません。⁴⁰

³⁸ 別紙2および3の第3.5条。

³⁹ 別紙2の第3.13(c)条。

⁴⁰ 別紙3の第3.4条。

iii. 検索及びランキングの主要なパラメータ - 法第5条第2項第1号（ハ）

DPLAおよび別紙にはApp Storeにおけるランキングおよび見つけやすさを決定するために使用される主要なパラメータに関する情報が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

1. (a) アプリケーションランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。たとえば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付（関連する検索のために考慮される場合があります）、Appleが公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータによって、顧客の検索クエリに最も関連する結果が返されます。

(b) App Store内で取り上げるアプリケーションを検討する場合、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリケーションおよび大幅にアップデートされたアプリケーションに着目し、高品質のアプリケーションを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザーエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、Appレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータに関しても考慮します。これらの主なパラメータにより、高品質で優れた設計の革新的なAppが表されます。

(c) App Storeでのアプリの有料プロモーションにAppleのサービスを使用する場合、アプリはプロモーション プレースメントに表示され、広告コンテンツとして指定される場合があります。

アプリケーションの見つけやすさに関して詳しくは下記を参照ください。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/>⁴¹

iv. 商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 - 法第5条第2項第1号（ニ）

DPLA、別紙およびプライバシーポリシーには、商品等提供データの取得・利用の条件が規定されています。Appleは、ユーザーやデベロッパに提供する製品およびサービスを改善し、App Storeの安全で信頼できる環境を維持し、分析、販売動向、支払い、財務記録に関する貴重なデータをデベロッパに提供する等において必要となる、最小限のデータを収集し使用します。該当する規定は、下記の通りです。

Appleの製品およびAppleのサービスをテスト、提供、および改良するために、かつ、本契約に基づきデベロッパがAppleサービスの使用を選択した場合にのみ（および本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することがあることを認めるものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。ただし、場合により、Appleは、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Appleが、以下のいずれかのためにかかる収集が合理的に必要であると誠実に信じる場合に限られます。(a) Appleサービスの提供、(b) 法的手続または要件の遵守、(c) 本契約の条項の遵守の検証、(d) 潜在的な技術上の問題または違反の調査を含む、不正行為の防止、(e) 法令により要求ま

⁴¹ DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第1条。

たは許容されるApple、その開発者、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、セキュリティ、または安全の保護。かかるAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人、本条で定めるかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得ることについて、認め、同意することになります。さらに、デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者開発者がAppleブランド製品上またはそれに接続して実行する製品およびサービスを改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報（個人識別情報を除く）を共有する場合があることに同意するものとします。⁴²

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されているように個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、

<https://www.apple.com/jp/legal/privacy/data/ja/app-store/>の「App Store & Privacy」をご参照ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple News and Stocksにおいて表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。かかるパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。⁴³

Appleは、当社サービスの強化、お客様の取引の処理、お客様とのコミュニケーション、セキュリティおよび不正防止、ならびに法令遵守のために、個人データを使用します。また、お客様の同意の下で、その他の目的のために個人データを使用することがあります。

Appleがお客様の個人データを使用するのは、個人データを使用する正当な法的根拠がある場合のみです。Appleは状況に応じて、お客様の同意に基づいて、またはお客様との契約を履行するため、お客様や他者の重大な利益を保護するため、もしくは法令を遵守するために個人データの処理が必要であるという事実に基づいて、個人データを使用することがあります。また、当社は、お客様の利益、権利および期待を考慮して、個人データを処理することが当社または他者の正当な利益にかなうと考える場合、個人データを処理することがあります。法的根拠についてご質問がある場合は、apple.com/jp/privacy/contactからデータ保護責任者にお問い合わせいただけます。⁴⁴

Apple Developer Programへの登録時に、Appleは、デベロッパアカウントを作成・維持し、Apple Developer Programの機能を提供するために、デベロッパの氏名、メールアドレス、年齢、電話番号、使用言語、国または地域など、Apple IDに関連付けられた情報を使用します。これらの情報はApple DeveloperのWebサイト、イベント、コンテンツへのアクセス権の提供、およびメールや通知の送信などの目的で使用される場合もあります。

Apple Developer Programへの登録を行う、既存メンバーから Account Holderの役割を受け入れるなどの特定のケースにおいては、居住地の要件に応じて、本人確認の目的で政府発行の身分証明書番号、写真付き身分証明書の画像、自撮り写真のいずれかまたはすべてを提供していただくようお願いする場合があります。Appleはほかにも、Apple Developer Programへの登録申請に使用したデバイスに関する情報や、Apple IDで有効に

⁴² DPLA第14.2(D)条。 DPLA第14.2条に基づき収集されたデータはプライバシーポリシーの対象とされます。下記にて日本語にて閲覧が可能です。

<https://www.apple.com/legal/privacy/jp/>

⁴³ DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第2条。

⁴⁴ プラバシーポリシー「Appleによる個人データの使用」参照。

しているセキュリティ設定の情報を収集します。さらにデバイスでは、不正行為の特定のため、デバイスの利用パターン（例：デバイスが移動中である時間の割合、週あたりのおおよその通話回数、マップの履歴）を活用する場合があります。それらの情報はデバイスで評価され、該当の情報に基づくスコアがAppleと共有されます。

Appleおよびサードパーティの本人確認サービスプロバイダは、Appleの代表として、収集した情報を本人確認および不正行為防止の目的にのみ使用します。Appleでは、サードパーティのサービスプロバイダに対し、当該情報、およびそれらから得られたいかなる情報についても、不要になった時点で、かつその保持が法律で規定されていない場合に、ただちに削除することを義務付けています。政府発行の身分証明書の画像をご提供いただいた場合は、Appleのサードパーティの本人確認サービスプロバイダによって本物かどうかを確認されます。その際、確認のため、あなたの氏名および住所が取得されます。Appleのサードパーティの本人確認サービスプロバイダは当該画像を保持しません。政府発行の身分証明書を提供したくない場合で、かつ法律で提供が義務付けられていない場合には、developer.apple.com/contact からAppleに問い合わせ、本人確認の代替方法について確認していただくことも可能です。

別のデベロッパがAppleにあなたのメールアドレスを提供することで、Apple Developer Programの開発チームに参加するよう依頼する場合があります。参加依頼を受け入れた場合は、あなたのApple IDがチームに関連付けられます。

Appleから支払いを受けるには、銀行口座情報を提供して税務書類に記入する必要があります。これらはApp Store Connectの「契約／税金／口座情報」セクションでいつでも更新可能です。Appleはこのデータを、支払いの実行および適用法の遵守の目的にのみ使用します。

イベントへの参加申請を行う場合は、Apple Developer Programメンバーシップに関連付けられたApple IDを使用して申請する必要があります。アカウント情報はイベントの選考プロセスにそって取り扱われ、参加者の選定、および選出された場合はイベントへの登録のために使用されます。

Appleは、デベロッパアカウントの作成・維持のために、デベロッパの個人情報を収集します。

政府発行の身分証明書情報または自撮り写真をご提供いただいた場合、Appleおよび本人確認サービスプロバイダはこれを活用して本人確認を行います。

本人確認や不正行為防止のため、デバイスの利用パターンを含むデバイスに関する情報がデバイスで評価され、その情報に基づくスコアがAppleに送信されます。

また、Appleは、デベロッパへの支払いを実行し、法的要件を遵守する目的で、デベロッパの銀行口座および税務情報を収集・使用する場合があります。⁴⁵

v. 商品等提供利用者が商品等提供データを取得又は使用する場合の条件 - 法第5条第2項第1号（ホ）

DPLA、別紙およびプラバシーポリシーの条項にはデベロッパによるデータの要求および取得の条

⁴⁵ プラバシーポリシーの一部としてリンクされている通知「Apple Developer Programとプライバシー」参照。下記にて日本語にて閲覧が可能です。
<https://developer.apple.com/jp/support/privacy/>

件が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

App Storeデータへのアクセス デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリケーションの販売およびApp内課金（サブスクリプションを含む）に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、

<https://developer.apple.com/jp/app-store/measuring-app-performance/>をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、

<https://developer.apple.com/jp/app-store-connect/analytics/>をご参照ください。Appleは、他のデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することはありません。そのようなデータ共有は、AppleのプライバシーポリシーおよびAppleによるかかるデータの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Store Reviewガイドラインに従っている場合に限りです。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されているように個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、

<https://www.apple.com/jp/legal/privacy/data/ja/app-store/>の「App Store & Privacy」をご参照ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple News and Stocksにおいて表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。かかるパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。⁴⁶

Appleは、お客様が自らの個人データについて、知る権利、アクセスする権利、訂正する権利、移転する権利、処理を制限する権利、削除する権利を尊重しています。当社はこれらの権利を当社の全世界のお客様に対して提供しており、お客様は、これらのプライバシーに関する権利を行使した場合でもAppleから差別的な扱いや低いレベルのサービスを受けることがない権利を有しています。また、Appleは、ネバダ州およびカリフォルニア州で定義されている「販売」を含め、お客様のデータを販売することはありません。

プライバシーの権利と選択権を行使するには、Appleについてはデータとプライバシーのページ (privacy.apple.com)、Shazamについてはshazam.com/privacyにアクセスしてください。お客様の個人データのセキュリティを守るために、ご自身のアカウントにサインインする必要があり、これによりお客様の本人確認が行われます。お住まいの地域でデータとプライバシーのページを利用できない場合は、apple.com/jp/privacy/contactでプライバシーの権利に関する要請を行うことができます。

⁴⁶ DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第2条。商品等提供データが「個人情報」に該当する限り、当該情報はAppleのプライバシーポリシーに従います。

ただし、状況によっては要請にお応えできない場合があります。たとえば、お客様から取引データの削除を依頼された場合、Appleがその取引の記録を保管する法的義務を負う場合は、法令遵守のために要請に応じることはできません。また、要請に応えることで、不正防止およびセキュリティを目的とした当社によるデータの正当な利用を損なうと思われる場合は、要請をお断りすることがあります（セキュリティに関する懸念のために捜査対象となっているアカウントの削除を要請された場合など）。プライバシーに関する要請をお断りする場合があるその他の理由としては、他者のプライバシーを侵害する場合、根拠がないか訴権乱用となる場合、著しく非現実的な場合が挙げられます。⁴⁷

Appleは、お客様の指示を受けるかお客様の同意を得て、その他の第三者と個人データを共有することがあります（お客様のアカウントのアクティベーションを行うために通信事業者と情報を共有する場合など）。⁴⁸

vi. 苦情又は協議の申出をするための方法 - 法第5条第2項第1号（へ）

DPLAおよび別紙には法に基づく苦情の申出をするための方法が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制（以下、「P2B規則」といいます）の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの地域に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、<https://developer.apple.com/contact/p2b/>における次の問題に関して、苦情を提出することができます。(a) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または (c) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleはかかる苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。⁴⁹

さらにAppleは、透明性、デベロッパに対する公平性、懸念の効率的かつ効果的な解決への長期的な取組の一環として、デベロッパがAppleに問い合わせを行い、問題を解決するために、デベロッパに対して以下のような窓口を複数用意しています。

デベロッパサポート：

以下のカテゴリの問題については、多くの場合デベロッパサポートでサポートを得ることができます。

メンバーシップやアカウント、開発や技術面の問題、Appの設定と配信、レポートと支払い、イベント、問題の報告、フィードバックやその他のトピック

フィードバックアシスタント：

デベロッパは、iPhone、iPad、およびMac向けのネイティブAppであるフィードバックアシスタントAppや、フィードバックアシスタントのWebサイトを使ってフィードバックをAppleに提出することができます。デベロッパがフィードバックを提出するとフィードバックIDが発行され、フィードバックアシスタントApp内やWebサイト上でフィードバック

⁴⁷ プライバシーポリシー「Appleにおけるお客様のプライバシーの権利」参照。

⁴⁸ プライバシーポリシー「Appleによる個人データの共有」参照。

⁴⁹ DPLA別紙1に対する添付書類Dならびに別紙2および3に対する添付書類Eの第3条。

の処理状況を追跡できるようになります。

App Storeのコンテンツに関する異議の申し立て：

デベロッパが、App Storeに掲載されているAppまたはSearch Adsにより自身の知的財産権が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出することができます。

App名に関する異議の申し立て：

デベロッパが、特定のAppにより、App Storeで自身の商標をApp名として使用する権利が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出することができます。

App Reviewの優先処理：

正当な理由がある場合、デベロッパはApp Reviewの優先処理をリクエストすることができます。

提出に関する問題の解決：

App ReviewまたはTestFlightのApp ReviewによりAppが却下された場合、デベロッパはApp Store Connectを通じてAppleと連絡を取り、問題を解決することができます。Appleからの連絡には、App Store Reviewガイドラインを遵守していない理由など、Appの却下に関する情報が含まれています。デベロッパは、App Reviewにビルドを再提出するまでの間、App Store Connectを通じてAppleとやり取りすることができます。返信にはスクリーンショットや根拠となる資料などの添付ファイルを含めることができます。Appがメタデータの問題で却下された場合は、その問題を解決し、同じビルドを再提出することができます。

Appの却下や削除に対する異議の申し立て：

デベロッパが、自身のAppが誤解されている、またはAppleの審査に公平性が欠けていると考えるため、審査結果に同意しない場合は、異議を申し立てることができます。その後Appleによる調査が行われます。

ガイドラインの変更の提案：

Appleの目標は、App Store Reviewガイドラインを公正に、かつ一貫性を持って適用することです。Appが却下され、デベロッパがApp Reviewとのやり取りで問題を解決できない場合は、ガイドライン自体の変更を提案できます。

解約されたメンバーシップの再開：

デベロッパは、アカウントの再開をApp Review Boardに申請することができます。その場合は、フォームに記入し、App Review Boardがアカウントの再開を検討すべき具体的な理由を提示する必要があります。

AppleはそのWebサイトの様々な場所において上記のオプションに関する情報を提供しています。例えば、App ReviewのWebサイトは、デベロッパに対して、App Reviewの全体的なプロセス、よくあるApp Reviewの却下、およびApp Reviewへのアクセス方法、異議の申し立て、ガイドラインの変更の提案に関する情報を提供しています。⁵⁰

vii. その他開示することが必要なものとして経済産業省令で定められる事項 - 法第5条第2項

⁵⁰ App Reviewは下記にて日本語にて閲覧が可能です。
<https://developer.apple.com/jp/app-store/review/>

第1号(ト)

a. 最恵待遇を求める場合の条件

Appleがデベロッパに対し、その他のモバイルアプリケーションストアなど、他の販売経路と比較してAppleを最も有利に扱うように要求することはありません。すべてのデベロッパは、規約の対象とされており、また規約を遵守しなければなりません。

b. 第三者よりも有利に扱う場合の条件

すべてのデベロッパは、該当する規約に基づき平等に扱われ、Appleは、AppleのAppを第三者であるデベロッパのAppよりも有利な条件で扱うことはありません。別紙に「Appleが開発したライセンスアプリケーションの販売について、Appleは手数料を受け取る権利を有しません。」と規定されている通り、明白な理由に基づき、AppleはAppleの開発チームによるAppの販売について、手数料を得ていません。⁵¹

c. 返品及び返金の条件

DPLAおよび別紙にはappおよびIAPの返品および返金の条件が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、一切の払い戻しを行わないものとします。かつ、デベロッパは、Appleが、別紙2の条件に従って、エンドユーザーに対して払い戻しを行う場合があることに同意するものとします。⁵²

デベロッパは、返金プロセスに関する情報を共有し、プロセスを改善するために、デベロッパのアプリケーションから得られたエンドユーザーの購入情報を、Apple、その子会社、およびAppleの代理人に提供することができます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、ユーザーに通知を送信する、またはユーザーから同意を得る必要があります。⁵³

デベロッパは、製品に対する保証について、明示的保証、または法令に基づきもしくは黙示になされた保証のいずれであるかにかかわらず、免責が有効になされているものを除いて、全面的に責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対してライセンスアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容されるかぎり、ライセンスアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。⁵⁴

プロモーションコードおよび未使用の残額は現金と引き換えることはできず、または、現金の払い戻しにより返却されることや交換されることはできず、または、デベロッパおよびホルダーのいずれによってもその他の商品の購入または割引またはiTunesまたはApp Storeギフトの提供に使用されることはできません。これには未使用で失効したプロ

⁵¹ 別紙2および3の第3.4条。

⁵² DPLA付属書2の第3.4条。

⁵³ DPLA付属書2の第3.5条。

⁵⁴ DPLA別紙1に対する添付書類Bの第4条。

モーションコードも含まれます。⁵⁵

デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体（デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みます）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙2の本第3.8条(c)項に違反した場合、本書により、Appleに対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、Appleの自由裁量により、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Appleがそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、それに対するクレジットをAppleに付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Appleが本別紙2の第7.3条に基づくAppleの権利を行使できることを認めるものとします。⁵⁶

Appleが、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードした日から90日以内、もしくは第3.8条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90日以内（かかる自動更新サブスクリプション期間が90日未満である場合）に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Appleは、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができるものとします。Appleがかかる価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をAppleがペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をAppleに払い戻すか、その金額分のクレジットをAppleに付与するものとします。⁵⁷

本別紙2 および3ならびにAppleの本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Appleは、(i) 終了日より前（本別紙の第1.4条に定めるフェーズアウト期間を含みます）にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙2の第6.3条に従ってAppleがエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Appleは、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Appleが合理的であると判断する期間、デベロッパに対するすべての支払いを保留することができます。デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合、またはほかのデベロッパを関与させるようにした、奨励した、参加したとAppleが判断した、または疑いを持って場合、Appleは、デベロッパまたはかかるほかのデベロッパに対する支払いを保留する場合があります。⁵⁸

d. 支払いを留保する場合の条件

⁵⁵ DPLA別紙1の添付書類Cに対する付属書1の第2条。

⁵⁶ 別紙2および3の第3.8(c)条。

⁵⁷ 別紙2および3の第6.3条。

⁵⁸ 別紙2および3の第7.1条。

別紙には、日本のデベロッパの税金および調整、ユーザーへの返金、不正行為に対する支払いの留保に関する詳細および条件が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

税金および調整の対応に関する規定：

エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙2 に対する添付書類B に従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、ライセンスアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、ライセンスアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が合理的な期間内に調整を処理した後、その後のライセンスアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が調整を処理する前に発生したライセンスアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパによるライセンスアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、かかる税の処理および結果について単独で責任を負うものとします。Apple が、合理的な裁量で、デベロッパによるライセンスアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Apple は、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正した後、Apple は、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Apple がデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙2 の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。⁵⁹

本別紙2に対する添付書類C で求められている税務文書をデベロッパがApple に提供する前に、Apple がデベロッパのライセンスアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Apple は、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパがApple に提供するときまで、デベロッパのためにその金額を保持する判断を下すことができるものとします。Apple は、本第3.3条に基づき本別紙2の定めに従って、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Apple がデベロッパのために保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金するものとします。⁶⁰

Apple は、本書に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収するときに、．．．本別紙の第3.2 条および第3.4 条に基づきApple が徴収するあらゆる税金を差し引くものとします。．．．デベロッパは、その結果生じる為替差額またはApple の提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。⁶¹

⁵⁹ 別紙2および3の第3.2条。

⁶⁰ 別紙2および3の第3.3条。

⁶¹ 別紙2および3の第3.5条。

Apple からのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引においてAppleが受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Apple は、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Apple は、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Apple が満足できる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をApple に提供している場合に限り、Apple が合理的に指定する手段を使用して、デベロッパからApple に対し適時に書面による要求があった場合、Apple は、Apple がデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。⁶²

(A) 日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにiTunes 株式会社を指名している場合：

5.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理してiTunes 株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務（存在する場合）、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い（該当する場合）、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、および自身の納税管理者を任命することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。日本の税務当局から、日本における税金の収集、支払い、または申告の納税管理者としてiTunes 株式会社を任命するよう求められた場合でも、iTunes 株式会社は支援することはできません。デベロッパは可能な限り早期に自身の納税管理者を任命することに同意するものとします。別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づく、デベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いは、デベロッパが自身の納税管理者を任命するまで行われなない場合があります。⁶³

5.2 iTunes 株式会社は日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

(B) 日本のデベロッパ - 日本国外のエンドユーザーおよびカスタムApp の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムApp の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパは、別紙2および別紙3に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとし

⁶² 別紙2および3の第3.7条。

⁶³ 別紙2および3に対する添付書類Cの第5.1条。

てのApple のサービスに対する対価としてApple が受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。⁶⁴

返金の対応に関する規定:

デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体（デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みます）にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙2 の本第3.8 条(c)項に違反した場合、本書により、Apple に対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、Apple の自由裁量により、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Apple がそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額をApple に払い戻すか、それに対するクレジットをApple に付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Apple が本別紙2 の第7.3 条に基づくApple の権利を行使できることを認めるものとします。⁶⁵

Apple が、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードした日から90 日以内、もしくは第3.8 条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから90 日以内（かかる自動更新サブスクリプション期間が90 日未満である場合）に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Apple は、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができるものとします。Apple がかかる価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をApple に払い戻すか、その金額分のクレジットをApple に付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求をApple がペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額をApple に払い戻すか、その金額分のクレジットをApple に付与するものとします。⁶⁶

本別紙2 およびApple の本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Apple は、. . . (ii) 終了日の前後を問わず、本別紙2 の第6.3 条に従ってApple がエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Apple は、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Apple が合理的であると判断する期間、デベロッパに対するすべての支払いを保留することができます。⁶⁷

不正行為への対応に関する規定:

App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格の判断に関して、デベロッパまたはその関連するデベロッパアカウントが、疑わしい、誤解を招く、不正な、不適切な、合法でない、または不誠実な行為または不作為に関与した場合（たとえば、虚偽または不正確な情報をApple に提供すること、App Store スモールビジネスプログラムから不適

⁶⁴ 別紙2および3に対する添付書類Cの第5.2条。

⁶⁵ 別紙2および3の第3.8(c)条。

⁶⁶ 別紙2および3の第6.3条。

⁶⁷ 別紙2および3の第7.1条。

切に利益を得るために複数のApple Developer Program アカウントを作成または使用することなど）、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple の裁量で、App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格を失い、資格が解除されます。

Apple は、本規定に違反したデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントへの支払いを留保できるものとします。⁶⁸

デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合、またはほかのデベロッパを関与させるようにした、奨励した、参加したとApple が判断した、または疑いを持って場合、Apple は、デベロッパまたはかかるほかのデベロッパに対する支払いを保留する場合があります。⁶⁹

C. 規約の個別の開示（ユーザー） - 法第5条第2項第2号

i. 検索及びランキングの主要なパラメータ - 法第5条第2項第2号（イ）

Appleはアクセスしやすく使いやすいWebサイトを提供しており、Webサイトには、以下の通り、App Storeにおけるランキングおよび見つけやすさを決定するために使用される主要なパラメータに関する最新の情報が提供されています。

App StoreやMac App Storeでは、App、ゲーム、ストーリー、カテゴリ、App内課金、デベロッパを検索することができます。「検索」では、プロダクトページのAppやApp内課金のメタデータが使用され、最も関連性の高い結果が表示されます。Appleでは、ユーザーが入力する内容に対して最も的確な結果が表示されるよう、「検索」を常に改善しています。App StoreでユーザーがAppを検索すると、テキストの関連性（Appのタイトル、キーワード、プライマリカテゴリとの一致）やユーザーのアクティビティ（ダウンロード数、評価数とレビュー内容）など、複数の要素に基づくランキングによってAppが表示されます。特定の検索クエリに対する検索結果に加え、探しているものをより見つけやすくするための検索ワードも表示されます。さらに、トレンド検索も表示されるため、同じ地域の他のユーザーがどのようなことに関心を寄せているのかも把握できます。⁷⁰

App StoreとMac App Storeの「カテゴリ」では、主な機能やテーマに基づいてAppが分類されます。ユーザーは「エンターテインメント」「ショッピング」「ソーシャルネットワークワーキング」などのカテゴリを閲覧して、そのカテゴリに関連したAppを見つけることができます。デベロッパは、プライマリカテゴリとセカンダリカテゴリをAppに設定できます。Appを見つけてもらいやすくするには、プライマリカテゴリが特に重要です。これは、ユーザーが閲覧したり検索結果を絞り込んだりした際、App StoreのどのタブにAppが表示されるのかがプライマリカテゴリによって決まるからです。⁷¹

App Storeの「Today」タブには、世界中のApp Storeのエディターによるオリジナルのストーリーが日替わりで掲載され、独占初公開の新作、新着App、定番Appの新しい一面、「今日のApp」、「今日のゲーム」などについて特集が組まれます。ユーザーがAppを革

⁶⁸ 別紙2の第3.4条。

⁶⁹ 別紙2および3の第7.1条。

⁷⁰ 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」

(<https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/>にて閲覧が可能です。)の「検索」参照。

⁷¹ 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「カテゴリ」参照。

新的に利用するためのヒントやハウツーガイドが紹介されるほか、注目のデベロッパに対するインタビューが掲載されます。ストーリーでは、アートワーク、ビデオ、デベロッパのコメントを通じてAppやゲームをいきいきと紹介し、Appが私たちの生活をどのように変えているかApple独自の視点で紹介します。⁷²

App Storeは世界最高のゲームストアでもあります。おすすめの新着ゲームやアップデート、ビデオ、ランキング、エディターによる厳選コレクション、カテゴリなどを通じて情報を発信し、ユーザーの関心を引き寄せています。各タブではいずれも、Appプレビューのビデオが消音状態で自動的に再生され、タブ内をスクロールしながら観ることができます。さらに、厳選されたApp内課金アイテムも紹介されており、ユーザーがApp Storeで直接購入することができます。⁷³

App Storeではユーザーが直接App内課金アイテムを閲覧したり、Appをダウンロードする前に購入を開始することができるため、Appの内容がユーザーの目に触れやすくなります。Appのプロダクトページでは、サブスクリプションを含むApp内課金アイテムを最大20個までプロモーションすることができます。App内課金アイテムは検索結果にも表示され、App Storeのエディターチームによってフィーチャーされる可能性もあります。⁷⁴

ユーザーは、App Storeの「Today」タブでフィーチャーされているストーリーやコレクション、App内イベントを直接ホーム画面で見つけることができます。⁷⁵

「見つける」では、Mac App Storeの注目の最新リリースやアップデートを確認することができます。App Storeのエディターが毎週、注目のAppやゲームについて掘り下げたストーリーや開発の舞台裏を伝えるインタビューを紹介し、ユーザーがMacでの体験をさらに楽しめるよう厳選されたコレクションを提供しています。⁷⁶

Appleのグローバルなエディターチームが、各Appleプラットフォームに合わせてApp Storeでのセクションを選んでいるため、適切な地域の適切なユーザーに、適切なタイミングでAppやゲームの情報が表示されます。

新規Appやゲームのほか、大幅なアップデート、App内のスペシャルイベント、限定コンテンツ、文化や季節にちなんだコンテンツなども取り上げています。また、ユニークなストーリーを持ったAppにもスポットライトを当てています。たとえば、デベロッパがリリースしたAppがどのように業界に変革をもたらしたか、どのようにコミュニティをサポートしたか、Appによってユーザーが抱える固有の課題をどのように解決したか、といった舞台裏を紹介します。⁷⁷

ユーザーは、Appに1～5個の星を付けて評価できます。Appの総合評価は、プロダクトページや検索結果に表示されます。総合評価は、App Storeの各地域ごとに表示され、Appの新しいバージョンをリリースする際にリセットすることができます。ただし、評価のリセットは慎重に行うことをお勧めします。総合評価をリセットすると、総合評価には

⁷² 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「「Today」タブ」参照。

⁷³ 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「「ゲーム」と「App」タブ」参照。

⁷⁴ 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「プロモーション対象のApp内課金」参照。

⁷⁵ 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「App Storeウィジェット」参照。

⁷⁶ 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「見つける」参照。

⁷⁷ 「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」の「フィーチャーについて」参照。

Appの最新バージョンに対する評価のみが含まれるようになるため、以前発生していた問題点を解消したアップデートをリリースする際には便利なこともあります。一方、評価数が少なくなるとAppをダウンロードするユーザーが減少してしまう可能性もあります。また、総合評価がリセットされても、Appに対して投稿されたレビューはリセットされないことにも注意してください。ユーザーは自分のデバイスで、AppのプロダクトページからiOS、iPadOS、macOS、tvOS向けのAppを評価できます。また、ユーザーは自分のiOSデバイスで、AppのプロダクトページからwatchOS向けのAppを評価できます。⁷⁸

ii. Appleが商品等購入データを取得又は使用する場合の条件 - 法第5条第2項第2号（ロ）

AMSおよびプライバシーポリシーにはユーザーデータの取得または使用に関する条件が規定されています。該当する規定は下記の通りです。

本サービスの利用は、<https://www.apple.com/jp/legal/privacy/>にある Apple のプライバシーポリシーに従います。⁷⁹

b. データ利用に関する同意： 使用許諾者が技術データと関連情報を収集し、利用することにお客様は同意します。かかるデータには、お客様のデバイス、システム、アプリケーションソフトウェア、周辺機器に関連する情報で、ライセンスアプリケーションに関連するソフトウェアアップデート、製品サポート、その他サービスの提供を促進する目的で定期的に収集される技術情報が含まれますが、それらに限定されません。使用許諾者は、個人が特定されない形においてのみ、製品を改善し、サービスや技術を提供する目的でかかる情報を利用できるものとします。⁸⁰

本契約のあらゆる部分の遵守を強制または確認するために合理的に必要であるか、適切であると Apple が考えるとき、お客様に対して何ら責任を負うことなく、法の執行機関、政府の役人、及び第三者にいかなるデータまたは情報を開示する権利を Apple が有することにお客様は同意します。そのような権利には、お客様による本サービスまたは本コンテンツの利用に関連する法的な手続きに Apple が協力する権利や、お客様が本サービスや本コンテンツを不法に利用し、第三者の権利を侵害しているとされる場合、第三者の申し立てに Apple が協力する権利が含まれますが、それらに限定されません。⁸¹

Appleでは、お客様は優れた製品を入手できるだけでなく、十分なプライバシーが保証されるべきであると考えています。そのため、当社では必要な個人データのみを収集するよう努めています。Appleがどのような個人データを収集するかは、お客様がAppleとやり取りする方法によって異なります。特定の個々のサービスでAppleが個人データを取り扱う方法については、該当の機能に関連する設定や、apple.com/jp/legal/privacy/dataをご覧ください。

お客様がApple IDの作成、事業用リース（commercial credit）のお申し込み、製品またはデバイスの購入および／またはアクティベーション、ソフトウェアアップデートのダウンロード、Apple Storeでのセミナー受講の登録、当社サービスへの接続、Appleへのお問い合わせ（ソーシャルメディアを含む）、オンライン調査への参加、などの方法でAppleとやり取りする場合、当社は以下のようなさまざまな情報を収集することがあります。

⁷⁸ 記事「評価、レビュー、返答」（<https://developer.apple.com/jp/app-store/ratings-and-reviews/>にて日本語にて閲覧が可能です。）の「評価」参照。

⁷⁹ AMSのB. 「プライバシー」。

⁸⁰ AMSのG. 「ライセンスアプリケーションエンドユーザ使用許諾契約」。

⁸¹ AMSのL. 「その他の条項」。

アカウント情報。 Eメールアドレス、登録されているデバイス、アカウントのステータス、年齢など、Apple IDとそれに関連するアカウントの詳細

デバイス情報。 デバイスを特定できるデータ（デバイスのシリアル番号など）またはデバイスに関するデータ（ブラウザのタイプなど）

連絡先情報。 名前、Eメールアドレス、住所、電話番号など、連絡先情報のデータ

支払い情報。 銀行口座の詳細、クレジットカードやデビットカードなどの支払いカードの情報など、請求先住所と支払い方法に関するデータ

取引情報。 Appleの製品とサービスの購入に関するデータや、Appleのプラットフォームでの購入を含むAppleを通じた取引に関するデータ

不正防止情報。 デバイストラストスコアなど、不正を識別し防止するために使用されるデータ

使用状況データ。 Appleサービス内でのアプリケーションの起動など、Appleの製品やサービスにおけるお客様のアクティビティと使用に関するデータ（閲覧履歴、検索履歴、製品の操作、クラッシュデータ、パフォーマンスなどの診断データ、その他の使用状況データを含む）

位置情報。 「探す」のサポートのみを目的とした詳細な位置情報と、おおよその位置情報

健康に関する情報。 個人の身体的または精神的な健康や状態に関するデータを含む、個人の健康状態に関するデータ。個人の健康データには、個人の健康状態について推定したり検出したりするために使用できるデータも含まれます。Appleの健康に関する研究調査のためのアプリケーションを使用した調査に参加する場合、個人データのプライバシーに関するポリシーについては、Appleの健康に関する研究調査のためのアプリケーションに関するプライバシーポリシーをご覧ください。

フィットネス情報。 お客様が共有することを選択したフィットネスとエクササイズの情報に関する詳細

財務情報。 給与、所得、資産について収集された情報や、Appleブランドの金融サービスに関する情報を含む詳細

政府発行のIDデータ。 特定の管轄区域においては、当社は、ワイヤレスアカウントの設定やお客様のデバイスのアクティベーションをする場合、事業用リース（commercial credit）の延長や予約の管理を目的とする場合、または法的に要求された場合などの限られた状況において、政府が発行したIDをお伺いすることがあります

お客様から当社に提供されるその他の情報。 カスタマーサポートとのやり取りやソーシャルメディアチャネルを通じた連絡を含む、Appleとのコミュニケーションの内容などの詳細

お客様には、当社が求めた個人データを提供する義務はありません。ただし、個人データをご提供いただけないと、多くの場合、当社から製品やサービスを提供できなくなっ

たり、お客様の要請にお応えできなくなったりします。⁸²

Appleは、あなたがApp Storeおよびその他のAppleオンラインストア（iTunes Store、Apple BooksおよびiTunes Uなど）で購入、ダウンロード、またはアップデートするコンテンツを提供するために、あなたの個人情報を収集します。

Appleは、App StoreおよびApple Newsと“株価”（利用可能な場合）であなたと関連性の高い広告を表示するために、ストアでのあなたのアカウント、購入、およびダウンロードに関する情報も使用します。後述の通り、この広告については選択が可能です。

Appleは、あなたに合わせた機能とお勧めを提供し、Appleマーケティングを含む通知を送信するために、ストアでの購入、ダウンロード、その他の活動に関する情報を使用します。後述の通り、この目的のためにこのデータを使用しないように選択することもできます。

詐欺行為の発見と防止に役立てるため、購入時に、デバイスの使用状況に関する情報（通話やメール送受信のおおよその回数など）に基づいて、デバイスのトラストスコアが計算されます。送信データは、お客様のデバイスの実際の値がAppleには分からないように設計されています。スコアは一定の期間、Appleのサーバに保存されます。

Appleは、ストアの改善に役立てるために、あなたの閲覧、購入、検索、およびダウンロードに関する情報を使用します。これらの記録は、IPアドレス、ランダムな一意の識別子（発生する場合）、App Storeやその他のAppleのオンラインストアにサインインしたApple IDと共に保存されます。⁸³

iii. 開示することが必要なものとして経済産業省令で定められる事項 - 法第5条第2項第2号（ハ）

該当する事項はありません。

◆(2)法第5条第3項及び第4項の規定に基づき開示された事項その他同条第1項から第4項までの規定に基づく開示の状況に関する事項

4. 法第7条第1項の規定に基づき講じた措置に関する事項

(1) 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和3年2月1日号外経済産業省告示第16号。以下「告示」という。）2. 1に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

①告示2. 1①に関する事項

Appleが規約を更新するプロセスは、告示に定められた具体的な取組に一致したものです。Appleでは、地域の法規制の変更、技術の高度化、変更の必要性、ユーザーおよびデベロッパの利益および影響など、さまざまな要因を慎重に検討した上で、変更を実施しています。

⁸² プラバシーポリシー「Appleがお客様から収集する個人データ」参照。

⁸³ プラバシーポリシーの一部としてリンクされている通知「App Storeとプライバシー」参照。

下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://www.apple.com/jp/legal/privacy/data/ja/app-store/>

規約の改定予定を発表する際、Appleは変更の理由を説明しています。例えば、2021年のApp内イベント機能の導入時に、Appleはガイドラインへの変更をデベロッパに数か月前に通知し、その変更を次のように説明しました。

2.3.13の追加：「App内イベントは、App内で提供するタイムリーなイベントです。App Storeでイベントを公開するには、App Store Connect上で規定するイベントタイプに該当する必要があります。すべてのイベントメタデータは正確であり、App全体に関するものではなく、直接イベントに関わるものである必要があります。イベントはApp Store Connect上で選択した日時で開催される必要があります（複数のストアフロントに関わる場合も含む）。本ガイドラインのセクション 3「ビジネス」の規定に違反しない限り、イベントの収益化は認められます。イベントのディープリンクは、App内の正しいコンテンツに直接誘導する必要があります。App内イベントで、認められるイベントメタデータとディープリンクに関するガイドラインの詳細を確認してください。」

Appleはこれらの措置について、告示第3.1項に記載されている具体的な取組例に一致しており、したがって適切かつ効果的であると考えています。

②告示2.1②に関する事項

Appleは、標準化されたワークフローと手続を利用してデベロッパへの対応に一貫性、透明性、および公正性を維持しています。例えば、App Reviewのプロセスをとりあげると、App Review Webサイトは、デベロッパにApp Reviewプロセス全般を伝え、よくあるApp Reviewの却下について開示しています。⁸⁴Appleは、Apple Developer Programへの登録時に、すべてのデベロッパに対し、規約、特にガイドラインの対象となり、遵守しなければならないことを開示しています。デベロッパがガイドラインに同意しない場合、下記の「ガイドライン変更の提案」機能によりガイドラインの変更を提案することができます。また、Appleは、デベロッパにApp Reviewの決定への異議申し立て、App Review BoardへのAppの優先処理のリクエストを認めています。Appleは、App Reviewチーム全員が、標準化された方針およびプラクティスを遵守し、初期および継続的なトレーニングを受けて統一的なガイドラインを適用するように徹底させることで、App Reviewのプロセスの全体での一貫性を維持しています。Appleはこれらの措置が、告示第3.1項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

③告示2.1③に関する事項

Appleの取組においては、デベロッパの意見および提案を検討することが鍵となります。Appleはデベロッパにコミュニケーションのための多数のチャンネルを提供しています（そのいくつかについては、下記（2）において後述します。）。ガイドラインの変更の多くは、デベロッパからの意見やリクエストによる直接の結果です。例えば、ガイドライン変更の提案機能を使用すると、デベロッパはガイドラインへの変更の提案を提出できます。App Reviewチームや関連するその他のチームは、あらゆる変更の評価に使用する基準と同じ基準に基づいてデベロッパのフィードバックおよび提案された変更を検討します。例えば、あるデベロッパによって、デベロッパがAppleの手数料をAppの購入フローの中でユーザーに知らせることができるように、ガイドライン2.3.10の変更が提案されました。この提案がなされた当時のガイドライン2.3.10は以下の通りです。

2.3.10 AppはiOS、Mac、Apple TV、Apple Watchでの使用を前提としてください。許可を得た特定の相互作用的機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームの名前、アイコン、画像をAppまたはメタデータに含めることはできません。Appのメタデータとして記述できるのは、Appとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報（Apple

⁸⁴ App Reviewは下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/review/>

または開発プロセスに関する情報を含みますが、それらに限定されません。) は含めないでください。

Appleは、デベロッパによる提案に同意し、ガイドライン2.3.10から「Appleまたは開発プロセスに関する情報」を含めないようにデベロッパに求めていた部分を削除しました。現行版ガイドライン2.3.10は以下の通りです。

2.3.10 AppはiOS、iPadOS、macOS、tvOS、watchOSでの使用を前提としてください。許可を得た特定の相互作用的機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームの名前、アイコン、画像をAppまたはメタデータに含めることはできません。Appのメタデータとして記述できるのは、Appとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報は含めないでください。

Appleは、デベロッパとのコミュニケーションおよびそのフィードバックの収集のための多数のチャンネルを維持しています。すべてのデベロッパに適用されるガイドラインを変更するリクエストは、App Reviewの方針に精通した専門の担当者、App Review Boardの担当者、App Reviewの意思決定担当者、App Store、デベロッパ対応、および法務チームによって評価されます。このプラクティスは、デベロッパに平等に対応するものであり、ユーザーおよびデベロッパに対して価値のあるApp Storeの運営を総合的に改善に役立ち、したがってすべてのデベロッパに対し適切、効果的かつ公平なものです。

(2) 告示2.2に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

① 告示2.2①に関する事項

Appleは、デベロッパに生じる可能性のある問題を効率的、効果的かつ無償で解決するために、デベロッパに対して以下を含む多くのチャンネルを用意しています。

デベロッパサポート：

以下のカテゴリの問題については、多くの場合デベロッパサポートでサポートを得ることができます：メンバーシップやアカウント、開発や技術面の問題、Appの設定と配信、レポートと支払い、イベント、問題の報告、フィードバックやその他のトピック。デベロッパサポートページは、デベロッパが開発ツールおよびアプリケーションの管理ツールに関するサポートを受け、各種ドキュメントを閲覧し、他のデベロッパとつながり、バグレポートを提出し、デベロッパに影響する最新のニュースおよびお知らせを知り、Appleとコミュニケーションするための中心的な場所となっています。⁸⁵

フィードバックアシスタント：

デベロッパは、iPhone、iPad、およびMac向けのネイティブAppであるフィードバックアシスタントAppや、フィードバックアシスタントのWebサイトを使ってフィードバックをAppleに提出することができます。デベロッパがフィードバックを提出するとフィードバックIDが発行され、フィードバックアシスタントApp内やWebサイト上でフィードバックの処理状況を追跡できるようになります。⁸⁶ Appleは、フィードバックアシスタントのWebサイトにおいて、iOS、iPadOS、macOS、tvOSおよびwatchOSのベータ版のリリースノートや、特定のソフトウェア、SDK、ファームウェアに影響がある既知の問題などの情報

⁸⁵ デベロッパサポートは下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/support/>

⁸⁶ フィードバックアシスタントへのアクセスはApple IDが必要です。下記にて閲覧が可能です。

<https://feedbackassistant.apple.com>

をデベロッパに提供しています。デベロッパは、詳細な入力フォームを使用して、Appleの運用システム、開発ツール、WebサービスおよびSDKに関するフィードバック（クラッシュ・レポート、想定外の現象、または一般的な提案など）を提出することができます。入力フォームによって自動的にフィードバックIDナンバーがデベロッパに発行され、フィードバック提出の状況を追跡することができます。

App Storeのコンテンツに関する異議の申し立て：

デベロッパが、App Storeに掲載されているAppまたはSearch Adsにより自身の知的財産権が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出することができます。⁸⁷デベロッパが「App Store Content Dispute」フォームを使用して問題となるAppまたはSearch Adを特定し、権利の侵害が疑われる内容の説明をすると、App Storeの法務チームが、参照番号と共に問題となるアプリケーションを提供するプロバイダへの連絡先をデベロッパにEメールを送信してお知らせします。これにより、当事者は紛争の解決に向けて直接協力することが可能となります。

App名に関する異議の申し立て：

デベロッパが、特定のAppにより、App Storeで自身の商標をApp名として使用する権利が侵害されていると考える場合は、App Storeの法務チームに異議の申し立てを提出することができます。⁸⁸デベロッパが「App Name Dispute」フォームに入力し提出すると、デベロッパが利用を希望する名称がどのAppによって妨害されているのかをApp Storeの法務チームが調査し、参照番号をデベロッパにメールで送信し、妨害しているAppを提供するプロバイダと直接コンタクトを取れるようにします。これにより、当事者は紛争の解決に向けて直接協力することが可能となります。

App Reviewの優先処理：

不測の事態（致命的なバグの修正や、デベロッパが直接関係するイベントに合わせてAppをリリースするなど）に直面したデベロッパは、App Reviewの優先処理をリクエストすることができます。⁸⁹デベロッパは、フォームに入力し、優先処理が必要な理由を十分詳細に提供することで、優先処理をリクエストすることができます。たとえば、特定のイベントに関係するAppについては、そのイベントの説明、日付、およびイベントとAppとの関係を記載することができます。

提出に関する問題の解決：

App ReviewまたはTestFlightのApp ReviewによりAppが却下された場合、デベロッパはApp Store Connectを通じてAppleと連絡を取り、問題を解決することができます。Appleからの連絡には、App Store Reviewガイドラインを遵守していない理由など、Appの却下に関する情報が含まれています。デベロッパは、App Reviewにビルドを再提出するまでの間、App Store Connectを通じてAppleとやり取りすることができます。Apple Reviewのデベロッパへのメッセージには、アプリ（またはアプリのいくつかの部分）がどのようにガイドラインに準拠していないかを含む、却下の理由に関する情報が含まれています。返信にはスクリーンショットや根拠となる資料などの添付ファイルを含めることができます。Appがメタデータの問題で却下された場合は、その問題を解決し、同じビルドを再提出することができます。

⁸⁷ App Store Content Disputeは下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/apstorenotices/#?lang=ja>

⁸⁸ App Name Disputeは下記にて閲覧が可能です。

<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/appnamenotices/>

⁸⁹ App Reviewの優先処理、提出に関する問題の解決、およびAppの却下や削除に対する異議の申し立ての詳細は、App Review参照。App Reviewは下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/review/>

Appの却下や削除に対する異議の申し立て：

デベロッパが、自身のAppが誤解されている、またはAppleの審査に公平性が欠けていると考えるため、審査結果に同意しない場合は、異議を申し立てることができます。その後Appleによる調査が行われます。デベロッパは、フォームに入力し、アプリがガイドラインに遵守する具体的な理由を提示することにより、異議を申し立てることができます。

ガイドラインの変更の提案：

Appleの目標は、App Store Reviewガイドラインを公正に、かつ一貫性を持って適用することです。Appが却下され、デベロッパがApp Reviewとのやり取りで問題を解決できない場合は、ガイドライン自体の変更を提案できます。

解約されたメンバーシップの再開：

デベロッパは、アカウントの再開をApp Review Boardに申請することができます。その場合は、フォームに記入し、App Review Boardがアカウントの再開を検討すべき具体的な理由を提示する必要があります。

Appleは、これらの便利なオプションに関する情報を、そのwebサイトの様々な場所で提供しています。デベロッパは、Apple Developer Programのアカウントページにログインすることにより、これらのオプションにアクセスすることができます。⁹⁰

上記2.に記載した通り、Appleは、日本のデベロッパが法に基づいて苦情を提出することができるチャンネルも提供しています。そのような苦情は適切な社内チームに伝えられ、クレームの精査、分析、および社内調査が行われます。Appleは、P2Bデベロッパ苦情をレビューし調査するために専門的知見と経験に富んだ組織横断型のチームを特別に指定し、デベロッパの苦情および紛争を効果的に統一的な方法で処理できるようにします。決定がなされると、Appleは、デベロッパに書面で回答し、決定やAppまたはアカウントの法令の遵守に必要な是正措置について、日本の専門家に電話でデベロッパに対応させています。

Appleはこれらの措置が、告示第3.2項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

② 告示2. 2②に関する事項

Appleは、デベロッパとの関係において更なる透明性および公正性の向上を達成するという目標の一環として、また、法を含むplatform-to-business（以下「P2B」といいます。）規制に従って、プロセスと手続きの策定、実施、改善に多大な努力とリソースを投入してきました。AppleはP2B規制の制定に先立って、デベロッパの利益となるプロセスを整備しており、それらは引き続きデベロッパによって最大限に活用されています。P2B苦情ポータルのような新しい機能を開発し維持していくために、人的および技術的リソースを投入することで、既存のプロセスの強化と改善を続けています。Appleは、すべてのP2B苦情や紛争を記録および追跡し、それぞれの苦情や決定を見直し、内部プロセスやデベロッパとのコミュニケーションを改善する機会を特定しています。Appleは、引き続き、P2Bコンプライアンスプログラムを継続的に監視および評価し、デベロッパの懸念への合理的にまたタイムリーかつ徹底した方法で対応されるよう改善しています。Appleはこれらの措置が、告示第3.2項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

⁹⁰ 添付書類8には、アクセスにApple Developer Programアカウントのログインが必要となるデベロッパ用機能のランディングページのスクリーンショットが含まれます。

(3) 告示 2. 3 に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

① 告示 2. 3 ①に関する事項

Appleは、日本のデベロッパおよび日本の規制当局への対応を専門とした日本に所在する従業員を多数雇用しています。Appleは、経済産業省とApp Storeとの間の直接の連絡窓口として、日本在住の従業員を任命しています。またAppleは、日本における問題及び関心事項について助言を得るために、日本の外部専門家を起用しています。Appleは、日本に拠点を置くデベロッパのために、特別なデベロッパフォーラムを日本語により開催し、その多くは無償で行われています。Appleはこれらの措置は告示第3.3項に記載されている具体的な取組例に一致していることから、これらの措置が適切かつ効果的であり、またAppleと日本に拠点を置くデベロッパとの緊密な関係を促進するものと考えています。

②告示 2. 3 ②に関する事項

App Storeにおける方針の決定は、すべてのデベロッパがApp Storeにおいて平等にかつ一貫性をもって扱われるように、会社レベルで行われます。Appleの日本を拠点とするチームは、日本のデベロッパおよび日本の規制当局とのハイレベルなコミュニケーションを管理するために、Appleが指定した代理人を補佐しています。Appleは、これらの措置が適切かつ効果的であると考えています。なぜなら、このような一元化された意思決定が、Appleとデベロッパとの間の一貫性、透明性、公正性を向上させ、また、日本のデベロッパとのコミュニケーションをとるために日本を拠点とする従業員・専門家のチームを活用することが、Appleとデベロッパの間で強固な関係性と緊密なやりとりを生み出すためです。告示第3.3項に記載されている具体的な取組例に従い、Appleは経済産業省に日本の従業員の連絡先を提供し、積極的に経済産業省とコミュニケーションを行いました。Appleは、これらの措置が適切かつ効果的であると考えています。

(4) 告示 2. 4 に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由

① 告示 2. 4 ①に関する事項

Appleは、デベロッパから積極的にフィードバックを求め、(適切な場合) デベロッパの懸念やリクエストに対処するために行動しています。例えば、日本のデベロッパ向けにAppleが開催したイベントにおいて、Appleの担当者は、新たなテクノロジー、機能、メリット、デベロッパからのフィードバック、懸念、リクエストなどさまざまなトピックについてデベロッパと直接対話します。上記4(2)(i)で詳細に記載した通り、デベロッパはApp Store Connectの「フィードバックアシスタント」および「ガイドライン変更の提案」の機能を使用して、フィードバックを提出し、ガイドラインへの変更を提案することも可能です。Appleはこれらの措置が、告示第3.4項に記載されている具体的な取組例に一致しているため、適切かつ効果的であると考えています。

②告示 2. 4 ②に関する事項

ガイドラインの変更の多くは、デベロッパのフィードバックやリクエストが直接反映されたものです。例えば、ガイドライン変更の提案機能を使用すると、デベロッパはガイドラインへの変更の提案を提出できます。App Reviewチームおよび関連するその他のチームは、あらゆる変更を評価するために使用される基準と同じ基準に基づいて、デベロッパのフィードバックおよび提案された変更を検討します。例えば、あるデベロッパによって、デベロッパがAppleの手数料をAppの購入フローの中でユーザーに知らせることができるように、ガイドライン2.3.10の変更が提案されました。この提案がなされた当時のガイドライン2.3.10は以下の通りです。

2.3.10 AppはiOS、Mac、Apple TV、Apple Watchでの使用を前提としてください。許可を

得た特定の相互作用機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームの名前、アイコン、画像をAppまたはメタデータに含めることはできません。Appのメタデータとして記述できるのは、Appとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報（Appleまたは開発プロセスに関する情報を含みますが、それらに限定されません。）は含めないでください。

Appleは、デベロッパによる提案に同意し、ガイドライン2.3.10から「Appleまたは開発プロセスに関する情報」を含めないようにデベロッパに求めていた部分を削除しました。現行版ガイドライン2.3.10は以下の通りです。

2.3.10 AppはiOS、iPadOS、macOS、tvOS、watchOSでの使用を前提としてください。許可を得た特定の相互作用機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームの名前、アイコン、画像をAppまたはメタデータに含めることはできません。Appのメタデータとして記述できるのは、Appとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報は含めないでください。

Appleは、App Storeの取引条件を一律に適用することで、デベロッパへの公平性が確保されると強く信じています。同時にAppleは、地域毎の法令を遵守しており、App Storeについて協議するために、現地の規制当局と面会することを常に望んでいます。上記4(3)(i)に記載した通り、Appleは、日本の商慣習および日本のカルチャーを理解する日本の従業員および専門家から、Appleの日本における業務が日本の法令およびシステムと合致しているか助言を受けています。Appleはこれらの措置が、告示第3.4項に記載されている具体的な取組例に一致していることから、これらの措置が適切かつ効果的であり、Appleと日本のデベロッパとの緊密な関係を促進するものと考えています。

◆(5) その他法第7条第1項の規定に基づき講じた措置に関する事項

5. 法第9条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

(1) 法第9条第1項第2号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

A. 苦情および紛争の対応

Appleは、デベロッパの苦情に対処し、Appleとデベロッパの間の紛争を解決するために必要なシステムおよび手続の整備に関する基本的な考え方や具体的な取組をレビューし、慎重に検討しました。4.(2)に記載した通り、Appleは告示に示された具体的な取組例に一致した措置を実施することができました。デベロッパからの法に関する苦情および紛争への対応は、おおむねAppleの既存の内部プロセスの明確化および改善また既存の透明性に向けた取組のタイムラインの迅速化に資するものでした。例えば、Appleはガイドラインおよび/またはDLPAの違反に関するより多くの情報を提供するために、デベロッパに対する通知の更新に時間とリソースを費やしています（ただし、このような情報の開示により、App Storeでの不正行為に対応する能力が損なわれる可能性がある場合を除きます。）。デベロッパからの3件の苦情は、社内のP2B及び法に基づく苦情審査プロセスおよび手続の改善に役立ちました。具体的には、これらの苦情は、デベロッパのP2Bおよび法に基づく苦情および紛争の処理を担当する、専門的知見と経験に富んだ特別に指定された組織横断型チーム（上記4.(2)(i)に記載されています。）間の議論および協力を促進しました。

(2) 法第9条第1項第3号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

B. 規約の開示 - 法第5条第1項乃至第4項

i. 一般に提供される規約 - 法第5条第1項

DPLA、別紙、ガイドラインおよびプライバシーポリシーの記載は十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。

ii. 規約の個別の開示 (デベロッパ) - 法第5条第2項第1号

a. 提供の拒絶の場合の基準

サービス提供の拒絶に関する規約の記載は、具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。さらに、デベロッパに提供される通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすく、Appが削除される理由、違反があった規約の関連条項、および（可能である場合には）Appの該当する部分のスクリーンショットが説明されています。通知では、デベロッパはApp Reviewと直接やり取りを行い、Appを法令に遵守させることまたは決定に異議を申し立てることが可能であるということが明記されています。

b. 商品又は役務の購入の場合の条件

Appleの手数料に関する規約の記載は、具体的、明確かつ分かりやすく開示されています。

c. 検索及びランキングの主要なパラメータ

App StoreにおけるAppのランキングおよび見つけやすさに関する規約は、具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。また、この点に関するWebサイトリソースもデベロッパに提供されています。⁹¹例えば、デベロッパ向け記事「評価、レビュー、返答」には、Appの評価に関する追加情報が含まれています。⁹²

d. 商品等提供データを取得又は使用する場合の条件

商品等提供データの取得および利用に関する規約の記載は、具体的、明確、かつ分かりやすいものとなっています。Appleは、Appleが保有する商品等提供データの種類を開示し、App Store Connectを介してデベロッパがデータをダウンロードできる方法を説明しています。また、Appleはこの点に関して法的条項以外にも多くのリソースをデベロッパに提供しています。⁹³ 例えば「App Store Connect ヘルプ」には、デベロッパが利用可能な財務報告の種類に関する詳細な情報が記載されています。

e. 苦情又は協議の申出をするための方法

規約の記載は具体的、明確かつ分かりやすいものであり、デベロッパがP2B苦情を申出する方法が説明されています。

f. 開示することが必要なものとして経済産業省令で定められている事項

⁹¹ デベロッパ向け記事「App StoreとMac App Storeでの見つけやすさの向上」参照。下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/>

⁹² デベロッパ向け記事「評価、レビュー、返答」参照。下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/ratings-and-reviews/>

⁹³ 「App Store Connect ヘルプ」の「支払と財務報告」参照。下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://help.apple.com/app-store-connect/?lang=ja>

Appleは、デベロッパに対し、最恵待遇を適用することはありません。Appleは、Appleが開発したAppが手数料の対象とならない旨を、DPLAにおいて平易な言葉で明確に開示しています。返金が発生した場合は、返金の一般的な理由を開示しますが、返金に関する詐欺やその悪用の発生を防止し、お客様のプライバシーを保護するために、特定の詳細を省略しています。規約の記載は具体的、明確かつ分かりやすく開示されており、どのような場合にAppleが税金および調整、ユーザーへの返金、不正行為に対する支払いを留保することがあるかについて説明しています。上記に記載した通り、Appleがデベロッパに対し、その他のモバイルアプリケーションストアなど他の販売経路と比較して、Appleをより有利に扱うように要求することはありません。

iii. 規約の個別の開示（ユーザー） - 法第5条第2項第2号

a. 検索及びランキングの主要なパラメータ

上記に記載した通り、Appleは、アクセスしやすく使いやすいWebサイトを整備し、App Storeのランキングおよび見つけやすさを決定するために使用される主要なパラメータに関する最新の情報を、当該Webサイトにおいて提供しています。Appleは、秋頃にこの情報をApple メディアサービス利用規約にも追加する予定ですが、当該Webページは、これらのプラクティスに関する最も適切でユーザーに有益な開示であると確信しています。

b. Appleが商品等提供データの取得又は使用する場合の条件

Appleによる商品等提供データの取得および利用に関するプライバシーポリシーの記載、ならびにユーザーがデータを利用する方法や取得する方法に関する開示は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。

iv. 提供条件によらない取引の実施の要請 - 法第5条第3項第1号

Appleはデベロッパに対して提供条件によらない取引の実施を要請することはありません。

v. 提供の拒絶 - 法第5条第3項第2号

AppleがAppの配信を拒絶するというAppleの決定に関してデベロッパに（耐久性のある媒体により）提供される通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。Appleは、デベロッパに対し、サービス提供の拒絶の事前通知を行わない場合、経済産業省令に規定される免責事項を遵守しています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、デベロッパの行動および活動がApp配信の拒絶の原因となった際にデベロッパに送付された通知のテンプレートを収集し、検討しました。

vi. 支払いの留保 - 法第5条第3項第3号

税金および調整、返金、不正行為に対する支払いの留保に関するデベロッパへの（耐久性のある媒体による）通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、デベロッパの不正な行為および/または活動が支払い留保の原因となった際にデベロッパに送付された通知のテンプレートを収集し、検討しました。

vii. 提供条件の変更 - 法第5条第4項第1号

規約の変更に関するデベロッパへの（耐久性のある媒体による）通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、規約に予定される変更に関してデベロッパに事前に送付されたEメールを収集し、検討しま

した。

viii. 提供の全部の拒絶/終了 - 法第5条第4項第2号

アカウントの停止に関するデベロッパへの（耐久性のある媒体による）通知は、十分に具体的、明確かつ分かりやすいものとなっています。Appleは、デベロッパに対し、停止の事前通知を行わない場合、経済産業省令に規定される免責事項を遵守しています。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、デベロッパの行為および/または活動がApple Developer Programアカウントの停止の原因となった際にデベロッパに送付された通知のテンプレートを収集し、検討しました。またAppleは、デベロッパに停止の事前通知を行わなかった場合に、十分な理由があったことを確認しました。例えばデベロッパによる不正行為がある場合、通常、Appleはデベロッパに停止の事前通知を行いません。不正行為によってApp Store、ユーザーおよび他のデベロッパの安全性に切迫した重大な脅威がもたらされることから、Appleは、そのような事態においては事前通知を行わないことが合理的で適切であると考えています。

(3) 法第9条第1項第4号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

Appleは、告示に示された基本的な考え方および具体的な取組をレビューし、慎重に検討しました。4. で記載した通り、Appleは告示に示された具体的な取組例に一致している措置、または法第7条第1項に示された方向性を実現する上で適切かつ有効な措置を実施することができました。例えば、自ら行った評価のプロセスの一環として、Appleは、規約の変更、デベロッパからの苦情および紛争の対応、デベロッパのフィードバックの要請と検討に関する正式なプロセスの見直しと改善に重点を置いています。

(4) 特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価

App Storeの透明性及び公正性の向上に向けた取組

Appleはデベロッパとの相互理解、透明性及び公正性を強化する多数のツール、機能、改良、方針の変更を実施しました。これらのいくつかを以下に取り上げます。

契約のローカライゼーションおよび閲覧性

2021年4月に、Appleデベロッパ契約およびガイドライン（ADA、DPLA、DPLAの別紙、およびガイドラインを含みます。）を一般に公開されているWebサイトに移転し、ADA、DPLA、DPLAの別紙、およびガイドラインの日本語版を提供しました。Appleデベロッパ契約およびガイドライン（ADA、DPLA、DPLAの別紙、およびガイドラインを含みます。）は、下記にて日本語で一般に公開されています。

<https://developer.apple.com/jp/support/terms/>

2021年世界開発者会議（WWDC）

Appleは、2年連続でWWDC 2021をオンライン開催し、世界中の何千人ものデベロッパにアクセスを提供しました。Appleは、世界で最も革新的なAppを製作し続けることをサポートするために、デベロッパ向けに200以上の詳細なビデオセッションを提供しました。Appleと日本のデベロッパとの間の理解と透明性を深めるために、WWDCのすべてのビデオセッションでは、日本語字幕と検索可能なトランスクリプトがつけました。

App Store Small Business Program

Appleは、デベロッパのApp Store Small Business Program（以下「プログラム」といいます。）

への登録の推進を継続しました。プログラムは、透明性および公正性の原則のもとに設計されました。認定されたデベロッパは、売上高が100万米ドル以内の場合、有料のAppおよびApp内課金の手数料率が30%から15%に引き下げられます。プログラムの特徴、参加資格、登録、よくある質問とその回答を明確に説明した日本語専用Webサイトを作成しました。2022年には、Appの譲渡に関してプログラムの規則を更新しました。現在、App譲渡を開始または受け入れたデベロッパは、プログラムの参加資格を有することになります。また、Appleは、当初App譲渡によりプログラムの参加資格がなかったデベロッパを自動的に再登録しました。Webサイトは下記にて閲覧可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/small-business-program/>

日本のデベロッパとの地域貢献

Appleの日本の担当者は、日本のデベロッパ向けにローカルイベントやセッションを開催し、日本のデベロッパのコミュニティと積極的に関わっています。ローカルイベントやセッションは、Appleの従業員により日本語で実施されています。これらのイベントやセッションは、日本のデベロッパにApp Storeの開発およびビジネスに関する最新情報の提供とともに、Appleと日本のデベロッパのコミュニティとの間のプロフェッショナルな関係性の継続的な強化を目的としています。

デベロッパとの対面型セッション

Appleは、WWDC 2021の直後、日本に拠点を置くデベロッパ向けに、WWDC 2021の発表の主要な内容を日本語で説明するローカルセッションを開催しました。Appleの日本チームは、WWDC 2021で発表された主要な機能と改良について話し合う対面型セッションに、118の日本のデベロッパを招待しました。2022年1月に約69のデベロッパはAppleにより2回開催された3時間のセッションのいずれかに出席しました。

日本にフォーカスしたスペシャルイベント

Appleは、重要なイベントの際に、AppのマーケティングやApp Storeで日本のデベロッパ特集を行い、日本のデベロッパと積極的に連携しています。例えば、Appleは、日本のApp Storeの「2022年新年度キャンペーン」での特集について、日本に拠点を置く86のデベロッパに連絡しました。Appleの呼びかけのメール（日本語でデベロッパに送信されました。）に対しては、55のデベロッパから回答があり、日本でのApp Storeの2022年新年度キャンペーンで特集されました。

1対多数でのセッション

Appleの日本チームは、日本のデベロッパと、デベロッパやAppに役立つApp Storeのツールや機能について話し合う対面によるミーティングを定期的で開催しています。例えば、2022年1月、Appleの日本チームは、iOSでのサブスクリプションの実装をテーマとした1時間のセッションを4回開催して118の日本のデベロッパを招待しました。また、2022年3月、AppleはiOSのCustomer Offer Code機能に重点を置いた1時間のセッションに171の日本のデベロッパを招待しました。

テックトーク

Appleは、デベロッパ向けに100を超えるライブオンラインセッションを開催し、Apple APIとテクノロジーの最新のアップデートについて詳しく説明しました。また、Appleのテクノロジー、設計、コーディング、App審査、ビジネスおよびマーケティング、App Store Connectについて、Appleの専門家と1対1で30分間対話する機会もデベロッパに提供しました。これらのセッション

は、ライブでの質疑応答を含み、デベロッパのAppの改善、Appのデザインの改良、問題の解決や、ガイドラインやツールへの理解を深めるのに役立ちました。予約は現地時間で、日本のデベロッパ向けに日本語で行われました。テックトークは、下記にてデベロッパ向けオンデマンド（その多くに日本語字幕がついています。）で閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/videos/>

デベロッパのリソースと記事

Appleは、デベロッパに対して、インターネットかつ日本語で閲覧可能な多くのリソースや記事を提供しています。例えば、「リソースページ」のWebサイトでは、Appのプロモーションや見つけやすさ、ビジネスと解析、ユーザーエンゲージメントなど、さまざまなトピックに関するデベロッパ向けの記事を掲載しています。「リソースページ」は、下記にて日本語で閲覧可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/articles/>

Webサイト「デベロッパサポート」には、数多くのデベロッパ向けリソース、サポートの記事（テックノートなどの詳細な技術論文）、およびデベロッパフォーラムなど有意義なリソースへのリンクが掲載されています。デベロッパサポートは下記にて日本語で閲覧が可能です。

<https://developer.apple.com/jp/support/>

デベロッパインサイト

Appleは、App Storeのツールや機能が、どのようにデベロッパの目標達成をサポートしたかというストーリーを他のデベロッパと共有することにフォーカスしたプログラムを開発しました。例えば、AppleのApp Storeローカライズツールが、日本ユーザー向けに完全にローカライズされたバージョンのEvernote Appの作成にいかに関与したかが、日本のEvernoteチームによって共有されています。Evernoteデベロッパインサイトは、下記にて日本語で閲覧可能です。

<https://developer.apple.com/jp/app-store/evernote/>

リーダーAppのアップデート

Appleは、2021年9月に、ユーザーがアカウントの設定や管理をするために、「リーダー」AppのデベロッパがApp内に自社Webサイトへのリンクを含めることを可能とするガイドラインのアップデートを発表しました。Appleは、この変更を日本の公正取引委員会により要求により実施し、App Storeで公開されている世界中のすべてのリーダーAppに適用しました。リーダーAppは、デジタル版の雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオなど、購入済みコンテンツまたはサブスクリプションコンテンツを提供しています。Appleは、2022年初頭にこの変更が有効とされる前に、リーダーAppのユーザーが引き続きApp Storeでの安全な使用を確保するために、ガイドラインと審査プロセスをアップデートしていることをデベロッパに対して通知しました。⁹⁴

(5) その他法第9条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

以上

⁹⁴記事「日本の公正取引委員会によるApp Storeの調査が終結」参照。下記にて閲覧が可能です。
<https://www.apple.com/jp/newsroom/2021/09/japan-fair-trade-commission-closes-app-store-investigation/>

添付書類リスト

添付書類1 - Appleデベロッパ契約 (ADA)

添付書類2 - Appleデベロッパプログラム使用許諾契約 (DPLA)

添付書類3 - 有料App契約 (Appleデベロッパプログラム使用許諾契約 (DPLA) の別紙2および3) およびその添付書類 (個別または総称して「別紙」)

添付書類4 - App Store Reviewガイドライン (ガイドライン)

添付書類5 - Apple メディアサービス利用規約 (AMS)

添付書類6 - Appleプライバシーポリシー (プライバシーポリシー)

添付書類7 - 今後の規約の変更に関してデベロッパに送信されたメール

添付書類8 - フィードバックアシスタント、App Reviewの優先処理、Appの却下や削除に対する異議の申し立て、ガイドラインの変更の提案、解約されたメンバーシップの再開のランディングページのスクリーンショット

こちらはお客様とApple Inc. (以下「Apple」という)の間における法的契約であり、お客様によるApple Developerとしての参加に適用される条件を定めるものです。「同意する」ボタンを押してこのページの下部にあるボックスにチェックを入れる前に、本Apple Developer Agreement (Appleデベロッパ契約、以下「本契約」という)をお読みください。お客様は、「同意する」を押すことにより、本契約の条件に拘束されることに同意することになります。本契約の条件に同意しない場合は、「キャンセル」を押してください。

Apple Developer Agreement (Appleデベロッパ契約)

1. Appleとの関係、Apple IDとパスワード。お客様は、Appleに登録してApple Developer (以下「Apple Developer」という)となることにより、お客様とAppleとの間に法律上のパートナーシップまたは代理関係が創出されるものではないことを理解し、同意するものとします。お客様は、これとは異なる表明をしないことに同意するものとします。また、お客様は、自らが13歳以上であることを証するとともに、Apple Developerとして登録することが法的に許可されていることを表明するものとします。本契約は、法令によって禁止されている場所では無効であり、Apple Developerとして登録する権利は当該法令の管轄地では付与されません。Appleの書面による別段の同意または許可がない限り、お客様は、Apple Developerであることに關連してAppleから受け取る特典を共有または譲渡することはできません。お客様がApple Developerアカウントへのログインに使用するApple IDとパスワードは、いかなる方法によっても、いかなる者とも共有することはできません。お客様は、Apple IDおよびパスワードを秘密に保持すること、ならびにアカウントに關連する活動について責任を負うものとします。

2. Developerの特典。お客様は、Apple Developerとして、特定のApple Developerカンファレンス、テクニカルトーク、その他のイベント(当該イベントのオンラインまたは電子放送を含む。以下「Appleイベント」という)に参加する機会があります。さらに、Appleは、お客様によるApple Developerとしての参加に關連する、お客様自身によるご利用を唯一の目的として、本契約およびApple Developerウェブサイト(以下「本サイト」という)においてより詳細に記載されるとおり、特定のサービス(以下「本サービス」という)を提供することを申し出ることがあります。本サービスには、Appleイベントまたは本サイトにおいてAppleが提供するサービス、および本サイトに表示されるコンテンツまたは資料(以下「本コンテンツ」という)の提供が含まれる場合がありますが、これらに限られません。Appleは、通知をすることなく、かつ、責任を負うことなく、お客様への本サービス、本サイト、および本コンテンツのお客様への提供をいつでも変更、一時停止、または中止することができ、提供される特定の機能および資料に制限を課したり、お客様による当該資料の一部または全部へのアクセスを制限したりできるものとします。

3. 制限。お客様は、本サイト、またはApple Developerとしてのお客様にAppleが提供する本サービス、Appleイベント、もしくは本コンテンツを、不正な方法で悪用しないことに同意するものとします。これには、不正侵入、ネットワークキャパシティの圧迫、または許可された目的以外での本サービス、本サイト、もしくは本コンテンツの利用が含まれますが、これらに限定されません。著作権その他の知的財産権に關する法令は、お客様に提供される本サイトおよび本コンテンツを保護するものであり、お客様は、これらに含まれるすべての通知、ライセンス情報、および制限を遵守および維持することに同意するものとします。本契約において明示的に許可されている場合、またはAppleとの個別の契約で別途許可されていない限り、お客様は、本サイト、本コンテンツ、または本サービスの変更、公開、ネットワーク化、賃貸、リース、貸借、送信、販売、譲渡もしくは販売への関与、複製、派生物の創出、再配布、実演、表示、または何らかの方法による悪用を行ってはなりません。お客様は、本サービス、本サイト、または本コンテンツのソフトウェアまたはセキュリティコンポーネントの逆コンパイル、リバースエンジニアリング、もしくは逆アセンブルを行ってはならず、またはこれらのソースコードの導出を試みてはなりません(ただし、前述の制限が適用される法令により禁じられている場合、または前述に付随するライセンス条件によって許可される場合は、その限りにおいて適用除外とします)。コンピュータネットワーク、ソフトウェア、パスワード、暗号化コード、技術的保護手段のセキュリティを侵害、改ざん、もしくは回避するための、本サイト、本コンテンツ、もしくは本サービスの利用、もしくはその他の方法による違法行為(その種類を問わない)への関与、または他者が当該行為を行うことを可能にすることは、明示的に禁じられています。Appleは、本サイト、本コンテンツ、Appleイベント、および本サービスにおけるすべての権利の所有権を留保するものとし、本契約に明示的に規定される場合を除き、Apple知的財産権に基づいて他の権利またはライセンスが付与または黙示されるものではありません。

4. 秘密保持。本契約に別途規定されている場合を除き、お客様は、Apple Developerとしてのお客様に提供される、Appleのプレリリースのソフトウェア、サービス、および／またはハードウェア（関連文書および資料を含む。以下「プレリリース資料」という）ならびにAppleイベントに関連してAppleがお客様に開示する情報が「Apple秘密情報」とみなされるとともに、当該呼称で言及されることに同意するものとします。

前記にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、Appleの秘密情報には含まれないものとします。(a) お客様の過失または違反によることなく、一般的かつ適法に公開されている情報、(b) Appleによって一般に公開される情報、(c) Apple秘密情報を利用することなく、お客様によって独自に開発された情報、(d) お客様に制限を課すことなく譲渡もしくは開示する権利を有する第三者から正当に取得した情報、または(e) Appleによってお客様に提供される第三者のソフトウェアおよび／もしくは文書であって、かつ、当該ソフトウェアおよび／もしくは文書の利用もしくは開示に秘密保持義務を課さないライセンス条件が付随するもの。さらに、Appleは、WWDC (Appleのワールドワイドデベロッパカンファレンス)でAppleが開示したプレリリースのソフトウェア、サービス、またはハードウェアに関する技術情報に関して、お客様が前述の秘密保持に関する規定に拘束されないことに同意します。ただし、お客様は、当該資料のスクリーンショットを投稿したり、公開レビューを書いたり、再配布したりすることはできません。

5. Apple秘密情報の開示および利用の禁止。Appleによって別途明示的に書面で同意または許可されない限り、お客様は、いかなる者にもApple秘密情報を開示、公開、または配布しないことに同意するものとします。ただし、お客様と同じ事業体で働く従業員および外部契約者である他のApple Developerに対して、Appleが当該開示を別途禁止しない限りにおいて開示する場合を除きます。Apple Developerとしてのお客様の承認された目的のためである場合、またはAppleによって書面で明示的に同意もしくは許可された場合を除き、お客様は、いかなる方法によってもApple秘密情報を利用しないことに同意するものとします。これには、各場合において、Appleの正式な権限を付与された代表者の事前の書面による承認なしに、お客様自身または第三者の利益のために利用する場合を含みますが、これに限られません。さらに、お客様は、Apple秘密情報の不正な利用、開示、公開、または拡散を防止するために、合理的な予防措置を講じることに同意するものとします。お客様は、Apple秘密情報の不正な開示または利用により、回復不能な損害および重大かつ解明困難な被害がAppleに発生するおそれがあることを認めるものとします。したがって、お客様は、本契約に基づくお客様の義務の履行を求めるための、即時の差止命令による救済を要求する権利に加え、Appleが有し得るその他あらゆる権利および救済手段をAppleが有することに同意するものとします。法令もしくは規制により、または管轄裁判所の有効かつ拘束力のある命令に基づいて、お客様がApple秘密情報を開示することが義務付けられる場合、お客様は、当該開示を行うことができますが、お客様が当該開示を行う前にAppleに通知し、かつ、開示を制限するとともに、当該情報の秘密性を保持し、保護するための取り扱いを求めるために、お客様が商業的に合理的な努力を尽くすことを条件とします。前述の規定に基づく開示は、当該情報をApple秘密情報として保持するお客様の義務からお客様を免除するものではありません。

6. 秘密性のあるプレリリース資料のライセンスおよび制限。Appleがプレリリース資料をお客様に提供する場合、お客様が本契約の諸条件を遵守することを条件として、Appleは、本契約において、この第6条に規定する、限定された目的のためにのみ、プレリリース資料を利用するための、非独占的かつ譲渡不能な権利およびライセンスをお客様に付与するものとします。ただし、当該プレリリース資料が別のライセンス契約の適用対象である場合、お客様は、本契約の第4条および第5条に加えて、当該資料に付随するライセンス契約も、お客様によるプレリリース資料の利用に適用されることに同意するものとします。さらに、お客様は、本契約の第4条および第5条とライセンス契約の秘密保持に関する制限事項との間に矛盾がある場合には、ライセンス契約が優先的に適用されることに同意するものとします。お客様は、プレリリース資料の設計において、当該プレリリース資料用とされているのと同じオペレーティングシステムと組み合わせで動作するように設計された製品を、お客様がテストまたは開発する目的以外のためにプレリリース資料を利用しないことに同意するものとします。本契約は、Apple知的財産権（例えば、営業秘密、特許、著作権、商標、および工業意匠を含むが、これらに限られない）を製品に組み込んだり、利用したりする権利またはライセンスをお客様に付与するものではありません。本契約に明示的に規定されている場合を除き、Apple知的財産権に基づいて、その他の権利またはライセンスが付与されたり、黙示されたりすることはありません。お客様は、プレリリース資料を逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、または他の方法で人間が認識できる形式に変換しないことに同意するものとし、プレリリース資料の全部または一部を変更、ネットワーク化、賃貸、リース、送信、販売、または貸借してはなりません。

7. デベロッパコンテンツのライセンスおよび制限。お客様は、Apple Developerとして、Appleが随時お客様による利用を可能にする場合がある特定の専有コンテンツ(ビデオプレゼンテーションおよびオーディオ録音を含むが、これらに限られない。以下「**本コンテンツ**」という)にアクセスすることができます。コンテンツは、Appleによって書面で別途同意または許可されない限り、Apple秘密情報とみなされます。Appleによって明示的に許可されていない限り、Apple Developersであるかどうかにかかわらず、お客様は、お客様と同じ事業体で働く従業員および外部契約者を含むがこれらに限られない、いかなる者との間でも本コンテンツを共有してはなりません。これらの規定を前提として、Appleは、お客様がApple Developerとして承認された目的のために本コンテンツにアクセスし、および本コンテンツを利用するための個人的かつ譲渡不能のライセンスをお客様に付与するものとします。ただし、お客様がダウンロードできるのは本コンテンツのコピー1部のみであり、当該ダウンロードはAppleが指定したダウンロード期間内に完了する必要があります。Appleによって明示的に許可されている場合を除き、お客様は、本コンテンツもしくはその一部を変更、翻訳、複製、もしくは配布し、またはそれらの派生物を創出してはなりません。お客様は、本コンテンツに存するいかなる権利も、賃貸、リース、貸借、販売、サブライセンス、譲渡、またはその他の方法で移転してはなりません。AppleまたはAppleのライセンサーは、本コンテンツ自体およびそのコピーまたはその一部の所有権を保持します。本コンテンツは、本契約に基づいて利用するためにのみ、Appleによって実施許諾されるものであり、販売されるものではありません。Appleは、お客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。お客様がこれらの規定のいずれかを遵守しない場合、本コンテンツを利用し、および本コンテンツにアクセスするための本ライセンスに基づくお客様の権利は、Appleからの通知なく、自動的にその効力を失うものとします。

8. 互換性検証ラボ、Developer Technical Support (DTS)。お客様は、Apple Developerとして、Appleが随時、Apple Developerの特典として、または別途有償で、お客様による利用を可能な状態にすることがある、Appleのソフトウェアおよび/もしくはハードウェアの互換性テストおよび開発ラボ(以下「**ラボ**」という)ならびに/またはデベロッパのテクニカルサポートインシデント(以下「**DTSサービス**」という)を利用できる場合があります。お客様は、当該ラボおよびDTSサービスのすべての利用が、お客様への事前の通知の有無にかかわらず、随時変更される、当該サービスに関するAppleの利用ポリシーに従ったものとなるようにすることに同意するものとします。前述の規定を制限することなく、Appleは、本サイトに当該変更の記載を含む投稿を行ったり、当該変更を記載したEメールをお客様に送信したりする場合があります。本サイトに当該通知が掲載されていないか、またはAppleで登録したEメールアドレス宛てに当該通知が届いていないかを確認することは、お客様の責任です。お客様は、当該サービスの変更または休止について、Appleがお客様または第三者に対して責任を負わないことに同意するものとします。DTSサービスの一環として、Appleは、特定のコードスニペット、サンプルコード、ソフトウェア、その他の資料(以下「**本資料**」という)をお客様に提供することがあります。お客様は、AppleがDTSサービスの一部として提供するすべての本資料がお客様に実施許諾されるものであり、本資料に付随する諸条件に従ってお客様によってのみ利用されなければならないことに同意するものとします。Appleは、当該本資料に存するすべての権利、権原、および権益の所有権を留保するものとし、Apple知的財産権に基づいて他の権利またはライセンスが付与されたり、黙示されたりすることはありません。本資料に付随する諸条件において明示的に規定されている場合を除き、お客様は、当該本資料を複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、サブライセンス、または他の方法で配布する権利を有するものではありません。お客様は、DTSサービスからテクニカルサポートを要求および受領する場合、お客様のソフトウェアに組み込まれている情報を含め、お客様または第三者の秘密情報をAppleに提供しないことに同意するものとします。お客様は、お客様がAppleに提供する当該本資料に含まれる、矛盾するあらゆる通知、凡例、またはラベルがいかなる効力も持たないことに同意するものとします。Appleは、該当する特許または著作権を前提として、お客様から受け取った当該情報を適切な態様で自由に利用できるものとします。Appleは、時期および理由を問わず、ラボへのアクセスまたはDTSサービスへのアクセスの要求を拒否する権利を留保するものとします。拒否した場合、Appleは、拒否された当該ラボまたはサポートリクエストについて、クレジットをお客様に付与する場合があります。紛失または変更されたファイル、データ、プログラム、または提供された他の資料の復元については、お客様が単独で責任を負うものとします。

9. 修正契約、連絡。Appleは、自己の裁量において、いつでも、規則およびポリシーを含め、本契約を変更する権利を留保するものとします。お客様は、Appleから通知される当該変更(新しい条件、更新、改訂、補足、変更、ならびに追加の規則、ポリシー、および諸条件を含む。以下「**本追加条項**」という)を確認し、これらに精通する責任を負うものとします。すべての本追加条項は、本契約において、この参照により本契約に組み込まれるものであり、お客様が引き続き本サイトを利用することにより、お客様による本追加条項の承諾が示唆されることとなります。さらに、Appleは、随時お客様に連絡する場合があります。当該連絡は、電話またはEメールの形式で行われる場合があり、会員情報、マーケティングマテリアル、技術情報、ならびにお客様によるApple Developerとしての参加に関する更新または変更が含まれる場合がありますが、これらに限られません。本契約に同意することにより、お客様は、Appleが当該連絡を行う場合があることに同意することとなります。

10. 契約期間および解除。Appleは、Appleの単独の裁量において、いつでも、登録済みのApple Developerとしてのお客様の資格を剥奪または一時停止することができるものとします。Appleが登録済みのApple Developerとしてのお客様の資格を剥奪した場合、Appleは、Appleの単独の裁量において、いつでも、お客様による再申請を拒否する権利を留保するものとします。お客様は、その意思を書面でAppleに通知することにより、時期および理由を問わず、登録済みのApple Developerとしての参加を終了することができます。終了、またはAppleの裁量による一時停止により、Appleによってお客様に付与されたすべての権利およびライセンスはその効力を失うものとします。これには、本サイトにアクセスする権利が含まれます。また、お客様は、お客様が保有または支配する、あらゆるApple秘密情報を破棄することに同意するものとします。Appleの要求に応じて、お客様は、当該破棄を証する書面をAppleに提供することに同意するものとします。その理由を問わず、本契約に基づいて支払われた料金または他の料金は、一部たりとも返金されることはありません。本契約の終了後も、第1条、第3条から第5条、第7条（ただし、Appleが当該利用について指定した期間に限る）、第10条から19条は、引き続き両当事者を拘束するものとします。

11. Appleによる独立した開発。本契約のいかなる規定も、お客様が開発、生産、販売、または配布する可能性のあるその他の製品、ソフトウェア、もしくは技術と同じまたは類似の機能を実行し、または他の態様で当該製品、ソフトウェア、もしくは技術と競合する製品、ソフトウェア、または技術を開発、取得、ライセンス供与、マーケティング、販売促進、または配布するAppleの権利を損なうものではありません。

12. Appleの商標、ロゴ等の利用。お客様は、www.apple.com/legal/guidelinesfor3rdparties.htmlで公開され、随時変更される可能性があるApple商標および著作権使用に関するガイドライン（以下「**本ガイドライン**」という）に従うことに同意するものとします。お客様は、「Apple」、Appleのロゴ、「Mac」、「iPhone」、もしくは「iPod touch」のマーク、またはAppleに帰属し、もしくはAppleにライセンスが付与されたその他のマークを、各場合においてAppleによって書面で明示的に承認されるか、またはAppleの本ガイドラインで許可される場合を除き、いかなる態様でも利用しないことに同意するものとします。お客様は、お客様によるAppleの商標の承認された利用から生じるすべてののれんが、Appleの利益のために効力を生じるものであり、かつ、Appleに帰属することに同意するものとします。

13. 保証の否認。Appleならびにその関連会社、子会社、役員、取締役、従業員、代理人、パートナー、およびライセンサー（本第13条および第14条の目的のために、以下「**Apple**」と総称する）は、本サイト、本コンテンツ、本サービス（前述の機能または特徴を含む）、ラボ、DTSサービス、またはお客様がApple Developerとして本契約に基づいて受け取る他の情報もしくは資料（本第13条および第14条の目的のために、以下「**本サービス**」と総称する）について、正確であり、信頼でき、適時のもので、安全であり、エラーがなく、中断されず、瑕疵が修正されることを約束しません。本サービスは、「現状有姿」および「利用可能な範囲」で提供されるものであり、通知なしで変更されることがあります。Appleは、お客様がアクセスしたり、本サービスからダウンロードしたりするコンテンツ（ファイル、情報、その他のデータを含む）に、ウイルス、汚染、または有害な内容が含まれていないことを保証できません。さらに、Appleは、本サービスの一環として結果または問題の特定もしくは是正を保証するものではなく、Appleは、当該事項に関連する一切の責任を否認します。Appleは、明示または黙示を問わず、正確性、権利の非侵害、商品性、および特定目的適合性を保証しないことを含め、一切の保証をしません。Appleは、お客様による本サービスの利用に関連し、またはこれに関する第三者の作為、不作為、および行為に関して一切の責任を否認します。お客様は、本サービスの利用についてのすべての責任を負うとともに、すべての危険を負担するものとします。これには、当該サービスにおいて入手した情報を含みますが、これに限られません。本サービスへの不満について、お客様がAppleに対して有する唯一の救済は、本サービスの利用を停止することです。救済に関するこの制限は、両当事者間の取引の一部を構成するものとします。Appleがプレリリースのソフトウェア、ハードウェア、またはこれらに関する他の製品、本サービス、もしくは情報を、Apple Developerとしてのお客様のために利用可能な状態とする場合、お客様は、Appleが更新、機能強化、または修正を提供したり、Appleが行う可能性のある製品またはサービスの変更についてお客様に通知したり、将来の任意の時点において製品またはサービスを公開または紹介したりする義務を負わないことを理解するものとします。

14. 責任の否認。適用される法令によって禁じられていない限りにおいて、Appleは、いかなる場合においても、本契約またはお客様による本サービスの利用、もしくは利用できないことから、またはこれらに関連して生じるものであって、いかなる態様で生じたかを問わず、また、契約、保証、不法行為（過失を含む）、製造物責任、または他の理論に基づくか否かを問わず、提供の遅延から生じる損害、逸失利益、データ、ビジネス、もしくはのれんについての損害、ビジネスの中断についての損害、または他の商業的な損害もしくは損失を含むが、これに限られない、人的傷害、またはその種類を問わず、付随的、特別、間接、結果的、もしくは懲罰的損害について、Appleが当該損害の可能性について知らされていた場合であっても、また、救済の重要な目的を達することができない場合であっても、責任を負わないものとします。いかなる場合においても、すべての損害についての本契約に基づくAppleのお客様に対する合計責任額（人的傷害が関わる場合に適用される法令によって義務を負わされているものを除く）は、50ドル（\$50.00）を超えないものとします。

15. 第三者の通知および製品。AppleがApple Developerとしてのお客様に提供する第三者ソフトウェアには、独自のライセンス条項が付随している場合があります。その場合、当該ライセンス条項は、その特定の第三者ソフトウェアの利用に適用されます。Apple Developerとしてのお客様に提供される資料、文書、広告、またはプロモーションにおける第三者および第三者製品への言及は、情報提供のみを目的としており、保証または推奨を構成するものではありません。すべての第三者製品の仕様および説明は、それぞれのベンダーまたはサプライヤーによって提供されており、Appleは、これらのベンダーまたは製品の選択、性能、または利用に関して責任を負わないものとします。あらゆる理解、合意、または保証は、ベンダーと将来お客様となる可能性のあるユーザーとの間において直接なされるものです（存在する場合）。

16. 輸出規制。

A. お客様は、米国の法令およびApple秘密情報が取得された地を管轄する法令によって承認されている場合を除いて、Appleから受け取ったApple秘密情報を使用したり、他の態様で輸出または再輸出したりしてはなりません。特に、ただし、限定することなく、Apple秘密情報は、該当する当局からの必須の承認を得ることなく、(a) 米国の禁輸国もしくは地域、または (b) 米国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)、米国商務省の拒否人名リスト(Denied Person's List)、または他の制限当事者リストに記載されている者に対して、輸出または再輸出されてはなりません。Apple Developerになることにより、またはApple秘密情報を利用することにより、お客様は、お客様が当該国および地域に所在しておらず、当該リストに記載されていないことを表明および保証するものとします。また、お客様は、核兵器、化学兵器、もしくは生物兵器、または他の軍事最終用途の開発、設計、製造、または生産を含むが、これらに限られない、米国の法令によって禁止されているいかなる目的のためにもApple秘密情報を利用しないことにも同意するものとします。

B. デベロッパは、デベロッパ、およびデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人が、次のいずれにも該当しないことを表明および保証するものとします。(a) 制裁リストに記載されておらず、(b) 米国の禁輸国で事業を行っておらず、(c) 15 C.F.R. § 744で定義および詳述されている軍事最終需要者ではないこと。本16条で用いる「支配」とは、かかる法人または個人が、議決権株式の所有、登録資本金の持分比率、契約、またはその他の手段によって、その他の企業体の経営方針を直接的ないし間接的に決定し、または決定させる権限を所有することを意味します。

17. 準拠法。本契約は、法の抵触に関する規定を除き、カリフォルニア州の法令を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとします。さらに、両当事者は、本契約から生じる紛争について、アメリカ合衆国カリフォルニア州北地区の地方裁判所、カリフォルニア州サンタクララ郡上位裁判所、サンタクララ郡自治体裁判所、またはサンタクララ郡のその他すべての裁判所のうち、いずれかの裁判所に提訴するものとし、当該裁判所の人的管轄および裁判地についてのあらゆる異議を放棄するものとします。

18. 政府エンドユーザー。特定のApple秘密情報は、場合に応じて48 C.F.R. §12.212または48 C.F.R. §227.7202で使用されている用語である「商業コンピュータソフトウェア」(Commercial Computer Software)および「商業コンピュータソフトウェア文書」(Commercial Computer Software Documentation)により構成される48 C.F.R. §2.101で定義されている「商業品目」(Commercial Items)とみなされる場合があります。48 C.F.R. 12.212または48 C.F.R. 227.7202-1から227.7202-4に従い、商業コンピュータソフトウェアおよび商業コンピュータソフトウェア文書は、アメリカ合衆国政府のエンドユーザーに対して、(a) 商業品目としてのみ、かつ(b) 本契約条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、ライセンス付与されるものです。非公開の権利は、アメリカ合衆国の著作権法に基づき留保されています。

19. その他。本契約に基づき措置を講じることが遅れたこと、または措置を講じることができなかったことは、Appleの正式な権限を付与された代表者によって署名された書面において明示的に権利が放棄されない限り、権利放棄を構成するものではありません。また、1度権利放棄をすることは、継続的または後続の権利放棄を構成するものではありません。本契約は、お客様の承継人を拘束しますが、Appleの正式な権限を付与された代表者の書面による承認なしに、お客様が本契約の全部または一部を譲渡することはできません。要件を遵守していない譲渡はすべて無効とします。いずれかの条項が執行不能または無効であることが判明した場合、当該条項は必要最小限の範囲で制限または削除され、本契約はそれ以外については完全に効力を有し、有効かつ執行可能な状態を維持するものとします。本契約は、その主題に関する両当事者間の完全合意を構成し、当該主題に関する以前のすべての理解に優先します。本契約の条項の追加、削除、または変更は、Appleの正式な権限を付与された代表者によって署名された書面によるものでない限り、Appleを拘束するものではありません。両当事者は、本契約において、本契約ならびにすべての添付文書および関連文書が英語で起草されるよう両当事者が要求したことを確認します。 Les parties ont exigé que le présent contrat et tous les documents connexes soient rédigés en anglais.

LYL105 12/13/21

AppleソフトウェアまたはAppleサービスをダウンロードまたは使用する前に、以下のApple Developer Program License Agreement (Appleデベロッパプログラム使用許諾契約)の各条項をよくお読みください。これらの各条項は、デベロッパとAppleとの間の法的な契約を構成します。

Apple Developer Program License Agreement (Appleデベロッパプログラム使用許諾契約)

目的

デベロッパは、Appleブランド製品用の1つまたは複数のアプリケーション(以下に定義します)を開発する目的でAppleソフトウェア(以下に定義します)を使用することを希望しています。Appleは、本契約に記載された条件に基づき、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストを行うために本プログラムに基づきデベロッパに提供されるAppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用するための限定的ライセンスをデベロッパに付与する用意があります。

本契約に基づき開発したiOS製品、Apple Watch、またはApple TV向けアプリケーションは、次の4種類の方法で配布することができるものとします。(1) Appleが選定した場合にはApp Store経由での配布、(2) Appleが選定した場合にはカスタムAppの配信経由での配布、(3) 登録デバイス(以下に定義します)に使用する制限条件付きの配布、および(4) TestFlight経由でのベータテスト用の配布。macOS用に開発されたアプリケーションを配布できます。(a) Appleが選択した場合、App Storeを通じて、(b) TestFlightを通じてベータ テスト用に、または(c) 本契約に基づいて個別に配布されます。

Appleの「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合するアプリケーションは、Appleが、App StoreもしくはカスタムAppの配信経由での配布、またはTestFlight経由でのベータテストの目的で検討できるように、これを提出することができます。デベロッパによって提出されAppleによって選定された場合、デベロッパのアプリケーションは、該当する場合、Appleによって電子的に署名され、配布されます。App StoreまたはカスタムAppの配信経由での無償のアプリケーション(無償コンテンツを配布するためにIn-App Purchase APIを使用するアプリケーションを含みます)の配布は、本契約の別紙1に記載された配布条件に従うものとします。デベロッパが有料のアプリケーションを配布したい場合または有料コンテンツを配布するためにIn-App Purchase APIを使用したい場合、Appleと別途契約(別紙2)を締結しなければならないものとします。デベロッパがカスタムAppの配信経由で支払い済みのアプリケーションを配布したい場合、デベロッパは、Appleとの間で、別途契約(別紙3)を締結するものとします。また、デベロッパは、本契約に基づきiOSまたはwatchOSを実行するAppleブランド製品上で使用するためにパス(以下に定義します)を作成し、Walletで使用するためのパスを配布することができます。

1. 本契約の受諾、定義

1.1 受諾

AppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用するには、デベロッパは、本契約に同意する必要があります。本契約に同意しない、または同意できない場合には、AppleソフトウェアまたはAppleサービスを使用することはできません。その場合はAppleソフトウェアまたはAppleサービスをダウンロードまたは使用することのないようにしてください。デベロッパは、以下のいずれかを行うことで、デベロッパ自身のため、またはデベロッパ企業、組織、教育機関、もしくは連邦政府の省庁、機関もしくは部局から授権された法定代理人として当該団体のために、本契約の条項を受諾し同意したことになります。

(a) 本契約の末尾に記載されたボックスにチェックマークを付けること(デベロッパが本契約をAppleのウェブサイト上で読んでいる場合)、または

(b) 「同意する」もしくはそれに類するボタンをクリックすること(Appleがこの選択肢を提供している場合)。

1.2 定義

本契約において先頭が大文字で表記されている用語(英語)は、常に以下の定義とします。

「**広告ネットワークAPI**」とは、暗号化された署名とAppleへの登録処理の組み合わせを使用して、サポートされているAppleブランド製品で広告活動がコンバージョンに結び付いたことを検証するための方法を提供する文書化されたAPI群のことをいいます。

「**広告サポートAPI**」とは、広告識別子および広告設定を提供する文書化されたAPI群のことをいいます。

「**広告識別子**」とは、特定のAppleブランドデバイスと関連付けられ、かつAppleが書面で明示的に別段の許可をしない限り、広告目的にのみ使用される広告サポートAPIを通じて提供する、個人を特定しない一意の非永続的な識別子であることをいいます。

「**広告設定**」とは、エンドユーザーによる広告追跡設定を可能にするAppleの設定のことをいいます。

「**本契約**」とは、本契約の一部を構成するあらゆる付属書、別紙1およびその他の添付書類を含む本Apple Developer Program License Agreementのことをいいます。疑義を避けるため、本契約は、iOS Developer Program License Agreement (あらゆる付属書、別紙1およびそれらのあらゆる添付書類を含みます)、Safari Extensions Digital Signing Agreement、Safari Extensions Gallery Submission Agreement、ならびにMac Developer Program License Agreementに優先するものとします。

「**App Store**」とは、Apple、またはAppleの子会社もしくはその他のAppleの関連会社がブランド化、所有または管理し、それらを経由してライセンスアプリケーションが取得され得る、電子ストアおよびそのストアフロントのことをいいます。

「**App Store Connect**」とは、アプリケーションのための、Appleが所有するオンラインコンテンツ管理ツールのことをいいます。

「**Apple**」とは、One Apple Park Way, Cupertino, California 95014, U.S.A.に主たる事務所を有するカリフォルニア州法人であるApple Inc.のことをいいます。

「**Apple証明書**」とは、本プログラムに基づきAppleからデベロッパに対して提供される、Appleが発行するデジタル証明書のことをいいます。

「**Appleマップサービス**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに関してのみ使用するために、MapKit API 経由でAppleが提供する、またはデベロッパのアプリケーション、ウェブサイトもしくはウェブアプリケーションに関してのみ使用するためにMapKit JSおよびマップコンテンツを取得するための関連ツール(たとえばMapSnapshotter) 経由でAppleが提供する、マッピングプラットフォームおよびマップデータのことをいいます。

「**Apple Pay API**」とは、エンドユーザーが、アプリケーションによりまたはこれを通じて行われる支払手続きに使用するために、サポート対象のAppleブランド製品上に保存した支払情報を当該アプリケーションに送信することを可能にする文書化されたAPIを意味し、かつドキュメントに記載されているその他の支払関連機能が含まれます。

「**Apple Pay Payload**」とは、支払手続の一環として、AppleソフトウェアおよびApple Pay APIを通じて提供されるカスタマーデータパッケージ(たとえば、氏名、電子メール、請求先住所、送付先住所、およびデバイスアカウント番号)のことをいいます。

「**Appleプッシュ通知サービス**」または「**APN**」とは、デベロッパがプッシュ通知をデベロッパのアプリケーションに対して送信できるようにするために、またはその他本契約で許容された利用のために、Appleがデベロッパに対して提供するAppleプッシュ通知サービスのことをいいます。

「**APN API**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対してプッシュ通知を送信するために、またはその他本契約で許容された利用のために、APNを使用できるようにするための文書化されたAPIのことをいいます。

「**Appleサービス**」または「**本サービス**」とは、デベロッパの対象製品と共に使用するためまたは開発のため、Appleが提供またはAppleソフトウェアを通じてもしくは本プログラムの一部として利用可能にすることがあるデベロッパサービスをいい、本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供する場合には、それらのあらゆるアップデート（該当する場合）も含むものとします。

「**Appleソフトウェア**」とは、Apple SDK、iOS、watchOS、tvOS、iPadOSまたはmacOS、プロビジョニングプロファイル、FPS SDK、FPS導入パッケージ、および本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供するその他のあらゆるソフトウェアをいい、本プログラムに基づきAppleがデベロッパに提供する場合には、それらのあらゆるアップデート（該当する場合）も含むものとします。

「**Apple SDK**」とは、本契約に基づき提供されるApple専有ソフトウェア開発キット (SDK) を意味し、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、またはMac SDKの一部としてラベル付けされ、それぞれiOS、watchOS、tvOS、iPadOS、またはmacOSを実行するAppleブランドの製品を対象とする目的でXcodeデベロッパツールパッケージおよびSwift Playgroundsに含まれているヘッダーファイル、API、ライブラリ、シミュレータ、ならびに、ソフトウェア（ソースコードおよびオブジェクトコード）を含みますが、これらに限りません。

「**Apple子会社**」とは、発行済み株式または証券（取締役またはその他の管理機関の選挙の投票権を表す）の少なくとも50%を、直接的または間接的にAppleに保有または支配されており、App Store、カスタムAppの配信、TestFlightの運営に関わっている、またはそれらと提携しており、本契約において言及されている（例：付属書4）会社のことをいいます。

「**Apple TV**」とは、tvOSを実行するAppleブランド製品のことをいいます。

「**Apple Watch**」とは、watchOSを実行するAppleブランド製品のことをいいます。

「**アプリケーション**」とは、デベロッパ自身の商標またはブランドで配布するために、かつ該当するiOS、iPadOS、watchOS、tvOSまたはmacOSを実行するAppleブランド製品で特に使用するために、「ドキュメントおよびプログラム要件」に従い、デベロッパが開発した1つ以上のソフトウェアプログラム（1つのソフトウェアバンドルに同梱される拡張、メディアおよびライブラリを含みます）のことをいい、そのソフトウェアプログラムのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリースおよび新バージョンを含むものとします。

「**認定デベロッパ**」とは、デベロッパの従業員および外部契約者、デベロッパの組織のメンバー、またはデベロッパが教育機関である場合にはデベロッパの教職員で、(a) 各々Appleにおける有効なAppleデベロッパアカウントを有し、(b) 対象製品の開発およびテスト目的で、Appleソフトウェアの情報または使用を明らかに必要としていると認められ、かつ、(c) 当該個人がApple秘密情報に接する機会を有する限りにおいて、各々Apple秘密情報の不正使用および開示を防ぐため法的拘束力のある書面による合意をデベロッパと締結している者のことをいいます。

「**認定テストユニット**」とは、本プログラムに基づきデベロッパが所有または管理し、デベロッパがデベロッパ自身のテストおよび開発を行う目的で指定するAppleブランドハードウェアユニットをいい、ならびにデベロッパが許可する場合に、当該ユニットをデベロッパのためのテストおよび開発を行う目的で使用し、かつ本契約で許可される限りにおいて、デベロッパの認定デベロッパが所有または管理するAppleブランドハードウェアユニットをいいます。

「**ベータテスター**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版をテストするためにTestFlightにサインアップするよう勧誘し、かつTestFlightアプリケーションの利用規約に同意したエンドユーザーのことをいいます。

「**ClassKit API**」とは、大学が管理する環境において、デベロッパが学生進捗データを送信することを可能にする文書化されたAPIをいいます。

「**CloudKit API**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブソフトウェア、またはデベロッパのエンドユーザー（デベロッパが当該エンドユーザーを許可した場合）による、iCloudのパブリックまたはプライベートコンテナからの構造化データの読み取り、書き込み、クエリ、または取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**構成プロファイル**」とは、デベロッパに対し、Appleコンフィグレータもしくはその他の類似のAppleブランドソフトウェアツール、電子メール、ウェブページ、もしくは無線の導入を通じて、またはモバイルデバイスマネジメント(MDM)を経由して、互換性のあるAppleブランド製品への構成情報（たとえば、VPNまたはWi-Fi設定）およびデバイス機能の制限（たとえば、カメラを無効にする）の配布を可能にするXMLファイルのことをいいます。疑義を避けるために記すと、Appleが書面で別途明示的に許可する場合を除き、MDMは、法人での使用のみを目的として利用可能であり、かつApple Developer Enterprise Program License Agreement (Appleデベロッパ企業プログラム使用許諾契約)に基づいて別途許諾されます。

「**対象製品**」とは、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一の権限および実質的に同等の機能ならびに機能性を有するデベロッパのソフトウェアアプリケーションのウェブベースバージョンまたはその他のバージョン（たとえば、機能パリティ）をいいます。

「**取扱製品**」とは、本契約に基づき開発されたデベロッパのアプリケーション、ライブラリ、パス、Safari拡張、Safariプッシュ通知、またはFPS実装のことをいいます。

「**カスタムAppの配信**」とは、Apple Business Manager、Apple School Managerの使用を通じて、またはその他Appleが許可するとおり、ユーザーに対し、ライセンスアプリケーションを取得することを可能にするストアまたはストアフロントの機能をいいます。

「**DeviceCheck API**」とは、デベロッパによる2ビットのデバイスに関するデータおよび当該ビットが最後にアップロードされた日付の設定およびクエリを可能にするサーバサイドAPIを含むAPI一式のことをいいます。

「**DeviceCheckデータ**」とは、DeviceCheck APIを通じて保存および返却されたデータのことをいいます。

「**ドキュメント**」とは、Appleが、Appleソフトウェア、Appleサービス、Apple証明書に関連するまたはその他本プログラムの一部としての使用のために、デベロッパに提供する技術またはその他の仕様書または文書のことをいいます。

「**文書化されたAPI**」とは、Appleが文書化したアプリケーションプログラミングインターフェイスで、Appleのドキュメントとして発行したもので、Appleソフトウェアに含まれているもののことをいいます。

「**顔データ**」とは、人間の顔に関連する情報（たとえば、アップロードされた写真を含む、顔のメッシュデータ、フェイシャルマップデータ、フェイスモデリングデータ、フェイシャルコーディネートまたはフェイシャルランドマークデータ）であり、ユーザーのデバイスから、またはAppleソフトウェアの使用（たとえば、ARKit、Camera APIまたはPhoto APIの使用）を通じて入手されたもの、またはアプリケーションにより、もしくはアプリケーション経由でユーザーが提供した情報（たとえば、顔分析サービスのためのアップロード）のことをいいます。

「**FPS**」または「**FairPlay Streaming**」とは、FPS SDKに記載のAppleのFairPlayストリーミングサーバのキー配信メカニズムのことをいいます。

「**FPS開発パッケージ**」とは、Appleがデベロッパに提供する場合の、FPSの商用導入のためのD機能仕様書、D機能リファレンス実装、FPSサンプルコード、およびデベロッパが特にFPS実装で使用するための固有プロダクションキーセットのことをいいます。

「FPS SDK」とは、Appleがデベロッパに提供する、FPS仕様書、FPSサーバリファレンス実装、FPSサンプルコード、およびFPS開発キーのことをいいます。

「FOSS」(無償オープンソースソフトウェア)とは、使用、複製、修正、再配布の条件として、当該ソフトウェアとその二次的著作物がソースコードで公開または配布され、二次的著作物を創作する目的でライセンスが付与されるかまたは無償で再配布される条件に従うソフトウェアのことをいい、GNU General Public LicenseまたはGNU Lesser/Library GPLに基づき配布されるソフトウェアを含みますが、これらに限定されません。

「Game Center」とは、デベロッパのデベロッパアカウントに関連付けられたデベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが使用するためにAppleが提供するゲームコミュニティサービスおよび関連するAPIのことをいいます。

「HealthKit API」とは、AppleのHealthアプリケーションにおけるエンドユーザーの健康またはフィットネス情報の読み取り、書き込み、クエリ、または取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「HomeKitアクセサリプロトコル」とは、Appleの独占的所有に帰し、MFi Programの下でライセンスが付与されるプロトコルで、HomeKit API(たとえばライトやロック)と連携するよう設計されたホームアクセサリと、互換性のあるiOS製品、Apple Watch、およびその他のサポートされているAppleブランド製品との通信を可能にするもののことをいいます。

「HomeKit API」とは、エンドユーザーのホーム構成またはAppleのHomeKitデータベースのエンドユーザーが指定したエリアからのホームオートメーション情報の読み取り、書き込み、クエリまたは取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「HomeKitデータベース」とは、エンドユーザーのライセンスHomeKitアクセサリおよび関連情報に関する情報を保存および管理するためのAppleのリポジトリのことをいいます。

「iCloud」または「iCloudサービス」とは、リモートオンラインストレージを含む、Appleが提供するiCloudオンラインサービスのことをいいます。

「iCloud Storage API」とは、iCloudの使用を通じて、アプリケーションおよびウェブソフトウェアに対して、ユーザーが作成したドキュメントおよびその他のファイルの保存または取得、ならびにキー値データ(たとえばファイナンスアプリケーションの株式リストやアプリケーションの設定)の保存または取得を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「In-App Purchase API」とは、追加料金の有無を問わず、アプリケーション内で使用するために受け取りまたは利用することができる、追加コンテンツ、機能、またはサービスの提供を可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「仲介者」とは、アプリケーション外で当該エンドユーザーの支払手続を処理するためにApple PayエンドユーザーのApple Pay Payloadを取引業者に提供する者のことをいいます。

「iOS」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関する場合にのみデベロッパが使用するためにAppleが提供する、iOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「iOS製品」とは、iOSまたはiPadOSを実行するAppleブランド製品のことをいいます。

「iPadOS」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関する場合にのみデベロッパが使用するためにAppleが提供する、iPadOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「iPodアクセサリプロトコル」または「iAP」とは、サポートされているAppleブランド製品と通信するためのAppleの独占的所有に帰するプロトコルで、かつMFi Programの下でライセンスが付与されるもののことをいいます。

「**ライブラリ**」とは、アプリケーションと切り離してインストールまたは実行することができず、iOS製品、Apple Watch、またはApple TVと共に使用するのためにのみ「ドキュメントおよびプログラム要件」に従ってデベロッパが開発したコードモジュールのことをいいます。

「**ライセンスアプリケーション**」とは、(a) すべての「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たし、準拠するアプリケーションで、かつ、(b) Appleが配布するために選定してデジタル署名したアプリケーションのことをいいます。これには、In-App Purchase APIを使用するアプリケーション内でデベロッパが提供する、あらゆる追加的に許諾される機能、コンテンツ、サービスが含まれます。

「**ライセンスアプリケーション情報**」とは、別紙1または適用がある場合には別紙2もしくは別紙3に従って利用する目的で、デベロッパがAppleに提供するライセンスアプリケーションに関するスクリーンショット、画像、イラスト、プレビュー、アイコン、またはその他のテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**ライセンスHomeKitアクセサリ**」とは、HomeKitアクセサリプロトコルをサポートする、MFi Programの下でライセンスが付与されるハードウェアアクセサリのことをいいます。

「**ローカル通知**」とは、確定前またはデベロッパのアプリケーションをバックグラウンドで実行しながら他のアプリケーションをフォアグラウンドで実行している際に、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーに提供するメッセージ（コンテンツまたはデータを含みます）のことをいいます。

「**macOS**」とは、デベロッパが使用するためにAppleが提供するmacOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**MFiアクセサリ**」とは、MFi Programの下でライセンスを付与された技術を使用するAppleブランド製品とのインターフェイス接続、通信、もしくは連携を行い、またはかかるAppleブランド製品をコントロールする（たとえば、iPodアクセサリプロトコルを通じてサポート対象Appleブランド製品をコントロールするなど）、Apple外のブランドのハードウェアデバイスのことをいいます。

「**MFiライセンス**」とは、MFi Programに基づきAppleからライセンスを付与された当事者のことをいいます。

「**MFi Program**」とは、選定されたAppleブランド製品とのインターフェイス接続、通信、もしくは連携を行う手段として、またはかかるAppleブランド製品をコントロールする手段として、特定のAppleテクノロジーをハードウェアアクセサリまたはデバイスに組み込むため、またはこれらと共に使用するためのライセンスをデベロッパに提供する、独自のAppleプログラムのことをいいます。

「**マップデータ**」とは、画像、地形データ、緯度と経度の座標、輸送データ、見どころおよび交通量データを含む（がこれらに限定されない）、Apple地図サービス経由で提供されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいいます。

「**MapKit API**」とは、デベロッパがマッピング機能またはその機能性をアプリケーションに追加できるようにした、文書化されたAPIのことをいいます。

「**MapKit JS**」とは、デベロッパがマッピング機能またはその機能性を、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションに追加できるようにしたJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**取引業者**」とは、自身の名前、商標、またはブランドで、Apple PayエンドユーザーのApple Pay支払手続を処理する者（たとえば、その名がエンドユーザーのクレジットカード利用明細書に表示される者）のことをいいます。

「**Motion & Fitness API**」とは、エンドユーザーが当該データへのアクセスを無効化しない限り、互換性のあるAppleブランド製品におけるモーションとフィットネスのプライバシー設定によりコントロールされ、かつモーションおよびフィットネスのセンサーデータ(たとえば、身体運動、歩数、上った階数)へのアクセスを可能にする文書化されたAPIのことをいいます。

「**マルチタスク機能**」とは、他のアプリケーションの実行中に、バックグラウンドでの実行を可能にするアプリケーションの機能のことをいいます。

「**MusicKit API**」とは、デベロッパのアプリケーションまたはAppleがドキュメントで許可したその他の方法を通じて、Apple Musicユーザーが自身のサブスクリプションにアクセスすることを可能にするAPI一式のことをいいます。

「**MusicKitコンテンツ**」とは、MusicKit APIを通じて表示される音楽、ビデオまたは画像コンテンツのことをいいます。

「**MusicKit JS**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、ウェブアプリケーションを通じて、Apple Musicユーザーが自身のサブスクリプションにアクセスすることを可能にするJavaScriptライブラリのことをいいます。

「**ネットワーク拡張フレームワーク**」とは、互換性のあるAppleブランド製品の特定のネットワーク機能をカスタマイズ(たとえば、Wi-Fiホットスポット、VPN機能、コンテンツフィルタリングメカニズムの認証プロセスのカスタマイズなど)する機能をアプリケーションに提供する、文書化されたAPIのことをいいます。

「**パス**」とは、本契約に基づきデベロッパが開発する、デベロッパ自身の商標またはブランドで、かつデベロッパのパスタイプIDにより署名された、1つ以上のデジタルパス(たとえば、映画チケット、クーポン、ポイントカード、搭乗券、会員カードなど)のことをいいます。

「**パス情報**」とは、デベロッパが、パス上でまたはパスに関連してデベロッパのエンドユーザーに対して提供する、またはデベロッパのエンドユーザーから受け取るパスに関するテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**パスタイプID**」とは、デベロッパのパスに署名するため、またはAPNと通信するために、デベロッパが使用するApple証明書とプッシュアプリケーションIDとの組み合わせのことをいいます。

「**本プログラム**」とは、本契約で予定している全般的なAppleの開発、テスト、デジタル署名、および配布プログラムのことをいいます。

「**プログラム要件**」とは、Appleが定義する技術、ヒューマンインターフェイス、デザイン、製品カテゴリ、セキュリティ、パフォーマンス、その他の基準および要件のことをいいます。これには、**第3.3項**に定義される現行の要件が含まれますが、それらに限定されません。各基準および要件は、本契約に従い、Appleによって適宜修正される可能性があります。

「**プロビジョニングプロファイル**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関連したデベロッパによる使用のため、および登録デバイスまたは認定テストユニットにおけるデベロッパのアプリケーションの限定配布のためAppleが提供するファイル(適用されるエンタイトルメントまたはその他の識別子を含みます)のことをいいます。

「**プッシュアプリケーションID**」とは、APNにアクセスして使用できるようにするためにAppleがアプリケーション、パス、サイトに割り当てた、一意の識別番号またはその他の識別子のことをいいます。

「**プッシュ通知**」または「**Safariプッシュ通知**」とは、デベロッパのアプリケーション内で、デベロッパのパスに対して、またはmacOSの場合にはmacOS上のSafariを通じて当該メッセージの受信に同意したデベロッパサイトのユーザーのmacOSデスクトップに対して配信するために、デベロッパがエンドユーザーに対して送信する通知およびそれに含まれるコンテンツまたはデータのことをいいます。

「登録済みデバイス」とは、本プログラムに基づき当該製品がAppleに特に登録されている場合に、デベロッパが所有または管理する、またはデベロッパの関係者である個人が所有するAppleブランドのハードウェアユニットのことをいいます。

「Safari拡張機能」とは、本契約に従い、Safariで使用する目的でのみ、本契約に基づきデベロッパが開発した1つまたは複数のソフトウェア拡張機能のことをいいます。

「セキュリティソリューション」とは、Appleが開発、所有し、FairPlayとして販売されているコンテンツ保護システムのことをいいます。App Storeで配信されるライセンスアプリケーションに適用され、ライセンスアプリケーションに関するAppleの標準使用規定を施行するもので、かかるシステムおよび規定は必要に応じて変更されるものとします。

「ShazamKit API」とは、デベロッパが音声ベースの認識機能または機能性をデベロッパのアプリケーションおよび対応する製品に追加できるようにする、文書化されたAPIのことをいいます。

「ShazamKitコンテンツ」とは、Appleが提供し、ShazamKit APIを通じて表示されるメタデータ、音楽、またはグラフィックコンテンツのことをいいます。これにはMusicKitコンテンツが含まれますが、これに限定されません。

「Appleでサインイン」とは、デベロッパがApple IDまたは匿名化された認証情報を使用して、デベロッパのアプリケーション（および対応する製品）にユーザーをログインさせることを可能にする、文書化されたAPIおよびJavaScriptライブラリのことをいいます。

「SiriKit」とは、ドキュメントに記載されているように、デベロッパのアプリケーションが、SiriKitドメイン、インテント、ショートカット、寄付、およびその他の関連する機能にアクセスすること、または提供することを可能にするAPIのセットのことをいいます。

「サイト」とは、デベロッパ自身の名称、商標、ブランドで、デベロッパが提供するウェブサイトのことをいいます。

「シングルサインオン仕様書」とは、本契約に基づき、Single Sign-On APIのためにAppleが提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「契約期間」とは、第11条で定義される期間のことをいいます。

「TestFlight」とは、AppleのTestFlightアプリケーションを通じて利用できる、プレリリース版アプリケーションのためのAppleのベータ版テストサービスのことをいいます。

「TestFlightアプリケーション」とは、TestFlightを通じて（App Store Connectで指定されるとおり）、限られた数の認定デベロッパおよび限られた数のベータ版テスターに対してデベロッパアプリケーションのプレリリース版を配信できるようにするAppleのアプリケーションのことをいいます。

「TV App API」とは、デベロッパがAppleにTV Appデータを提供できるようにする、TV App仕様書において文書化されたAPIのことをいいます。

「TV Appデータ」とは、TV App APIを通じてAppleに提供するために、TV App仕様書において定義されるデータのことをいいます。

「TV App機能」とは、TV AppまたはtvOS、iOS、iPadOS、またはmacOSデバイスを通じて利用することができ、ユーザーがコンテンツに関するカスタマイズされた情報およびおすすめを視聴すること、ならびにユーザーのアプリケーションを通じて当該コンテンツにアクセスすることを可能にし、またはユーザーが以前視聴したコンテンツの視聴を継続することを可能にする機能のことをいいます。

「TV App仕様書」とは、本契約に基づき、TV App APIのためにAppleが提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「tvOS」とは、tvOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「アップデート」とは、Appleのソフトウェアやサービス、またはAppleのソフトウェアやサービスに含まれる部分に対するバグ修正、更新、アップグレード、修正、改良、補足、新規リリース、新規バージョンのことをいいます。

「Wallet」とは、iOS製品、Apple Watch、macOSのSafariで使用するためのパスを保存および表示できるようにする機能を備えたAppleのアプリケーションのことをいいます。

「WatchKit拡張機能」とは、watchOS上でWatchKitアプリケーションを実行および表示するためにiOS上のWatchKitフレームワークにアクセスする、デベロッパのアプリケーションの一部としてバンドルされる拡張機能のことをいいます。

「watchOS」とは、watchOSオペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「ウェブソフトウェア」とは、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一の権限および実質的に同等の機能ならびに機能性を有するデベロッパのソフトウェアアプリケーションのウェブベースバージョン(たとえば機能パリティ)のことをいいます。

「ウェブサイトプッシュID」とは、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名するために、またはAPNと通信するために、デベロッパが使用するApple証明書とプッシュアプリケーションIDとの組み合わせのことをいいます。

「Xcodeクラウド」または「Xcodeクラウドサービス」とは、Appleのクラウドでホストされた、継続的インテグレーションサービス、継続的デリバリーサービス、および関連するテクノロジーのことをいいます。

「Xcodeクラウドコンテンツ」とは、Xcodeクラウドサービス(デベロッパがログイン資格情報を提供するソースコードリポジトリに存するソフトウェアを含む)にアクセスまたは使用する際に投稿または利用可能にする、ソフトウェア、テスト、スクリプト、データ、情報、テキスト、図形、ビデオ、またはその他のコンテンツのことをいいます(デベロッパにライセンスが付与されたAppleのマテリアルを除く)。

「デベロッパ」および「デベロッパの」とは、自己のデベロッパアカウントで本契約を受諾した、かつAppleソフトウェアを使用している、またはその他本契約に基づく権利を行使する個人または法人(たとえば、会社、組織、教育機関、政府機関、機関、部門など)のことをいいます。

注:この点につき疑義を避けるため、デベロッパは、自身のために外部契約者にアプリケーションを開発させることができますが、当該アプリケーションは、デベロッパが所有し、デベロッパが自身のデベロッパアカウントで提出し、かつ本契約で明示的に許諾された場合に限りアプリケーションとして配信するものとします。デベロッパは、デベロッパのアカウントで行われる自身の外部契約者の行為(たとえば、デベロッパのチームに外部契約者を加えて開発業務を遂行させること)、および外部契約者による本契約の遵守について、Appleに対して責任を負うものとします。本契約から生じる、デベロッパの外部契約者によってなされたあらゆる行為はデベロッパ自身によってなされたとみなされるものとし、かつデベロッパは(デベロッパの外部契約者に加えて)、かかる行為のすべてについてAppleに対して責任を負うものとします。

2. 内部使用ライセンスおよび制限

2.1 許可された使用と制限;プログラムサービス

本契約の条項を前提として、Appleはデベロッパに対し、本契約期間中、以下に定める制限付き、非独占的、一身専属的、取消可能、サブライセンス不可、かつ譲渡不能なライセンスを、ここに付与します。

(a) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、該当するAppleブランド製品上で運用するために指定された取扱製品の開発またはテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパによる内部使用のために、デベロッパが所有または管理するAppleブランド製品上に、本プログラムに基づきデベロッパに提供されるAppleソフトウェアの合理的な数のコピーをインストールすること。

- (b) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、ドキュメントの合理的な数のコピーを作成し、認定デベロッパによる内部使用のみ、および取扱製品の開発またはテストのみを目的として認定デベロッパに配布すること。
- (c) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパが内部使用のために、デベロッパの各認定テストユニットに、デベロッパが登録し、ライセンスを取得した認定テストユニット数を上限として、プロビジョニングプロファイルをインストールすること。
- (d) デベロッパが登録およびライセンスを取得した登録デバイスの上限数を限度として、登録デバイスでのデベロッパアプリケーションの配布および使用を可能にするのみを目的として、各登録デバイスにプロビジョニングプロファイルをインストールすること。かつ
- (e) デベロッパのアプリケーション、パス、Safari拡張機能、Safariプッシュ通知に電子署名することを目的として、およびその他本契約により別途明示的に許可されたとおり、本契約に従いデベロッパに対して発行されたApple証明書を組み入れること。

Appleは、各ライセンサーが本プログラムの下でAppleに登録してライセンスを取得することのできるAppleブランド製品の上限数を設定する権利を留保するものとします(以下「登録デバイスライセンス承認数」といいます)。Appleが書面による別段の合意をした場合を除き、**第7.3条(特別配布)**に基づき登録デバイスで限定的な配布をするために、各会社、組織、教育機関またはグループは、登録デバイスライセンス承認数1件のみを取得することができるものとします。デベロッパは、故意に、同一の会社、組織、教育機関またはグループで使用するために、承認数1件を超える登録デバイスライセンスを取得したり、または他社に取得させたりしてはならないものとします。

Appleは、(たとえばデバイスまたはアプリケーションプロビジョニング、マネージングチームまたはその他のアカウントリソースなど)デベロッパがデベロッパアカウントと共に使用するためのプログラムにより、またはかかるプログラムを経由して、サービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、(Appleのデベロッパウェブサイトを通じてアクセスされる)プログラムウェブポータル経由、またはプログラム(たとえばXcode、App Store Connect、Swift Playgrounds)と連動して動作するように設計されたAppleブランド製品経由でのみ、かつAppleが承認したようにのみ、かかるサービスにアクセスすることに同意するものとします。デベロッパ(またはデベロッパの認定デベロッパ)がそうしたほかのAppleブランド製品を経由してデベロッパアカウントにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパアカウントのいかなる使用にも、また、この方法で(たとえばApple証明書およびプロビジョニングプロファイルは、本契約で許可された限定的な方法においてのみ使用できるなど)デベロッパ(またはデベロッパの認定デベロッパ)に使用可能となるプログラムのいかなる機能または機能性にも、本契約が継続して適用されることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、プログラムにより、またはプログラムを経由して提供されたサービスの使用またはかかるサービスへのアクセスを通じて、代替または類似するサービスを作成しないこと、または作成を試みないことに同意するものとします。Appleがデベロッパのアプリケーションのためにパワー指標およびパフォーマンス指標を提供した場合、デベロッパは、当該指標をデベロッパ自身の内部使用のためにのみ使用できること、および**(第2.9条の規定を除き)**第三者に提供してはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、自身のデベロッパアカウントに関連づけられたApple IDまたは認証情報(たとえばキー、トークン、パスワードなど)を使用するサービスのみアクセスすることができ、デベロッパはデベロッパのApple IDおよび認証情報を不正利用から守り、Appleが認証した方法でのみ使用すること、また、本契約の規定**(第2.8条および第5条を含むがそれらに限定されない)**に従って使用することについて、完全な責任を有するものとします。本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパは、全部または一部を問わず、デベロッパのチームの認定デベロッパ以外のいかなる者に対しても、デベロッパのデベロッパアカウントまたはそれと共に提供されるあらゆるサービスへのアクセスを共有、販売、再販売、レンタル、リース、貸与またはその他の提供をしないことに同意し、かつ、デベロッパはAppleデベロッパプログラムのメンバーに対して、そのApple ID、認証情報または関連のアカウント情報およびマテリアル(たとえば、App StoreまたはTestFlightに配布または提出するために使用されるApple証明書など)を提供するよう依頼または要請しないことに同意します。デベロッパは、各チームメンバーが、デベロッパのアカウントにアクセスするためには各々のApple IDまたは認証情報を保有していなければならないことを理解しているものとします。またデベロッパのアカウントを通じて、またはこれに関連して行われたあらゆる行為について、アカウントの所有者であるデベロッパが全責任を負うものとします。デベロッパがAppleのmacOSサーバまたはXcodeサーバ(以下「本サーバ」といいます)が搭載されたApple製コンピュータを所有またはコントロールし、かつそれを当該プログラムに関するデベロッパ自身の開発目的で使用したい範囲内において、デベロッパは、かかる本サーバ用のデベロッパ自身のApple IDまたは他の認証情報を使用することに同意し、かつ、かかる本サーバによってなされるあらゆる行為について責任を負うものとします。

2.2 認定テストユニットとプレリリース版Appleソフトウェア

認定テストユニットにAppleソフトウェアのプレリリース版またはサービスのプレリリース版の利用が含まれている限り、デベロッパは、当該認定テストユニットへのアクセスをデベロッパの認定デベロッパに限定すること、また、当該認定テストユニットを第三者に開示、表示、レンタル、リース、貸与、販売その他の方法により譲渡しないことに同意するものとします。また、デベロッパは、すべての認定テストユニットを紛失または盗難から保護すべく、合理的な予防措置を講じ、デベロッパの認定デベロッパにも、かかる保護をするように指示することに同意するものとします。さらに、本契約の条項に従い、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパに対し、デベロッパ自身の内部テストおよび開発目的で、限定された数の認定テストユニット上で使用するために、デベロッパのアプリケーションを導入することができます。

デベロッパは、デベロッパの認定テストユニットにプレリリース版Appleソフトウェアをインストールすること、またはデベロッパの認定テストユニットでプレリリース版サービスを利用することにより、これらの認定テストユニットがテストモードに「ロック」され、現状に復帰させることができなくなる場合があることについて認め、同意するものとします。プレリリース版Appleソフトウェアまたはプレリリース版サービスの利用は、評価および開発目的でのみ行うものとし、商用運用環境で使用したり、重要なデータとともに使用したりしてはならないものとします。プレリリース版Appleソフトウェアまたはプレリリース版サービスを利用する場合、あらかじめデータをバックアップするものとします。Appleは、デベロッパの認定テストユニットおよび登録デバイスのプロビジョニング、デベロッパの取扱製品の開発、または本Appleソフトウェアもしくはプレリリース版Appleサービスのインストールもしくは使用の結果として、デベロッパが被るおそれのある費用、経費、その他の債務（これには設備の損害、またはソフトウェアや情報もしくはデータの損害、喪失または破壊を含みますが、それらに限定されません）について、一切責任を負いません。

2.3 プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスの秘密性

Appleは、本契約期間中、適宜、デベロッパに対して、Appleの秘密情報を構成するプレリリース版のAppleソフトウェアまたはAppleサービスを提供することがあり、その場合、本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の秘密保持義務が適用されるものとします。当該プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスは、最終リリース版の商用グレード製品と同様に機能するものと信頼されるべきでなく、十分かつ定期的にバックアップされていないデータと共に使用されるべきではなく、また、まだ利用できないソフトウェアまたはサービスに関する機能、機能性、APIを含んでいることがあります。デベロッパは、Appleがプレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスの可用性について公表していない場合があること、Appleがデベロッパに対して、当該プレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスが将来公開されることまたは利用できることについて約束または保証をしていないことを認め、同意するものとします。またデベロッパは、Appleがデベロッパに対して、当該ソフトウェアもしくはサービス、またはこれらと類似性もしくは互換性のある技術が公開または市販されることについて、明示的または黙示的に伝える義務を負わないことに同意するものとします。デベロッパは、プレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスについてデベロッパが行うリサーチまたは開発は、すべてデベロッパ自身の責任で行われることについて、明示的に認め、同意するものとします。

2.4 複製

デベロッパは、本契約に基づきデベロッパによる作成が許可されるAppleソフトウェアおよびドキュメントのすべての複製・コピーにおいて、Appleの著作権、免責条項その他の知的財産権の表示（提供されるAppleソフトウェアおよびドキュメントに表示されるもの）を、すべて保持および複写することに同意するものとします。

2.5 所有権

Appleは、Appleソフトウェア、サービスおよび本契約に基づきデベロッパに提供するアップデートに関する、すべての権利、権原および利益を留保します。デベロッパは、AppleのソフトウェアおよびAppleのサービスに対して、かつAppleのソフトウェアまたはAppleのサービスに対するあらゆる権利の主張をデベロッパが認識する限りにおいて、Appleの所有権を保持するためにAppleに協力することに同意するものとします。また、デベロッパは、Appleソフトウェアに関する権利の主張があった場合、すみやかにAppleに伝えるための合理的な努力を払うことに同意するものとします。両当事者は、本契約はAppleに対して、デベロッパの対象製品に関するいかなる所有者としての利益も与えていないことを認め、同意するものとします。

2.6 その他の許可される使用の不存在

本契約で特段の定めのない限り、デベロッパは、Appleソフトウェア、Apple証明書、またはあらゆるサービスの全部または一部について、レンタル、リース、貸与、ウェブサイトもしくはサーバへのアップロード、ウェブサイトもしくはサーバ上のホスティング、販売、再配布、または再使用許諾を行わないこと、また、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、該当するすべての付属書および別紙を含め、本契約により明示的に許可されていない目的で、Appleソフトウェア、Apple証明書、または本契約に基づいて提供されるいかなるサービスも使用することはできないものとします。デベロッパは、Apple SDKをAppleブランドでないコンピュータでインストール、使用もしくは実行しないこと、およびiOS、watchOS、tvOS、iPadOS、macOSおよびプロビジョニングプロファイルをAppleブランド製品以外のデバイスでインストール、使用または実行しないこと、ならびに他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、Appleソフトウェア、Apple証明書、またはAppleソフトウェアもしくはその他本契約に基づいて提供されるサービス、またはこれらの一部について、複製（本契約に基づき明示的に許可される場合を除きます）、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード取得の試み、改変、復号、または二次的著作物の創造を行うことはできないものとし、これらの行為を行わないこと、および他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします（ただし、上記の制限が適用法により禁止される場合、およびAppleソフトウェアに含まれるオープンソースのコンポーネント、またはサンプルコードの使用に適用されるライセンス条件により許可される場合のみを除きます）。デベロッパは、あらゆるAppleソフトウェア、Apple証明書、または本契約に基づき提供されるサービスを、許可されていない方法（ネットワーク容量の超過や過重負荷、または当該Appleソフトウェア、Apple証明書またはサービスにより提供されるデータの収集もしくは不正使用をすることを含みますが、これらに限定されません）で利用しないことに同意するものとします。このような行為を試みることは、AppleソフトウェアまたはAppleサービスに関するAppleおよびそのライセンサーの権利を侵害することになります。デベロッパが上記の制限に違反した場合、訴追および損害賠償請求を受けるおそれがあります。本契約で明示的に付与されていない一切のライセンスはAppleに留保され、Appleは、黙示、明示を問わずその他のいかなるライセンス、免責または権利も、暗示、禁反言その他により付与するものではありません。本契約は、Appleに帰属する何らかの商標、ロゴ、サービスマークを使用する権利をデベロッパに付与するものではありません。これにはiPhoneまたはiPodのワードマークを含みますが、これに限定されません。デベロッパがAppleの製品、技術、またはAppleの商標の使用に言及する場合、<https://www.apple.com/legal/intellectualproperty/guidelinesfor3rdparties.html>に公開されているガイドライン（Appleにより随時変更される場合があります）の遵守に同意しているものとみなされます。

2.7 FPS SDKおよびFPS導入パッケージ

デベロッパは、デベロッパのアプリケーション経由で、デベロッパが（またはデベロッパのために）ストリーミングするビデオ、またはデベロッパのアプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオと共に使用する目的でのみ、iOS製品またはApple TVで、もしくはmacOSにおけるSafari経由で、またはその他Appleが書面で許可する場合に、FPSのサーバ側実装を開発およびテストするためにFPS SDKを使用することができます（以下「**認定FPSアプリケーション**」と総称します）。デベロッパは、FPSの業務利用または商業利用をする前に、本プログラムウェブポータル上で、デベロッパが、FPS導入パッケージをリクエストする必要があることを理解しているものとします。かかるリクエストの一部として、デベロッパは、リクエストするFPSの使用に関する情報を提出することが必要になります。Appleは、デベロッパのリクエストを審査し、Appleの自由裁量により、デベロッパにFPS導入パッケージを提供しない権利を留保します。この場合、デベロッパはFPSを導入することができません。デベロッパがFPS SDKで行ういかなる導入およびテストも、デベロッパ自身の危険負担および費用負担の下で行われるものとし、Appleがデベロッパに対して、かかる使用に対する負担義務、またはデベロッパの業務環境または商業環境でFPSの使用リクエストが却下された場合の負担義務を負うことは一切ありません。

AppleがデベロッパにFPS導入パッケージを提供する場合、デベロッパは、Appleが許可したとおりのみ、かつ、認定FPSアプリケーションにデベロッパが（もしくはデベロッパのために）ストリーミングするビデオコンテンツ、またはデベロッパの認定FPSアプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオコンテンツに関してのみ、その使用に同意するものとします。**第2.9条（第三者サービスプロバイダ）**で許可される場合を除き、デベロッパは、Appleの事前の書面による承諾を得ることなく、いかなる第三者にもFPS導入パッケージを提供せず、また、いかなる第三者にもFPS導入パッケージまたはFPS SDKを再使用許諾、販売、再販売、リース、開示または再配布（またはこれらのいかなる実装）をしないものとします。

デベロッパは、FPS導入パッケージ(FPSプロダクションキーセットを含みます)が、**第9条(秘密保持)**で定めるとおり、Appleの秘密情報であり、さらに、かかるFPSキーは、デベロッパ企業または組織に固有のものであり、かつ、それらの保管および保護に関して、デベロッパが単独で責任を負うことを認め、同意するものとします。デベロッパは、認定FPSアプリケーションで表示するため、デベロッパが認定FPSアプリケーションにストリーミングする、または認定FPSアプリケーション経由での視聴目的でダウンロードするビデオコンテンツを復号するために使用されるデベロッパのコンテンツキーを配布および保護する目的でのみ、かかるFPSキーを使用することができますAppleは、FPSキーに対する、またはFPSに関連する本契約に基づいてストリーミングされる、またはその他の方法で提供されるあらゆるコンテンツに対する不正アクセスまたはその使用について、一切の責務または責任を負いません。デベロッパのFPSキーが開示、露見、悪用または紛失された場合、デベロッパは、product-security@apple.com宛てにメールを送信し、当該キーを無効にするようAppleに求めることができます。またデベロッパは、Appleがデベロッパに対して、代替キーを提供する義務を負わないことを理解しているものとします。Appleは、デベロッパが要求する場合、デベロッパが本契約に違反した場合、その他Appleが妥当もしくは合理的とみなす場合、または本契約の期間満了もしくは解除時に、デベロッパのFPSキーをいつでも取り消す権利を留保します。

デベロッパは、Appleが、いつでもその自由裁量により、デベロッパによるFPSへのアクセスおよびその使用(またはそれらの一部)を取り消すか、削除する権利を留保することを認め、同意するものとします。さらに、Appleは、FPS導入パッケージまたはFPS SDKのいかなる修正、アップデートまたは後継バージョンもデベロッパに提供する義務を一切負わず、かつ、旧バージョンとの互換性を維持する義務を一切負いません。Appleが、FPS導入パッケージまたはFPS SDKの新バージョンをデベロッパが利用できるよう提供した場合、デベロッパは、Appleがかかる要求をするときには、いつでも合理的な期間内にそれらをアップデートすることに同意するものとします。

2.8 Appleサービスの利用

Appleは、AppleソフトウェアのAPI経由でデベロッパの取扱製品が要求し得る、またはAppleがその他のメカニズムで、たとえば本プログラムに基づいてAppleがデベロッパのアクセスを許可するキーの使用を通じて、Appleサービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、当該アクセスのためにAppleが提供するメカニズム経由でのみ、かつ、Appleブランド製品で使用するためののみ、かかるAppleサービスにアクセスすることに同意するものとします。**第2.9条(第三者サービスプロバイダ)**で許可される場合またはその他本契約で定める場合を除き、デベロッパは、Appleサービスを使用するために、Appleがデベロッパに提供するメカニズムへのアクセスを第三者と共有しないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleサービスの使用またはアクセスを通じて、代替もしくは類似サービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

デベロッパは、かかるAppleサービスを使用する資格を有するデベロッパの取扱製品向けのサービスおよび機能を提供するために必要な範囲内でのみ、かつ、Appleがドキュメントを含む書面で許可する場合にのみ、かかるサービスにアクセスして使用することについて同意するものとします。デベロッパは、本契約の条項と矛盾する方法、第三者もしくはAppleの知的財産権を侵害する方法、または、適用法令もしくは規制に違反するいかなる方法でもAppleサービスを使用しないものとします。デベロッパは、Appleサービスが、Appleおよびそのライセンサーが所有し、かつ、適用のある知的財産およびその他の法令で保護される専有コンテンツ、情報およびマテリアルを含むものであることに同意するものとします。デベロッパは、本契約に基づくAppleサービスの許可された使用またはその他Appleが書面で同意する場合を除き、方法の如何を問わず、かかる専有コンテンツ、情報およびマテリアルを使用しないことに同意するものとします。

デベロッパは、デベロッパとデベロッパのエンドユーザーの双方につき、Appleサービスに関する保存容量、送信、または取引上の上限があり得ることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合に、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、Appleサービスを使用することができなくなること、または、デベロッパの取扱製品経由または適用のあるエンドユーザーアカウント経由でのかかるAppleサービスへのアクセスまたはかかるAppleサービスからのデータの読み出しができなくなる場合があります。デベロッパは、デベロッパの取扱製品経由でのAppleサービスへのアクセスもしくはその使用、またはその中で提供されるいかなるコンテンツ、データもしくは情報のみについていかなる料金もエンドユーザーに請求しないことに同意するものとし、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Appleサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。デベロッパは、エンドユーザーアカウントを不正に作成しないこと、または自身に適用されるエンドユーザー規約もしくはAppleとのサービス契約に反するよう、もしくはかかるエンドユーザーサービスに関するApple利用ポリシーに反するようエンドユーザーを促さないことに同意するものとします。本契約で明示的に定める場合を除き、デベロッパは、エンドユーザーがかかるサービスへのいかなるアクセスまたはその使用も阻害しないことに同意するものとします。

Appleは、いつでも、予告なく、Appleサービスまたはその一部へのアクセスを変更、停止、廃止、拒否、制限、または無効化する(サービスへのアクセスを可能にする権利の剥奪またはそうしたサービスへのアクセスを可能にするAppleソフトウェアにおけるAPIの変更、またはデベロッパに権利を付与しないことを含みますが、それらに限定されません)権利を留保します。いかなる場合も、Appleは、前述のアクセスの剥奪または無効化のいずれについても、一切責任を負いません。Appleは、いつでも、デベロッパへの予告なくまたは責任を負うことなく、自らの自由裁量で、Appleサービスの使用もしくはアクセスに関する上限および制限を課し、Appleサービスを無期限に削除し、デベロッパのAppleサービスへのアクセスを剥奪し、またはAppleサービス(またはその一部)を取り消すことがあります。

Appleは、あらゆるAppleサービスにより表示されるいかなるデータまたは情報の可用性、正確性、完全性、信頼性または適時性も保証しません。デベロッパが、デベロッパの取扱製品で、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、かかるデータまたは情報をデベロッパ自身が信頼したことについて、責任を負うものとします。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデベロッパ自身による使用につき責任を負い、かつ、デベロッパがかかるサービスを使用する場合に、サービスのデベロッパによる使用の一部として、ホスティングのためにデベロッパがAppleに提供するあらゆるコンテンツを含む(これらに限定されません)、あらゆるデベロッパのコンテンツ、情報、およびデータの適切な代替のバックアップを維持することに責任を負うものとします。デベロッパは、本契約の期間満了または解除時に、デベロッパが、特定のAppleサービスにアクセスできない場合があること、およびAppleが、本契約に基づき提供されたかかるサービスのデベロッパによる使用を通じて、デベロッパまたはデベロッパの取扱製品が保存したコンテンツ、データまたは情報へのアクセスを停止し、または削除する権利を留保することにつき、理解して同意するものとします。デベロッパは、Appleサービスを利用する前に、Appleが掲載するドキュメント、およびポリシー通知を確認する必要があるものとします。

Appleサービスは、すべての言語でまたはすべての国において利用可能であるとは限らず、またAppleは、いかなる特定の地域における使用またはいかなる特定の製品の使用についても、かかるサービスが適切、正確、または利用可能であるとの表明をしません。デベロッパが、デベロッパのアプリケーションで、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、デベロッパ自身の自発性に基づきかかる行為をなすものとし、かつ、あらゆる適用法令の遵守について責任を負うものとします。Appleは、デベロッパによるAppleサービスの利用につき料金を課す権利を留保します。Appleは、Appleサービスの料金または料金の改定につき、電子メールでデベロッパに通知します。かつ、かかる料金に関する情報は、本プログラムウェブポータル、App Store ConnectまたはCloudKitコンソールに掲載されます。Appleサービスの可用性と料金設定は、適宜変更される場合があります。さらに、Appleサービスは、すべての取扱製品に対して利用可能であるとは限らず、かつ、すべてのデベロッパが利用できるとは限りません。Appleは、いつでも、その自由裁量で、一部またはすべてのデベロッパに対して、Appleサービスを提供しない(または提供を中止する)権利を留保します。

2.9 第三者サービスプロバイダ

ドキュメントまたは本契約でAppleが特に禁止しない限り、デベロッパは、本契約に基づき提供されるAppleソフトウェアおよびAppleサービスの利用において支援を受けるため、第三者(以下「サービスプロバイダ」といいます)を雇用または起用することが許可されます。これには、当該サービスプロバイダが、デベロッパのために、デベロッパのアプリケーションのサーバを維持および管理することが含まれますがこれらに限定されません。ただし、当該サービスプロバイダによるAppleソフトウェアおよびAppleサービスまたはこれらに関連するあらゆるマテリアルの使用は、デベロッパのためにのみ、かつ本条件に従ってのみ、行われるものとします。前記の定めにかかわらず、デベロッパは、App Storeにアプリケーションを提出するために、またはデベロッパの代わりにTestFlightを使用するために、サービスプロバイダを使用しないものとします。デベロッパは、本契約に含まれるものと最低限同程度に、制限的かつAppleを保護する条項を有する、デベロッパのサービスプロバイダとの、法的拘束力のある書面による契約を締結することに同意するものとします。デベロッパのアプリケーション、またはAppleソフトウェアもしくはAppleサービスの使用に関する、または本契約に起因する、かかるサービスプロバイダが行うあらゆる行為はデベロッパが行った行為とみなされ、かつ、(サービスプロバイダに加えて)デベロッパは、Appleに対して、すべてのかかる行為(またはあらゆる不作為)につき責任を負うものとします。サービスプロバイダによる作為または不作為が本契約に対する違反を構成する、または、その他のあらゆる損害を引き起こす場合に、Appleは、デベロッパに対し、かかるサービスプロバイダの使用の中止を要求する権利を留保します。

2.10 アップデート; サポートおよびメンテナンスの否定

Appleは、いつでも予告なく、Appleソフトウェアまたは本契約に基づき提供されるサービス(もしくはそれらの一部)を拡張、改良またはその他の方法により改変することができますが、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのいかなるアップデートもデベロッパに提供する義務を負わないものとします。アップデートがAppleから提供されたときは、当該アップデートに別途のライセンスが添付されている場合(その場合は当該ライセンスの条項が適用されるものとします)を除き、当該アップデートには本契約の条項が適用されるものとします。デベロッパは、かかる改変によってデベロッパにデベロッパの取扱製品の変更またはアップデートが要求される場合があることについて理解するものとします。また、デベロッパは、かかる改変がAppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用、アクセス、または連携に関するデベロッパの能力に影響を与える場合があることを認め、これに同意するものとします。Appleは、AppleソフトウェアまたはAppleサービスについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポート、その他のサポートを提供する義務を負いません。デベロッパは、Appleが、将来いかなる者に対しても、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのアップデートを発表または提供する、明示的または黙示的な義務を負わないことに同意するものとします。アップデートが提供された場合、それらのアップデートは、本契約に基づきライセンスが付与されたAppleソフトウェアまたはAppleサービスに見られるものとは異なるAPI、機能、サービス、または機能性を備える場合があります。

3. デベロッパの義務

3.1 一般規定

デベロッパはAppleに対し、以下のすべての事項を保証し、同意するものとします。

(a) デベロッパは、その居住する法域における法律上の成人(多くの国では18歳以上)であり、本契約を自ら締結する権利および権限を有すること、または、デベロッパが所属する会社、組織、教育機関、または連邦政府の省庁、機関もしくは部局を代表して本契約を締結する場合は、当該団体または組織を本契約の条項および義務に法的に拘束する権利および権限を有すること。

(b) ライセンスアプリケーション情報またはパス情報を含む(これらに限定されません)、デベロッパが、Appleまたはデベロッパのエンドユーザーに対し、本契約またはデベロッパの取扱製品に関連して提供するすべての情報は、最新、真正、正確、裏付けのある、かつ完全なものであり、デベロッパがAppleに提供する情報について、デベロッパは、当該情報のいかなる変更についてもAppleに対してすみやかに通知すること。さらに、デベロッパは、Appleが当該情報(電子メールアドレスおよび郵便送付先住所を含みます)をそれらに関連する目的(たとえば知的財産権に関する質問、カスタマーサービスへの問い合わせなど)で知る必要がある第三者に共有する場合があることに同意すること。

(c) デベロッパは、本契約の各条項を遵守するとともに、デベロッパの認定デベロッパによるAppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用について要求されるあらゆる同意を取得することを含む、本契約に基づくその義務を履行すること。また、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパによるかかる使用のすべておよび本契約の条項の遵守について監視するとともに、かかる使用および遵守について一切の責任を負うことに同意すること。

(d) デベロッパは、Appleソフトウェア、Appleサービス、認定テストユニット、登録デバイス、デベロッパの取扱製品およびデベロッパによるこれらに関連する開発作業および配布の努力(これにはデベロッパがサービスを利用する際に関連する、あらゆる開発努力、ネットワークおよびサーバ周辺機器、インターネットサービス、またはデベロッパが使用するあらゆるその他のハードウェア、ソフトウェア、もしくはサービスを含みますが、これらに限定されません)に関して、デベロッパおよび認定デベロッパが発生したすべての費用、経費、損失、および債務、ならびに前記に関してデベロッパおよびデベロッパの認定デベロッパが行った活動について、単独で責任を負うこと。

(e) 別紙1(該当する場合)において、デベロッパは、AppleおよびAppleの子会社を、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布に関するデベロッパの全世界における代理人として指名するために必要な権利を所有またはコントロールしていること、ならびにAppleおよびAppleの子会社が前記の指名を果たすことが第三者の権利を妨害または侵害しないことを、表明および保証すること。

(f) デベロッパは、デベロッパが負う既存の義務もしくは責務と抵触する態様、またはそのような義務もしくは責務を妨げる態様で行為しないこと。ならびにデベロッパがこれまでに締結した契約は、本契約に基づくデベロッパの義務の遂行を妨げないこと。

3.2 AppleソフトウェアおよびAppleサービスの使用

AppleソフトウェアおよびAppleサービスを使用する条件として、デベロッパは以下のすべての事項に同意するものとします。

- (a) デベロッパは、Appleソフトウェアおよびあらゆるサービスを、本契約により明示的に許可された目的のためにのみ、本契約により明示的に許可された方法により、適用されるすべての法令に従って、使用すること。
- (b) デベロッパは次のことを行うために、AppleソフトウェアまたはいかなるAppleサービスも使用しないものとします。(1) 非合法もしくは違法な行為を行うため、または犯罪やその他の不法行為、非合法もしくは違法な行為に関与するまたはそうした行為を促進する可能性がある取扱製品を開発するため、(2) 暴力行為、テロリズム、その他の重大な害を及ぼすと脅し、そそのかし、もしくは促すため、または(3) 子供を性的に搾取または虐待することを助長するコンテンツや活動を作成または配信するため。
- (c) デベロッパのアプリケーション、ライブラリ、またはパスは、「ドキュメントおよびプログラム要件」(現行規定は下記の**第3.3条**に定めるもの)を遵守して開発されること。
- (d) デベロッパの知る限りにおいて、デベロッパの取扱製品、ライセンスアプリケーション情報、Xcodeクラウドコンテンツ、およびパス情報は、第三者またはAppleの著作権、商標、プライバシーとパブリシティにかかわる権利、営業秘密、特許その他の知的財産権もしくは法的権利(たとえばデベロッパのアプリケーションに含まれることのあるコンテンツとマテリアルのための原盤権や実演化権、映像化権、写真または画像に関する権利、ロゴの権利、第三者のデータに関する権利など)を妨害、不正使用、または侵害しておらず、今後も侵害しないこと。
- (e) Appleソフトウェア、Apple証明書、Appleサービスまたはその他のサービス手段を通じて、次のことを行う取扱製品またはその他のコードまたはプログラムを作成しないこと。(1) 無効化、ハッキング、またはその他の手段で、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、Appleソフトウェア、もしくはあらゆるサービスもしくはその他のAppleソフトウェアやテクノロジーに実装されている、セキュリティソリューション、またはあらゆるセキュリティ、デジタル署名、デジタル著作権管理、検証もしくは認証メカニズムを妨害すること、またはAppleによる書面の許可がある場合を除き他者がそうした妨害を行うことができるようにすること、または(2) あらゆるユーザー、ネットワーク、コンピュータ、通信システムのセキュリティ、整合性、可用性を侵害すること。
- (f) デベロッパは、直接または間接を問わず、いかなるAppleソフトウェアもしくはサービス、本契約の目的、またはAppleの商行為を阻害することを目的とするあらゆる行為に関与しないこと。これには、App Store、カスタムAppの配信、TestFlight、Xcodeクラウド、アドホック配信、またはプログラムの性能もしくは使用目的を妨害する行為(たとえば、デベロッパ自身のアプリケーションまたは第三者のアプリケーションの不正なレビューを提出すること、消費者による混同をもたらす目的で第三者のアプリケーションの名称と実質的に類似するデベロッパのアプリケーションの名称を選択すること、または第三者による適法な使用を妨害する目的で当該アプリケーションの名称を保持し続けること)が含まれますが、これらに限定されません。さらにデベロッパは、デベロッパの取扱製品に関して、いかなる不法、不公平、誤解を生じる、詐欺的、不適切、または誠実でない行為または商業慣行に関与しないこと、または他者の関与を促さないこと(たとえば、おとり価格、消費者に対する不正表示、詐欺的な商業慣行、または他のデベロッパとの不公平な競争など)。
- (g) Appleソフトウェアを用いて開発されたiOS製品、Apple Watch、またはApple TV向けアプリケーションは、本契約に定めるとおり、Appleにより(その自由裁量で)選択された場合に限り、App StoreもしくはカスタムAppの配信経路の配布のため、TestFlight経路のベータ版配布のため、または特別配布を通じて、配布されること。Appleソフトウェアを用いて開発されたパスは、付属書5を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに対し、電子メール、ウェブサイトまたはアプリケーションを経由して配布される場合があること。Apple証明書で署名されたSafari拡張機能は、付属書7を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに配布される場合があること。またmacOS用アプリケーションは、**第5.3条**および**第5.4条**の規定に従い、Apple証明書またはチケットを用いてApp Store外で配布される場合があること。

3.3 プログラム要件

App Store、カスタムAppの配信、もしくはTestFlightに提出され、または、特別配布を通じて配布されるいかなるアプリケーションも、**第3.3条**で以下に定める現在のドキュメントおよびプログラム要件のすべてに従って開発されなければならないものとします。また、ライブラリおよびパスは、同様の基準に従うものとします。

APIおよび機能：

3.3.1 アプリケーションは、Appleの定めた方法でのみ文書化されたAPIを使用することができ、私用のAPIを使用したり、呼び出したりしてはならないこと。さらに、App Storeで配布するためにAppleに提出されるmacOSアプリケーションは、macOSのデフォルトのインストールまたはXcodeおよびMac SDK、またはSwift Playgroundsのバンドルとして含まれている文書化されたAPIのみを使用することができ、サポート終了予定の技術 (Javaなど) を使用することはできません。

3.3.2 次の段落で規定する場合を除き、アプリケーションは、実行コードをダウンロードまたはインストールしてはならないこと。インタープリター型コードは、アプリケーションにダウンロードできる場合がありますが、当該コードが、(a) App Storeに提出されたアプリケーションの予定および広告した目的に合致しない機能または機能性を提供してアプリケーションの主要な目的を変更せず、(b) 他のコードまたはアプリケーション用のストアもしくはストアフロントを作成せず、かつ、(c) 署名、サンドボックス、またはその他OSのセキュリティ機能を迂回しない場合に限りです。

プログラミング方法の学習に使用することを目的とするプログラミング環境のアプリケーションは、次の条件を満たす場合に限り、実行コードをダウンロードして実行することができます。(i) ドキュメントで別途許容される場合を除き、実行コードで取得されるアプリケーションの視聴エリアまたは画面が80%以下であること、(ii) アプリケーションは、ユーザーがプログラミング環境にいることについて、アプリケーション内で合理的にユーザーの目につく表示をしなければならないこと、(iii) アプリケーションは、他のコードまたはアプリケーション用のストアもしくはストアフロントを作成しないこと、ならびに、(iv) アプリケーションが提供するソースコードは、完全に閲覧が可能で、かつユーザーによる編集も可能でなければならないこと (たとえば、ダウンロードされたコードにプリコンパイル・ライブラリまたはフレームワークが含まれていないこと)。

3.3.3 Appleの事前の書面による同意なく、または**第3.3.25条(In-App Purchase API)**で許諾されており、アプリケーションは、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight以外の配布メカニズムにより、追加的な機能または機能性を提供し、解除し、または有効化してはならないこと。

3.3.4 Appleが別途定める場合を除き、iOS、watchOS、iPadOS、またはtvOS向けアプリケーションは、デバイス上で当該アプリケーションの指定コンテナ領域のみからデータを読み取り、または当該領域のみへデータを書き込むことができること。App Storeで配布するためにAppleに提出されるmacOSアプリケーションについて、(a) macOSを実行するためにアプリケーションに必要なすべてのファイルが、Appleに提出されるアプリケーションバンドルに含まれていなければならない、かつApp Storeによりインストールされなければならないこと、(b) すべてのローカリゼーションが同じアプリケーションバンドルに含まれていなければならない、かつ独立のアプリケーションの組合せまたは集積が単一のアプリケーションバンドルに含まれてはならないこと、(c) macOSのネイティブユーザーインターフェイス要素または動作 (たとえば、システムメニュー、ウィンドウサイズ、色など) が改変、修正、またはその他変更されないこと、(d) デベロッパは、Appleの書面による許可またはドキュメントにおける明記がない限り、かかるアプリケーションで、デジタル著作権管理またはその他の複製もしくはアクセスコントロールメカニズムを使用しないこと、(e) **第3.3.25条(In-App Purchase API)**による別段の許可がなされる場合は除外されること。による別段の許可がなされる場合を除き、当該アプリケーションは、ソフトウェアのディストリビューションメカニズムとして機能してはならないこと、かつ、当該アプリケーション内にソフトウェア配布のためのソフトウェアストア、ディストリビューションチャネルまたはその他のメカニズムを作成する、または可能にする機能もしくは機能性を含めてはならないこと (たとえば、オーディオアプリケーションは、当該アプリケーション内にオーディオフィルタープラグインストアを設けてはならない)。

3.3.5 iOS製品向けアプリケーションは、ユーザーがiPad上で互換モードで実行する際に最低限同一の機能および機能性を有すること (たとえば、iPad上でiPhoneと同等のサイズのウィンドウで実行するiPhoneアプリは、iPhone上で実行するときと実質的に同一の方法で機能しなければならない。ただし、この義務は、カメラが存在しない機器におけるビデオ録画機能など、特定のハードウェア機器ではサポートされない機能または機能性には適用されない)。また、デベロッパは、互換モードでデベロッパのアプリケーションを運用することを妨害しないこと、またはかかる妨害を試みないことに同意すること。

3.3.6 デベロッパは、ドキュメントに記載された本来の目的のためにのみマルチタスクサービスを使用することができること。

ユーザーインターフェイス; データ収集、現地法およびプライバシー:

3.3.7 アプリケーションは、ヒューマンインターフェイスガイドライン (HIG) およびその他のAppleが定めるドキュメントを遵守していること。デベロッパは、Apple製品の設計と互換性のあるデベロッパのアプリケーション用の適切なユーザーインターフェイスおよび機能を開発するため、HIGに従うことに同意するものとする (たとえば、watchアプリケーションはHIGのwatchOS設計テーマに沿った迅速なインタラクション向けに設計されたユーザーインターフェイスを有している必要があります)。

3.3.8 デベロッパのアプリケーションが、ビデオ、マイク、スクリーン、またはカメラでキャプチャまたは記録を行う場合、デバイスに保存されるかサーバに送信されるかを問わず (たとえば、画像、写真、音声、またはスピーチのキャプチャもしくはその他の記録) (以下「記録等」と総称します)、記録等が行われていることを示すため、アプリケーションの一部として、明らかに目につく聴覚的、視覚的、またはその他のインジケータをユーザーに示す必要があること。

- さらに、デベロッパのアプリケーションにより、これを通じてまたはこれに関連して行われるあらゆる形式のユーザーデータ、ユーザーコンテンツ、またはユーザー情報の収集、処理、メンテナンス、アップロード、同期、保存、送信、共有、開示、または使用は、適用されるすべてのプライバシー法令のほか、関連するプログラム要件 (通知または同意に関する要件を含みますがこれらに限定されません) を遵守しなければならないこと。

3.3.9 デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者は、ユーザーの事前の承諾なく、当該データがユーザーから直接取得されたものかAppleソフトウェア、Appleサービス、またはApple SDKの使用を通じて取得されたものかを問わず、ユーザーデータまたはデバイスデータを収集しないこと。そしてデータの収集は、アプリケーションの使用に直接関わるサービスまたは機能を提供するため、または**第3.3.12条**に基づき広告をするためにのみ行われること。デベロッパは、データ収集の拡張または変更に関するユーザーの事前の同意なくして、以前に収集されたユーザーデータまたはデバイスデータを拡張またはその他の方法で使用範囲を変更することはできないこと。デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内で、デバイスデータを収集して第三者に送信する解析ソフトを使用しないこと。また、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、いかなる恒久的なデバイススペースの識別子またはそこから抽出されるいかなるデータも、デバイスを一意に識別する目的で使用しないこと。

3.3.10 デベロッパは、ユーザーに対して、デベロッパによるユーザーデータまたはデバイスデータの収集、使用、および開示について、たとえば、App Store上のアプリケーションの説明におけるユーザーデータおよびデバイスデータのデベロッパによる使用に関する記述などで、明確かつ完全な情報を提供しなければならないこと。さらに、デベロッパは、第三者による不正な使用、開示、またはアクセスから当該データを保護するための適切な措置を講じなければならないこと。ユーザーがデベロッパによるデバイスデータまたはユーザーデータの収集、使用、または開示に同意することを取り止めた場合、または積極的に同意を撤回した場合、デベロッパ (およびデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者) は当該データの使用すべてを直ちに中止しなければならないこと。また、デベロッパはデベロッパのアプリケーション、App Store上、または、デベロッパによるユーザーデータもしくはデバイスデータの収集、使用、開示、共有、保持および削除を説明するデベロッパのウェブサイト上において、プライバシーポリシーを提供しなければならないこと。デベロッパは、データ漏洩でデベロッパのアプリケーションから収集されたユーザーデータが漏洩した場合、デベロッパのユーザーに対し、適用法に従って通知することに同意すること (たとえば、デベロッパは、そのユーザーデータの意図的でない開示または悪用があった場合、デベロッパのユーザーに電子メールで通知を送ること)。

3.3.11 アプリケーションは、適用のある刑事、民事、およびその他の制定法および規則 (デベロッパのアプリケーションが提供される、または利用可能となるすべての法域におけるこれらの法令および規則を含む) を遵守しなければならないこと。加えて、以下のことが必要になります。

- デベロッパおよびアプリケーションは、ユーザーデータまたはデバイスデータ（たとえば、ユーザーのIPアドレス、ユーザーのデバイスの名前、およびユーザーに関連したインストール済みアプリケーション）の収集、使用、または開示に関する、適用されるすべての個人情報やデータ収集に関する法律および規則を遵守しなければならないこと。

- アプリケーションを、ハラスメント、濫用、スパム、ストーキング、脅迫、またはその他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権など）の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。

- デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、当該サービスに関してAppleがデベロッパに対して明示的に提供または利用可能にしたデータを除き、Appleまたはそのライセンサーにより提供されたソフトウェア、データまたはサービスを、スクレイピング、マイニング、検索、キャッシュ、分析するために、もしくはインデックスを作成するために、または当該データを取得するために（もしくは取得を試みるために）、機能を動作させたり、コンテンツ、サービス、情報またはデータにリンクさせたり、ロボット、スパイダー、サイト検索またはその他の検索用アプリケーションもしくはデバイスを使用したりしてはならないこと。デベロッパは、当該データを不正な目的で収集、流布、または使用しないことに同意すること。

- デベロッパのアプリケーションが人体の研究を目的としている場合、または個人データを含む可能性のある医療や健康に関連した使用のためHealthKit APIを使用する場合（たとえば健康記録の保存）、デベロッパは、参加者に対して、その研究または医療や健康に関連した使用の一環として参加者の個人情報を使用する目的および開示について通知し、かかる研究または医療や健康に関連した目的のためにデベロッパのアプリケーションを使用する、かかる参加者（またはその保護者）の承諾を得ることに同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパが匿名化またはコード化された情報を提供する第三者に対して、参加者の承諾なく、かかる情報を使用して参加者を再特定する（または再特定を試みる）ことを禁止するものとし、また、当該第三者に対して、匿名化またはコード化された情報を受領するその他一切の者に前記の制限を課すべき旨を要求することに同意すること。

広告識別子および優先順位；広告ネットワークAPI：

3.3.12 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション（ならびにデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者）は、広告をするためにのみ、広告識別子および広告識別子の使用を通じて取得したあらゆる情報を使用することができること。ユーザーが広告識別子をリセットした場合、その後、デベロッパは、直接または間接を問わず、以前の広告識別子および派生情報とリセットされた広告識別子との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことについて同意すること。あらゆるAppleブランド製品用にコンパイルされた広告サポートAPIへのアクセスを提供するアプリケーションについて、デベロッパは、広告識別子を使用した広告をする前に、ユーザーの広告優先順位を確認することについて同意すること、および、デベロッパは、デベロッパの広告識別子使用の際、ユーザーによる広告優先順位の設定を遵守することについて同意すること。さらに、デベロッパは、アプリケーション広告のコンバージョンイベントを追跡するために広告ネットワークAPIを使うよう要請できること。デベロッパが、広告ネットワークAPIの使用許可を与られている場合であっても、広告のコンバージョンイベントの一環として広告検証情報を検証する以外の目的のために、当該API、または広告ネットワークAPIの使用を通じて取得した情報を使用しないことに同意すること。デベロッパは、広告ネットワークAPIの使用を通じて広告検証の一環として提供された情報を、直接または間接を問わず、デベロッパがユーザーについて有する他の情報との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことに同意すること。Appleは、自身の単独の裁量により、広告ネットワークAPIを使用するリクエストを拒否する権利を留保すること。

位置情報およびマップ；ユーザーの同意：

3.3.13 位置情報対応API（たとえば、コアロケーション、MapKit API）を使用する、またはその他の位置情報サービスを提供するアプリケーションは、車両の動きの自動制御もしくは自律制御のため、または緊急目的もしくは救命目的のために、設計または販売してはならないこと。

3.3.14 位置情報サービスまたは機能を提供する、またはAppleソフトウェアまたはAppleサービスの使用を通じて他の方法でユーザーの位置を取得するアプリケーションは、当該アプリケーションによりユーザーの位置情報データが収集、送信その他の方法により使用される前に、当該ユーザーに通知し、その同意を得なければならず、そうしたデータはユーザーが同意した方法で、かつ本契約で許可された方法で使用されなければならないこと。たとえば、継続的な収集およびユーザーの位置情報データの使用のために、デベロッパがデベロッパのアプリケーションの中で「常に」の位置情報オプションを使用する場合、デベロッパは、明確に定義された正当な理由およびユーザーにとってのメリットを提供しなければならず、そうした提供は、ユーザーの許可を得る際に明示しなければなりません。

3.3.15 デベロッパが、Appleマップサービスを通じて提供されるAppleマップと併用して、デベロッパ自身の位置情報サービス、データ、または情報の提供を選択する場合（たとえば、Appleマップの上に、デベロッパが作成したマップまたはルートを重ねる）、デベロッパは、デベロッパのサービス、データまたは情報が、使用されているAppleマップと正確に整合するようにすることについて単独で責任を負うこと。リアルタイムルートガイダンス用位置情報対応APIを使用するアプリケーションの場合（ターンバイターン方式のナビゲーションシステムまたはその他センサーを用いてナビゲーションする方式を含みますが、これらに限定されません）、デベロッパは、下記の告知が含まれているエンドユーザー使用許諾契約を締結しなければならないこと。このリアルタイムルートガイダンスアプリケーションを利用する場合、ご自身の責任で利用してください。位置情報データは、正確でない可能性があります。

3.3.16 アプリケーションは、Appleが実行するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネル等を無効化、オーバーライド、またはその他妨害してはならないこと。これにはユーザーの位置情報データ、アドレス帳データ、カレンダー、写真、音声データ、またはリマインダーが収集、送信、メンテナンス、処理、もしくは使用しよう旨をユーザーに通知することを目的とし、またはかかる使用についての同意を得ることを目的とすることを含みます。また、デベロッパがそうしたアラート、警告、および表示パネルに説明（たとえば、カメラAPI用の目的文字列の中の情報）を追加することができる場合、そうした説明は正確でなければならず、使用範囲を不正確に伝えるものであってはならないこと。同意が拒否または撤回された場合、アプリケーションは、かかるデータを収集、送信、維持、処理、使用したり、またはユーザーが同意を拒否もしくは撤回したその他の行為を行ったりしてはならないこと。

3.3.17 デベロッパのアプリケーション（またはウェブサイトまたはウェブアプリケーション）が、iOSバージョン6以降を実行しているデバイスからMapKit APIもしくはMapKit JSを使用する場合、またはこれにアクセスする場合、デベロッパのアプリケーション（またはウェブサイトまたはウェブアプリケーション）は、Appleマップサービスにアクセスしてこれを使用すること。MapKit API、MapKit JS、およびAppleマップサービスの使用は、すべて本契約（プログラム要件を含みます）および付属書6（Appleマップサービスの使用に関する付加条件）の条件に従わなければならないこと。

コンテンツおよびマテリアル：

3.3.18 デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、デベロッパにより完全に所有されているか、または、料金、ロイヤリティもしくは費用の総額を以後Appleがデベロッパもしくは第三者に支払う必要がないよう、対価全額払込済みの状態でデベロッパにライセンスが付与されていなければならないこと。また、デベロッパのアプリケーションを米国外で配布する場合、デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、(a) 現在または将来において、録音権または演奏／コミュニケーション権を収集またはライセンス管理している団体の管理作品に該当せず、かつ、(b) ライセンスを付与されたものである場合には、デベロッパのアプリケーションについて、該当する著作権者からデベロッパに対し、独占的なライセンスが付与されていなければならないこと。

3.3.19 デベロッパのアプリケーションにほかのコンテンツが現在または将来含まれる場合、デベロッパは、当該コンテンツのすべてを所有しているか、または当該コンテンツの所有者から、デベロッパのアプリケーションにおける使用許諾を得ていなければならないこと。

3.3.20 アプリケーションは、好ましくないまたは不適切と判断されるおそれがあるとAppleが合理的に判断するコンテンツ、またはあらゆる種類のマテリアル（文章、図形、画像、写真、音楽等）、たとえば、卑猥、性的、もしくは中傷的と推定されるマテリアルが含まれている場合、却下される可能性があること。

3.3.21 アプリケーションには、マルウェア、悪意のあるもしくは有害なコード、プログラム、またはその他の内部コンポーネント（たとえば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」など）が含まれてはならず、Appleソフトウェア、サービス、Appleブランド製品、その他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼす可能性のあるものが含まれてはならないこと。

3.3.22 デベロッパのアプリケーションにFOSSが含まれる場合には、デベロッパは、適用されるすべてのFOSSのライセンス付与条件を遵守することに同意すること。また、デベロッパのアプリケーションの開発において、AppleソフトウェアのFOSS以外の部分にFOSSのライセンス付与に関する条項または義務が適用されることになるような方法で、FOSSを使用しないことに同意すること。

3.3.23 デベロッパのアプリケーションにプロモーション用の懸賞またはコンテスト機能を含めることができること。ただし、デベロッパが当該プロモーションの単独のスポンサーであり、かつ、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションが、適用されるすべての法律を遵守しており、さらに、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションが利用可能な当該プロモーションが行われる国または地域における適用のある登録要件をすべて満たしていることが必要です。デベロッパは、自身が一切のプロモーションおよび賞金について単独で責任を負うことに同意すること。かつ、各プロモーションについて、Appleが当該プロモーションのスポンサーではなく、その実施について一切責任を負わないことを、法的拘束力のある正式な規定に明記することに同意すること。

3.3.24 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに、エンドユーザーが寄付を行うことができるデベロッパのウェブサイトのページに直接誘導するリンクを含めることができること。ただし、デベロッパが、適用されるすべての法律（領収書の発行が含まれる場合があります）を遵守し、かつ、当該寄付を行うことができる国または地域において適用のある規制または登録要件をすべて満たしていることが必要です。また、デベロッパは、Appleが寄付金の募集者ではないことを明示することに同意すること。

In-App Purchase API :

3.3.25 In-App Purchase APIおよび関連サービスの使用はすべて、本契約（プログラム要件を含みます）および付属書2（In-App Purchase APIの利用に関する付加条件）の条件に従ってなされなければならないこと。

ネットワーク拡張フレームワーク :

3.3.26 デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションが主としてネットワーキング機能を提供するために指定され、かつ、デベロッパがAppleからかかるアクセスの権限を得ていない限り、ネットワーク拡張フレームワークにアクセスしてはならないこと。デベロッパがかかる権限を得る場合、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパは、エンドユーザーに対し、どのようにデベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがエンドユーザーのネットワーク情報を使用するのか、および該当する場合に、どのようにエンドユーザーのネットワークデータをフィルタリングするのかに関して、明確に開示することに同意し、かつ、デベロッパは、エンドユーザーから明示的に同意を取得し、本契約で明示的に許可された方法でのみ、かかるデータおよび情報を使用することに同意すること。

- デベロッパは、安全かつ適切な方法で、エンドユーザーからのネットワーク情報またはデータを保存、および通信することに同意すること。

- デベロッパは、非開示の、不適切な、または誤解を招く手段（たとえば広告収入を得るため、またはウェブサイトのなりすましのためにウェブサイト経由のフィルタリングをするなど）で、エンドユーザーのネットワークデータまたは情報を転用しないことに同意すること。

- デベロッパは、エンドユーザーの設定を迂回または無効化するためにエンドユーザーからのネットワークデータまたは情報を使用しないことに同意すること(たとえばエンドユーザーがデベロッパのアプリケーション向けの位置情報サービスを無効にしている場合に、エンドユーザーの所在地を特定するために、デベロッパがエンドユーザーのWiFiネットワークの利用を追跡しないことなど)。

- **第3.3.9条**デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するネットワーク機能を提供すること以外の目的で、ネットワーク拡張フレームワーク、およびネットワーク拡張フレームワーク経由で取得されるデータまたは情報を使用しないこと(たとえば、広告を提供するために、またはその他の方法で広告のためのユーザープロフィールを構築するために、エンドユーザーのインターネットトラフィックを使用しないことなど)。

Appleは、その自由裁量で、デベロッパにネットワーク拡張フレームワークを使用する権限を提供せず、かつ、いつでもかかる権限を取り消す権利を留保します。加えて、デベロッパが、Access WiFi Information API(接続されているデバイスにWiFiネットワークを提供するもの)の使用を希望する場合、デベロッパはかかる使用についてAppleから権限を得るようリクエストしなければならず、また、**第3.3.9条**の規定にかかわらず、デベロッパは、当該アプリケーションに直接関連したサービスまたは機能の提供のためにのみ(たとえば広告を提供するためでなく)、かかるAPIを使用することができます。

MFIAクセサリ:

3.3.27 デベロッパのアプリケーションは、(i) デベロッパがデベロッパのアプリケーションを最初に提出した際に、MFIA Programに基づいて当該MFIAクセサリに関するライセンスが付与され、(ii) MFIAライセンシーがデベロッパのアプリケーションを、MFIAクセサリとの相互運用を認めるリストに追加しており、かつ、(iii) MFIAライセンシーが、MFIA Programから当該追加について承認を得ている場合のみ、ワイヤレストランスポートを通じて、またはAppleのライトニングケーブルを通じて、またはAppleの30ピンコネクタを通じて、MFIAクセサリ(上に定義)とのインターフェイス接続、通信、またはその他の相互運用またはコントロールを行うことができること。

法令遵守:

3.3.28 デベロッパは、適用されるあらゆる規制における要件を満たすこと。これには、アメリカ合衆国におけるデベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連する、すべての適用される法律、規則、および政策の完全な遵守、特に米国食品医薬品局(以下「FDA」といいます)、ならびにFAA、HHS、FTC、およびFCCなどのその他の米国規制当局の要件、かつ、デベロッパが使用、またはデベロッパのアプリケーションを使用可能にするあらゆる国または地域における法律、規則、およびその他の適用される規制当局(たとえばMHRA、CFDA)の施策が含まれます。ただし、デベロッパは、デベロッパがマーケティングに関するいかなる規制上の許諾も求めないこと、また、Apple製品が規制の対象とみなされる可能性のある、またはAppleに義務や制限を課す可能性のあるいかなる決定もしないことに同意すること。デベロッパは、配布のために選別されることを目的としてAppleにデベロッパのアプリケーションを提出することによって、適用されるあらゆる法律、規則、および施策を遵守していることを表明および保証したものとみなされます。これには、アメリカ合衆国、およびデベロッパがデベロッパのアプリケーションを利用可能とすることを予定しているその他の国または地域における、デベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連するすべてのFDA法、規則、および施策が含まれますが、これらに限定されません。また、デベロッパは、許可または承認された、意図する使用または適応のためのみ、かつ、適用される規制上の要件を厳守している場合のみ、デベロッパのアプリケーションを上市することを表明および保証すること。Appleが要求する場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの市販の根拠となる許認可に関する書面をすみやかに提供することについて同意すること。FDAまたはその審査手続きの一環として、デベロッパのアプリケーションを審査またはテストする必要がある、ほかの政府機関から要求された場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを審査目的で当該機関に提供すること。デベロッパは、Appleに対して、当該規制上の要件に関連する、デベロッパのアプリケーションに関するあらゆる苦情または苦情の恐れに関して、**第14.5条**で定める手順に従って、すみやかに告知することについて同意すること。また、その場合、Appleは当該デベロッパのアプリケーションの配布を停止することができるものとします。

携帯電話ネットワーク：

3.3.29 アプリケーションが携帯電話ネットワークへのアクセスを必要とする場合、または携帯電話ネットワークにアクセスができるようになる場合には、そのようなアプリケーションは、さらに、

- アプリケーションによる携帯電話ネットワークへのアクセスおよびその使用の方法に関するAppleのベストプラクティスおよびその他のガイドラインを遵守しなければならず、かつ、

- ネットワーク容量または帯域幅を過剰に使用し、またはこれらに極度な負担をかけるとAppleが合理的に判断するものであってはなりません。

3.3.30 携帯電話ネットワーク事業者の中には、当該事業者のネットワーク上でのボイスオーバーインターネットプロトコル (VoIP) 機能、たとえば携帯電話ネットワーク上でのVoIP電話の利用を禁止または制限している場合があり、かつ、VoIPについて追加料金等の費用を請求する場合があるため、デベロッパは、エンドユーザーに対して、たとえば、App Store上のデベロッパのアプリケーションに同梱して提供されるマーケティングテキストの中で当該通知をするなどの手段で、購入前に、当該事業者との契約条件を確認するよう通知することに同意すること。さらに、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザーにSMSメッセージを送ること、または音声通話を行うことを可能にするものである場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、当該機能を使用する前に、標準テキストメッセージ料金、またはその他の使用料がかかる使用に対して適用される可能性があることについて伝えること。

Appleプッシュ通知サービスおよびローカル通知：

3.3.31 Appleのプッシュ通知サービスを通じたプッシュ通知またはローカル通知の使用はすべて、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書1(Appleのプッシュ通知サービスおよびローカル通知に関する付加条件)の条件を遵守しなければならないこと。

Game Center：

3.3.32 Game Centerの使用はすべて、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書3(Game Centerに関する付加条件)の条件を遵守しなければならないこと。

iCloud：

3.3.33 iCloud Storage APIおよびCloudKit APIの使用および本契約に基づくデベロッパによるiCloudサービスの使用はすべて、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書4(iCloudの使用に関する付加条件)の条件を遵守しなければならないこと。

Wallet：

3.3.34 デベロッパによるパスの開発、ならびに本契約に基づくパスタイプIDおよびWalletの使用は、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書5(パスに関する付加条件)の条件を遵守しなければならないこと。

追加サービスまたはエンドユーザープレリリース版ソフトウェア：

3.3.35 Appleは随時、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに関連して利用するために、または評価目的でエンドユーザーとして利用するために、デベロッパに追加のサービスまたはプレリリース版Appleソフトウェアへのアクセスを提供することがあります。これらの中には、本契約のほか、別途定める条件の適用を受けるものもあり、その場合、デベロッパによる利用は、当該条件の適用を受けること。当該サービスまたはソフトウェアは、すべての言語やすべての国で利用できるわけではなく、かつ、Appleは、それらが特定の場所での利用に適していることや利用可能であることについていかなる表明もしないものとします。デベロッパが当該サービスまたはソフトウェアにアクセスすることを選択する限りにおいて、デベロッパは自発的にアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担すること。当該ソフトウェアにAppleのFaceTimeまたはメッセージ機能が含まれる場合、デベロッパは、かかる機能を使用する際、当該ソフトウェアおよび機能の提供および改良のため、電話番号およびデベロッパの認定テストユニットと接続されたデバイスの識別子、ならびにデベロッパが提出した電子メールアドレスまたはApple ID情報を、Appleが使用および保持する必要があることを認め、同意すること。Appleソフトウェアを通じてデベロッパのアクセスを可能にするサービスは、第三者から提供される場合があること。デベロッパは、当該第三者サービスまたはAppleの提供するあらゆるサービスについて、Appleが、デベロッパおよびエンドユーザーをはじめとする他の者に対して一切の責任を負わないことを認めること。Appleおよびそのライセンサーは、随時、サービスへのアクセスを変更、中止、削除、または無効化する権利を有すること。いかなる場合にも、Appleは、かかるサービスに対するアクセスの削除または無効化について、一切責任を負わないこと。さらに、当該ソフトウェアまたはサービスの商用リリース時に、またはAppleが求める場合はそれよりも前に、デベロッパは、本契約に基づき、評価のため、エンドユーザーとして、デベロッパに提供されたプレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスのすべての使用を中止することに同意すること。

3.3.36 デベロッパのアプリケーションが、Appleソフトウェアを通じてGoogleセーフブラウジングサービスにアクセスする場合、当該アクセスには、<https://developers.google.com/safebrowsing/terms>に規定されているGoogleのサービス条件が適用されること。デベロッパが当該サービス条件に同意しない場合、デベロッパのアプリケーション内でGoogleセーフブラウジングサービスを使用することはできず、かつ、デベロッパは、かかる使用が当該サービス条件への同意を意味することについて認め、同意すること。

3.3.37 デベロッパのアプリケーションがAddress Book API経由でエンドユーザーのアドレス帳のデータにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーのアドレス帳データにアクセスする前に、またはかかるデータを使用する前に、当該エンドユーザーへの通知およびエンドユーザーの同意の取得をする必要があること。また、デベロッパのアプリケーションは、エンドユーザーデバイスの外部に、エンドユーザーのアドレス帳のFacebookデータ部分のみをすべて、自動的に送信するメカニズムを提供できないものとします。疑義を避けるため、これは、ユーザーへの通知およびユーザーの同意の要件が満たされている限り、ユーザーのアドレス帳のすべてを自動的に自動送信することを禁止するものではありません。また、ユーザーがユーザーのアドレス帳データの一部を手動で送信すること（たとえば、切り取って貼り付けるなど）、またはユーザーが送信する特定のデータ項目を個別に選択することを可能にすることを禁止するものではありません。

拡張機能：

3.3.38 アプリケーションバンドルにおける拡張機能を含むアプリケーションは、アプリケーションがWatchKit拡張機能を含む場合を除き、単なる拡張機能を越える何らかの機能性（たとえば、ヘルプスクリーンや追加設定など）を提供しなければならないこと。加えて、以下のことが必要になります。

- (WatchKit拡張機能を除く) 拡張機能は、その拡張内容に、広告、製品プロモーション、ダイレクトマーケティング、またはアプリケーション内での購入の提示を含めてはならないこと

- 拡張機能は、iOS製品またはApple TVの画面全体をブロックすることはできず、または、ほかのデベロッパのアプリケーションもしくはAppleが提供する機能やサービスのユーザーの使用について、非公開または想定外の方法で転送、妨害、干渉することはできないこと。

- 拡張機能は、ドキュメントで規定するとおり、iOS、watchOS、iPadOS、またはtvOSの、Appleが指定するエリアにおいてのみ運用することができること。

- キーボード機能を提供する拡張機能は、あらゆるネットワークアクセスの独立性を保つことができなければならないこと、かつ、Unicode文字を含んでいなければならないこと（絵文字のみではなく）。

- かかる拡張機能により行われるいかなるキーストロークロギングも、エンドユーザーに対し、当該データがiOS製品から送信される前に、明確に開示されなければならないこと、かつ、**第3.3.9条**の定めにかかわらず、当該データはデベロッパのアプリケーションのキーボード機能の提供または改善目的でのみ使用することができること（たとえば、広告提供目的で使用してはならない）。

- 拡張機能により行われるいかなるメッセージフィルタリングも、エンドユーザーに対して、明確に開示されなければならないこと、かつ、**第3.3.9条**の定めにかかわらず、いかなるSMSまたはMMSデータも、メッセージフィルタリング拡張機能を通じてアクセスされるのか、またはiOSによってメッセージング拡張機能の対応サーバに対して送信されるのかを問わず、スパムや不明な発信元からのメッセージを減らすことにより、ユーザーのメッセージング体験の提供または改善を実現する目的でのみ使用することができること、および、広告提供またはその他の目的で使用してはならないこと。さらに、拡張機能内でアクセスされるユーザーからのSMSデータまたはMMSデータは、いかなる場合も拡張機能の指定のコンテナエリアからエクスポートしてはならないこと。

- デベロッパのアプリケーションは、拡張機能の自動インストールまたはその他ユーザーが認識しない拡張機能のインストールをさせてはならず、かつ、デベロッパはユーザーに対して、拡張機能の目的および機能を正確に提示しなければならないこと。

HealthKit APIおよびMotion & Fitness API：

3.3.39 デベロッパのアプリケーションは、HealthKit APIまたはMotion & Fitness APIを健康、運動、またはフィットネスの目的で使用し、かつデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスにその旨を明確に示している場合でない限り、HealthKit APIまたはMotion & Fitness APIにアクセスしてはならないこと。加えて、以下のことが必要になります。

- **第3.3.9条**の定めにかかわらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関する健康、運動、またはフィットネスサービスを提供すること以外の目的で、HealthKit APIもしくはMotion & Fitness API、またはHealthKit APIもしくはMotion & Fitness API経由で取得されるいかなる情報も使用できないことに同意すること（たとえば、広告提供目的ではないことなど）。

- デベロッパは、エンドユーザーの事前の明示的な同意なく、エンドユーザーの健康、運動、またはフィットネス情報を第三者に開示または提供するために、HealthKit APIもしくはMotion & Fitness API、またはHealthKit APIもしくはMotion & Fitness API経由で入手した情報を使用してはならず、第三者が、健康、運動、または本契約で許可された方法でフィットネスサービスの提供をできるようにする目的でのみ、それを使用すること。たとえば、デベロッパは、HealthKit APIもしくはMotion & Fitness API経由で収集したエンドユーザーの健康情報を、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有したり、またはこれらの者に販売したりしてはならないこと。疑義を避けるため、デベロッパは、エンドユーザーが医学研究のために自分のデータを第三者と共有することに同意することを、許可することはできません。

- デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがどのようにエンドユーザーの健康、運動、またはフィットネス情報を使用するのかについて、エンドユーザーに明確に開示すること、かつ、エンドユーザーが明示的に承諾し本契約で明示的に許可されている場合に限り、かかる情報を使用することに同意すること。

構成プロファイル：

3.3.40 構成プロファイルは、WiFi、APN、もしくはVPN設定の構成を目的とする場合を除き、または最新の構成プロファイル参照ドキュメントにおいてAppleが明示的に別段の許可をした場合を除き、ユーザーに配布することはできないこと。デベロッパは、構成プロファイルの使用につながるユーザーアクションが行われる前に、収集するユーザーデータの種類、および収集したユーザーデータがアプリケーション画面またはその他の通知メカニズムでどのように使われるかを明確に表示しなければならないこと。デベロッパは、構成プロファイル経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできないこと。さらに、デベロッパは、構成プロファイルまたはその他の構成プロファイルメカニズムのための同意パネルをオーバーライドできないこと。

HomeKit API：

3.3.41 デベロッパのアプリケーションは、ライセンスが付与されたHomeKitアクセサリについて、ホームコンフィギュレーションサービスまたはホームオートメーションサービス(たとえば、電気を点けたり、ガレージのドアを持ち上げたりすることなど)を提供することを主目的として設計され、かつ、この用法がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に示されていない限り、HomeKit APIにアクセスしてはならないこと。デベロッパは、ライセンスが付与されたHomeKitアクセサリとのインターフェイス接続、通信、相互運用、もしくはコントロール以外の目的で、またはHomeKitデータベースを使用するために、HomeKit APIを使用しないこと、かつ、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーション目的のみ、それを使用することに同意すること。加えて、以下のことが必要になります。

- デベロッパのアプリケーションは、Appleがドキュメントで明示的に別段の許可をしない限り、HomeKit APIまたはHomeKitデータベースから入手された情報を、互換性のあるAppleブランド製品上でのみ使用することができ、かつ、該当する製品からかかる情報をエクスポート、リモートアクセス、または転送してはならないこと(たとえば、ロックパスワードは、Apple以外のデータベースに保存するためにエンドユーザーのデバイスに送信してはならない、など)

- **第3.3.9条**の定めにかかわらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーションサービスを提供することまたは改善すること以外の目的で(たとえば、広告提供目的ではないことなど)、HomeKit API、またはHomeKit API経由もしくはHomeKitデータベース経由で取得されるいかなる情報も使用できないことに同意すること。

Apple Pay API：

3.3.42 Appleが書面で別段の許可をしない限り、デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションにより、またはこれを経由して行う支払手続を円滑にする目的のみ、およびiOS製品またはApple Watch以外で使用される商品およびサービスを購入するためにのみ、Apple Pay APIを使用することができること。疑義を避けるため、**本第3.3.42条は、第3.3.3条**およびガイドラインを含みますがこれらに限定されない、In-App Purchase APIの使用に関するいかなる規定および要件に取って代わるものではありません。加えて、以下のことが必要になります。

- デベロッパは、Appleが、Apple Pay APIの使用を通じて円滑化された一切の支払手続の当事者ではなく、かつ、あらゆるエンドユーザーの支払用カードが利用できないこと、または不正決済が行われること(を含みますがこれらに限定されない)を含め、かかる支払手続について一切責任を負わないことを認め、承諾すること。かかる支払手続は、デベロッパと、デベロッパが手続きの処理に利用するデベロッパの銀行、加盟店契約会社、カードネットワーク、またはその他の当事者との間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負うこと。かかる契約には、Apple Pay APIの機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法(たとえば、サーバ上での暗号化)で、デベロッパによるApple Pay APIの使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーを保存することについて同意すること。デベロッパは、iOS製品上に、暗号化されていない方法で、いかなるエンドユーザーの支払情報も保存しないことについて同意すること。疑義を避けるため、デベロッパは、iOS製品上のいかなるエンドユーザーの支払情報も復号できないものとしします。

- デベロッパは、エンドユーザーの支払手続を円滑にすることに関連しない目的で、Apple Pay APIを呼び出さないこと、または、その他Apple Pay APIを通じて情報を入手しようとししないことについて同意すること。

- デベロッパがデベロッパのアプリケーション内でApple Pay APIを使用する場合、Apple Pay Cashがそうしたアプリケーションが配布される地域の法域内で使用可能である限り、デベロッパは商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパのApple Pay APIの使用において、Apple Pay Cashを支払いオプションとして含めることに同意するものとしします。

3.3.43 Apple Pay API経由でのエンドユーザーの支払手続を円滑にする一環として、Appleは、デベロッパ(デベロッパが取引業者または仲介者のいずれとして行為するかを問わず)に、Apple Payペイロードを提供することがあります。デベロッパがApple Payペイロードを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとしします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパはエンドユーザーの支払手続を処理するために、およびデベロッパがエンドユーザーに開示したその他の使用のために、かつ、適用法令を遵守してのみ、Apple Payペイロードを使用できること。

- デベロッパが仲介者として行為する場合、

(a) デベロッパは、取引業者とエンドユーザーとの間の支払手続を円滑にする目的、および当該手続の一環としてデベロッパ自身の注文を管理する目的(たとえば、カスタマーサービスなど)でのみ、Apple Payペイロードを使用できること。

(b) デベロッパは、デベロッパが支払手続、および注文管理目的の遂行に必要な期間を超えて、これらの目的で収集されたApple Payペイロードデータを保有することはできないことに同意すること。

(c) デベロッパは、Apple Payペイロードを含みますがこれに限定されない、Apple Pay API経由で取得したデータを、デベロッパが当該エンドユーザーに関して保有するその他のいかなるデータとも結合させないことに同意すること(ただし、注文管理目的に必要な、限定された範囲を除きます)。疑義を避けるため、仲介者は、広告宣伝のため、ユーザープロフィールの構築もしくは強化のため、またはその他エンドユーザーを対象として、Apple Pay API経由で取得したデータを使用することはできないものとしします。

(d) デベロッパは、デベロッパが手続の仲介者であることをエンドユーザーに開示し、かつ、デベロッパの名前を仲介者として含めることに加えて、Apple Payペイメントシートにおける特定の取引に関する、取引業者の情報をエンドユーザーに提供することに同意すること。

(e) デベロッパが取引業者を利用する場合、デベロッパは、デベロッパの選定した取引業者が、デベロッパから提供されるApple Payペイロードをエンドユーザーの支払手続の処理およびその他エンドユーザーに開示された使用目的でのみ、かつ、適用法令を遵守してのみ、使用することについて責任を負うこと。デベロッパは、最低限、本契約の規定と同じ程度に制限的かつAppleを保護する条件が含まれる法的拘束力のある書面による契約を、当該取引業者と締結することに同意すること。かかるApple Payペイロードに関して当該取引業者によりなされたあらゆる行為または支払手続は、デベロッパによってなされたものとみなされること、かつ、デベロッパは、当該取引業者に加えて、かかる行為(または不作為)のすべてについてAppleに対して責任を負うこと。本契約違反を構成する、またはその他の損害の原因となる、当該取引業者の作為または不作為について、Appleはデベロッパに対して、当該取引業者の使用中止を要求する権利を留保すること。

SiriKit :

3.3.44 デベロッパのアプリケーションが、デベロッパのアプリケーションがサポートしている該当するSiriKitドメイン (たとえば、ライドシェアリングなど) に関して、関連するレスポンスをユーザーに提供するように、またはユーザーのリクエストまたはインテントを実行するように設計されている場合にのみ、かつ当該使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明示されている場合に限り、デベロッパはデベロッパのアプリケーションを、Appleが定義するSiriKitドメインの使用先として登録することができること。また、デベロッパのアプリケーションがSiriKitにアクションを提供する場合がありますが、そうしたアクションは、デベロッパのアプリケーション内のユーザーの行為または活動に関連しており、デベロッパがユーザーに適切な回答を提供できる場合に限りです。デベロッパは、そうしたユーザーの活動または行為に関する誤った情報をSiriKitを通じて送信しないこと、または、SiriKitが提供する予測を妨害しないことに同意するものとします (たとえば、SiriKitが提供する情報は実際のユーザーの行為に基づくものである必要があります)。

3.3.45 デベロッパのアプリケーションは、SiriKit を通じて入手した情報を、サポートされたApple製品上でのみ使用することができ、ユーザーに対して関連するレスポンスを提供または改善するため、またはユーザーのリクエストを実行するため、またはデベロッパのアプリケーションに関連して必要な程度を超えて、そうした情報をデバイスからエクスポート、リモートアクセス、または譲渡することはできないこと。**第3.3.9条**の定めにかかわらず、デベロッパおよびそのアプリケーションは、SiriKit、またはSiriKitを通じて入手したいいかなる情報も、ユーザーに適切な回答を提供する、またはデベロッパのアプリケーションがサポートするSiriKitドメインの意思または動作に関連したユーザーの要求や意思を実行する、またはユーザーの要求に対するデベロッパのアプリケーションの応答性を改善するため以外の目的 (たとえば、広告を提供するため) で使用することはできません。

3.3.46 デベロッパのアプリケーションが、Appleがオーディオデータを処理することを可能にするためにSiriKitを使用する場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、デベロッパおよびそのアプリケーションが、録音されたオーディオデータを、スピーチを認識する、処理する、または書き起こすためにAppleに送信すること、ならびに当該オーディオデータがApple製品およびサービスの改善と提供のために使用される場合があることを明確に開示することに同意すること。デベロッパはさらに、エンドユーザーが明示的に同意し、本契約において明示的に許可された方法でのみ、そうしたオーディオデータおよびSiriKitから返される認識されたテキストを使用することに同意すること。

Single Sign-On API :

3.3.47 デベロッパは、デベロッパがマルチチャンネルビデオプログラミングディストリビュータ (MVPD) でない限り、または、デベロッパのアプリケーションが主としてサブスクリプションを前提とするMVPDサービスを通じて認証されるビデオプログラミングを提供するために設計されており、かつ、デベロッパがAppleからSingle Sign-On APIを使用する権限を得ていない限り、Single Sign-On APIにアクセス、またはこれを使用してはならないこと。デベロッパがかかる権限を有している場合、デベロッパは、シングルサインオン仕様書に従い、Apple製品を視聴するためにデベロッパのMVPDコンテンツにアクセスするユーザーの権限を認証する目的でのみ、Single Sign-On APIの使用が許されること。かかる使用はすべて、シングルサインオン仕様書のドキュメントを遵守しなければならず、デベロッパは、Appleが、デベロッパにかかる権限を提供しない権利、およびかかる権限をいつでもその自由裁量で取り消す権利を留保することを認めること。

デベロッパがSingle Sign-On APIを使用する場合、デベロッパは、デベロッパのMVPDコンテンツにアクセスする権限を認証するために、ユーザーがサインインするSingle Sign-On APIを通じてユーザーがアクセスするサインインページを提供する責任を負うものとします。デベロッパは、かかるサインインページが広告を表示せず、かつ、コンテンツおよびかかるページの外観が、Appleの事前の審査および承認を条件とすることについて同意すること。デベロッパがSingle Sign-On APIを使用し、かつ、AppleがかかるAPI、またはシングルサインオン仕様書のアップデート版を提供する場合、デベロッパは、Appleからアップデート版を受領してから3か月以内に、デベロッパの実装を、当該の新しいバージョンおよび仕様書に適合するようにアップデートすることについて同意すること。

デベロッパは、Appleに対し、ユーザーがプロバイダを選び、かつ、シングルサインオンを通じて認証するApple製品でのユーザーインターフェイス画面における使用を含む、シングルサインオン機能に関して使用するために、デベロッパが提供する商標を使用、複製、および表示すること、または、ユーザーに対して、当該ユーザーがシングルサインオンを通じてアクセス可能なアプリケーションのリストを提供することを許諾すること。また、デベロッパは、Appleに対して、インストラクション資料、トレーニング資料、マーケティング資料、およびあらゆる媒体における広告の使用（を含みますがこれらに限定されません）に関して、当該ユーザーインターフェイスのスクリーンショットおよび画像を使用する権利を付与すること。Single Sign-On APIを通じて提供されるデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づくライセンスアプリケーション情報とみなされること。

デベロッパは、Apple製品におけるデベロッパのMVPDコンテンツに対するユーザーのアクセス権限を認証すること、デベロッパのMVPDコンテンツに対するアクセス権限をユーザーに提供すること、またはデベロッパのMVPDサービスのパフォーマンスおよび技術的問題を解決すること以外の目的で、Single Sign-On APIを通じて提供されるデータを収集、保存、または使用してはならないこと。デベロッパは、MVPDサブスクリプションの一環としてそのプログラミングがデベロッパにより提供されるビデオプログラミングプロバイダに対して提供された認証情報で、かつ、ユーザーのMVPDサブスクリプションに基づくApple製品における当該ビデオプログラミングに対するユーザーのアクセス権限の認証目的のみの場合を除き、いかなる第三者に対しても、Single Sign-On APIの使用から取得されたデータ、コンテンツまたは情報を提供または開示しないこと。

TV App API :

3.3.48 デベロッパは、(a) デベロッパのアプリケーションが主としてビデオプログラミングを提供するために設計され、(b) デベロッパがAppleから権限を得ており、かつ、(c) デベロッパの使用がTV App仕様書に準拠している場合でない限り、TV App APIを使用することはできないこと。デベロッパがTV AppデータをAppleに提供する範囲内で、Appleは、(a) TV App機能に関する情報およびおすめをユーザーに提供すること、(b) ユーザーが、デベロッパのライセンスアプリケーション経由で視聴するために、当該おすめ、または情報からコンテンツにリンクできるようにすること、または、(c) TV App機能のサービス提供、保守、および最適化の目的でのみ、当該データを保存、使用、複製、および表示することができること。本契約の解除前にデベロッパが提出したあらゆるTV Appデータについて、Appleは、本契約の解除後、**第3.3.48条**に従い、当該データの使用を継続することができること。TV Appデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づきライセンスアプリケーション情報とみなされること。デベロッパは、Appleがその自由裁量により、TV App機能にデベロッパのライセンスアプリケーションを含めない権利を留保することについて認めること。

Appleは、Apple IDに基づき表示されるデベロッパのライセンスアプリケーションをTV App機能に含める前に、ユーザーのApple IDに基づいてユーザーの同意を取得します。また、Appleは、以後ユーザーがいつでも当該コンテンツを撤回できるようにし、かつ、AppleのシステムからTV Appデータを削除できるようにします。さらに、デベロッパは、自身のサブスクリプション登録者IDシステムに基づいてユーザーの同意を求めることができるものとします。デベロッパは、デベロッパによるTV AppデータのAppleへの提供に関するユーザーの同意を取得するために、あらゆる現地の適用法令を含む、すべての適用法令をデベロッパが遵守することについて責任を負うこと。

Spotlight画像検索サービス :

3.3.49 デベロッパが、デベロッパのライセンスアプリケーションに関連するデベロッパのドメイン（以下「関連ドメイン」といいます）へのアクセス権と共にAppleのSpotlight画像検索サービスを提供する場合、デベロッパは、本契約をもって、Appleに対し、本条項で定める目的で、関連ドメイン内のコンテンツ（以下「ライセンス対象コンテンツ」といいます）をクロール、スクレイプ、コピー、送受信、またはキャッシュする許可を付与すること。ライセンス対象コンテンツは、本契約において、ライセンスアプリケーション情報として取り扱われること。また、デベロッパは、本契約をもって、Appleに対し、（ファイルサイズの低減、サポートされるファイルの種類への変換、またはサムネイル表示の目的で）ライセンス対象コンテンツのファイル形式、解像度、および外観を使用、作成し、作成させ、複製、トリミング、または変更するライセンス、ならびに、ライセンス対象コンテンツを公に表示、公に実行、統合、組込み、および配布することで、Appleのメッセージ機能におけるライセンス対象コンテンツの検索、検出、およびエンドユーザーへの配布の機能を強化するライセンスをさらに付与すること。理由の如何を問わず、本契約の解除時に、Appleブランド製品のエンドユーザーは、当該解除前にAppleブランド製品の使用を通じて取得したあらゆるライセンス対象コンテンツを継続して使用および配布することを許可されます。

MusicKit :

3.3.50 デベロッパは、デベロッパのエンドユーザーによるApple Musicサブスクリプションへのアクセスの促進に関連しない目的で、MusicKit APIまたはMusicKit JSの呼び出し(またはその他の方法でMusicKit APIまたはMusicKit JSを通じて情報を得ること)を試みないことに同意すること。デベロッパがMusicKit APIまたはMusicKit JSにアクセスする場合、デベロッパは、Apple Musicアイデンティティガイドラインに従うこと。デベロッパは、デベロッパによるMusicKit APIまたはMusicKit JSの使用を通じて、またはその他いかなる方法においても、Apple Musicサービスへのアクセスに対し、支払いを要求しない、または間接的な収益化(たとえば、アプリケーション内での購入、広告、ユーザー情報のリクエストなど)を行わないことに同意すること。加えて、以下のことが必要になります。

- デベロッパがMusicKit APIまたはMusicKit JSを通じて音楽再生を提供する場合、全楽曲の再生が可能でなければならない、かつ、ユーザーが再生を開始でき、「再生」、「停止」、および「スキップ」などの標準的なメディアコントロール機能を使用して再生を操作できなければならないこと、かつ、デベロッパはそうしたコントロール機能を不正確に伝えることのないことに同意すること。

- デベロッパは、いかなるMusicKitコンテンツもダウンロード、アップロード、または改変することはできず、かつ、かかる行為をデベロッパのエンドユーザーに許可することもできず、その他ドキュメントでAppleが別段の許可をしない限り、MusicKitコンテンツは、他のいかなるコンテンツとも同期することができないこと。

- デベロッパは、MusicKit API または MusicKit JS により表示され、かつ、ドキュメントで許可された方法でのみ(たとえば、アルバム作品およびMusicKit APIからの音楽関連テキストは、音楽再生または再生リストの管理とは異なる目的で使用することはできない)、MusicKitコンテンツを再生できること。

- ユーザーからのメタデータ(プレイリストやお気に入りなど)は、エンドユーザーに対して明確に開示され、かつ、Appleの自由裁量により決定されたとおりに、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの使用と直接関連するサービスまたは機能を提供するためにのみ使用できること。

- デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの中のスタンドアロンライブラリとしてのみ、かつ、ドキュメントで許可されたとおりにのみ、MusicKit JSを使用することができること(たとえば、デベロッパは、MusicKit JSをその他のいかなるJavaScriptコードとも組み合わせることはできず、または別途ダウンロードしたり、再ホストしたりすることはできないに同意すること)。

DeviceCheck API :

3.3.51 デベロッパがDeviceCheckデータを保存するためにDeviceCheck APIを使用する場合、デベロッパは、該当する場合、それらの値をリセットするためにユーザーがデベロッパに連絡することができる方法を提供しなければならないこと(たとえば、試用サブスクリプションの再設定、または新規ユーザーがデバイスを取得した際に一定の使用を再度認証することなど)。デベロッパは、不正行為に関する単一の識別子としてDeviceCheckデータに依存することはできず、かつ、他のデータまたは情報に関してのみDeviceCheckデータを使用しなければならないこと(たとえば、デバイスが譲渡されたり再販売されたりする可能性があるため、DeviceCheckデータをそのみでデータポイントとして扱うことはできない)。Appleは、いつでもその自由裁量で、DeviceCheckデータを削除する権利を留保し、かつ、デベロッパは、かかるデータに依存しないことについて同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパを代理して行為を行うサービスプロバイダを除き、デベロッパがAppleから取得したDeviceCheckトークンを、いかなる第三者とも共有しないことに同意すること。

顔データ：

3.3.52 デベロッパのアプリケーションが顔データにアクセスする場合、デベロッパは、アプリケーションの使用に直接関連するサービスや機能を提供するためだけに、それらにアクセスしなければならないこと、および、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが顔データを使用、開示することをユーザーに対して通知し、ユーザーの明確かつ確実な同意を得てから、顔データの収集または使用を開始することに同意すること。**第3.3.9条**の定めにかかわらず、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、およびデベロッパが広告を提供するために契約したいかなる第三者も、広告を提供するため、またはその他の関連外の目的で顔データを使用することはできないこと。加えて、以下のことが必要になります。

- デベロッパは、デベロッパのユーザー（またはあらゆる第三者）の法的権利を損なう方法で、または、違法な、不公平な、誤解を招く、不正な、不適切な、搾取的な、または好ましくないユーザーエクスペリエンスを提供するために顔データを使用することはできず、ドキュメントに沿った方法でのみ使用できること。

- デベロッパは、認証、広告、マーケティング、その他類似の方法でエンドユーザーを対象にして、顔データを使用することはできません。

- デベロッパは、ユーザープロフィールの構築を目的として顔データを使用することはできず、または、その他顔データに基づいて匿名ユーザーを特定もしくはユーザープロフィールを再構築を試み、促し、第三者に推奨することはできません。

- デベロッパは、広告プラットフォーム、分析プロバイダ、データブローカー、情報再販業者、およびその他の類似の者に対して顔データを譲渡、共有、販売、またはその他の手段で提供することはできません。

- デベロッパは、譲渡につきユーザーの明確かつ確実な同意を得ない限り、顔データをユーザーのデバイス外に共有または譲渡することはできず、かつ、顔データは、デベロッパが提供するアプリケーション固有のサービスまたは機能を達成する目的のみに使用しなければなりません（たとえば、アプリケーション内でユーザーの画像を表示する目的で顔メッシュを使用することなど）。また、使用方法が、本契約とドキュメントに準拠していることが必要になります。デベロッパは、使用するサービスプロバイダに対して、ユーザーが同意する範囲かつ本契約の条項に沿う方法に限定して、顔データを使用するよう要求することに同意すること。

ClassKit API：

3.3.53 デベロッパのアプリケーションが教育サービスを提供することを主目的として設計されており、かかる使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に記載されている場合を除き、デベロッパのアプリケーションにClassKit APIを含めてはならないこと。デベロッパは、ClassKit APIを通じて、誤った、もしくは不正確なデータを送信しないこと、またはClassKit APIを通じて送信されたデータに割り当てられたデータカテゴリの再定義を試みないことに同意すること（たとえば、学生の位置情報データはサポート対象のデータタイプではなく、送信することはできない）。

Appleでサインイン：

3.3.54 デベロッパは、その使用がデベロッパのアプリケーションにおいてAppleでサインインを含めることと同等である限りにおいて、デベロッパの対応製品でAppleでサインインを使用できること。デベロッパは、Appleでサインイン経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に、共有または販売することはできないこと。ユーザーがAppleでサインインの一環としてユーザーデータを匿名化することを選択した場合、デベロッパは、事前にユーザーの同意を取得することなく、個人を直接特定する情報、およびAppleでサインイン外において取得した情報に当該匿名化データを紐づけることを試みないことに同意すること。

ShazamKit:

3.3.55 ShazamKit APIの使用はすべて、本契約(Apple Musicアイデンティティガイドラインおよびプログラム要件を含む)およびドキュメントの条件を遵守しなければならないこと。Apple Musicで入手可能な曲に対してShazamKitコンテンツを表示する場合、Apple Musicアイデンティティガイドラインに沿い、Apple Music内におけるかかるコンテンツへのリンクを提供するものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わず、ShazamKitコンテンツを複製、改変、翻訳、二次的著作物の作成、公表、または公開しないことにつき、同意するものとします。さらに、デベロッパは、他の音声認識サービスを改善または作成する目的で、ShazamKit APIにより提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。ShazamKit APIを使用するアプリケーションは、コンプライアンスを目的として設計または販売することはできません(たとえば、音楽のライセンス供与やロイヤリティの監査など)。

Xcodeクラウド:

3.3.56 デベロッパがXcodeクラウドサービスを使用してデベロッパのXcodeクラウドコンテンツを管理し、デベロッパのアプリケーションを構築する限り、デベロッパは、本契約によって、Apple、ならびにAppleの関連会社および代理店に、複製、ホスト、処理、表示、送受信、改変、派生作品の作成を行うことに関して、またはその他の方法でAppleがXcodeクラウドサービスを提供するためにのみデベロッパのXcodeクラウドコンテンツを使用することに関して、非独占的に、あらゆる場所で、対価全額払込済みの状態で、ロイヤリティフリーのライセンスを付与するものとします。デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。(a) デベロッパは、かかるXcodeクラウドコンテンツに単独で責任を負い、Appleは所有権を有さないこと、(b) Xcodeクラウドサービスと共に第三者のサービス(たとえばソースコードのホスティング、アーティファクトストレージ、メッセージング、またはテストサービス)を使用することを選択した場合、かかる第三者サービスの利用規約の遵守はデベロッパの責任で行うこと、(c) Xcodeクラウドサービスによるユーザー生成データのプロビジョニングは、契約上または使用許諾上の責務としての配信と見なされること、(d) XcodeクラウドにおけるデベロッパのXcodeクラウドコンテンツの実行は、Xcodeクラウドコンテンツのテストのためのものに制限されること、(e) Xcodeクラウドを使用して暗号通貨のマイニングを行わないこと、および(f) デベロッパのXcodeクラウドコンテンツが、3.3.21条および3.3.22条で定められたアプリケーションの要件を満たすこと。

3.3.57 本契約に定めるAppleのその他の権利が制限されることはなく、Appleは、デベロッパが本契約の条項に違反したと特定した、またはそのように信じるに足る理由が存在する場合、その単独の裁量で措置を講じる権利を留保します。かかる措置には、Xcodeクラウドサービスへのアクセスを制限、停止、もしくは取り消すこと、またはデベロッパのビルドを終了することが含まれます。

4. プログラム要件または契約条項の変更

Appleは、プログラム要件または本契約の条項を、いつでも変更することができるものとします。新設または修正されたプログラム要件が、App StoreまたはカスタムAppの配信経路ですでに配布されたライセンスアプリケーションに、遡及的に適用されることはありません。ただし、デベロッパは、Appleがいつでも新設または修正したプログラム要件に合致しないアプリケーションを、App StoreまたはカスタムAppの配信から削除する権利を留保することにつき、同意するものとします。Appleソフトウェア、Apple証明書、またはすべてのサービスの使用を継続するために、デベロッパは、新しいプログラム要件、または本契約の新しい条項を承諾し、これに同意する必要があります。新しいプログラム要件または新しい契約条項への同意が行われない場合、Appleは、デベロッパによるAppleソフトウェア、Apple証明書、およびあらゆるサービスの使用を停止または終了します。デベロッパは、そのような新しい契約条項またはプログラム要件の承諾を、電子的手段(デベロッパがボックスにチェックマークを付けること、または「同意する」もしくは類似のボタンをクリックすることを含みますがこれらに限定されません)により示すことができることに同意するものとします。本条は、Appleの**第5条(Apple証明書; 取消し)**に基づく権利に影響を与えるものではありません。

5. Apple証明書; 取消し

5.1 証明書の要件

すべてのアプリケーションは、認定テストユニットや登録デバイスにインストールされるため、またはApp Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight経由での配布用にAppleに提出されるためには、Apple証明書による署名を受ける必要があります。同様に、すべてのパスは、Walletで認識および承認されるため、Apple証明書による署名を受ける必要があります。Safari拡張機能は、macOS上のSafariで実行するために、Apple証明書による署名を受ける必要があります。デベロッパは、macOS上のSafari経由でデベロッパのサイトのための当該通知の受信に同意したユーザーのmacOSデスクトップに対し、Safariプッシュ通知を送信するためにウェブサイトIDを使用する必要があります。また、デベロッパは、本契約およびドキュメントで定めるその他の目的で、他のApple証明書およびキーを取得することもできます。

以上に関して、デベロッパはAppleに対し、次の(a)から(e)に定める事項を表明および保証するものとします。

- (a) デベロッパは、Apple証明書、キー、またはプロビジョニングプロファイルの通常動作に干渉する行為を行わないこと。
- (b) デベロッパは、許可を受けていない者または組織がデベロッパのApple証明書およびキーにアクセスすることを予防する責任を単独で負うとともに、デベロッパのApple証明書およびキーを漏洩から保護するために自身の最善の努力を払うこと(たとえば、デベロッパは、App Store配布用のデベロッパのApple証明書を、第三者が使用できるようにクラウドリポジトリにアップロードしないこと)。
- (c) デベロッパは、そのApple証明書またはキーが漏洩したと考える理由がある場合は、直ちにAppleに書面で通知することに同意すること。
- (d) デベロッパは、本プログラムに基づき提供されたApple証明書またはキーを、第三者に提供または譲渡しないこと。ただし、本契約の規定に従い、デベロッパのために、かつドキュメントまたは本契約でAppleによって明示的に許可された限定範囲でのみ、それらを使用するサービスプロバイダを除きます(たとえば、デベロッパは、App Storeへの配信または提出のために使用されるデベロッパのApple証明書を、サービスプロバイダに提供または譲渡することを禁じられています)。また、デベロッパは、デベロッパのApple証明書を、第三者のアプリケーション、パス、拡張機能、通知、実装、またはサイトに署名するために使用することはできません。
- (e) デベロッパは、Appleが許可するとおりにのみ、かつ、ドキュメントに従って、本契約に基づき提供されたApple証明書またはキーを使用すること。
- (f) デベロッパは、本プログラムに基づき提供されるApple証明書を、本プログラムにおいて示されているとおりに、またはその他Appleが許可するとおりに、かつ、本契約に従ってのみ、テスト、Appleへの提出、または登録デバイスもしくは認定テストユニットで使用するための限定的な配布を行うために、デベロッパのパスに署名すること、デベロッパのSafari拡張機能に署名すること、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名すること、APNサービスにアクセスすること、またはデベロッパのアプリケーションに署名することのみを目的として使用すること。前記に対する限定的な例外として、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダに対し、Apple発行の開発証明書で署名するために、iOS、watchOS、iPadOS、またはtvOSを搭載したAppleブランド製品上で、デベロッパのためにデベロッパのアプリケーションのテストを実施させる目的でのみ、デベロッパのアプリケーションの複数のバージョンを提供することができるものとします。ただし、かかるテストはすべて、デベロッパのサービスプロバイダによって内部的に行われるものであり(たとえば、デベロッパのアプリケーションを外部に配信しないなど)、かつ、デベロッパのアプリケーションは、かかるテストの実施後、合理的な期間内に削除される必要があります。また、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダが、かかるテストサービスの実施によって取得されたデータを、デベロッパにデベロッパのアプリケーションの性能に関する情報を提供する目的でのみ使用することにつき(たとえば、デベロッパのサービスプロバイダが、デベロッパのアプリケーションのテスト結果と、その他のデベロッパのテスト結果とを統合することは禁止されることなど)、同意するものとします。

さらに、デベロッパは、Appleに対し、デベロッパのアプリケーション、デベロッパのSafari拡張機能、デベロッパのサイトの登録バンドル、またはデベロッパのパスに適用される、またはデベロッパの取扱製品に含まれる、第三者のコードもしくはFOSSに適用されるライセンス条項が、プログラムのデジタル署名、コンテンツの保護、またはプログラムもしくは本契約の条項、条件、もしくは要件と一致し、それらと矛盾するものではないことを表明し、保証するものとします。特に、前記のライセンス条項が、Apple (またはその代理人) に対して、App Storeを含む、Appleソフトウェアの一部として利用される、セキュリティソリューション、デジタル署名もしくはデジタル著作権管理メカニズム、またはセキュリティに関する、キー、認証コード、メソッド、手順、データ、またはその他の情報の開示または提供を要求する趣旨ではないものとします。デベロッパが上述した内容に関する不一致または抵触を発見した場合は、デベロッパはその旨を直ちにAppleに通知することに同意するものとし、また、当該問題を解決するためにAppleと協力するものとします。デベロッパは、Appleが、問題となったライセンスアプリケーションまたはパスの配布を直ちに中止することができ、また、Appleが合理的に満足のいくように当該問題が解決されるまで、デベロッパからの以後のアプリケーションまたはパスの提出の受理を却下することがあることについて認め、同意するものとします。

5.2 信頼した当事者の証明書

AppleソフトウェアおよびAppleサービスは、AppleソフトウェアもしくはAppleサービスによる承認を得るために(たとえば、Apple Payなど)、またはデベロッパに対する情報提供に使用するために(たとえば、取引の領収書、App Attestの受領書など)、Apple証明書または第三者の証明書のいずれかのデジタル証明書を許可する機能性を含むことがあります。それらを信頼する前に、デベロッパがAppleから受領するあらゆる証明書または領収書の有効性を検証することはデベロッパの責任です(たとえば、デベロッパは、In-App Purchase APIを使用してコンテンツをエンドユーザーに配布する前に、Appleから届いた受領書について検証する必要があります)。デベロッパは、かかる証明書および受領書を信頼することに関するデベロッパの判断について、単独で責任を負い、かつ、Appleは、デベロッパが、Apple (または第三者) から届くかかる証明書もしくは受領書の検証ができない場合、またはデベロッパがApple証明書またはその他のデジタル証明書を信頼する場合に、いかなる責任も負いません。

5.3 macOS用の公証アプリケーション

デベロッパは、デベロッパのmacOSアプリケーションの公証を得るために、Appleのデジタル公証サービスに対して、アプリケーションの公証用のデジタルファイル(以下「チケット」といいます)を請求することができます。デベロッパは、このチケットをデベロッパのApple証明書と共に使用して、macOS上のデベロッパのアプリケーションの署名およびユーザーエクスペリエンスの改善を図ることができます。デベロッパは、このチケットをAppleのデジタル公証サービスに請求するため、継続的なセキュリティチェックを目的として、Appleのデベロッパツール(またはその他の要求された仕組み)を用いて、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードしなければなりません。こうした継続的なセキュリティチェックには、マルウェア、その他の有害もしくは疑わしいコードやコンポーネント、またはセキュリティ上の脆弱性を検出するための、Appleによるデベロッパのアプリケーションの自動スキャン、自動テスト、および自動分析が含まれます。さらに、限定的な状況においては、同様の目的のため、Appleによるデベロッパアプリケーションの手動の技術調査が含まれる可能性があります。このデジタル公証サービスのためにデベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードすることで、デベロッパは、Appleが、かかるデベロッパのアプリケーションに対して、マルウェアまたは他の有害または疑わしいコードやコンポーネントの検出を目的として、セキュリティチェックを実施する場合があること、および、Appleが、同様の目的のため、セキュリティチェックを継続するためにデベロッパのアプリケーションを保持し、使用する場合があることに同意したことになります。

Appleが、デベロッパの署名を認証し、デベロッパのアプリケーションが最初のセキュリティチェックに合格した場合、Appleは、デベロッパに対して、Apple証明書と共に使用するチケットを提供することができます。Appleはその自由裁量でチケットを発行する権利を留保します。また、Appleは、デベロッパのアプリケーションがマルウェア、または悪意がある、疑わしい、もしくは有害なコードやコンポーネントを含んでいる、またはデベロッパの身元を証明する署名に問題があるとAppleが信じるに足る理由、または合理的な疑いがある場合、Appleはその裁量で、チケットを随時取り消すことができるものとします。デベロッパは、随時、product-security@apple.comに電子メールを送信し、Appleがデベロッパのチケットを取り消すよう要求することができるものとします。AppleがデベロッパのチケットまたはデベロッパのApple証明書を取り消した場合、それ以降、デベロッパのアプリケーションをmacOS上で実行することはできません。

デベロッパは、デベロッパのチケット請求に関してAppleと協力するものとし、かつ、Appleのセキュリティチェックに対してデベロッパのアプリケーションをAppleから隠したり、迂回を試みたり、その一部を不正に伝えたり、または他の方法でAppleによるセキュリティチェックの実施を妨げたりしないことに同意するものとします。デベロッパは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックやマルウェア検出を行ったこと、またはAppleがAppleのデジタル公証サービスからデベロッパにチケットを発行するために、デベロッパのアプリケーションの審査を行った、もしくは認証したことにつき、言及しないことに同意するものとします。デベロッパは、AppleがAppleのデジタル公証サービスと関連してのみセキュリティチェックを実施すること、およびそうしたセキュリティチェックは、確実にマルウェアを検出するものではなく、何らかのセキュリティ検証結果として用いることもできないことを認め、同意するものとします。デベロッパは、自身のアプリケーションについて、および、デベロッパのアプリケーションが安全で、エンドユーザーが確実に使用できるものであることについて（たとえば、マルウェアの問題が発生した場合、エンドユーザーに対して、デベロッパのアプリケーションが停止することがあると通知することなど）、完全に責任を負うものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードする場合、当該デベロッパの法域における輸出要件を遵守することに同意し、かつ、デベロッパは、以下のいずれかに該当するアプリケーションをアップロードしないことに同意します。

- (a) 米国輸出管理規則、15 CFRパート730-774または国際武器取引規則、22 CFRパート730-774に従うもの。
- (b) 特定の種類の暗号化ソフトウェアおよびソースコードを含むがこれらに限定されない、事前の書面による政府の承認なしに、その承認を最初に取得しない限り、輸出することのできないもの。Appleは、デベロッパのアプリケーション中のマルウェア、もしくは他の疑わしい、有害なコードもしくはコンポーネント、もしくはその他のセキュリティ上の問題を検出する能力がない、もしくはできなかったことについて、またはチケットの発行や取り消しについて、デベロッパに対して、またはいかなる第三者に対しても責任を有さないものとします。Appleは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックを実施したという事実を含むがこれに限定されない、デベロッパのアプリケーション開発、Appleソフトウェアやサービスの使用（デジタル公証サービスを含む）、またはApple証明書、チケット、もしくはプログラムへの参加の結果としてデベロッパに生じたいかなる費用、経費、損害、損失、または他の債務について、責任を負わないものとします。

5.4 証明書の取消し

本契約において別段の定めがない限り、デベロッパは、デベロッパに対して発行されたApple証明書をいつでも取り消すことができます。デベロッパがデベロッパのパスに署名するために使用された、またはデベロッパに対してApp Store外で配布されたmacOSアプリケーションと共に使用するために発行された、Apple証明書を取り消すことを希望する場合、デベロッパは、随時、product-security@apple.comに電子メールを送信し、AppleがかかるApple証明書を取り消すよう要求することができます。Appleもまたその自由裁量で、いつでもあらゆるApple証明書を取り消す権利を留保します。例として、Appleは、以下のいずれかに該当する場合に、かかる行為を選択することがあります。

- (a) デベロッパのApple証明書もしくは対応するプライベートキーが漏えいし、またはいずれかが漏えいしたとAppleが信じる理由がある場合、
- (b) デベロッパの取扱製品が、マルウェア、悪意のある、疑わしい、または有害なコードまたはコンポーネント（たとえば、ソフトウェアウイルス）を含んでいるとAppleが信じる理由または合理的な疑いを有する場合、
- (c) デベロッパの取扱製品が、Appleブランド製品またはかかる製品によりアクセスもしくは使用されるその他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、またはネットワークのセキュリティに悪影響を与える場合、
- (d) Appleの証明書発行手続きに不正アクセスされた場合、またはかかる手続きに不正アクセスされた場合、
- (e) デベロッパが本契約のいずれかの条項または条件に違反した場合、
- (f) Appleが本プログラムに基づき、デベロッパの取扱製品に対してApple証明書の発行を中止した場合、
- (g) デベロッパの取扱製品が、本契約に基づき提供されるサービスを悪用している、または過大な負荷をかけている場合、または
- (h) かかる措置が適切または必要であるとAppleが信じる理由がある場合。

さらに、デベロッパは、エンドユーザーのプライバシー、安全、もしくはセキュリティを保護するためにAppleがかかる措置が必要であると信じる場合、またはその他Appleの合理的な判断により適切もしくは必要であると決定された場合、Appleが、Apple証明書で署名されたデベロッパ取扱製品に関して、エンドユーザーに通知を送信することがあることを理解し、これに同意するものとします。Appleの証明書ポリシーおよび認証運用規定は、<http://www.apple.com/certificateauthority>でご確認いただけます。

6. アプリケーションの提出および選定

6.1 App StoreまたはカスタムAppの配信経路で配布するためのAppleへの提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのテストが適切に行われ、完成したと判断した場合、デベロッパは、AppleがApp StoreまたはカスタムAppの配信を通じて配布することができるように、これをAppleに提出することができます。デベロッパのアプリケーションを提出することで、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。デベロッパは、デベロッパが提出したアプリケーションの機能、コンテンツ、サービス、または機能性を、Appleが審査できないように隠したり、不正確に伝えたり、その他Appleがかかるアプリケーションを十分に審査できないようにしたりしてはならないものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、MFiアクセサリを含むがこれに限定されない、物理デバイスに接続される場合には、App Store Connect経由で書面でその旨をAppleに知らせるものとし、かかる場合には、その接続手段(iAP、Bluetooth Low Energy (BLE)、ヘッドフォンジャック、またはその他の通信プロトコルもしくは規格のいずれか)を開示し、デベロッパのアプリケーションが通信できるよう設計されている物理デバイスを少なくとも一つ明示することに同意するものとします。Appleが要求した場合、デベロッパは、デベロッパの費用負担で、当該デバイスに対するアクセスまたはそのサンプルを提供することに同意するものとします(サンプルは返却されません)。デベロッパは、かかる提出プロセスにおいてAppleに協力すること、および、質問への回答およびAppleが合理的に要求するデベロッパの提出したアプリケーションに関する情報および資料の提供を行うことに同意するものとします。これには、デベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが保有する保険情報、デベロッパの事業の運営、または本契約におけるデベロッパの義務が含まれます。Appleは、デベロッパに対し、特定の種類のアプリケーションについて、一定レベルの保険に入ること、および、追加の被保険者としてAppleを指定することを求めることができるものとします。デベロッパが、Appleへの提出後にアプリケーションに変更を加える場合(In-App Purchase APIの利用を通じて提供する機能を含みます)、デベロッパは、アプリケーションをAppleへ再提出しなければならないものとします。同様に、Appleによる別段の許可がない限り、App StoreまたはカスタムAppの配信経路での配布用とされるためには、デベロッパのアプリケーションのすべてのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリース、および新規バージョンもまた、Appleがこれを審査できるよう、Appleへの提出が必要になるものとします。

6.2 App Thinningおよびバンドルリソース

App StoreまたはカスタムAppの配信へのデベロッパのアプリケーション提出の一環として、Appleは、対象とする特定のデバイス上でより効率的に実行し、かつ、より少ないスペースの使用で済むよう、デベロッパのアプリケーションの特定の機能および提供されたリソース(ドキュメントに記載のとおり)を再パッケージすることにより、対象デバイスに対するデベロッパのアプリケーションを最適化することがあります(以下「**App Thinning**」といいます)。たとえば、Appleは、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションの32ビットまたは64ビットバージョンのみを配布し、かつ、対象デバイスのディスプレイ上では表示されないアイコンの配布や画面表示をしないことがあります。デベロッパは、Appleが、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションのより最適化されたバージョンを配布するため、デベロッパのアプリケーションの再パッケージにApp Thinningを使用する場合があることにつき、同意するものとします。

App Thinningの一環として、デベロッパは、デベロッパのコード提出の一部である、バンドルされた当該リソース(以下「**バンドルリソース**」といいます)を特定することにより、デベロッパのアプリケーション向けの特定のリソース(たとえば、GPUリソース)の対象デバイスへの配布をAppleに要求することもできます。デベロッパは、対象とするデバイスへのアセットの配布もしくは時期にバリエーションを持たせるように、かかるバンドルリソースを定義することができます(たとえば、ユーザーがあるゲームで一定のレベルに達したら、コンテンツをオンデマンドで対象デバイスに配布するなど)。App Thinningおよびバンドルリソースは、すべてのAppleオペレーティングシステムについて利用可能とは限らず、かつ、Appleは、いくつかの対象デバイスに完全なアプリケーションバイナリの配布を継続することがあります。

6.3 Mac上のiOSアプリおよびiPadOSアプリ

デベロッパがiOSまたはiPadOS(本第6.3条において、総称して「iOS」といいます)向けのデベロッパのアプリケーションをコンパイルし、当該アプリケーションをApp Store上での配布のために提出する場合、デベロッパは、デベロッパがApp Store Connectのオプトアウトプロセスに従い、macOS上でデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトを選択しない限りにおいて、AppleがApp Store経由で、iOSおよびmacOSの両方でデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることに同意するものとします。デベロッパは、前記の定めが、現在App Store上で利用可能な、デベロッパが提出したiOS向けのアプリケーション、およびデベロッパがiOS向けにコンパイルしてApp Storeに提出する将来のアプリケーションに対して適用されることに同意するものとします。前記にかかわらず、当該アプリケーションが第7条に従いApp Store上で配布するためにAppleに選択された場合、および当該アプリケーションがmacOS上で適切に機能し、かつ互換性があると、Appleが単独の裁量において判断した場合に限り、App Storeでの可用性が適用されるものとします。デベロッパがデベロッパのアプリケーションをmacOS上で運用することについて適切な権利を有するかどうかについては、デベロッパが判断し、その権利を取得する責任を負うものとします。デベロッパが当該権利を有しない場合、デベロッパは、macOS上で当該アプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトすることに同意するものとします。デベロッパは、macOS上の当該アプリケーションのテストについて責任を負うものとします。

6.4 Bitcodeの提出

いずれかのAppleオペレーティングシステム向け(たとえば、watchOS向け)に、App StoreまたはカスタムAppの配信へアプリケーションを提出することについて、Appleは、デベロッパに対し、LLVMコンパイラ向けバイナリファイル形式で、デベロッパのアプリケーションの中間表示の提出を求めることがあります(以下「Bitcode」といいます)。デベロッパは、その他のサポート対象のAppleオペレーティングシステム向けBitcodeを提出することもあります。かかるBitcode提出により、Appleが、デベロッパのBitcodeを、対象となる特定のAppleブランドデバイスにコンパイルすることが可能になり、かつ、デベロッパのアプリケーションの後続リリース向けのデベロッパのBitcodeを、Appleハードウェア、ソフトウェア、またはコンパイラの変更のために再コンパイルすることが可能になります。Bitcodeを提出する際、デベロッパは、Bitcodeにおけるデベロッパのアプリケーション用の記号を含めるか否かにつき、選択することができます。ただし、デベロッパが記号を含めない場合、Appleは、後述の**第6.6条(デベロッパのアプリケーションの改良)**で定める、記号化されたクラッシュログまたはその他の診断情報をデベロッパに提供することはできなくなります。さらに、デベロッパは、デベロッパのBitcodeを含むデベロッパのアプリケーションのコンパイルされたバイナリの提出を求められることがあります。

BitcodeをAppleに提出することにより、デベロッパは、Appleに対し、特定のApple製デバイスを対象とする生成されたバイナリにデベロッパのBitcodeをコンパイルし、アップデートされたハードウェア、ソフトウェア、またはコンパイラの変更のため、デベロッパのアプリケーションの以降のリビルドおよびリコンパイルのため、デベロッパのBitcodeをリコンパイルする権限を与えたものとみなされます(たとえば、Appleが新たなデバイスをリリースした場合、Appleは、再送信を要求することなく、デベロッパのBitcodeを使用してデベロッパのアプリケーションをアップデートする場合があります)。デベロッパは、Appleが、Appleのデベロッパツールのテストおよび改良を目的とした自己の内部使用のために、かつ、Appleオペレーティングシステムで実行するためにアプリケーションを最適化する方法を分析および改良する目的で、かかるBitcodeをコンパイルすることがあることに同意するものとします(たとえば、どのフレームワークが最も頻繁に使用されるか、特定のフレームワークがどのようにメモリーを消費するか、など)。デベロッパは、AppleがどのようにデベロッパのBitcodeをマシンコードのバイナリ形式に処理するかを確認しテストするため、Appleのデベロッパツールを使用することができるものとします。Bitcodeは、すべてのAppleオペレーティングシステムで使用できるとは限りません。

6.5 TestFlightの提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションをTestFlight経由でデベロッパ企業外または組織外のベータ版テスターに配布したい場合、デベロッパは、まず審査のためにデベロッパのアプリケーションをAppleに提出する必要があります。かかるアプリケーションを提出することにより、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびにAppleが本プログラムのウェブポータルまたはApp Store Connectに掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。しかる後、Appleは、デベロッパに対し、当該アップデート版が、デベロッパがApp Store ConnectでAppleに報告し、当該アプリケーションの再審査を受けることに同意している重大な変更を含まない限り、Appleによる審査を経ずに、かかるアプリケーションのアップデート版をデベロッパのベータ版テスターに直接配布することを許可する場合があります。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight経由での、または特定のベータ版テスターへのデベロッパに対する、アプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

6.6 デベロッパのアプリケーションの改良

さらに、デベロッパのアプリケーションが、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight経由で配布するために提出された場合、デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーションとApple製品およびサービスとの互換性テストを行う限定的な目的のため、Apple製品およびサービス、またはデベロッパのアプリケーションのバグおよび問題点の検出および修正を行うため、デベロッパのアプリケーションにおけるまたはそれとのiOS、watchOS、tvOS、iPadOS、またはmacOSのパフォーマンスの問題点を評価する内部使用のため、セキュリティテストを行うため、ならびにデベロッパに対してその他の情報(たとえば、クラッシュログなど)を提供するため、デベロッパのアプリケーションを利用することがあることに同意するものとします。デベロッパはアプリケーションのシンボルの情報をAppleに送信することにオプトアウトすることができます。その場合、デベロッパはAppleが、かかるシンボルを、Apple製品およびサービスを使用するデベロッパのアプリケーションのクラッシュログおよびその他の診断情報、互換性テストの復元情報をデベロッパに提供することを目的として、かつAppleの製品およびサービス、またはデベロッパのアプリケーションのバグや問題を検出し、解決するため、デベロッパのアプリケーションをシンボル化するものとして使用することに同意します。Appleがデベロッパにデベロッパのアプリケーションのクラッシュログまたはその他の診断情報を提供する場合、デベロッパは、当該クラッシュログおよび情報を、デベロッパのアプリケーションおよび関連製品のバグの修正およびパフォーマンスの改善の目的でのみ使用することに同意するものとします。また、デベロッパは、匿名の非属人的事項に限って当該情報を収集し、かつ、特定のエンドユーザーもしくはデバイスに関する情報を識別または抽出する意図で当該情報を再結合、関連付け、または使用しない限り、デベロッパのアプリケーションから、それがクラッシュした際に、数字列および変数を収集することができるものとします。

6.7 App Analytics

Appleが、App Store経由で配布されたアプリケーション向けに、App Store Connect経由でAnalyticsサービスを提供する限りにおいて、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションおよび関連商品を改良する目的でのみ、かかるApp Analyticsサービスを通じて提供されるデータを使用することに同意するものとします。さらに、デベロッパは、かかる情報をいかなる第三者(デベロッパのために、かかるデータの処理および解析に関してデベロッパを援助し、かつ、その他の目的での使用またはその他のいかなる者への開示も許可されていないサービスプロバイダを除きます)にも提供しないことに同意するものとします。疑義を避けるため、デベロッパは、本App Analyticsサービスの一環としてデベロッパのアプリケーションに関してAppleがデベロッパに提供した解析情報を、その他のデベロッパの解析情報と統合(または第三者による統合を許可)してはならず、またはデベロッパがデベロッパ間で相互に解析をするために、かかる情報をリポジトリに投稿してはならないものとします。デベロッパは、App Analyticsサービス、またはいかなる解析データも、特定のエンドユーザーのデバイスに関する情報を識別または抽出する目的で使用してはならないものとします。

6.8 現在出荷されているOSバージョンとの互換性要件

App Store経由で配布するために選択されたアプリケーションは、Appleへの提出時に、現在出荷されているAppleのオペレーティングシステム(OS)ソフトウェアとの互換性がなければならず、かつ、かかるアプリケーションは、当該アプリケーションがApp Store経由で配布される限りにおいて、最新で、該当するOSバージョンの各新規リリースとの互換性を維持しなければならないものとします。デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーションがその時点で最新のOS版との互換性を有しないときに、いつでも、その自由裁量で、アプかかるアプリケーションをApp Storeから削除する必要があることを理解し、同意するものとします。

6.9 Appleによる配布のための選定

デベロッパが、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlight経由で配布するために、デベロッパのアプリケーションをAppleに提出する場合、デベロッパは、Appleが、その自由裁量で、以下のいずれかの行為を行うことがあることを理解し、同意するものとします。

- (a) デベロッパのアプリケーションが、その時点において有効な「ドキュメントまたはプログラム要件」の全部または一部に適合していないと判断すること。
- (b) デベロッパのアプリケーションが、「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合している場合であっても、何らかの理由でデベロッパのアプリケーションの配布を却下すること。
- (c) デベロッパのアプリケーションを、App Store、カスタムAppの配信、またはTestFlightを通じた配布用に選定し、電子的に署名すること。

Appleは、デベロッパのアプリケーションがApp StoreまたはカスタムAppの配信経由で配布されるために選定されなかった事実を含みますがこれに限定されない、デベロッパによるアプリケーションの開発、Appleソフトウェア、Appleサービス、もしくはApple証明書の使用、または、本プログラムへの参加に起因してデベロッパが被った費用、経費、損害、損失(事業機会の喪失もしくは逸失利益を含みますがこれに限定されません)、またはその他の責任について、一切責任を負いません。デベロッパは、安全で、設計および操作において瑕疵がなく、かつ、適用される法令に従ったアプリケーションを開発することについて、単独で責任を負うものとします。また、デベロッパは、かかるアプリケーションに関する一切の文書、ならびに、エンドユーザーである顧客へのサポートおよび保証に関しても、単独で責任を負うものとします。Appleがアプリケーションを審査、テスト、承認、または選定したという事実があっても、デベロッパが前記の責任を免れることはありません。

7. アプリケーションおよびライブラリの配布

アプリケーション：

iOS、watchOS、iPadOS、またはtvOS向けに本契約に基づき開発されたアプリケーションは、次の4種類の方法で配布することができるものとします。(1) Appleが選定した場合にはApp Store経由、(2) Appleが選定した場合にはカスタムAppの配信経由、(3) 第7.3条に基づく特別配布経由、および、(4) 第7.4条に基づくTestFlight経由でのベータ版テスト向けの配布。macOS用のアプリケーションは、次の方法で配布することができるものとします。(a) Appleが選定した場合にはApp Store経由、(b) 本契約に基づく個別配布、および (c) 第7.4条に基づくTestFlight経由でのベータ版テスト向けの配布。

7.1 App Store経由またはカスタムAppの配信経由の無償ライセンスアプリケーションの配布

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格である場合、かかるアプリケーションは、AppleまたはAppleの子会社によるApp Store経由またはカスタムAppの配信経由でのエンドユーザーへの配布について、適格性を有することになります。デベロッパが、エンドユーザーに対して、App Store経由またはカスタムAppの配信経由で、無償の(無料の)、AppleまたはAppleの子会社による、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布、またはIn-App Purchase APIの使用を通じたデベロッパのライセンスアプリケーションにおける追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供の許可を希望する場合、デベロッパは、デベロッパが無償のアプリケーションに指定するライセンスアプリケーションに関して、別紙1の条項に従って、AppleおよびAppleの子会社を、デベロッパの法的な代理人、またはコミッショナーに指名するものとします。

7.2 別紙2および別紙3(有償ライセンスアプリケーション向け) ; 領収書

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格であり、かつ、In-App Purchase APIの使用を通じて、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、またはデベロッパのアプリケーション内で、エンドユーザーに対して何らかの課金をする場合、App Store経由でかかるデベロッパのライセンスアプリケーションの商用配布が開始される前に、または、デベロッパがエンドユーザーに対して課金をする追加のコンテンツ、機能、またはサービスの商用配布がデベロッパのライセンスアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの使用を通じて許可される前に、AppleまたはAppleの子会社と別途契約(別紙2)を締結しなければならないものとします。デベロッパがAppleの署名を受領し、アプリケーションをカスタムAppの配信経路で有償配布することを希望する場合、デベロッパは、かかる配布が実施される前に、AppleまたはAppleの子会社と別途契約(別紙3)を締結しなければならないものとします。AppleまたはAppleの子会社と別紙2もしくは別紙3の契約を締結する場合、またはすでに締結している場合、別紙2もしくは別紙3の条項は、この引用により本契約に組み込まれるものとみなされます。

エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーションをインストールした場合、Appleは、デベロッパに対して、Apple証明書付きの署名された取引領収書に提供します。ドキュメントで定められたとおり、デベロッパは、当該証明書および領収書がAppleにより発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、In-App Purchase APIに関連して、ライセンスアプリケーションの購入に関する、デベロッパによる当該証明書および領収書の使用またはこれらに対する信頼は、デベロッパが単独でその責任を負うものとします。Appleは、明示または黙示を問わず、当該Apple証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽造またはその他の悪用を含め(これらに限定されません)、当該領収書および証明書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7.3 登録デバイス上での配布(特別配布)

本契約の規定に従い、デベロッパは、iOS、watchOS、iPadOS、およびtvOS向けのデベロッパのアプリケーションを、デベロッパの社内、デベロッパの組織内、教育機関内、グループ内の個人、またはデベロッパと提携関係にある者に対して、限定数量の登録デバイス(プログラムウェブポータルで指定)で使用するために配布することができるものとします。ただし、本契約に定めたとおり、デベロッパが所有するApple証明書を用いて、デベロッパのアプリケーションがデジタル署名されていることを条件とします。このような方法で、登録デバイス上でデベロッパのアプリケーションを配布することにより、デベロッパは、Appleに対して、デベロッパのアプリケーションがその時点で有効なAppleの「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たしていることを表明および保証したものとみなされます。さらに、デベロッパは、Appleが合理的な範囲で要求する、デベロッパのアプリケーションに関する質問への回答および情報提供に協力することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパ、組織、教育機関、または関連グループ内のどの個人がデベロッパのアプリケーションや登録デバイスにアクセスし、利用する権利を有するかを決定し、かかる登録デバイスの管理に単独で責任を負うものとします。Appleは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションを、上述の方法により配布した場合に発生する費用、支出、損害、損失(事業機会の喪失、逸失利益を含みますがこれらに限定されません)、またはその他の債務について、一切責任を負わないものとします。また、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションおよび登録デバイスへのアクセスおよびその利用の適切な管理、制限、またはその他のコントロールをできない場合についても、Appleは一切責任を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパの自由裁量により、さらにデベロッパのアプリケーションに適切な利用条件等を付帯させる責任を負います。デベロッパの利用条件に対する違反について、Appleは一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに関するユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。

7.4 TestFlight配布

A. 認定デベロッパおよびApp Store Connectユーザーへの内部配布

デベロッパは、(TestFlightデベロッパサイトで指定された)限定された数のデベロッパの認定デベロッパ、またはデベロッパ企業もしくは組織の一員であるデベロッパのApp Store Connectユーザーに対し、デベロッパのアプリケーションのテスト、評価、または開発における彼らの内部使用のためにのみ、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を内部配布する目的で、TestFlightを使用することができるものとします。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight経由でデベロッパの認定デベロッパもしくはデベロッパのApp Store Connectユーザーへの、または特定の認定デベロッパもしくはApp Store Connectユーザーへの、かかるアプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

B. ベータ版テスターへの外部配布

デベロッパは、(TestFlightデベロッパWebサイトで指定された)限定された数のベータ版テスターに対し、デベロッパのアプリケーションのテストおよび評価を行う目的のみ、かつ、デベロッパのアプリケーションが、**第6.5条(TestFlight提出)**で定めたとおり、Appleがかかる配布をするために承認されている場合に限り、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を外部配布するためにTestFlightを使用することができるものとします。デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターに対し、AppleのTestFlightに参加するための、または当該プレリリース版を使用するためのいかなる種類の費用も請求することはできないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の品質、パフォーマンス、または有用性の改善に関連しない目的で、TestFlightを使用することはできません(たとえば、App Storeを回避する意図でデベロッパのアプリケーションのデモ版を継続的に配布したり、App Storeでの好ましい評価を得る目的でデベロッパのアプリケーションの体験版を提供したりすることは許可されません)。さらに、デベロッパのアプリケーションが主として子どもを対象とする場合、デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターが、各々の法域における成人年齢に達していることを確かめる必要があります。デベロッパが、ベータ版テスターをTestFlightに追加することを選択した場合、デベロッパは、かかるエンドユーザーに対する招待の送信について、およびかかるユーザーへの連絡について同人の同意を取得することについて、責任を負います。Appleは、TestFlightを介してかかるエンドユーザーに招待を送信することのみを目的として、TestFlightを経由してデベロッパが提供した電子メールアドレスを使用するものとします。ベータ版テスターに対して招待を送信する目的で電子メールアドレスをアップロードすることにより、デベロッパは、デベロッパが招待を送信する目的でそうした電子メールアドレスを使用する適切な法的根拠を有していることを保証したものとみなされます。ベータ版テスターが(TestFlight経由で、またはその他の方法により)、デベロッパからの連絡を中止するよう要求した場合、デベロッパはすみやかに連絡を中止することに同意するものとします。

C. TestFlight情報の使用

TestFlightが、エンドユーザーによるデベロッパアプリケーションのプレリリース版の使用に関するベータ版解析情報(たとえば、インストール時間、アプリケーションの各自の使用頻度など)、またはその他の関連情報(たとえば、テスターの提案、フィードバック、スクリーンショット)をデベロッパに提供する場合、デベロッパは、かかるデータをデベロッパのアプリケーションおよび関連商品を改善する目的でのみ使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析について、デベロッパを援助し、かつ、その他の目的での使用またはその他いかなる者への開示も許可されていないサービスプロバイダを除き(かつ、その場合でも、Appleによって禁じられていない限定範囲のみとする)、かかる情報をいかなる第三者にも提供しないことについて同意するものとします。疑義を避けるため、デベロッパは、TestFlightの一環としてデベロッパのアプリケーションに関してAppleがデベロッパに提供したベータ版解析情報を、他のデベロッパのベータ版解析情報と統合(または第三者による統合を許可)してはならず、またはデベロッパ間で相互にベータ版解析を行うために、かかる情報をリポジトリに投稿してはなりません。さらに、デベロッパは、TestFlight経由で提供されたベータ版解析情報を、TestFlight外で、特定のデバイスから得られた情報または特定のエンドユーザーに関する情報を非匿名化する目的で使用してはならないものとします(たとえば、デベロッパは、特定のエンドユーザーに関するTestFlight経由で集められたデータを、Appleの解析サービス経由で匿名で提供された情報と結び付けることを試みてはなりません)。

ライブラリ:

7.5 ライブラリの配布

デベロッパは、Appleソフトウェアを使用するライブラリを開発することができます。XcodeおよびApple SDK契約、またはSwift Playgrounds契約の定めにかかわらず、本契約において、デベロッパは、XcodeおよびApple SDKライセンス、またはSwift Playgroundsライセンスの一部として提供される該当するApple SDKを使用するiOS、watchOS、iPadOS、およびtvOS向けのライブラリを開発することができます。ただし、かかるライブラリは、iOS製品、Apple Watch、またはApple TVと使用するためにのみ開発および配布されるものとし、かつ、デベロッパは、かかるライブラリの使用を、かかる製品と共に使用するために限定するものとします。Appleが、デベロッパのライブラリがiOS製品、Apple Watch、またはApple TVと使用するために設計されていないと判断した場合、Appleは、デベロッパに対し、いつでもデベロッパのライブラリの配布を中止するよう要求することができるものとし、かつ、デベロッパは、Appleから通知された場合は直ちにかかるライブラリのすべての配布を中止すること、およびかかるライブラリの残りの複製を削除するためにAppleに協力することに同意するものとします。疑義を避けるため、前述の制限は、macOS向けライブラリの開発を禁止する趣旨ではありません。

7.6 本契約において許可されていない配布の禁止

第7.1条および7.2条に基づくApp StoreまたはカスタムAppの配信経由での無償ライセンスアプリケーションの配布、第7.2条(特別配布)で規定する登録デバイスでの利用のためのアプリケーションの配布、第7.4条で規定するTestFlight経由のベータテストのためのアプリケーションの配布、第7.5条に基づくライブラリの配布、付属書5に基づくパスの配布、macOS上のSafariプッシュ通知の送信、macOS上のSafari拡張機能の配布、macOS向けに開発されたアプリケーションおよびライブラリの配布、およびその他本契約で許可される場合を除き、Appleソフトウェアを用いて開発されたプログラムまたはアプリケーションのその他の配布は、本契約では一切認められないものとします。Appleと別途契約を交わしていない場合、デベロッパは、他の配布方法により、iOS製品、Apple Watch、またはApple TV向けのデベロッパのアプリケーションを、第三者に配布したり、または他者がかかる行為をできるようにしたり、もしくはそれを許可したりしてはならないものとします。デベロッパは、本契約に準拠した方法でのみ、デベロッパの取扱製品を配布することに同意するものとします。

8. プログラム料金

デベロッパがAppleから有効な料金免除を受けている場合を除き、本契約に基づきデベロッパに付与される権利およびライセンス、ならびにデベロッパによる本プログラムへの参加の対価として、デベロッパは、本プログラムのウェブサイトで定める本プログラム年会費をAppleに支払うことに同意するものとします。当該料金の払戻しは行われず、かつ、Appleソフトウェア、Appleサービス、またはデベロッパによる本プログラムの使用について賦課され得る一切の税金はデベロッパが負担するものとします。デベロッパの本プログラム料金は、本契約に基づきデベロッパがアプリケーションをAppleに提出(または再提出)する時点において全額が支払われなければならない、後払いすることはできないものとし、該当する場合、デベロッパによる本プログラムウェブポータルおよびAppleサービスの継続使用は、デベロッパによるかかる料金の支払いを条件とします。デベロッパは、デベロッパが自動更新でデベロッパの年間プログラム料金を支払うことを選択した場合、デベロッパが自動更新メンバーシップへの登録を選択したときにプログラムウェブポータルでデベロッパが同意した条件に従い、AppleはデベロッパがAppleに登録したクレジットカードに当該料金を請求することができることに同意するものとします。

9. 秘密保持

9.1 Appleの秘密情報とみなされる情報

デベロッパは、プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービス(プレリリース版ドキュメントを含む)、プレリリース版Appleハードウェア、FPS導入パッケージ、およびプレリリース版機能を開示した本契約に定めるあらゆる利用規約、ならびに別紙および別紙に定める条項および条件が、「Appleの秘密情報」とみなされることに同意するものとします。ただし、Appleソフトウェアが一旦商用販売された場合、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのプレリリース版機能を開示した利用規約は、秘密性を喪失するものとします。前記にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、Appleの秘密情報には含まれないものとします。(i) デベロッパの違反によらずして、合法的に公知となった情報、(ii) Appleが一般に開示した情報、(iii) デベロッパが、Apple秘密情報に頼ることなく単独で開発した情報、(iv) デベロッパに対して制約を受けることなく情報の譲渡または開示を行う権利を有する第三者から正当に入手した情報、(v) Appleソフトウェアに含まれているフリーオープンソースソフトウェア(FOSS)であり、その利用または情報開示について秘密保持義務をライセンス条件に課していないもの。さらに、Appleは、デベロッパがプレリリース版Appleソフトウェア、Appleサービス、またはハードウェアのスクリーンショットの掲載、パブリックレビューの記載、または再配布をしてはならないことを除き、デベロッパが、WWDC(Appleのワールドワイドデベロッパカンファレンス)でAppleにより開示されたプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスに関する技術情報について、前記秘密保持条項に拘束されないことに同意します。

9.2 Apple秘密情報に関する義務

デベロッパは、同等の重要性を有するデベロッパ自身の秘密情報を保護する場合と少なくとも同じ注意をもって、ただし少なくとも相当な注意をもって、Appleの秘密情報を保護するものとします。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの権利の行使と義務の履行のためにのみ、Apple秘密情報を使用するものとし、Appleの書面による事前の許可を得ることなく、他のいかなる目的にも、また、デベロッパまたは第三者の利益のために、Apple秘密情報を使用してはならないものとします。さらに、デベロッパは、Apple秘密情報を次のいずれかに掲げる者以外には開示しないことに同意するものとします。(i) デベロッパの従業員または外部契約者、またはデベロッパが教育機関である場合にはその教職員で、Apple秘密情報を知る必要があり、Apple秘密情報の無断使用や開示を禁止する契約を交わした者、または、(ii) その他Appleが書面をもって合意または許可した者。デベロッパは、法令によりApple秘密情報を開示することが求められた場合、開示要求されている限度において、開示できるものとします。ただし、デベロッパは、Apple秘密情報を開示する前にかかる要求があった旨をAppleに通知し、Apple秘密情報の保護措置を講ずるための合理的な対応を行うものとします。デベロッパは、Apple秘密情報を不適切に開示した場合の損害は回復不能であること、したがって、Appleは他の救済措置に加え、差止命令および予備的差止命令を含めた衡平法上の救済措置を求める権利を有することを認めるものとします。

9.3 Appleに提出された情報は秘密情報とはみなされないこと

Appleは多数のアプリケーションデベロッパおよびソフトウェアのデベロッパと業務を行っており、当該デベロッパの製品の中には、特定のデベロッパのアプリケーションと類似または競合する製品が存在する場合があります。また、Apple自らが類似または競合する自社のアプリケーションおよび製品を開発する可能性、または将来においてかかる開発を行うことを決定する可能性もあります。誤解の可能性を避けるため、かつ、本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパのアプリケーションについての情報、ライセンスアプリケーション情報、およびメタデータ(を含みますがこれらに限定されません)、本契約またはプログラムに関連してデベロッパが提供することのある一切の情報(かかる開示情報を「**ライセンサーによる開示情報**」といいます)に関して、明示、黙示を問わず、秘密保持義務または使用制限に同意することは一切できず、これについての責任を明示的に否認します。デベロッパは、かかるライセンサーによる開示情報は**非秘密情報**であることに同意するものとします。本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパに通知または補償を行うことなく、ライセンサーによる開示情報をすべて自由かつ無制限に使用および開示することができるものとします。デベロッパは、ライセンサーによる開示情報のいずれかの部分の受領、確認、使用、または開示に起因して発生する可能性があるすべての責任および義務に関してAppleを免責するものとします。デベロッパがAppleに提出する一切の有形物はAppleの資産となり、Appleは、これらの有形物をデベロッパに返却する義務、またはその廃棄を証明する義務を負いません。

9.4 プレスリリースおよびその他の宣伝

デベロッパは、Appleの明示的な書面による事前の承認なく、本契約およびその条件、または両当事者間の関係に関してプレスリリースを発行してはならず、またその他の公式発表も行ってはなりません。Appleは前記の承認を、その裁量において留保することができます。

10. 補償

適用される法律によって認められる範囲内において、デベロッパは、次のいずれかに起因して(ただし、本条においては、App Store外で配布され、かつ、Appleサービスまたは証明書を使用しないmacOS向けのあらゆるアプリケーションを除きます)、Apple、その取締役、役員、従業員、独立した外部契約者および代理人(各々を「Apple被補償当事者」といいます)に対して、Apple被補償当事者が負担した、以下のいずれかに起因するか、またはそれに関連して発生した一切の請求、損失、負債、損害、税金、経費、および費用(弁護士報酬および訴訟費用を含みますがこれに限定しない)(以下「本件損失」と総称します)について、補償し、保護すること、およびAppleの要求により防御することに同意します。(i) デベロッパによる(該当する場合は別紙2および別紙3を含む)本契約における認証、約定、義務、表明、または保証に対する違反、(ii) デベロッパの取扱製品、またはデベロッパの取扱製品の配布、販売、売込み、使用または導入(単独または組み合わせの重要な部分として)、ライセンスアプリケーション情報、メタデータ、またはパス情報が、第三者の知的財産または財産権に違反または侵害しているとの請求、(iii) (該当する場合は別紙1、別紙2、または別紙3で定める)ライセンスアプリケーションのためのエンドユーザー使用許諾契約に定める義務の違反、(iv) Appleから認められたデベロッパのライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、Safariプッシュ通知、Safari拡張機能(該当する場合)、パス、パス情報、メタデータ、関連商標およびロゴ、または本契約(該当する場合は別紙2または別紙3を含む)に基づきデベロッパがAppleに提供した画像およびその他のマテリアルの使用、プロモーション、または配布、(v) デベロッパの取扱製品、ライセンスアプリケーション情報、パス情報、または関連するロゴ、商標、コンテンツもしくは画像に関するあらゆるエンドユーザーの請求を含むがこれに限らないすべての請求、または(vi) Appleソフトウェアもしくはサービス、デベロッパのライセンスアプリケーション情報、パス情報、メタデータ、デベロッパの認定テストユニット、デベロッパの登録デバイス、デベロッパの取扱製品のデベロッパによる使用(デベロッパの認定デベロッパによる使用を含む)、またはこれらのデベロッパによる開発および配布。

デベロッパは、Appleソフトウェアまたはいかなるサービスも、上記のいずれかが提供するコンテンツ、機能、サービス、データ、もしくは情報の誤りや不正確性、またはその不具合により、死亡、人身障害、または深刻な物理的もしくは環境上の損害を引き起こされ得るような取扱製品の開発に使用されることを意図していないことを認め、かつ、法令により許容される範囲内において、デベロッパは、本契約により、かかる使用を原因としてApple被補償当事者に発生した一切の本件損失について、各Apple被補償当事者を補償し、防御し、保護することに同意するものとします。

いかなる場合においても、デベロッパは、Appleの書面による事前の同意なく、何らかの方法でAppleの権利に影響し、またはAppleを拘束するような和解または類似の合意を第三者との間で締結してはならないものとします。

11. 契約期間および解除

11.1 契約期間

本契約の契約期間は、デベロッパのプログラムアカウントが最初にアクティベートされた日から1年間とします。以後は、デベロッパが年次更新料を支払うこと、および本契約の条項を遵守することを条件として、1年間ごとに自動的に契約期間が更新されます。ただし、本契約に従って途中解除された場合を除きます。

11.2 解除

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づきAppleが付与したすべての権利、ライセンス、およびサービスは、Appleから通知が行われ次第、即時解除されるものとします。

(a) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、**本第11.2条**で以下に規定する条項以外の本契約のいずれかの条項を遵守せず、かつ、当該違反を認識した後、または当該違反の通知を受領した後、30日以内に当該違反を是正しなかった場合。

(b) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、**第9条(秘密保持)**の条項を遵守しなかった場合。

(c) 下述の「分離」条項に定める状況に陥った場合。

(d) デベロッパが、契約期間中にAppleに対し特許侵害訴訟を提起した場合。

(e) デベロッパが支払不能に陥り、支払期限に債務を支払うことができず、解散もしくは事業を停止し、破産を請求、またはデベロッパに対して破産の申立てが行われた場合。

(f) デベロッパ、またはデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人は(ここでの「支配」とは14.8条で定義された意味を持ちます)、App Store Connectで利用可能な国における制裁措置またはその他の制限事項の対象である、または対象になります。

(g) デベロッパが、本契約に関して、デベロッパのアプリケーションの性質に関する不正確な表示(たとえば、Appleの審査から機能を隠した場合または隠すことを試みた場合、デベロッパのアプリケーションに対するユーザーのレビューを改ざんした場合、支払い不正に関与した場合など)を含むがこれらに限定されない、誤解を招く行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為にかかわった場合、または他者をしてかかわらせた場合。

また、Appleは、**第4条**に定める新しいプログラム要件または契約条項をデベロッパが承諾しなかった場合、本契約を解除し、またはデベロッパがAppleソフトウェアもしくはサービスを使用する権利を停止することができるものとします。いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、都合により本契約を解除することができるものとし、解除の意思の書面通知を他方当事者に行ってから30日後に解除の効力が生ずるものとします。

11.3 解除の効果

理由の如何を問わず、本契約が解除された場合、デベロッパは、直ちにAppleソフトウェアまたはサービスの一切の使用を中止すること、ならびにデベロッパおよびその認定デベロッパが保有または管理するAppleソフトウェアおよびAppleサービスに関連する情報(デベロッパのプッシュアプリケーションIDを含む)の全部または一部の複製のすべて、およびApple秘密情報の複製のすべてを消去および破棄することに同意するものとします。デベロッパは、Appleから要請があった場合には、前記の破棄を証明する文書をAppleに提出することに同意するものとします。別紙1に定義および記載されている配布期間が満了した場合には、Appleが保有または管理する一切のライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報(Appleの標準のビジネスプラクティスに従って保管されるアーカイブコピー、および適用される法律、規則、または規制により保管が義務づけられるアーカイブコピーを除きます)を、以後合理的な期間内に削除または破棄するものとします。次の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。第1条、2.3条、2.5条、2.6条、3.1条(d)、3.1条(e)、3.1条(f)、3.2条(d)、3.2条(e)、3.2条(f)、3.2条(g)、3.3条、5.1条第2段(存続する制限以外の最後の2文を除く)、5.1条第3段、5.3条の第1段の最後の文、および5.3条の制限、5.4条、6.6条の第1文および制限、6.7条の制限、6.9条の第2段、7.1条(配布期間については別紙1)、7.3条、7.4条および7.5条の制限、7.6条、9条乃至14条。付属書1の1.1項の最後の1文、2項、3.2項(ただし、現に存在するプロモーションに限る)、4項の第2文および第3文、5項、および6項。付属書2の1.3項、2項、3項、4項、5項、6項、および7項。付属書3の1項、2項(2.1項の第2文を除く)、3項および4項。付属書4の1.2項、1.5項、1.6項、2項、3項および4項。付属書5の2.2項、2.3項、2.4項(ただし、現に存在するプロモーションに限る)、3.3項、および5項。付属書6の1.2項、1.3項、2項、3項および4項。付属書7の1.1項および1.2項。Appleは、本契約をその条項に従って解除したことにより、いかなる種類の補償、免責、または損害賠償をする責任も負わないものとし、また、本契約の解除により、Appleが現在または将来において有するその他の権利または救済手段が損なわれることはないものとします。

12. 補償の免除

AppleソフトウェアまたはAppleサービスは、不具合やデータ喪失を生じうる誤りやエラーが含まれる可能性があり、不完全である可能性があります。Appleまたはそのライセンサーは、いつでも予告なく、あらゆるサービス(またはそれらの一部)を変更、停止、削除、またはアクセス不能にする権利を留保します。いかなる場合にも、Appleまたはそのライセンサーは、当該サービスの削除またはアクセス不能について、一切責任を負いません。また、Appleまたはそのライセンサーは、いつでも、いかなる状況にも、予告なく、一切の責任を負うことなく、特定のサービスの使用もしくはアクセスに制限を課し、または無期限にサービスを削除したり、もしくはサービスを取り消すことがあります。適用法令により許容される最大限の範囲内において、デベロッパは、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、および一切のサービスを使用する上での危険はデベロッパのみが負担し、十分な品質、パフォーマンス、正確性、および労力に関する包括的危険がデベロッパに帰することを明確に認め、同意するものとします。Appleソフトウェア、セキュリティソリューションおよびいかなるサービスも、すべての瑕疵を問わず、かつ一切の保証を伴わない「現状有姿」かつ「利用可能な限度」で提供され、Apple、Appleの代理人およびAppleのライセンサー(第12条および13条において「Apple」と総称します)は、本契約によって、Appleソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスに関するすべての明示、黙示、または法定の保証および条件を明確に否認するものとします。当該保証および条件は、商品性、十分な品質、特定の目的についての適合性、正確性、適時性、および第三者の権利を侵害していないことに関する黙示の保証および条件を含みますが、これらに限定されません。Appleは、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスを楽しむ上での阻害要因がないこと、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスがデベロッパの要求をみたすこと、Appleソフトウェアの運用、セキュリティソリューション、またはサービスの提供が阻害されず、適時性があり、安全性があり、またはエラーがないこと、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスにおける欠陥またはエラーが修正されること、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスが将来のApple製品のサービスもしくはソフトウェア、または第三者のソフトウェア、アプリケーションもしくはサービスと互換性があること、Appleソフトウェアまたはサービスを通じて保存または送信された情報が喪失、破損、または損害をうけないことを保証しません。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスが、核施設の運営、航空機の航行もしくは通信システム、または航空交通管理、生命維持もしくは武器システムを含みますがこれらに限定されない、AppleソフトウェアまたはAppleサービスによるかまたはこれらを通じた、データまたは情報の送信または保存におけるエラー、遅延、不具合または不正確性によって、死亡、人身傷害、または金銭的、物理的、財産的もしくは環境上の損害を引き起こすおそれのある状況または環境での使用を目的とするものではなく、かつ、かかる使用に適していないことを認めるものとします。AppleまたはAppleの権限ある代表者による、口頭または書面による情報もしくは助言の一切は、明示的に本契約において規定されない限り、新しい保証を生じさせるものではありません。Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスに瑕疵があると判明した場合、デベロッパは、すべてのアフターサービス、修理または修正に要する全費用を負担するものとします。いかなるサービスまたはソフトウェアによって提供される位置情報データまたはマップデータも、基礎的なナビゲーションのみを目的とするものであって、精密な位置情報が必要とされる状況、または誤った、不正確な、もしくは不完全な位置情報データが死亡、人身障害、対物損害、または環境破壊につながるおそれがある状況で信頼されることを意図しないものとします。Appleもそのライセンサーも、サービスまたはソフトウェアによって表示された位置情報データ、またはその他のデータもしくは情報に関して、その利用可能性、正確性、完全性、信頼性、または適時性を保証することはありません。

13. 責任の制限

適用法令により禁止されない範囲内において、いかなる場合も、Appleは、本契約、Appleソフトウェア、セキュリティソリューション、サービス、Apple証明書のデベロッパによる使用もしくは使用不能、またはプログラムにおけるデベロッパによる開発努力もしくは参加に起因または関連する、逸失利益、データの消失、事業の中断、またはその他の商業的な損害もしくは損失を含みますがこれらに限定されない、人身傷害、または一切の偶発的、特別、間接的、結果的、もしくは懲罰的な損害について、それが契約、保証、不法行為(過失を含みます)、製造物責任、またはその他のいづれに基づいて発生したかにかかわらず、Appleが当該損害の可能性を示唆されていた場合であっても、かつ、救済措置の主たる目的が達成されない場合であっても、一切責任を負いません。いかなる場合も(人身傷害に関わる場合に適用法が要求する場合を除いて)、本契約におけるすべての損害に関するデベロッパに対するAppleの賠償責任総額は、50米ドルを上限とします。

14. 一般法的条項

14.1 第三者の告知

AppleソフトウェアまたはAppleサービスの一部には、第三者のソフトウェアおよびその他の著作物が利用されている、または含まれている場合があります。当該著作物に対する承認、ライセンス条項および免責については、AppleソフトウェアおよびAppleサービスに関する電子的書面に記載されており、デベロッパによる当該著作物の使用については、それらの各条項が適用されるものとします。

14.2 データの収集および使用に対する同意

A. プレリリース版iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、およびmacOS

Apple、そのパートナー、および第三者のデベロッパによるその製品およびサービスの提供、テスト、および改良の支援を行うために、かつ、該当するプレリリース版iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、またはmacOSでデベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパがオプトアウトした場合を除き、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、デベロッパシードプロセスの一環として、(プレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスを実行している)デベロッパの認定テストユニットから診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を収集、使用、保存、送信、処理、および解析(以下総称して「**収集**」といいます)することを認めるものとします。この情報は、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパを個人として特定しない方法で収集され、かつ、デベロッパの認定テストユニットから、いつでも収集される可能性があります。収集される情報には、一般的な診断情報および利用データ、各種固有デバイス識別子、各種固有システムまたはハードウェアの識別子、ハードウェアおよびオペレーティングシステム仕様の詳細、パフォーマンス統計情報、ならびにデベロッパがデベロッパの認定テストユニット、システム、アプリケーションソフトウェア、および周辺機器をどのように使用したかに関するデータ、さらに位置情報サービスが利用できる場合には一定の位置情報が含まれますが、これらに限定されません。デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者の開発者がAppleブランド製品上またはそれと接続して実行するその製品およびサービスを改良できるようにする目的で、かかる診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を共有できることについて同意するものとします。デベロッパの認定テストユニット上でプレリリース版iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、またはmacOSをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、本条において前記に定めるとおり、かかる情報のすべての収集および使用に関してデベロッパの許可を得たことになることを認め、同意したものとみなされます。

B. その他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービス

Appleの製品およびサービスのテスト、提供および改良のために、かつ、デベロッパがデベロッパシードプロセスまたは本プログラムの一環として提供されたその他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスのインストールまたは使用を選択した場合にのみ、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、その他のプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスから、診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することを認めるものとします。Appleは、デベロッパに対し、プログラムウェブポータル上のかかる情報の収集について通知し、また、デベロッパは、かかるプレリリース版AppleソフトウェアまたはAppleサービスをインストールまたは使用するかどうかについて選択する前に、Appleが開示するリリースノートおよびその他の情報を注意深く検討しなければならないものとします。かかるプレリリース版AppleソフトウェアおよびAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、前記のとおり、かかる情報のすべてを収集および使用することについてデベロッパの許可を得ることになることについて、認め、同意したものとみなされます。

C. デバイス導入サービス

AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデバイスプロビジョニング、アカウント認証、および導入機能をセットアップおよび使用するために、デベロッパのコンピュータ、iOS製品、watchOSデバイス、tvOSデバイス、およびアカウント情報に関する特定の固有識別子が必要になることがあります。これらの固有識別子は、デベロッパの電子メールアドレス、デベロッパのApple ID、デベロッパのコンピュータのハードウェア識別子、およびかかるAppleブランド製品向けのAppleソフトウェアまたはAppleサービスにデベロッパが入力したデバイス識別子を含む場合があります。かかる識別子は、デベロッパのAppleサービスとの連携、ならびにデベロッパによるこれらの機能、Appleソフトウェア、およびAppleサービスの使用に関連して記録されることがあります。これらの機能を使用することにより、デベロッパは、Appleおよびその子会社および代理人が、かかる識別子を、アカウント認証および不正行為防止措置のために使用することを含む、AppleソフトウェアおよびAppleサービスを提供する目的で、この情報を収集することがあることにつき、同意することになります。デベロッパがこの情報を提供したくない場合、AppleソフトウェアまたはAppleサービスのプロビジョニング、導入または認証機能を使用しないでください。

D. Appleサービス

Appleの製品およびAppleのサービスをテスト、提供、および改良するために、かつ、本契約に基づきデベロッパがAppleサービスの使用を選択した場合にのみ（および本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することがあることを認めるものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。ただし、場合により、Appleは、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Appleが、以下のいずれかのためにかかる収集が合理的に必要であると誠実に信じる場合に限られます。(a) Appleサービスの提供、(b) 法的手続または要件の遵守、(c) 本契約の条項の遵守の検証、(d) 潜在的な技術上の問題または違反の調査を含む、不正行為の防止、(e) 法令により要求または許容されるApple、その開発者、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、セキュリティ、または安全の保護。かかるAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人、本条で定めるかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得ることについて、認め、同意することになります。さらに、デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者開発者がAppleブランド製品上またはそれに接続して実行する製品およびサービスを改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報（個人識別情報を除く）を共有する可能性があることに同意するものとします。

E. プライバシーポリシー

本第14.2条に従い収集されたデータは、<http://www.apple.com/legal/privacy>で閲覧できるAppleのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

14.3 譲渡、当事者の関係

Appleの事前の書面による明示的な同意なく、その一部、全部を問わず、法の作用、合併、またはその他の手段で、デベロッパが本契約を譲渡すること、または本契約におけるデベロッパの義務を委任することはできず、かかる同意のない譲渡のいかなる試みも無効になります。譲渡に対するAppleの同意リクエストを送信するには、developer.apple.comでアカウントにログインし、メンバーシップの手順に従ってください。別紙1で指定された代理人指名（該当する場合）を除き、本契約では、デベロッパとAppleの間に、その他の代理関係、またはパートナーシップ、合併、信認関係、またはその他のいかなる法的な関係も構成されず、かつ、デベロッパは、明示または黙示を問わず、外観その他に関わりなく、これと異なる表明をしないものとします。本契約は、第三者の利益のためになされるものではありません。

14.4 開発の独立性

本契約におけるいかなる条項も、ライセンスアプリケーション、取扱製品、その他のデベロッパが開発、製造、販売、または供給する製品または技術と同一または類似の機能を有するかまたはそれと競合する製品または技術を、Appleが開発、取得、使用許諾、販売、宣伝、または配布する権利を損なうものではありません。

14.5 通知

第14.3条に別途規定する場合を除き、本契約に関するいかなる通知も書面によるものとします。デベロッパが登録の過程で提供した電子メールアドレスまたは住所にAppleが発信することにより、Appleによる通知がなされたものとみなされます。第14.3条に規定する場合を除き、本契約に関するAppleに対する通知はすべて、Appleの住所である Developer Relations Legal, Apple Inc., One Apple Park Way, 169-4ISM, Cupertino, California, 95014 U.S.A.に対して次が行われた時点でなされたものとみなされます。Developer Relations Legal, Apple Inc., One Apple Park Way, 37-2ISM, Cupertino, California, 95014 U.S.A. デベロッパは、電子メールで通知を受け取ることに同意するとともに、Appleがデベロッパに電子的に送付する通知が法的な送達要件を満たすことに同意するものとします。当事者は、前記のその他の書面による通知を行うことにより、電子メールまたは住所を変更することができます。

14.6 契約可分性

管轄権を有する裁判所が、理由の如何を問わず、本契約のいずれかの条項を履行不能であると判断した場合、本契約の当該条項は、当事者の意図を実現するために許容される最大限の範囲内で履行されるものとし、かつ、本契約の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。ただし、準拠法により、デベロッパが、別紙1もしくは本契約の「内部使用ライセンスおよび制限」、「デベロッパの義務」、または「Apple証明書、取消し」の条項を完全かつ個別に遵守すること、またはこれらの条項に基づきAppleもしくはAppleの子会社をデベロッパの代理人として指名することを禁止または制限されている場合、またはこれらの条項または別紙1のいずれかの履行が妨げられる場合、本契約は、直ちに解除され、かつ、デベロッパは、「契約期間および解除」の条項で定めたとおり、Appleソフトウェアの使用を直ちに中止するものとします。

14.7 権利放棄および解釈

Appleが本契約のいずれかの条項を履行しなかった場合も、当該条項またはその他の条項の将来における履行を放棄したとはみなされないものとします。契約文言が起草者に不利に解釈されるといういかなる法律や規則も、本契約には適用されないものとします。各条項の表題は便宜的に付けられたものであり、本契約の解釈または理解においては考慮されないものとします。

14.8 輸出規制

A. デベロッパは、アメリカ合衆国の法律、デベロッパが Appleソフトウェアを取得した法域の法律、およびその他の適用される法律および規則が認めている場合を除き、Appleソフトウェア、サービス、またはドキュメントを使用、輸出、再輸出、輸入、販売、リリース、または譲渡することはできません。特に、Appleのソフトウェア、サービス、ソースコード、テクノロジー、およびドキュメント(本第14.8条では「Appleテクノロジー」と総称します)を、以下等に対して輸出もしくは再輸出、譲渡、またはリリースすることはできません。(a) アメリカ合衆国の通商禁止国、(b) アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)もしくはアメリカ合衆国商務省の取引禁止対象者リスト(Denied Persons List)、またはその他のあらゆる規制対象当事者リストに記載の者。Appleテクノロジーを使用することにより、デベロッパは、前記の国家に所在していないこと、または前記のリストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。また、デベロッパは、デベロッパがアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的で、あらゆるプレリリース版を含む、Appleテクノロジーを使用しないことに同意するものとします。当該目的には、核、ミサイル、化学兵器、もしくは生物兵器の開発、設計、製造、もしくは生産目的、または15 C.F.R. § 744で定義されたその他の軍事的最終用途を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、Appleテクノロジーのプレリリース版が開発とテストのためだけに使用されるものであり、貸出、販売、リース、再使用許諾、譲渡、その他の移転されないことを保証するものとします。また、デベロッパはそのようなプレリリース版のAppleテクノロジーの直接成果であるいかなる製品、プロセス、サービスも、販売、譲渡、または輸出しないことを保証するものとします。

B. デベロッパは、デベロッパ、およびデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人が、次のいずれにも該当しないことを表明および保証するものとします。(a) App Store Connectで利用可能な国の制裁リストに記載されている、(b) 米国の通商禁止国で事業を行っている、および(c) 15 CFR § 744で定義および詳述されている軍事関係のエンドユーザー。本14.8条で用いる「支配」とは、かかる法人または個人が、議決権株式の所有、登録資本金の持分比率、契約、またはその他の手段によって、その他の企業体の経営方針を直接的ないし間接的に決定し、または決定させる権限を所有することを意味します。

14.9 政府機関のエンドユーザー

Appleソフトウェアおよびドキュメントは、「商業用コンピュータソフトウェア」(Commercial Computer Software)、「商業用コンピュータソフトウェアドキュメント」(Commercial Computer Software Documentation)から構成される、48 C.F.R. 2.101条で定義する「商業品目」(Commercial Items)であり、当該用語は、該当の場合に応じ 48 C.F.R. 12.212条または48 C.F.R. 227.7202条で使用されています。該当の場合に応じて48 C.F.R. 12.212条または48 C.F.R. 227.7202-1条乃至227.7202-4条に従い、商業用コンピュータソフトウェアドキュメントは、アメリカ合衆国政府のエンドユーザーに対して、(a) 商業品目としてのみ、かつ、(b) 本契約条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、アメリカ合衆国の著作権法に基づき留保されています。

14.10 紛争解決、準拠法

本契約、Appleソフトウェア、またはデベロッパとAppleとの関係に起因または関連して生じた、デベロッパとAppleとの間の訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、デベロッパとAppleは当該訴訟または紛争の解決のため、同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意するものとし、本契約は、抵触法に関するカリフォルニア法の本文を除外のうえ、米国法およびカリフォルニア州法に準拠し、それに従って解釈されるものとし、前記にかかわらず、

(a) デベロッパが米国連邦政府の代理人、機関、または部局である場合、本契約は米国連邦法に準拠し、適用される連邦法が存在しない場合には、カリフォルニア州法が適用されるものとし、さらに、本契約(第10条(補償)を含みますがこれに限定されません)に異なる定めがある場合でも、すべての請求、申立、訴訟、および紛争は、場合に応じて契約紛争法(合衆国法典第41編601条乃至613条)、タッカー法(合衆国法典第28編1346(a)条および1491条)、もしくは連邦不法行為請求権法(合衆国法典第28編1346(b)条、2401条乃至2402条、2671条乃至2672条、2674条乃至2680条)、またはその他の適用される政府の権限に服するものとし、疑義を避けるため、デベロッパが米国の連邦、州、もしくは地方政府の代理人、機関、もしくは部局、または米国の公立および認定の教育機関である場合には、デベロッパの補償義務は、デベロッパによる適用法令(たとえば、赤字予算防止法(Anti-Deficiency Act)など)違反を招来せず、かつ、デベロッパが法的に要求されるあらゆる権限または権限を付与する法令を有する範囲内でのみ適用されるものとし、

(b) デベロッパが(本契約を締結している団体として)米国の公立および認定の教育機関または米国内の連邦、州、もしくは地方政府の代理人、機関、もしくは部局である場合、(a) 抵触法に関する州法の規定をのぞき、本契約は、デベロッパの団体が所在する米国内の州の州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、かつ、(b) 本契約、Appleソフトウェア、デベロッパのAppleとの関係に起因または関連する、デベロッパとAppleとの間の訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区内の連邦裁判所で行われるものとし、さらに、デベロッパの団体が所在する州の州法で明示的に禁止されない限り、デベロッパおよびAppleは、本契約により、同地区の対人管轄権および独占的裁判地に同意するものとし、

(c) デベロッパが、国際的、政府間の機関であり、その政府間憲章または協定を通じて国内裁判所の裁判権からの免除を付与されている場合、本契約に起因または関連する紛争もしくは請求または本契約の違反は、国際仲裁規則に従い、国際紛争解決センターによって運営される仲裁により決せられるものとし、仲裁地は英国ロンドン、言語は英語、かつ、仲裁人の数は3人とし、Appleの要求に応じて、デベロッパは、当該特権および免除を付与された政府間機関としてのデベロッパの地位についての証拠を提供することに同意するものとし、

本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、かかる条約の適用は明示的に排除されます。

14.11 完全合意、適用言語

本契約は、本契約に基づき使用許諾されたAppleソフトウェア、Appleサービス、およびApple証明書の使用について、当事者間の完全な合意を定めるものであり、本契約で別段の定めがある場合を除き、その主題に関する従前のあらゆる取り決めに優先します。前記にかかわらず、本プログラムに基づきデベロッパがプレリリース版マテリアルを提供され、かつ、かかるプレリリース版マテリアルが別の使用許諾契約の適用を受ける限りにおいて、デベロッパは、デベロッパのかかるマテリアルの使用が、本契約第9条(秘密保持)に加え、かかるマテリアルに同梱される使用許諾契約の適用も受けることに同意するものとし、デベロッパがXcodeおよびApple SDK契約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違があるときには、本Apple Developer Program License Agreementが適用されるものとし、ただし、Apple Developer Program License Agreementは、デベロッパが、XcodeおよびApple SDK契約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。デベロッパがSwift Playgrounds契約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違があるときには、本Apple Developer Program License Agreementが適用されるものとし、ただし、Apple Developer Program License Agreementは、デベロッパが、Swift Playgrounds契約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。本契約は、(a) 両当事者が署名した書面による改訂によるか、または(b) (たとえば、Appleによるデベロッパへの書面または電子メールによる通知など)本契約で明示的に認められている範囲内においてのみ、改訂することができます。本契約書の翻訳は、参考として提供されるものであり、英語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、デベロッパの法域における現地法が禁止しない範囲内において本契約の英語版が適用されるものとし、デベロッパがカナダのケベック州に所在する場合またはフランス国内の政府機関である場合には、次の条項がデベロッパに適用されます。両当事者は本契約およびすべての関連文書が英語で起草されるよう要求したことをここに認めます。 *Les parties ont exigé que le présent contrat et tous les documents connexes soient rédigés en anglais.*

付属書1

(本契約に対する)

Appleプッシュ通知サービスおよびローカル通知に関する付加条件

以下の条件は、本契約の規定に追加され、かつ、APN (Appleプッシュ通知サービス) のあらゆる利用に適用されます。

1. APNおよびローカル通知の使用

1.1 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内で、デベロッパのパス内で、またはmacOS上のSafari経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに対してSafariプッシュ通知を送信する際にのみ、APNを使用することができます。デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、またはデベロッパのパスは、APN API経由でのみ、かつ、デベロッパがAppleからプッシュアプリケーションIDを割り当てられている場合にのみ、APNにアクセスできます。APNの使用についてデベロッパを支援しているサービスプロバイダを除き、デベロッパは、デベロッパのプッシュアプリケーションIDをいかなる第三者にも共有しないことに同意します。デベロッパは、デベロッパの本契約の満了または解除後、APNのアクセスまたは使用ができないことを理解するものとします。

1.2 デベロッパは、本契約、APNドキュメント、ならびにあらゆる適用の法律および規則(あらゆる知的財産法を含みます)で明示的に許可されている場合、デベロッパのアプリケーション、デベロッパのパス、またはmacOS上のSafari経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーのmacOSデスクトップに対し、プッシュ通知を送信する目的でのみ、APNおよびAPN APIを使用することが許可されます。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの提出プロセスの一環として、Appleに対し、APNのあらゆる使用について開示しなければならないことに同意するものとします。

1.3 デベロッパは、APNを介してプッシュ通知をエンドユーザーに送信する前に、エンドユーザーが当該通知の受信に同意しなければならないことを理解するものとします。デベロッパは、Appleが実装した同意パネルや、通知機能の有効化/無効化を行うAppleのシステム環境設定を、無効化したり、オーバーライドまたはその他の干渉をしたりしないことに同意するものとします。エンドユーザーのプッシュ通知の受信同意が拒否された場合、または後から取り消された場合、デベロッパは、エンドユーザーに対してプッシュ通知を送信してはならないものとします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、エンドユーザーに対して、求められていないメッセージを送信する目的で、またはフィッシングやスパムの目的で、APNまたはローカル通知を使用してはならないものとします。これには、アンチスパム法令に違反するあらゆる種類の行為、またはその他不適切、不正、もしくは違法となる行為を含みますが、これらに限られません。APNとローカル通知は、ユーザーに関連し、ユーザーに利益をもたらす通知(たとえば、エンドユーザーからの情報請求への対応、アプリケーションに関連した情報の提供など)を送信するために使用される必要があります。

2.2 デベロッパは、APNまたはローカル通知を、種類にかかわらず広告、製品プロモーション、またはダイレクトマーケティング(たとえば、より高額の商品の販売や抱き合わせ販売など)で使用してはならないものとします。これには、デベロッパのアプリケーションの使用を促進するためのメッセージの送付や、新機能やバージョンの有効性の広告を含みますが、これらに限定されません。前記にかかわらず、デベロッパは、当該使用がパスに直接関連する限りにおいて、たとえば、ストアクーポンがWallet内のデベロッパのパスに送信される場合など、デベロッパのパスのプロモーションを目的として、APNまたはローカル通知を使用することができます。に直接関連する限りにおいて、

2.3 デベロッパは、Appleの合理的な裁量による判断に従い、APNの全体的なネットワーク容量または帯域幅を過剰に使用したり、iOS製品、Apple Watch、macOS、またはエンドユーザーに過度なプッシュ通知またはローカル通知を使って不当な負荷をかけたたりすることはできないものとします。デベロッパは、Appleのネットワークもしくはサービス、またはAPNに接続された第三者のサーバもしくはネットワークに害を与えたり、干渉したりしてはならず、また、他の「デベロッパ」によるAPNの使用を中断させてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、APNまたはローカル通知を、猥褻、性的、不快感を与える、もしくは中傷的なコンテンツもしくはあらゆる種類のマテリアル(文章、図形、画像、写真、音声など)、またはデベロッパのアプリケーション、パス、もしくはサイトのエンドユーザーにより好ましくないと判断されるおそれがあるとAppleが合理的に判断するその他のコンテンツもしくはマテリアルが含まれているマテリアルを送信するために使用してはなりません。

2.5 デベロッパは、APNまたはiOS製品、Apple Watch、Apple TV、またはmacOSの通常の動作に損害を与えたり、中断したり、制限したりする可能性のあるウイルスまたはその他のコンピュータコード、ファイルまたはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他の方法で利用可能にすることはできません。また、APNに組み込まれている、またはAPNが使用するセキュリティ、デジタル署名、検証、または認証メカニズムを無効にしたり、なりすましを行ったり、ハッキングしたり、その他の方法で妨害したり、他の人がそうできるようにしたりしないことに同意するものとします。

3. ウェブサイトプッシュIDの付加条件

3.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、デベロッパのウェブサイトプッシュIDを使用してデベロッパが送信するSafariプッシュ通知が、デベロッパ自身の名称、商標、またはブランドで送信されなければならない(たとえば、通信がデベロッパのサイトから届いていることをユーザーに知らせなければならないことなど)、かつ、アイコン、商標、ロゴ、またはその他のデベロッパのサイトを識別するためのマークが含まれていなければならないことを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、Safariプッシュ通知の発信元について、他のサイトもしくは団体と偽り、またはこれになりすまし、またはその他ユーザーの誤解を招くことのないようにすることに同意するものとします。デベロッパがデベロッパのSafariプッシュ通知内で第三者の商標またはブランドに言及する限りにおいて、デベロッパは、デベロッパが必要なすべての権利を有することを表明および保証するものとします。

3.2 本契約で許可されたとおり、APNを有効化し、かつ、デベロッパのサイトのためにSafariプッシュ通知を送信することにより、デベロッパは、本契約により、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対し書面で特定したプロモーションを除き、Appleが、宣伝目的で、マーケティング資料において、(i) macOS上のデベロッパのSafariプッシュ通知のスクリーンショット、および、(ii) かかる通知に関連する商標およびロゴを使用することを許可したものとみなされます。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleが、宣伝目的で、マーケティング資料において、デベロッパがAppleに対して提供する画像およびその他のマテリアルを使用することも許可するものとします。

4. **APNまたはローカル通知を通じた提供。**デベロッパは、APNを提供し、かつ、デベロッパのプッシュ通知をiOS製品、Apple Watch、またはmacOSにおいて利用できるようにするために、Appleが、デベロッパのプッシュ通知を、さまざまな公共ネットワーク、さまざまなメディアを通じて送信し、およびネットワークやデバイスに接続するために、修正または変更する可能性があることについて理解し、同意するものとします。デベロッパは、APNが、保証された、または安全なデリバリーサービスではなく、そのように意図されたものでもないことを認め、同意するものとします。またデベロッパは、APNを、そのように使用または信頼してはなりません。さらに、APNを使用する、またはローカル通知を提供する条件として、デベロッパは、当該通知の一部として、個人に属する、センシティブな個人情報または秘密情報(たとえば社会保障番号、金融口座もしくは取引情報、または個人が安全な送信を合理的に期待するようなあらゆる情報)を通信しないことに同意し、デベロッパは、エンドユーザーの個人情報の収集、通信、維持、処理、または使用について、該当する通知または同意リクエストに準拠することに同意するものとします。

5. **デベロッパの承諾。**デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

5.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前の通知の有無にかかわらず、(a) あらゆる特性や機能性の変更または削除を含めて、APNを修正すること、(b) APN APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行または再版することができるものとします。デベロッパは、そのような修正によって、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトを、デベロッパ自身の費用で、変更またはアップデートする必要がある可能性のあることにつき、理解するものとします。Appleは、APNを提供する、または提供を継続することについて、明示または黙示の義務がないものとし、APNのすべてまたは一部を、いつでも停止または中止することができるものとします。Appleは、APNまたはAPN APIの上記のサービスの停止もしくは中止、または上記の変更起因または関連して、デベロッパまたはその他の当事者が被った、損失、損害、または費用について、一切責任を負いません。

5.2 APNは、すべての言語または国で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での使用に適したものであり、または使用できるものである、とのいかなる表明もするものではありません。デベロッパがAPNにアクセスしてそれを使用することを選択する限りにおいて、デベロッパは、自身の判断でアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとし、

5.3 Appleは、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトと共に使用することを意図してAPNを提供するものとし、かつ、エンドユーザーに直接APNを提供することはないものとし、かつ、デベロッパは、あらゆるプッシュ通知が、Appleではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトのエンドユーザーに対して送信されることを認め、これに同意するものとし、かつ、デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツ、およびあらゆるAPNの当該使用について、単独で責任を負うものとし、さらに、デベロッパは、あらゆるローカル通知が、Appleではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対して送信されることを認め、同意するものとし、かつ、デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツについて、単独で責任を負うものとし、

5.4 Appleは、デベロッパに対して、APNの可用性または稼働時間について一切保証せず、APNのメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートを提供しないものとし、

5.5 Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのAPNへのアクセス権を削除する権利、デベロッパによるAPNの使用を制限する権利、またはデベロッパのプッシュアプリケーションIDを無効にする権利を留保します。

5.6 Appleは、AppleがAPNおよびその他のApple製品またはAppleサービスを改良するため、およびデベロッパが本契約を遵守しているかを確認するため、デベロッパによるAPNの使用について、情報(技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません)をモニターおよび収集できるものとし、ただし、Appleは、かかるアクセスまたは開示が以下のいずれかの事由のために合理的に必要であるとAppleが誠実な判断を行う場合を除き、プッシュ通知の内容についてアクセスまたは開示することはありません。(a) 法的な手続きもしくは要求に従うため、(b) 本契約の違反のおそれを調査するなど、本契約を履行するため、(c) セキュリティ、不正、または技術上の問題を検出、防止し、またはそれに対処するため、(d) 法律で要求される、または認められるところにより、Apple、そのデベロッパ、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、もしくは安全を保護するため。前記にかかわらず、デベロッパは、ユーザーのリクエストに対応すること、およびデバイス上のユーザーエクスペリエンスおよび提案をパーソナライズすることのみを目的として、iOS、iPadOS、macOS、およびwatchOSが、ユーザーのデバイス上でローカルに、プッシュ通知にアクセスできることを認め、同意するものとし、

6. 追加免責。 Appleは、停電、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他の中断を含みますがこれらに限定されない、あらゆるAPNの中断または通知の使用を含む、APNの使用に起因するいかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書2

(本契約に対する)

In-App Purchase APIの利用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションでIn-App Purchase APIを利用する場合に適用されます。

1. In-App Purchase APIの使用

1.1 デベロッパは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション内で利用可能にしたコンテンツ、機能、またはサービス(たとえば、デジタルブック、追加的なゲームのレベル、ナビゲーションマップサービスへのアクセスなど)に、エンドユーザーがアクセスできるようにするため、またはそれらを受領できるようにするために限り、In-App Purchase APIを使用することができます。デベロッパは、デベロッパのアプリケーション外で製品またはサービスを提供するために、In-App Purchase APIを使用することはできません。

1.2 デベロッパは、この付加条件および本契約第6条(アプリケーションの提出および選定)に規定される手続きに従って、In-App Purchase APIを使用して提供することを予定しているすべてのコンテンツ、機能、またはサービスを、Appleが審査および承認するために、Appleに対し、提出する義務を負います。デベロッパは、提出に際し、常に名称、テキスト記述、価格、固有の識別番号、およびAppleが合理的に要求するその他の情報(以下「**Submission Description**」と総称します)を提供する必要があります。Appleは、Submission Descriptionに記載された実際のコンテンツ、機能、またはサービスを、いつでも(提出手続中およびAppleによるSubmission Descriptionの承認後を含みますが、これらに限定されません)審査する権利を留保します。デベロッパが、In-App Purchase APIを通して、デベロッパのSubmission Descriptionに記載されていない追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供を希望する場合、デベロッパは、In-App Purchase APIを使用してそれらを利用可能にする前に、Appleの審査および承認を受けるため、新規の、または更新したSubmission Descriptionを提出する必要があります。Appleは、従前に承認したコンテンツ、機能、またはサービスの承認を取り消す権利を留保し、さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内のかかるコンテンツ、機能、またはサービスを利用不能にすることに同意するものとします。

1.3 In-App Purchase APIを通して提供されるすべてのコンテンツ、機能、またはサービスは、「アプリケーションのためのプログラム要件」(Program Requirements for Applications)に従うものとします。かつ、かかるコンテンツ、機能、またはサービスがライセンスアプリケーションに加えられると、それらはライセンスアプリケーションの一部とみなされ、ライセンスアプリケーションと同一の義務および条件に従う必要が生じるものとします。疑義を避けるため、キーボード拡張機能を提供するアプリケーションは、キーボード拡張自体内において、In-App Purchase APIを使用することはできません。ただし、アプリケーション内の別の機能でIn-App Purchase APIの使用を継続することはできます。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、エンドユーザーが、コンテンツ、機能、またはサービスを継続的に購入するために使用できるプリペイドアカウントを設定できるようにするため、または、その他後日エンドユーザーが購入するために引き換えまたは使用できる残高やクレジットを作成するために、In-App Purchase APIを使用してはならないものとします。

2.2 デベロッパは、エンドユーザーに対して、In-App Purchase APIを使用して、いかなる種類の通貨も購入できるようにしてはならないものとします。これには、デベロッパのアプリケーション内外での購入または取得において交換、贈与、引き換え、送金、取引、または使用するための通貨を含みますが、これらに限定されません。「通貨」とは、個人のグループまたは団体が、特定の価値を有するものと認識しているあらゆる形式の通貨、ポイント、クレジット、リソース、コンテンツ、その他のアイテムもしくは単位のことをいい、交換媒体として移転または流通させることができるものをいいます。

2.3 コンテンツおよびサービスは、サブスクリプションベースで、In-App Purchase APIを通じて提供することができるものとします(たとえば、新聞および雑誌の購読)。In-App Purchase APIを通じて、コンテンツ、サービス、または機能のレンタルを行うことはできません(たとえば、事前に指定された一定期間内の特定のコンテンツの使用は制限されない場合があります)。

2.4 デベロッパは、いかなるソフトウェアアップデートをデベロッパのアプリケーションに送るためにも、また、その他デベロッパのアプリケーションにいかなる追加的な実行コードを付加するためにも、In-App Purchase APIを使用してはならないものとします。アプリケーション内購入製品は、デベロッパのアプリケーション内にすでに存在していて、かつロックを解除されること、In-App Purchase APIのトランザクション完了後にデベロッパのアプリケーションに配信されること、または、かかるトランザクション完了後にデベロッパのアプリケーションに単なるデータとしてダウンロードされることを待機している状態である必要があります。

2.5 デベロッパは、Appleが好ましくないまたは不適切と合理的に判断するいかなる種類のコンテンツまたはマテリアル(文章、図形、画像、写真、音声など)を含むあらゆるもの、たとえば、不快、猥褻、または中傷的なマテリアルを配信するために、In-App Purchase APIを使用することはできません。

2.6 エンドユーザーがデベロッパのアプリケーション内で消費するまたは使い切るコンテンツのアイテム(たとえば、建材のような仮定の供給品)(以下「消耗品」といいます)を除き、In-App Purchase APIを使用して引き渡されるその他のあらゆるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプション(たとえば、ゲーム用の剣)(以下「非消耗品」といいます)は、ライセンスアプリケーションと同一の利用規則に従って、エンドユーザーによる利用を可能としなければなりません(たとえば、かかるコンテンツ、サービス、または機能は、エンドユーザーのアカウントに関連するすべてのデバイスで利用可能である必要があります)。デベロッパは、Appleに対して消耗品を特定する責任、およびエンドユーザーに対して消耗品が他のデバイスで使用できないことについて開示する責任を負うものとします。

3. デベロッパの責任

3.1 Appleは、デベロッパに対し、In-App Purchase APIの使用を通じて正常に完了した取引ごとに、取引領収書を発行します。デベロッパは、エンドユーザーに対するあらゆるコンテンツ、機能、またはサービスの引き渡し前にかかる領収書の有効性を確認する責任を負います。そして、Appleは、かかる取引領収書がAppleから提供されたものか否かについての検証をデベロッパが怠ったことについて、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleがユーザーインターフェイスエレメントをデベロッパに提供した場合を除き、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザーに対して、In-App Purchase APIを使用した注文を表示するユーザーインターフェイスを開発する責任を負います。デベロッパは、デベロッパによるIn-App Purchase APIを使用したアイテムのプロモーションおよび販売に関して、デベロッパがApp Store Connectを通じて送信するライセンスアプリケーション情報、およびあらゆるメタデータ(を含みますが、これらに限定されません)において、不正確な表示、虚偽の請求、または、不公正もしくは詐欺的な誘導もしくは勧誘行為もしくは実践をしないことに同意するものとします。デベロッパは、すべての適用される法律および規制に従うことに同意するものとします。これには、デベロッパがコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションを、In-App Purchase APIを通じて利用可能にするあらゆる法域における法律および規制(消費者保護法および輸出規制を含みますが、これらに限定されません)が含まれます。

3.3 Appleは、デベロッパがIn-App Purchase APIを通じてデベロッパのエンドユーザーへの提供することを希望する非消耗品に関して、ホスティングサービスを提供することがあります。Appleがデベロッパのためにかかる非消耗品をホスティングをする場合であっても、デベロッパは、適時に(すなわち、デベロッパがデベロッパのエンドユーザーに対して、そのアイテムが追って利用可能になることを明示した場合を除き、Appleが取引領収書を発行した後すみやかに)、In-App Purchase APIを通じて注文されたアイテムを提供し、これらに関連するすべての適用法令(注文品の取消または引き渡しに関する法律、規則、規制を含みますが、これらに限定されません)に従う責任を負うものとします。また、デベロッパは、すべてのかかる取引について、デベロッパ自身の記録を保持する責任を負います。

3.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、一切の払い戻しを行わないものとします。かつ、デベロッパは、Appleが、別紙2の条件に従って、エンドユーザーに対して払い戻しを行う場合があることに同意するものとします。

3.5 デベロッパは、返金プロセスに関する情報を共有し、プロセスを改善するために、デベロッパのアプリケーションから得られたエンドユーザーの購入情報を、Apple、その子会社、およびAppleの代理人に提供することができます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、ユーザーに通知を送信する、またはユーザーから同意を得る必要があります。

4. Appleのサービス

4.1 Appleは、適宜、In-App Purchase APIのトランザクションに関する追加のサービスおよび機能の提供を選択する可能性があります。Appleは、In-App Purchase API、またはあらゆるAppleサービスについて、継続的にデベロッパによる利用が可能であること、それらがデベロッパの要望に適合し、中断なく、適時に、安全に、もしくは誤りがないこと、または、デベロッパがIn-App Purchase APIもしくはあらゆるAppleサービスから取得するすべての情報が正確で、信頼できること、もしくは欠陥が修正されることについて、一切保証するものではありません。

4.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後、デベロッパがIn-App Purchase APIにアクセスまたは使用することができないことについて、理解するものとします。

5. デベロッパの承諾。 デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無にかかわらず、(a) In-App Purchase APIを改変すること（あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます）、または、(b) In-App Purchase APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、In-App Purchase APIの使用を継続するため、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Appleは、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスについても、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、一切責任を負わないものとします。Appleは、デベロッパに対して、In-App Purchase APIまたはその他のあらゆるサービスで、本契約に関連してAppleがデベロッパに提供するものの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、本契約に関連し、いかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションと共に使用するために、In-App Purchase APIを提供するものとします。また、In-App Purchase APIに関連するサービス（たとえば、非消耗品のホスティングサービス）をデベロッパに提供する場合があります。Appleは、デベロッパによるIn-App Purchase APIの使用を通じて、エンドユーザーが注文したいいかなるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションについても、提供またはロック解除する義務を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、Appleではなくデベロッパによって、当該アイテムが利用可能にされること、および、デベロッパのみが、In-App Purchase APIの使用を通じて注文された当該アイテムおよびデベロッパのアプリケーションにおけるIn-App Purchase APIの当該使用またはこれに関連するサービスのあらゆる使用について、単独の責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

6. **アプリケーション内での購入におけるデジタル証明書の使用。**エンドユーザーがデベロッパのアプリケーションにおいて、In-App Purchase APIを通じた取引を完了した場合、Appleは、デベロッパに対し、Apple証明書により署名された取引領収書を提供します。ドキュメントで定められたとおり、デベロッパは、当該証明書および領収書がAppleにより発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、In-App Purchase APIに関連して、当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について、単独で責任を負うものとします。Appleは、明示または黙示を問わず、当該Apple証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽造またはその他の悪用を含め(これらに限定されません)、当該領収書および証明書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7. **追加免責。**Appleは、In-App Purchase APIおよびあらゆるAppleサービスの使用から生じるいかなる損害または損失についても、一切責任を負わないものとします。これには、(I) あらゆる逸失利益(直接または間接を問わない)、のれんもしくはビジネスの評判に対する損失、データの喪失、またはその他の無形的損失、(II) AppleがIn-App Purchase APIもしくはあらゆるサービスに加えた一切の変更、または In-App Purchase APIもしくはそれに付随するサービス(もしくはサービス内のあらゆる機能)の提供の、永久的もしくは一時的な停止、(III) デベロッパによるIn-App Purchase APIまたはサービスの使用によって送受信されるあらゆるデータの削除、破損、または提供不能性を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、デベロッパがAppleに対してホスティングサービスのために提供する可能性がある非消耗品(を含みますがこれに限定されません)、デベロッパの情報、およびデータについて、適切な代替バックアップを保持することに責任を負います。

付属書3
(本契約に対する)
Game Centerに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションでGame Centerサービスを利用する場合に適用されます。

1. Game Centerサービスの使用

1.1 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Appleが明示的に許諾した場合を除き、Game Centerサービスに接続することまたはGame Centerサービスを使用することはできません。デベロッパは、本契約(本付属書3を含みます)、Game Centerドキュメント、およびすべての適用法令を遵守することを条件として、Game Centerサービスを使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの本契約の期間満了後または解除後は、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれもが、Game CenterサービスにアクセスまたはGame Centerサービスを使用することはできないことを理解するものとします。

1.2 Appleは、デベロッパに対して、Game Centerサービスの一部として、エンドユーザーのエイリアスと関連する独自の識別子(以下「プレイヤーID」といいます)を提供する場合があります。デベロッパは、エンドユーザーまたは第三者に対して、プレイヤーIDを表示しないことに同意するものとし、かつ、プレイヤーIDを、デベロッパによるGame Centerの使用に関してエンドユーザーを区別するためのみに使用することに同意するものとします。デベロッパは、本契約において明示的に許可される範囲内を除き、Game Centerサービスにより提供されるプレイヤーID、エイリアス、またはその他のデータもしくは情報について、リバースルックアップ、トレース、リレーション、アソシエーション、マイニング、ハーベスティング、またはその他の方法で悪用しないことに同意するものとします。たとえば、デベロッパは、エンドユーザーの身元の特定を試みないものとします。

1.3 デベロッパは、Game Centerサービスにより提供された情報を、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な限度でのみ使用するものとします。たとえば、デベロッパは、当該情報を第三者のサービスに対してホストまたはエクスポートしないものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な場合を除き、Game Centerサービスを通じて取得したいかなるユーザー情報またはデータ(個別のものか統計的なものかは問わず)も、第三者に送信またはコピーせず、それを行う場合にはユーザーの明示の承諾があり、さらに、本契約上禁止されていないときに限ることに同意するものとします。

1.4 デベロッパは、Appleが明示的に許諾していない方法で、Game Centerサービスから情報を入手することを含め(これらに限定されません)、Game Centerサービス(またはその一部)の不正使用または不正アクセスをすること、または他者にかかる不正使用または不正アクセスさせることを試みないものとします。たとえば、デベロッパは、Game Centerに接続されたシステムまたはネットワークから通信プロトコルを傍受するためにパケットスニファーを使用したり、Game Centerからデータまたはユーザー情報のスクレイピングをしたり、またはGame Centerを通じてプレイヤー、ゲームデータ、アカウント、もしくはサービス使用パターンに関する情報を収集するために第三者のソフトウェアを使用したりしないものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、Appleのネットワークやサービス、もしくはGame Centerサービスに接続された第三者のサーバーやネットワークを阻害もしくは干渉しないこと、または、他のデベロッパまたはエンドユーザーによるGame Centerの使用に対するその他の妨害をしないことに同意するものとします。デベロッパは、テストまたは開発目的を除き、たとえば、デベロッパのアプリケーションについて不正なコードを使用して過度の高スコアを作成したり、ユーザーアカウント数を改ざんしたりすること等、エンドユーザーによるGame Centerサービスの使用を妨害する方法で、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションに関する情報について虚偽の表示をするために、Game Centerサービスの使用を通じて虚偽のアカウントを作成したり、Game Centerサービスのその他の使用をしたりしないことに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、サービス拒否攻撃を通じて、スパイダー、スクリプト、ボットなどの自動化プロセスまたはサービスの使用を通じて、またはGame CenterサービスもしくはAppleソフトウェアのバグの利用を通じてなど、Game Centerの妨害を発生させ、支援し、可能にしてはならないものとします。デベロッパは、Game Centerサービスの脆弱性について調べ、テストし、またはスキャンしてはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、Game Centerサービスに組み込まれている、またはGame Centerサービスで使用されている、データ保護、セキュリティ、検証または認証メカニズムに対して、無効化、なりすまし、ハッキング、弱体化、またはその他の妨害行為を行わないこと、および他人がそれを行えるようにしないことに同意するものとします。

2.3 デベロッパは、Game CenterやiOS製品の正常な運用を、阻害、または制限する可能性のあるウイルスまたはその他のコンピュータコード、ファイル、またはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他利用可能にしてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、エンドユーザーに対して、承諾されていない、不適切な、もしくは不適当なメッセージを送信するために、または、Game Centerユーザーのポーチング、フィッシング、もしくはスパム目的で、Game Centerサービスのいかなる部分も使用しないことに同意するものとします。デベロッパは、Game Centerのユーザーを、デベロッパがGame Centerサービスの利用を通じて取得した情報を使用するその他のサービスに迂回させない(または迂回を試みない)ものとします。

2.5 デベロッパは、Game Centerサービスへのアクセス、または、Game Centerサービスにおけるデータもしくは情報について、エンドユーザーに対して、一切料金を請求することはできません。

2.6 Appleがデベロッパに対して、App Store Connect経由でデベロッパのアプリケーションのために特定のGame Centerの特性および機能性を管理することを許可する範囲内において(たとえば、不正ユーザーを阻止し、またはデベロッパのアプリケーションのリーダーボードから不審なリーダーボードスコアを削除する機能など)、デベロッパは、そのような不正ユーザーまたは不審なスコアが、誤解を与える行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為の結果であるとデベロッパが合理的に判断した場合にのみ、かかるGame Centerの特性および機能性の管理を行うことに同意するものとします。

3. デベロッパの承諾。 デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無にかかわらず、(a) Game Centerサービスを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) Game Center APIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Appleは、Game Centerサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、Game CenterサービスもしくはGame Center APIの停止、中止、または改変に起因もしくは関連して、デベロッパもしくはその他の者が被る一切の損失、損害、または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleは、デベロッパに対して、Game Centerサービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、当該サービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのGame Centerサービスへのアクセス権を削除する権利を留保します。Appleは、AppleがGame Centerサービスおよびその他のApple製品またはサービスを改善するため、ならびにデベロッパが本契約を遵守しているかを確認するため、デベロッパによるGame Centerサービスの使用について、情報(技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません)をモニターおよび収集できるものとします。

4. 追加免責。 Appleは、Game Centerの中断、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他のに起因する損害もしくは損失について、一切責任を負わないものとします。

付属書4
(本契約に対する)
iCloudの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアに関するソフトウェアの開発およびテストのための、デベロッパによるiCloudサービスの利用に適用されます。

1. iCloudの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアは、Appleがデベロッパに権限を付与した場合のみ、iCloudサービスにアクセスすることができます。デベロッパは、iCloud Storage API、CloudKit API、またはプログラムの一環として提供されるCloudKitコンソール経由を除き、iCloudサービス、または当該サービスに含まれるあらゆるコンテンツ、データ、もしくは情報にアクセスしないことについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの権限をいかなる第三者とも共有せず、Appleが明示的に許諾した目的以外に使用しないことについて同意するものとします。デベロッパは、本契約およびiCloudドキュメントで明示的に許可されたとおりにのみ、かつ、適用のあるあらゆる法令および規制を遵守して、iCloudサービス、iCloud Storage API、およびCloudKit APIを使用することに同意するものとします。さらに、Appleがその自由裁量で判断するところにより、かかるウェブソフトウェアにおけるデベロッパによるiCloudサービスの使用が、対応するライセンスアプリケーションにおけるデベロッパの使用と同等である限りにおいてのみ(たとえば、ライセンスアプリケーションで検索またはアップデートされた同じタイプのデータを保存するため)、デベロッパのウェブソフトウェアは、iCloudサービスへのアクセスおよび使用を許可されるものとします。Appleサービスが、理由の如何を問わず、他のコンテナへのデータの転送のために、iCloudにおけるストレージコンテナのデベロッパへの割り当て分を超えて、デベロッパが使用することを許可する場合に、デベロッパは、かかる機能を実行するために合理的に限定的な期間のみ、かかる追加のコンテナを使用し、かつ、ストレージおよび割り当て分を増加させないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後は、デベロッパがソフトウェアの開発またはテストのためにiCloudサービスにアクセスまたは使用することを許諾されていないことを理解するものとします。ただし、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアをインストールし、かつ、iCloudを使用するために有効なAppleのエンドユーザーアカウントを有するエンドユーザーは、適用のあるiCloud利用規約およびそれらの条件に従い、当該ユーザーが作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびデベロッパがiCloud Storage APIまたはCloudKit API経由でかかるエンドユーザーのアカウントに保存することを選択したファイルへのアクセスを継続することができます。デベロッパは、エンドユーザーのiCloudへのアクセス(または当該エンドユーザー自身が作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびファイルへのアクセス)を阻害しないこと、また、方法の如何を問わず、常に、その他エンドユーザーのiCloudの使用を妨害しないことについて同意するものとします。デベロッパがCloudKit API経由でパブリックコンテナに保存したファイルについて(デベロッパまたはエンドユーザーのいずれが作成したかを問わず)、Appleは、デベロッパの本契約の期間満了もしくは解除時、またはその他AppleがCloudKitコンソール内で指定する場合に、かかるデータの全部もしくは一部へのアクセスを停止し、またはかかるデータの全部もしくは一部を削除する権利を留保します。

1.3 デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションおよびウェブソフトウェアにとって重要な価値を有するデータ(たとえば、ファイナンスアプリケーション内の株式のリスト、アプリケーションの設定など)の保存および取得、ならびに、デベロッパのエンドユーザーがiCloudサービスを通じてユーザーが作成したドキュメントおよびファイルにアクセスできるようにする目的のみ、iCloud Storage APIの使用を許されるものとします。デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアは、iCloudドキュメントに従い、デベロッパがパブリックコンテナまたはプライベートコンテナに保存することを選択した構造化データの保存、取得、およびクエリを行うために、CloudKit APIを使用することを許可されます。デベロッパは、iCloud Storage APIまたはCloudKit API経由で、デベロッパのアプリケーションがiCloud利用規約、またはデベロッパのアプリケーションに関するプログラム要件に違反することになるいかなるコンテンツまたはマテリアルもかかる違反について認識がありながら保存しないことについて同意するものとします(たとえば、デベロッパのアプリケーションは、違法または権利を侵害するマテリアルを保存してはなりません)。

1.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの使用を通じてiCloudから、またはウェブソフトウェアから、ユーザーがユーザー自身が作成したドキュメントおよびファイルにアクセスすることを認めるものとします。ただし、デベロッパは、同一タイトルの異なるバージョン間で当該データを共有する場合でない限り、またはデベロッパがユーザーの同意を得た場合でない限り、デベロッパのアプリケーションの重要な価値を有するデータを、他のアプリケーションまたはウェブソフトウェアと共有することはできません。

1.5 デベロッパは、デベロッパがCloudKit APIおよびiCloud Storage APIの使用を通じてiCloudに保存した、あらゆるコンテンツおよびマテリアルに関する責任を負い、かつ、デベロッパがiCloudサービスを通じて保存した情報を保護するため、合理的かつ適切な措置を講じなければならないものとします。デベロッパのエンドユーザーがiCloud Storage APIまたはCloudKit APIの使用を通じてデベロッパのアプリケーションに保存したコンテンツおよびマテリアル（たとえば、ユーザー作成のドキュメント、パブリックコンテナへのエンドユーザーによる掲載など）に関する第三者の請求について、デベロッパは、デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) に従って送信された通知にデベロッパが遵守していることを含み（ただしこれらに限定されません）、一切のかかる請求について適切に対処し、かつ、すみやかに処理を進める責任を負うことに同意するものとします。

1.6 Appleが書面で明示的に別段の許可をしない限り、デベロッパは、「保護された健康情報」(45 C.F.R § 160.103にて別途定義)を含む、センシティブな個人を識別できる健康情報を、作成、受領、保持、または転送するために、iCloud、iCloud Storage API、CloudKit API、またはこれらのコンポーネントもしくは機能を使用せず、または、Apple（もしくはAppleの子会社）をデベロッパまたは第三者の「取引先」(45 C.F.R. § 160.103で別途定義)にするいかなる方法でも、iCloudを使用しないものとします。デベロッパは、デベロッパの本条違反に起因する、法律または契約に基づくあらゆる報告要件の遵守について、単独で責任を負うことに同意するものとします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのエンドユーザーの双方にとって、iCloudサービスのストレージの容量、トランスミッション、およびトランザクションに制限があることを了解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる制限に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーが、かかる容量制限に適合するように、iCloudサービスから十分なデータを削除する、ストレージの容量を増加する、またはその他デベロッパによるiCloudの利用を修正するまで、iCloudサービスを利用できないことがあり、かつ、この間、iCloudからデータのアクセスまたは検索ができないことがあります。

2.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを通じたiCloudサービスへのアクセスまたは利用について、ユーザーにいかなる料金も請求してはならず、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Appleサービスの一部の再販売を含む（ただしこれに限定されません）、iCloudサービスへのアクセスを販売しないことについて同意するものとします。デベロッパは、(かかるエンドユーザーがiCloudアカウントを有しているか否かにかかわらず) エンドユーザーがアクセスできるようにパブリックコンテナにデータを保存する目的でCloudKit APIを使用することを除き、Appleの有効なエンドユーザーiCloudアカウントを有するエンドユーザーにストレージを提供するために、かつ、当該ユーザーアカウントの利用規約に従って使用するためのみ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアで、iCloudサービスを使用するものとします。デベロッパは、エンドユーザーによる、適用のあるAppleとのiCloudサービス契約の条項に対する違反、またはiCloudサービスに保存されたデータもしくは情報の利用に関する一切のAppleのポリシーに対する違反を引き起こさないようにするものとします。

2.3 デベロッパは、ネットワークの容量またはiCloudサービスの全体的な処理機能を過度に使用してはならず、その他不合理なサイズのデータの読み込みまたはクエリを行って、当該サービスに負荷をかけてはならないものとします。デベロッパは、Appleのネットワークもしくはサーバ、またはiCloud接続された第三者のサーバもしくはネットワークに悪影響または害を与えないこと、その他、他のデベロッパやユーザーによるiCloudサービスの使用を妨害しないことについて同意するものとします。

2.4 デベロッパは、AppleがiCloudサービスのエンドユーザーに提供する警告、システム設定、お知らせ、または通知を無効にしたり、阻害したりしないものとします。

3. デベロッパの承諾

デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無にかかわらず、(a) iCloud Storage APIまたはCloudKit APIを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) かかるAPIを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Appleは、iCloudサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、iCloudサービス、iCloud Storage API、もしくはCloudKit APIのサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 iCloudサービスは、すべての言語または国で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での使用に適したものであり、または使用できるものである、とのいかなる表明もするものではありません。iCloud Storage APIまたはCloudKit APIを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアでiCloudサービスへのアクセスを提供することをデベロッパが選択する限りにおいて(たとえば、パブリックコンテナまたはプライベートコンテナにデータを保存する場合)、デベロッパは、自身の判断でそれを行うものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。

3.3 Appleは、デベロッパに対して、iCloudサービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Appleは、iCloudサービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Appleは、iCloudサービスに対してデベロッパが行った支出、投資、もしくはコミットメント、または、iCloudサービスの使用もしくはアクセスについて、一切責任を負わないものとします。

3.4 Appleは、いつでも、その自由裁量により、デベロッパのiCloudサービスへのアクセス権を停止または削除する権利、またはデベロッパによるiCloudサービスの使用を制限する権利を留保します。さらに、Appleは、いつでも、その自由裁量により、iCloudサービスを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアが送受信するトランザクションに制限を課すもしくは調整を加える、または、それらが使用するリソースまたは容量を設定または調整することがあります。

3.5 Appleは、AppleがiCloudサービスおよびその他のApple製品またはサービスを改善することを支援するために、iCloud Storage API、CloudKit API、またはCloudKitコンソールを通じて、iCloudサービスの使用について、情報(技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません)をモニターおよび収集することがあります。ただし、Appleは、法規制上の手続きまたは要件を遵守するために、当該アクセス、使用、保存、もしくは開示が合理的に必要であると誠実に判断した場合を除き、または、その他iCloud Storage API経由でエンドユーザーのiCloudアカウントに、もしくはCloudKit API経由でエンドユーザーのプライベートコンテナに保存されたデータに関してエンドユーザーが要求した場合を除き、CloudKitを通じてプライベートコンテナに保存されたあらゆるエンドユーザーデータ、CloudKitを通じてパブリックコンテナに保存されたあらゆるアプリケーションデータ、または、iCloud Storage APIおよびiCloudサービスを使用して保存されたユーザーが作成したあらゆるドキュメント、ファイル、もしくは重要な価値を有するデータへのアクセスまたは開示をすることはしないものとします。

3.6 さらに、デベロッパが、iCloud Storage APIまたはCloudKit APIの使用を通じて、iCloudサービス内に、個人や個人が特定可能な情報に関連する個人情報(以下「個人データ」と総称します)を保存する限りにおいて、デベロッパは、Apple(および本第3.6条の目的に該当するすべてのApple子会社)が、当該個人データの処理、保存、および取り扱いに関して、デベロッパの代理人として行為することに同意するものとします。Appleは、かかる個人データを処理する権限を持つ任意の個人が、(条項を通じて、または該当する法定義務のもとで)守秘義務の履行に同意していることを保証することに同意するものとします。Appleは、デベロッパによるiCloudサービスの使用の結果としてのみ生じるかかる個人データに関して、いかなる権利、権限、または権益を有することもありません。デベロッパは、デベロッパのみが、iCloudサービスを通じたデータおよび情報の使用または収集に関して、プライバシーおよびデータ保護に関する法令を含む、すべての適用法令の遵守について責任を負うことに同意するものとします。また、デベロッパは、個人データおよび個人データに関する行為のモニタ、不適切なデータおよび行為の防止、およびそれらへの対応、データの削除や当該データを入手可能にするアクセス権の削除および解除などを含む(ただしそれらに限定されません)、かかる個人データに関連するあらゆる行為について責任を負うものとします。また、デベロッパは、デベロッパのスタッフによるかかる個人データへのアクセスの保護および制限、ならびにデベロッパのためにiCloudサービスを使用するためのアクセスを許可されたデベロッパのスタッフの行為について責任を負うものとします。デベロッパおよびデベロッパのユーザーがiCloudサービスを通じてAppleに提供した個人データは、iCloudサービスを提供し改善するために必要な場合のみ、そしてデベロッパのために以下の行為を行うためにのみ、Appleによって使用される可能性があります。Appleの行為とは以下の通りです。

- (a) 本契約に規定されたデベロッパの指示および許可、ならびに適用される法律、規則、協定、または条約に従ってのみ、そうした個人データを使用し、取り扱います。EEAおよびスイスにおいては、別途EUまたは加盟国の法律で要請されていない限り、個人データは、本契約に規定されたデベロッパの指示および許可に従ってのみ、Appleによって取り扱われ、別途EUまたは加盟国の法律で要請されている場合には、Appleはそうした特定の法的要請についてデベロッパに通知します(法律によりAppleが通知することを禁止されている限定的な場合は除きます)。
- (b) デベロッパに対して、適用される法律で定義された、ユーザーアクセス、削除、または制限のリクエストを管理するための合理的な方法を提供します。デベロッパによるiCloudサービスの誠実な使用に起因した、データ保護規則当局またはかかる個人データに関する類似の規制当局によるデベロッパの調査があった場合、Appleはデベロッパに対し、合理的な援助およびサポートを提供します。
- (c) Appleが、Appleサービスへの不正なアクセスの結果、デベロッパの個人データが変更、削除、または紛失されていることを認識した場合、過度に遅延することなく、かつデベロッパに適用され、特定の期間内に通知することを義務付ける法的要請に従い、Appleが選択した合理的な方法で、デベロッパに通知を行います。デベロッパは、本契約の条項に従い、かかる通知のために、最新の連絡先情報をAppleに提供する責任を有します。
- (d) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 (GDPR: EU一般データ保護規則)第28条に規定されたコンプライアンス義務を果たすために必要な、そしてかかる規定で要請された監査を可能とし、それに貢献するための情報を、デベロッパが利用できるようにします。ただし、デベロッパは、AppleのISO 27001および27018認証は、そうした要請される監査のために十分なものであることに同意するものとします。
- (e) GDPRの第33条乃至36条に規定されたコンプライアンス要件を確実に遵守するため、Appleが選択した合理的な方法により、デベロッパを支援します。デベロッパがiCloudに保存した情報に関する第三者からの要請をAppleが受領した場合、別途法律でまたは当該要請の条件で要請されている場合を除き、Appleはそうした要請の受領についてデベロッパに通知し、要請者に対して、当該要請をデベロッパに対して行うように伝えます。法律や当該要請で別途要請されている場合を除き、デベロッパはそうした要請に対応する責任を負うものとします。
- (f) 個人データの送信、処理、および保存を行う間、個人データを保護するため、業界標準の方法を使用します。暗号化された個人データの地理的な保存場所は、Appleの裁量で決定されます。
- (g) 本契約の文脈で生じる個人データがEEAまたはスイスから送信されており、デベロッパが個人データが送信されていると信じる場合、データの送信先が、常に、適切な水準の保護を確実にしている、または要求により、デベロッパに対して提供されるモデル契約条項またはスイス越境データフロー契約を使用している第三国のみであるようにします。

4. 追加免責。 Appleまたはそのサービスプロバイダは、データ処理、または不適切なもしくは不正なデータ保存、またはデベロッパによる本契約に反する取り扱いに関するあらゆる請求を含む、iCloud、iCloud Storage API、もしくはCloudKit APIの使用、誤用、信頼、使用不能、中断、停止、もしくは解除、またはデベロッパのデータもしくはエンドユーザーのデータについての不正アクセス、改ざん、削除、破損、損害、損失、もしくは保存の失敗、またはデベロッパのエンドユーザーによる前記のあらゆる使用に起因する損害または損失について、一切責任を負わないものとします。

付属書5
(本契約に対する)
パスに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパによるパスの開発および配布に適用されます。

1. パスタイプIDの使用および制限

デベロッパは、Walletでの使用のためのデベロッパのパスのデジタル署名のため、またはデベロッパのパスとのAPNサービスの使用目的でのみ、パスタイプIDを使用することができるものとします。デベロッパは、当該配布がデベロッパ自身の商標またはブランドで行われる限りにおいて、以下の第2項に従ってデベロッパのパスに組み入れられたデベロッパのパスタイプIDを配布することができます。デベロッパがデベロッパのパス内で第三者の商標またはブランドを参照した範囲内で(たとえば、特定の商品用のストアクーポン)、デベロッパは、デベロッパがあらゆる必要な権利を有することについて、表明および保証するものとします。デベロッパは、デベロッパのパスタイプIDを第三者と共有せず、第三者に提供または転送しないこと(サービスプロバイダに対する、本契約で許可する限定的な範囲を除く)、または第三者のパスの署名にデベロッパのパスタイプIDを利用しないことについて、同意するものとします。

2. パスの配布; マーケティングの許諾

2.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、エンドユーザーに対し、ウェブ、電子メール、またはアプリケーションにより、デベロッパのパスを配布することができます。デベロッパは、パスが、当該ユーザーによって、Walletに読み込まれる前に承諾されなければならないこと、および、パスが、当該ユーザーによって、いつでも、パスブックから削除または転送できることを理解するものとします。

2.2 この方法でデベロッパのパスを配布することで、デベロッパは、Appleに対し、デベロッパのパスがその時点で有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書5の条項に準拠していることについて、表明および保証したものとみなされます。Appleは、かかる方法でデベロッパのパスを配布した結果、デベロッパに生じ得るあらゆる費用、経費、損害、損失(事業機会の喪失または逸失利益を含みますがこれらに限りません)、またはその他の責務について、一切責任を負わないものとします。

2.3 デベロッパは、デベロッパの氏名および住所、ならびにエンドユーザーがデベロッパのパスに関する質問、苦情、または請求について問い合わせるべき連絡先情報(電話番号、電子メールアドレス)をパスに記載することについて、同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの裁量により、いずれかのデベロッパのパスに、関連するエンドユーザー利用規約を添付する、またはその他の形で含めることについて、一切の責任を負うものとします。Appleは、デベロッパのエンドユーザー利用規約に関するいかなる違反についても、一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのパスのあらゆるユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。デベロッパは、エンドユーザーに対し、Walletを利用するために、デベロッパのパスにアクセスすることについて、いかなる料金も請求することはできません。

2.4 本契約で許諾するとおり、デベロッパのパスを配布することにより、デベロッパは、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対して書面で特定したプロモーションを除き、Appleが、マーケティング資料およびギフトカードにおけるプロモーションのため、(i) デベロッパのパスのスクリーンショット、(ii) デベロッパのパスに関する商標およびロゴ、ならびに (iii) パス情報を使用することについて、許諾するものとします。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleに対して、マーケティング資料やギフトカードにおけるプロモーションのため、Appleに提供する可能性のある画像やその他の資料を使用することを許諾するものとします。

3. パスの付加条件

3.1 Appleは、デベロッパに対し、デベロッパのパスの作成に使用するためのテンプレートを提供することがあります。デベロッパは、自身による使用に該当するテンプレートを選択すること(たとえば、デベロッパは、搭乗券用テンプレートを映画観賞券用に使用しないこと)について、同意するものとします。

3.2 パスは、Appleがパス用の容量の領域として指定したWallet内、ドキュメントに従い互換性のあるAppleブランド製品のロックスクリーン上のWalletを通じてのみ、運用および表示できます。

3.3. 本契約第3.3.9条の定めにかかわらず、ユーザーの事前の同意を取得の上、デベロッパおよびデベロッパのパスは、かかる共有が、パスまたはアプリケーションの使用、または本契約第3.3.12条に基づく広告の提供に直接関連するサービスまたは機能の提供を目的とする限りにおいて、ユーザーまたはデベロッパのアプリケーションのデバイスデータを共有することができます。

3.4 デベロッパが、デベロッパのパスと共に埋込型近距離無線通信(NFC)技術を使用することを希望する場合、デベロッパは、デベロッパのウェブポータルから、NFCをパスと共に使用するためのApple証明書を要請することができます。Appleは、デベロッパの要請を検討し、デベロッパに対し、かかるApple証明書の使用のために、別途契約を提供することがあります。Appleは、かかるApple証明書をデベロッパに提供しない権利を留保します。

4. **デベロッパのパスを審査するAppleの権利; 取消し。** デベロッパは、Appleが、本契約期間中、いつでも、デベロッパのエンドユーザーによる使用のためにデベロッパが配布しようとする、またはデベロッパのエンドユーザーがすでに使用しているパスを審査および承認または却下する権利を留保することについて理解し、それに同意するものとします。Appleが要求する場合、デベロッパは、Appleに対し、かかるパスを直ちに提供することについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのパスの特性、コンテンツ、サービス、もしくは機能性について、Appleによる審査から隠蔽、不正確な表示、誤導、または不明瞭にしようしたり、その他Appleが当該パスを包括的に審査することを妨げようとしたりしないことについて同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleに協力し、質問に答え、さらに当該パスに関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。デベロッパは、Appleへの提出後、デベロッパのパスにいかなる変更を加えた場合にも、Appleに対して通知し、かつ、Appleが要求する場合には、変更したパスをデベロッパのエンドユーザーに配布する前に、デベロッパのパスをAppleに再提出することについて、同意するものとします。Appleは、理由の如何を問わず、いつでも、その自由裁量で、たとえデベロッパのパスが「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書5の規定に則ったものであっても、デベロッパのパスタイプIDを取り消し、かつ、デベロッパのパスをデベロッパのエンドユーザーに配布することを拒否する権利を留保し、かつ、かかる場合、デベロッパは、かかるパスをデベロッパのエンドユーザーに配布できないことについて同意するものとします。

5. **追加免責。** Appleは、Walletにおけるデベロッパのパスの喪失もしくは表示不能、またはエンドユーザーによるそれらの使用に起因するあらゆるエンドユーザーの請求を含む(ただしこれらに限定されません)、Wallet、デベロッパのパスタイプID、デベロッパのパス、またはこれらに関連して提供されるあらゆるサービスの使用、配布、誤用、信頼、使用不能、中断、停止、または解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負いません。

付属書6

(本契約に対する)

Appleマップサービスの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるAppleマップサービスの使用に適用されます。

1. マップサービスの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションは、MapKit API経由でのみ、またはMapKit JS経由でのみ、Appleマップサービスにアクセスすることができ、デベロッパのウェブサイトもしくはウェブアプリケーションは、MapKit JS経由でのみAppleマップサービスにアクセスすることができます。デベロッパは、該当する場合、MapKit API経由、またはMapKit JS経由以外によりAppleマップサービスまたはマップデータにアクセスしないことについて、同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるAppleマップサービスの使用は、プログラムの要件に準拠していなければならないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションのためのサービスおよび機能の提供に必要な場合にのみ、Appleマップサービスおよびマップデータを使用するものとします。デベロッパは、本契約(本付属書6を含みますがこれに限定されません)、MapKitおよびMapKit JSドキュメントによって明示的に許諾された場合にのみ、かつ、適用のあるすべての法律および規制を遵守してのみ、Appleマップサービス、MapKit API、およびMapKit JSを使用することについて、同意するものとします。MapKit JSは、次の商用目的のためにApple以外のブランドのハードウェアで実行されるデベロッパのウェブサイトまたはアプリケーション上で使用することはできません。フリート管理(配車を含む)、資産管理、企業ルート最適化、または当該ウェブサイトまたはアプリケーションの主な目的が自動車保険のリスクを評価することである場合。

1.3 デベロッパは、デベロッパがAppleマップサービスから受け取る結果が、天候、道路状況および交通状況、ならびに地政学的な事象など、マップデータの正確性に影響し得る各種の状況により、実際の状況とは異なり得ることについて認め、これに同意するものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションは、Appleまたはそのライセンサーの著作権告知、商標、ロゴ、またはその他の財産権もしくは法的告知、Appleマップサービス内で表示されるかもしくはこれを通じて提供される文書もしくはハイパーリンクを削除してはならず、不明瞭にしてはならず、または改ざんしてはならないものとします。

2.2 デベロッパは、一括ダウンロードもしくはマップデータのフィードを可能にするもしくは許可する、またはマップデータの一部を抽出、スクレイプ、もしくは再利用するいかなる方法でも、Appleマップサービスを使用しないものとします。たとえば、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、二次的または派生的データベースの一部として、マップデータのすべてまたはその一部を、使用または利用可能することはできません。

2.3 本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わず、マップデータをコピー、改変、翻訳、二次的著作物の作成、公表、または公開しないことにつき、同意するものとします。さらに、デベロッパは、他のマップサービスを改善または作成する目的で、Appleマップサービスにより提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。デベロッパは、Appleマップサービスの使用またはアクセスを通じて、代替するまたは類似するサービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

2.4 デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションは、本契約で許可されたとおりにマップデータを表示し、かつ、マップデータをマップ上に表示する際は、デベロッパは、Appleマップサービス経由で提供されたAppleマップ上のみ表示することにつき、同意するものとします。また、デベロッパは、対応するAppleマップを表示することなく、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーション内のマップデータを表出することはできません(たとえば、デベロッパがAppleマップサービスを通じて住所の検索結果を表出する場合、デベロッパは住所の検索結果と共に、対応するマップを表示する必要があります)。

2.5 MapKitドキュメントまたはMapKit JSドキュメントで別途明示的に許可されない限り、マップデータは、一時的かつ限定的にデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるAppleマップサービスのパフォーマンスの改善のためにのみ行なわれる場合を除き、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションにより、キャッシュ、事前読み込み、または保存することはできません。

2.6 デベロッパは、エンドユーザーに対し、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを通じてAppleマップサービスへのアクセスまたはその使用のみについて、いかなる料金も請求できず、かつ、デベロッパは、その他の方法によるAppleマップサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。

2.7 デベロッパは、Appleが、デベロッパによるAppleマップサービスの利用について制限を課することができること(たとえば、デベロッパのアプリケーションがMapKit APIを通じて作成できる処理数を制限するなど)、またはAppleの自由裁量で、いつでも、デベロッパによるAppleマップサービス(またはその一部)へのアクセスを取り消す、または削除することができることを認め、これに同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleマップサービスから受け取る可能性がある結果が、道路または天候の状況など、マップデータの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況に応じて異なり得ることを認め、これに同意するものとします。

3. デベロッパの承諾。 デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、デベロッパへの事前通知の有無にかかわらず、(a) AppleマップサービスまたはMapKit APIやMapKit JSを改変すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) MapKit APIまたはMapKit JSを修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Appleは、Appleマップサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、Appleマップサービス、MapKit API、またはMapKit JSの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleマップサービスは、すべての言語または国で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での使用に適したものであり、または使用できるものである、とのいかなる表明もするものではありません。デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおいて、またはMapKit APIまたはMapKit JSを通じてAppleマップサービスへのアクセスの提供を選択する限りにおいて、デベロッパは、自身の判断でかかる選択をするものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとします。

4. AppleがデベロッパのMapKit JSの実装を審査する権利。デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるデベロッパのMapKit JSの実装を、本契約期間中、いつでも、審査、承認、または拒否する権利を留保することを理解し、これに同意するものとします。Appleから要求された場合、デベロッパは、デベロッパのMapKit JSの実装に関する情報をすみやかにAppleに提供することに同意するものとします。デベロッパは、Appleと協力し、質問に答え、そうした実装に関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。Appleは、いつでも、その自由裁量で、デベロッパによるMapKit JSの使用が「ドキュメントおよびプログラム要件」および本条項の規定に則ったものであっても、デベロッパのMapKit JSキーおよび類似の認証情報を、随時取り消す権利を留保します。例として、Appleは、デベロッパのMapKit JSの実装がAppleマップサービスに過剰かつ過度な負荷をかける場合、マップを表示する際にAppleマップのロゴまたは組み込みリンクを不明瞭にするか消去する場合、または攻撃的もしくは違法なマップコンテンツを用いてAppleマップサービスを使用する場合、Appleは前記の認証情報を取り消す可能性があります。

5. 追加免責。Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断など、Appleマップサービスの使用、誤用、信頼、使用不能、中断、停止、または解除に起因する、いかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書7
(本契約に対する)
Safari拡張機能に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、Apple証明書で署名されたSafari拡張機能に適用されます。

1.1 Safari拡張機能の要件

デベロッパがApple証明書で署名されたデベロッパのSafari拡張機能の配布を希望する場合、デベロッパは、かかるSafari拡張機能に関する以下の要件を遵守することに同意するものとします(要件はAppleにより随時変更される可能性があります)。

- デベロッパのSafari拡張機能には、マルウェア、悪意のあるもしくは有害なコード、またはその他の内部コンポーネント(たとえば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」など)が含まれてはならず、Appleハードウェア、ソフトウェアもしくはサービス、または第三者のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼすものが含まれてはならないこと。

- デベロッパのSafari拡張機能は、ハラスメント、濫用、ストーキング、スパム、誤解を招く行為、詐欺行為、脅迫行為、またはその他の方法による他者の法的権利(プライバシーおよびパブリシティ権など)の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。さらに、デベロッパは、ユーザーの明示の同意なく、ユーザーの行動(たとえば、サイトの閲覧)を追跡するSafari拡張機能を作成してはならないこと。

- デベロッパのSafari拡張機能は、Safari拡張機能用の指定されたコンテナ領域内でのみ運用されなければならない、かつ、Appleが実装するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネルなどの無効化、オーバーライドまたはその他の干渉をしないこと。

- デベロッパのSafari拡張機能は、単一の目的を有していなければならない、かつ、いかなるアップデートも、デベロッパのSafari拡張機能の当該目的を変更するものであってはならないこと。デベロッパは、ユーザーに対し、デベロッパのSafari拡張機能の特性および機能性を正確に伝え、かつ、かかる情報に従って行為をすることにつき、同意すること。たとえば、デベロッパは、明示の同意なく、Safari上でユーザーが従前選択したものと異なる検索プロバイダにユーザーの検索をリダイレクトしてはなりません。さらに、デベロッパのSafari拡張機能は、当該動作がユーザーに開示されていない限り、ウェブサイトでリンク(またはアフィリエイトリンク)をリダイレクトしてはならないこと。デベロッパは、デベロッパは、デベロッパのSafari拡張機能の特性または機能性を隠すことのないことに同意すること(たとえば、難読化コードを含むなど)。

- デベロッパのSafari拡張機能は、Safari拡張機能とは異なる目的を有するアプリケーションとバンドルしてはならないこと。デベロッパのSafari拡張機能は、ウェブサイトに広告を挿入するものであってはならず、かつ、ポップアップ広告を表示するものであってはならないこと。デベロッパは、デベロッパのSafari拡張機能の有効化をスクリプト化または自動化してはならず、または、第三者にかかる行為を可能としてはならないこと。

- Safari拡張機能は、Safari、macOS、iOS、またはその他のAppleブランド製品のセキュリティ、ユーザーインターフェイス、ユーザーエクスペリエンス、特性、または機能性を妨げてはならないこと。

1.2 コンプライアンス; 証明書。デベロッパのSafari拡張機能は、当該Safari拡張機能が提供されるまたは利用可能となるすべての法域における法令および規則を含む、ドキュメントおよび適用されるすべての法令および規則を遵守しなければならないものとします。デベロッパは、Appleがその自由裁量により、いつでも、デベロッパのSafari拡張機能の署名に用いられるApple証明書を取り消す可能性があることにつき理解するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのSafari拡張機能が、本第1.1項で定める要件に準拠していない場合、またはその他SafariもしくはAppleブランド製品のユーザーに悪影響を与える場合、AppleがデベロッパのSafari拡張機能をブロックする(つまり、Safariユーザーにとって利用不能またはアクセス不能になる)可能性があることを認め、これに同意するものとします。

別紙1

1. 代理人の指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびAppleの子会社(以下「Apple」と総称します)を、(i) 本別紙1に対する添付書類A第1項に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙1に対する添付書類A第2項に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store ConnectツールおよびカスタムAppの配信サイトにおいて定められ、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、1つまたは複数のApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙1において、以下の条件が適用されます。

「カスタムApp」または「カスタムアプリケーション」とは、特定の組織または第三者企業顧客による使用のためにデベロッパが開発したライセンスアプリケーションカスタムのことをいい、デベロッパの組織の内部使用のために開発された専有のライセンスアプリケーションを含みます。

(a) 「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。

(b) 「エンドユーザー」には、個人の購入者、ファミリー共有、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客については、「エンドユーザー」とは、ライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびにその従業員、代理人、および関連会社が使用するためにライセンスアプリケーションを入手したAppleが承認した教育機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

(c) 本別紙1において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、または要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供するAppleのサービスのことをいいます。

1.2 本別紙1の1.1条に基づくAppleの指名に基づき、デベロッパはAppleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) デベロッパのために、App Store Connectツールでデベロッパにより特定された地域に所在するエンドユーザーについて、ライセンスアプリケーションを販売、勧誘、および入手すること。

(b) ライセンスアプリケーションのストレージおよびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびに、その他Appleによりライセンスまたは許諾された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) 1つか複数のApp Store、またはカスタムAppの配信サイトを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発した当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータをデベロッパから取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーがライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、特定の購入を国外に移転する場合はエンドユーザーがそうできるように調整すること。デベロッパは、本別紙1に基づき、以下の場合にデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i) ファミリー共有を介して別のエンドユーザーのアカウントに関連付けられたアカウントを複数のエンドユーザーが使用する場合、(ii) デベロッパのライセンスアプリケーションにアクセスするために、および <https://support.apple.com/kb/HT212360>に記載の通り、iCloudに保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先が使用する場合、(iii) ライセンスアプリケーションがApple Configuratorを通じて、Apple Configuratorソフトウェアライセンス契約に準拠して提供されている場合、単一のApple IDの下で複数のエンドユーザーが使用する場合、および (iv) カスタムAppの配信を介して、所属するエンドユーザーが利用できるように使用する場合、またはボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または支配する、Apple IDと関連付けられていないデバイスにインストールするために単一の組織の顧客が使用する場合。

(e) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパがAppleに当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標、もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビューまたは30秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに、(iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパが、Appleに提供することがある画像およびその他のマテリアルを使用すること。加えて、上述の制限に従い、デベロッパは、Appleはデベロッパのアプリケーションのスクリーンショット、アイコン、および30秒までの抜粋を、Appleのデベロッパイベント(たとえば、WWDC、Tech Talksなど)用に使用する場合があることに同意すること。

(f) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および本別紙1に基づき、ライセンスアプリケーションの販売および配布時に、合理的に必要となる関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙1の第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

(g) 本契約、可用性、および随時App Store Connectツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版(ベータ版テスト)の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、かかるデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザーに関するあらゆる使用料の支払いまたはその他の第三者に対する支払い、ならびにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが継続的に責任を負うことについて、同意するものとします。疑義を避けるため、かかる配布に関し、Appleに対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙1に基づくその関係が、添付書類A第1項および添付書類A第2項でそれぞれ定めるとおり、場合により、本人および代理人、または本人およびコミッショナーであること、ならびに、本別紙1で定めるとおり、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙1に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての、Appleの指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人またはコミッショナーに選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙1に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始する期間をいうものとし、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人としてのAppleの指名は、本契約の終了後も30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙1の4.1条および6.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙1の1.2(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

1.5 本別紙1の2.1条に基づきデベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべては、エンドユーザーが無料でダウンロードできるようAppleの使用に供するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーからいかなる料金を徴収する義務もないものとし、本別紙1に基づくいかなるライセンスアプリケーションに関しても、デベロッパに対していかなる支払いの義務もないものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションまたはアプリケーション内での購入に関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、ライセンスアプリケーションに関するAppleとの本契約(別紙2)の拡張契約を別途締結しなければならないものとし、または以前に締結済みであること。デベロッパがカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、デベロッパは、カスタムアプリケーションに関するAppleとの本契約(別紙3)の拡張契約を別途締結しなければならないものとし、または以前に締結済みであること。

2. Appleへのライセンスアプリケーションの配信

2.1 デベロッパは、App Store Connectサイトまたはその他のAppleが提供するメカニズムを使用して、Appleに対して、自己の負担をもってライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙1に基づくエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配信につき要求されている通り、Appleが指定するフォーマットで、配信するものとします。本別紙1に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザーの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが可能にするようデベロッパが希望し、指定する地域、(iii) カスタムアプリケーションの承認済みダウンローダーとしてデベロッパが指定するエンドユーザー、(iv) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(v) デベロッパのプライバシーポリシー、(vi) 該当する場合、本別紙1第3.2条に基づくデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(EULA)、ならびに、(vii) Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメント、またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、Secure FTPサイトアドレスのサイトのソフトウェアツール、または、Appleが指定するその他の配信方法を使用してデベロッパからAppleに配信されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙1に基づきデベロッパがAppleに引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774を含みますがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、第2.1条に基づき米国からデベロッパによって指定された各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Appleに提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象ではなく、15 C.F.R § 744で定義され詳述されている軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下「BIS」といいます)が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙1に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、ダウンロードしたりすることができるよう許可する際に、第2.3条のデベロッパの証明を信頼していることを認めるものとします。第2.3条の定める以外の事項について、Appleは、本別紙1に基づくライセンスアプリケーションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所についてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、または他のコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、または他の組織（以下、それぞれを「評価委員会」といいます）が要求するあらゆる年齢評価またはベアレンタルアドバイザーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたは他の規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. 所有権およびエンドユーザーのライセンスおよびエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションの提供

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙1の第1.2(b)項に従って第三者にホスティングを許諾できるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードの許可をすることを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売または提供したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ（すなわち、アプリケーション内での購入が単に解放されているコンテンツ）、または本契約の付属書2の第3.3項に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。本契約の当事者は、Appleがライセンスアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを認め、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任、および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本契約または本別紙1で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

3.2 デベロッパは、本別紙1の2.1条に基づきライセンスアプリケーションをAppleに配信する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに対して提出できるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙1の添付書類Bに定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Appleは、各エンドユーザーに対し、Appleが当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）を確認することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約（存在する場合）で定める条件の適用を受ける旨を告知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Appleの標準エンドユーザー使用許諾契約（App Storeサービス規約に含まれます）が適用されることを認め、これに同意するものとします。

3.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用される法令を遵守したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対して一切の責任がなく、またそれに基づくいかなる賠償責任も負わないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Appleに一切責任は生じず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

3.4 ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で（たとえば、デベロッパのウェブサイトを通じて）提供されるコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ）を読み込み、または実行することができます。ただし、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、プロモーションをしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.5 デベロッパがアプリケーション内での購入のプロモーションおよび提供をする場合、デベロッパは、あらゆる法規制上の要請を遵守するものとします。

3.6 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期的に発行されるコンテンツベースのもの（たとえば、雑誌や新聞など）である場合、Appleは、それらがIn-App Purchase APIを通じてサブスクリプションの自動更新を要求する際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関連付けられている氏名、電子メールアドレス、および郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパに対するデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用すること、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲読可能で同意を与えられている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。

4. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

4.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、App StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードすることをAppleが許可する権限をAppleに与えること。(b) ライセンスアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権または契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションをAppleに提出しないこと。(c) カスタムアプリケーションまたはAppleもしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権、または契約上の権利を一切侵害しないこと。かつ、デベロッパは、Appleのボリュームコンテンツ規約またはカスタムAppの配信に従い単独または複数の第三者から許諾を受けたライセンスに基づく場合を除き、単独または複数の第三者のために、カスタムアプリケーションをAppleに提出しないこと。(d) ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙第2.1条で指定した地域それぞれで配布、販売、利用に供すること。および、当該指定地域へ輸出または輸入することが当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制を遵守していること。(e) ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙1の2.1条で指定した地域の法令規則で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと。(f) ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connectのツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること。および、万一かかる情報が正確性を欠く状況になった場合は、デベロッパがApp Store Connectツールを使用して直ちに正確なものに更新すること。ならびに、(g) デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツ、またはApp StoreもしくはカスタムAppの配信サイトにおいてデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、Appleが、当該の紛争を提起する当事者にデベロッパの連絡先情報を共有すること認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Appleのアプリケーション紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

4.2 デベロッパは、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが配信したライセンスアプリケーションそれぞれの、AppleによるApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトを介して本別紙1に基づき実施するマーケティングおよびAppleの義務履行に関する情報を提供し、ライセンスアプリケーションそれぞれに対して、評価を行うものとします。各ライセンスアプリケーションに対して評価を行うため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関して正確かつ包括的な情報を提供するべく最善の努力をなすものとします。デベロッパは、Appleが本契約でデベロッパが指定する国でエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の(i)および(ii)を信頼していることを認め、これに同意するものとします。(i) デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、ならびに、(ii) かかるライセンスアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに対して、本別紙第4.1条に示す事実関係の表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるライセンスアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとします。そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとします。

4.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、当該ライセンスアプリケーションの配布または利用の条件として、政府または業界の規制当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、Appleが、当該地域のエンドユーザーがApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを拒否することを選択することができることに異議を述べないものとします。

5. 義務および責任

5.1 Appleは、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールまたは使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

5.2 デベロッパは、(i) エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反に関する請求、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) ライセンスアプリケーションのいずれか、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Appleは一切義務および責任を負わないものとします。

6. 終了

6.1 本別紙1およびAppleの本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。

6.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙1に基づきAppleに対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、すみやかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトに設けたツールを用いて、App StoreまたはカスタムAppの配信サイトより当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第6.2条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパのAppleに対する義務、またはAppleまたはエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

6.3 Appleは、いつでも、理由の如何にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第6.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、(i) デベロッパが、本別紙の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されておらず、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーがライセンスアプリケーションを所有もしくは使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布または使用が、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つか複数の地域の適用法令に違反し、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙1、または、App Store Reviewガイドラインを含みますがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反している、または、(v) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開しているいずれかの地域における制裁措置の対象になっていると合理的に判断する場合、Appleは、Appleの自由裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部のダウンロードの許可を中止し、またはその他の暫定的措置を講じることがあることについて、認めるものとします。Appleが、本第6.3条に基づいて、ライセンスアプリケーションのダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。

6.4 デベロッパは、App Store Connectサイトのツールを用いて、理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部をApp StoreまたはカスタムAppの配信サイトから削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Appleに対し、本別紙1の第4.1条および6.2条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙1の第1.2(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可および指示するものとします。

7. 法的影響

本別紙1に基づくデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務について、デベロッパの顧問弁護士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

添付書類A
(別紙1に対する)

1. 代理人としてのApple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます)を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます)を指名するものとします。

**オーストラリア
ニュージーランド**

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。

米国

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Services LATAM LLCを指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントクリストファー・ネイビス
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントルシア
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	セントビンセントおよびグレナディーン諸島
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	スリナム
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	トリニダード・トバゴ
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	タークス・カイコス諸島
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ウルグアイ
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	ベネズエラ*
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
英領ヴァージン諸島	ガイアナ		

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショナーとしてのApple

デベロッパは、App Store Connectサイト経由で随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Distribution International Ltd.を指名するものとします。本契約において「コミッショナー」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されているとおり、自己のために行為することを目的とし、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します

アフガニスタン	ガボン	マラウイ	サウジアラビア*
アルバニア	ガンビア	マレーシア*	セネガル
アルジェリア	ジョージア	モルディブ	セルビア
アンゴラ	ドイツ*	マリ	セイシェル
アルメニア	ガーナ	マルタ共和国*	シエラレオネ
オーストリア	ギリシャ*	モーリタニア	シンガポール*
アゼルバイジャン	ギニアビサウ	モーリシャス	スロバキア*
バーレーン*	香港*	ミクロネシア連邦	スロベニア*
ベラルーシ	ハンガリー	モルドバ	ソロモン諸島
ベルギー*	アイスランド*	モンゴル	南アフリカ
ベナン	インド	モンテネグロ	スペイン*
ブータン	インドネシア	モロッコ	スリランカ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	イラク	モザンビーク	スワジランド
ボツワナ	アイルランド*	ミャンマー	スウェーデン*
ブルネイ	イスラエル*	ナミビア	スイス*
ブルガリア*	イタリア*	ナウル	台湾*
ブルキナファソ	ヨルダン	ネパール	タジキスタン
カンボジア	カザフスタン	オランダ*	タンザニア
カメルーン	ケニア	ニジェール	タイ*
カーボベルデ	韓国*	ナイジェリア	トンガ
チャド	コソボ	ノルウェー*	チュニジア
中国*	クウェート	オマーン	トルコ*
コンゴ民主共和国	キルギスタン	パキスタン	トルクメニスタン
コンゴ共和国	ラオス	パラオ	アラブ首長国連邦*
コートジボワール	ラトビア*	パプアニューギニア	ウガンダ
クロアチア	レバノン	フィリピン*	ウクライナ*
キプロス*	リベリア	ポーランド	英国*
チェコ共和国	リビア	ポルトガル	ウズベキスタン
デンマーク*	リトアニア*	カタール*	バヌアツ
エジプト*	ルクセンブルク*	ルーマニア*	ベトナム*
エストニア*	マカオ	ロシア*	イエメン
フィジー	マケドニア	ルワンダ	ザンビア
フィンランド*	マダガスカル	サントメ・プリンシペ	ジンバブエ
フランス*			

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類B

(別紙1に対する)

デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の 最低条件に関する指示事項

- 1. 了解事項:** デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Appleとの間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびそのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとし、エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在(デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日)の、Appleメディアサービス利用規約またはボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとし、
- 2. ライセンスの範囲:** ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーに付与されるライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆるAppleブランド製品上でライセンスアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、ボリューム購入、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者と関連付けられた他のアカウントにより、アクセス、取得、および使用される場合を除き、Appleメディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに限定されていなければならないものとし、
- 3. メンテナンスおよびサポート:** デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関し、全面的に責任を負うものとし、デベロッパおよびエンドユーザーは、Appleが、ライセンスアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する義務を一切負わないことを認めるものとし、
- 4. 保証:** デベロッパは、製品に対する保証について、明示的保証、または法令に基づきもしくは黙示になされた保証のいずれであるかにかかわらず、免責が有効になされているものを除いて、全面的に責任を負うものとし、エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対してライセンスアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとし、また、適用法令で許容されるかぎり、ライセンスアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとし、
- 5. 製品に関する請求:** デベロッパおよびエンドユーザーは、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに関する請求、(iii) 消費者保護法、または類似の法令(デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションでのHealthKitおよびHomeKitフレームワークの使用に関連するものを含みます)に基づき発生する請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの請求に対処する責任を、Appleではなくデベロッパが負うことを認めなくてはならないものとし、エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとし、
- 6. 知的財産権:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の知的財産権を侵害すると第三者による請求があった場合、Appleではなくデベロッパが、当該知的財産権の侵害に対する請求に関する調査、防御、和解、および解決について全責任を負うものとし、
- 7. 法令遵守:** エンドユーザーは、自身の所在地域が、(i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと、および (ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとし、

8. **デベロッパの名前および住所** : デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名前、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションに関して質問、苦情、または請求を行う窓口となる連絡先情報(電話番号や電子メールアドレスなど)を記載するものとします。

9. **第三者の契約条件** : デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、たとえば、デベロッパがVoIPアプリケーションを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載しなければならないものとします。

10. **第三者受益者** : デベロッパおよびエンドユーザーは、AppleおよびAppleの子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Appleは、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、かかる権利をAppleが引き受けたものとみなすことを認め、これに同意しなければならないものとします。

添付書類C
(別紙1に対する)
App Storeプロモーションコード規約

本契約または本別紙1のその他の規定にかかわらず、デベロッパはここに、以下の条項が、App Store Connectツールによりデベロッパが要求するすべてのApp Storeプロモーションコード(以下「プロモーションコード」といいます)に適用されることに同意するものとします。本添付書類Cにおいては、「デベロッパ」にはデベロッパのApp Store Connectチームの追加メンバー(たとえば、マーケティング担当および技術担当の個人)も含まれるものとします。

本書において書面により別途明示される場合を除き、本添付書類Cのいかなる規定も、本契約もしくは本別紙1を変更するものとは解釈されないものとし、また、以下に定義されていない(英文で)大文字の語句は、すべてプログラム契約に定められている意味を有するものとします。

1. 定義:

「ホルダー」とは、デベロッパが1つまたは複数のプロモーションコードを提供する地域に所在する個人のことをいいます。

「プロモーションコード」とは、本添付書類Cに従い、Appleが作成し、デベロッパに提供する、アルファベットと数字で構成された固有のコードであり、App Storeの利用者であるホルダーに対して、デベロッパがApp Store上で、無料か有料かにかかわらず、App Store Connectツールを通じてかかるコードを要求したライセンスアプリケーション(以下、「プロモーションコンテンツ」といいます)を、App Storeから無料でダウンロードし、またはこれにアクセスすることを可能とするものをいいます。

「有効期間」とは、プロモーションコードがアクティベートされた日からプロモーションコードが失効する日までの期間のことをいいます。

2. 承認および義務: デベロッパは、ここにAppleに対して、本添付書類Cの条項に従い、要請に応じてデベロッパにプロモーションコードを提供することを許諾および指示し、かつ、デベロッパは、かかるコードを要求するすべてのチームメンバーに、本添付書類Cの条項を遵守させることにつき、一切の責任を負います。デベロッパは、ライセンスアプリケーションの名称もしくはその他の徴表、またはライセンスアプリケーション、広告、マーケティングもしくはその他のプロモーションマテリアル、一切のメディアに登場するまたはその他取り上げられる者の名称もしくはその他の画像のデベロッパによる使用を含め、プロモーションコードおよびライセンスアプリケーションの使用に関して必要な一切のライセンスおよび許諾を確保すべき責任を負うものとします。Appleは、有効期間中いつでも、デベロッパに対してかかるライセンスおよび許諾のコピーを請求し受領する権利を留保します。

3. 無償: 本添付書類C第10項に定めるデベロッパの義務を除き、デベロッパはAppleに対して、プロモーションコードに対するいかなる手数料を支払う義務も負いません。

4. 提供: App Store Connectツールを通じてデベロッパから請求を受けたときは、Appleはデベロッパに対して、プロモーションコードを、App Store Connect、電子メール、またはAppleが指定するその他の方法により電子的に提供します。

5. プロモーションコードのアクティベーション日: プロモーションコードは、デベロッパに提供されたときに、ホルダーが使用できるようアクティブになります。

6. プロモーションコードの失効日: 未使用のプロモーションコードは、Apple IDに適用されるか否かを問わず、すべて (a) プロモーションコードの提供から28日後、および (b) 本契約の終了日のうち、いずれか先に到来する日の午後11:59(太平洋時間)に失効します。

7. **使用許可**：デベロッパは、プロモーションコードを、メディアによるレビューまたはプロモーションの目的で、当該アプリケーションの事例を提供するために限り、プロモーションコード失効日の10暦日前まで、配布することができます。ライセンスアプリケーションの販売または配布が許可されていない地域の所有者にプロモーションコードを配布することはできません。

8. **追加資料**：Appleは、プロモーションコード自体以外の、プロモーションコードに関連する資料の開発および作成について責任を負わないものとします。

9. **表明、保証、および補償**：デベロッパは、(i) 第2項記載の権利、ライセンスおよび許諾を与えるために必要なすべての権利を所有し、管理していること、また、かかる権利、ライセンスおよび許諾の行使はいかなる第三者の権利も妨害もしくは侵害しないものとする、ならびに、(ii) プロモーションコードの使用はすべて添付書類Cの条項に従うものとし、また、いかなる第三者の権利も侵害せず、または該当の地域もしくは世界中その他のいかなる地の政府機関の、適用される法律、指令、準則、および規則に違反しないものとするを表明し、かつ、これを保証するものとします。デベロッパは、Apple、その子会社および関連会社（ならびにこれらの各会社の取締役、役員、および従業員）に対して、本項記載の表明および保証に対する違反、または本契約および本別紙1のその他の条項に対する違反により生ずる請求、要求、訴訟、またはその他の手続きに起因する一切の損失、責任、損害、もしくは費用（合理的範囲の訴訟費用を含みます）につき補償し、損害を被らせないことに同意するものとします。

10. **支払いに対する権利放棄**：デベロッパはここに、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに対するロイヤリティ、収益、または報酬について、本契約（別紙1を含みます）の適用のある場合に、本契約に基づいて支払われることがあるかどうかにかかわらず、これを回収する一切の権利を放棄します。両当事者は、Appleおよびデベロッパ間においては、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布、およびダウンロードに関する第三者に対するロイヤリティの支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は、本契約の定めによるものとするを承諾するものとします。

11. **条項および条件**：デベロッパはさらに以下の条項に同意するものとします。

(a) デベロッパはプロモーションコードを販売したり、またはプロモーションコードの配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引、またはその他の報酬も受け取ったりしないものとし、かつ、デベロッパは第三者にかかる行為を行わせないものとします。

(b) 本添付書類Cのいかなる取引に関しても、本添付書類Cのいかなる規定も当事者をパートナー、ジョイントベンチャー当事者、もしくは共同所有者とするものではなく、または、いずれの当事者も他方当事者の代理人、従業員、もしくは代表者となることはできず、もしくは他方当事者に自己に代わって行為し、拘束し、もしくはその他、いかなる義務を設定もしくは負担する権限を与えることはできないものとします。ただし、本第11項(b)のいかなる規定も本契約の別紙1、2、および3に基づく当事者間の代理もしくは受託関係を含む各当事者の権利および義務のいずれにも影響を与え、これを阻害もしくは変更するものではないものとします。

(c) デベロッパは、該当の地域において法律上要求されているコンテンツの年齢制限もしくは注意事項を明示するものとし、また、プロモーションコードが当該ライセンスアプリケーションに対するApp Storeのレーティングに即した適切な年齢の個人に対してのみ配布されることを保証するものとします。

(d) デベロッパは、誠実かつ倫理的に行動するものとし、また、非常識なもしくは違法な、または違法もしくは危険な行為を助長する、またはAppleもしくはそのビジネスの評価を低下させ、毀損し、もしくは有害となるような言及（口頭であると書面であるとを問いません）をせず、そのような行為をせず、またはそのような活動に従事しないものとします。

(e) Appleは、デベロッパもしくはホルダーに対して、Appleが標準的もしくは通常のApp Store利用者に提供するものを超えるテクニカルサポートまたはカスタマーサポートを提供すべき責任を負わないものとします。

(f) デベロッパは付属書1として本書に添付されている追加のプロモーションコード条項および条件に同意するものとします。

(g) デベロッパはプロモーションコードについて、地域別の固有のホルダー利用規約およびプロモーションコードの失効日を、ホルダーにプロモーションコードを配布するために使用される文書(たとえば、証明書、カード、電子メールなど)に記載するものとします。この情報に関して、App Store Connectツールでプロモーションコードをリクエストする際、該当する地域向けにローカライズされた情報にもアクセスすることができます。

(h) デベロッパは、デベロッパによるプロモーションコードの使用(デベロッパのApp Store Connectチームのその他のメンバーによる使用を含みます)、およびこれによるデベロッパもしくはAppleに生じる一切の損失もしくは責任につき、単独で責任を負うものとします。

(i) デベロッパのライセンスアプリケーションがなんらかの理由でApp Storeから削除された場合、デベロッパは、自身のプロモーションコードの配布を停止すること、およびAppleが当該プロモーションコードを無効とすることができることに同意するものとします。

(j) デベロッパは、Appleが、デベロッパが本添付書類C、本契約またはその別紙1、2、もしくは3の条項のいずれかに違反した場合、すでにホルダーに配布済みであったとしても、当該プロモーションコードのアクティベーションを無効とする権利を留保することに同意するものとします。

(k) デベロッパは、プロモーションコードを該当地域において配布することができますが、該当地域外における使用のためにいかなるプロモーションコードも輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利もしくは能力を有していると表明しないことに同意するものとします。プロモーションコードに対する権原の喪失および移転の危険は、App Store Connect内、電子メール、またはAppleが提供するその他の方法によりデベロッパに引き渡されたときにデベロッパに移転し、デベロッパが負担するものとします。

12. Appleの商標: プロモーションコードに関するデベロッパによるAppleの商標の使用は、「iTunes」および「App Store」(以下「本商標」といいます)に限定され、以下およびAppleが随時発行する可能性があるその他のガイドラインに従うものとします。

(a) デベロッパは有効期間内に限り本商標を使用することができます。

(b) デベロッパはAppleに対して、既存のもしくは以後作成される一切のメディアにおいて、本商標を付した広告資料、マーケティング資料、プロモーション資料、もしくはその他の資料を使用する前に、書面による承認を受けるためにこれを提出するものとします。Appleにより書面により明示的に承認されていない資料は、Appleにより承認されなかったとみなされるものとします。

(c) デベロッパは本商標を参照としてのみ使用することができ、いかなる資料においても、本商標を最も目立つ視覚要素として使用することはできません。デベロッパ企業名、商標、またはサービスマークは、本商標への参照と比べて、著しく大きなものにする必要があります。

(d) デベロッパは直接的もしくは間接的に、デベロッパ、デベロッパのライセンスアプリケーション、またはデベロッパがプロモーションコードを要求しているプロモーション活動について、Appleの後援、提携、もしくは推奨を示すことはできません。

(e) デベロッパは、本商標はAppleの独占的な財産であることを認め、本商標に対するいかなる権利、権原、もしくは利益も主張せず、または、いかなるときも本商標に対するAppleの権利に異議を述べず、これを争わないことに同意するものとします。デベロッパによる本商標の使用によって生じる信頼は、Appleの利益のためにのみ効力を生じ、本商標に対するデベロッパの権利、権原、または利益を生じるものではないものとします。

13. 準拠法: 本添付書類Cより生ずる、またはこれに関連する事実に起因または関連する、デベロッパおよびApple間の訴訟またはその他の紛争の解決は、本契約第14.10条に準拠するものとします。

付属書1
(別紙1の添付書類Cに対する)
App Storeプロモーションコード利用規約

1. 本添付書類Cに基づき交付されたプロモーションコードは、App Storeアカウントに振り向けられたものであるか否かを問わず、すべて添付書類Cの定めに従い失効します。
2. プロモーションコードおよび未使用の残額は現金と引き換えることはできず、または、現金の払い戻しにより返却されることや交換されることはできず、または、デベロッパおよびホルダーのいずれによってもその他の商品の購入または割引またはiTunesまたはApp Storeギフトの提供に使用されることはできません。これには未使用で失効したプロモーションコードも含まれます。
3. プロモーションコードは、有効なApple IDを有する該当地域内の個人のみが利用することができ、該当地域内のApp Storeを通じてのみ引き換えることができます。App Storeのすべての製品がすべての地域において利用できるわけではありません。インターネットへの接続(使用料がかかる場合があります)、Appleソフトウェアの最新のバージョン、およびその他の互換性のあるソフトウェアとハードウェアが必要になります。
4. App Storeへのアクセス、App Storeでのプロモーションコードの引き換え、またはApp Storeからの購入、およびApp Storeで購入した製品の使用には、引き換えもしくは購入時に提示されるそのサービス規約(<http://www.apple.com/legal/itunes/ww/>)を承諾することが必要となります。
5. プロモーションコードはホルダーの該当するApple IDに組み入れられ、譲渡することはできません。
6. ホルダーの注文がプロモーションコードで利用可能な金額を超過する場合、ホルダーはApple IDを作成し、その差額をクレジットカードで支払う必要があります。
7. 別途規定する場合を除き、データの収集および使用はAppleのプライバシーポリシー(<http://www.apple.com/legal/privacy>)に従う必要があります。
8. Appleは、プロモーションコードの紛失または盗難について責任を負いません。ホルダーが質問をお持ちの場合はAppleサポート(<https://support.apple.com/apps>)にアクセスするものとします。
9. プロモーションコードがApp Storeにおいて不正に取得された、または不正に使用された場合、Appleは、ホルダーアカウントを閉鎖し、他の支払い方法を請求する権利を有します。
10. Appleおよびそのライセンシー、関連会社、およびライセンサーは、プロモーションコードもしくはApp Storeに関して、明示もしくは黙示の商品性または特定目的への適合性の保証を含め(ただし、これらに限定されません)、いかなる明示もしくは黙示の保証も行いません。プロモーションコードが機能しない場合、かかるプロモーションコードの交換をもって、ホルダーもしくは会社の唯一の救済手段であり、かつAppleの唯一の責任とします。これらの制限は適用されない場合もあります。地方および地域の法律によっては、黙示の保証に対する制限または一定の損害賠償の免責もしくは制限を認めないものもあります。これらの法律が適用される場合、前記の責任放棄、除外、または制限は適用されない可能性があり、デベロッパもしくはホルダーは、追加的な権利を有することがあります。
11. Appleは告知なく、本付属書1記載の条項および条件のいずれかを随時変更する権利を留保します。
12. 本条項および条件のいずれの部分も、法律により禁止もしくは制限される場合は無効となる可能性があります。

添付書類D
(別紙1に対する)
App Store追加規約

1. **App Storeでの見つけやすさ** : App Storeにおけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Appleは、App Store内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリケーションランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。たとえば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付(関連する検索のために考慮される場合があります)、Appleが公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータによって、顧客の検索クエリに最も関連する結果が返されます。

(b) App Store内で取り上げるアプリケーションを検討する場合、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリケーションおよび大幅にアップデートされたアプリケーションに着目し、高品質のアプリケーションを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザーエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、Appレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータに関しても考慮します。これらの主なパラメータにより、高品質で優れた設計の革新的なAppが表されます。

(c) App Storeでのアプリの有料プロモーションにAppleのサービスを使用する場合、アプリはプロモーション プレースメントに表示され、広告コンテンツとして指定される場合があります。

アプリケーションの見つけやすさに関して詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/discoverability/>をご参照ください。

2. App Storeデータへのアクセス

デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリケーションの販売およびApp内課金(サブスクリプションを含む)に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/measuring-appperformance/>をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store-connect/analytics/>をご参照ください。Appleは、他のデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することはありません。そのようなデータ共有は、AppleのプライバシーポリシーおよびAppleによるかかるデータの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Store Reviewガイドラインに従っている場合に限りです。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されているように個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、<https://support.apple.com/en-us/HT210584>の「App Store & Privacy」をご参照ください。Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple News and Stocksにおいて表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。かかるパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. 苦情および調停に関するP2B規則

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制(以下、「P2B規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの地域に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、<https://developer.apple.com/contact/p2b/>における次の問題に関して、苦情を提出することができます。(a) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または (c) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleはかかる苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Appleは以下の仲裁委員会を指定します。Appleは当該仲裁委員会と共に、関連するApp Storeサービスの提供に関して生じたAppleとデベロッパとの間の紛争(Appleの苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む)の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
United Kingdom
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>

LYL106
2021年12月13日

デベロッパは、Apple がデベロッパに提供する本別紙 2 にクリックして同意することで、Apple が、デベロッパと Apple との間で現在効力を有する Apple Developer Program License Agreement (以下、「本契約」といいます)を修正し、本契約に本別紙 2 を追加する(既存の別紙 2 がある場合は置き換える)ことに同意したものとみなされます。本契約において別段の定めがある場合を除き、(英文で)大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙 2

1. 代理人およびコミッショナーの指名

1.1 デベロッパは、本契約により、Apple および Apple の子会社(以下「Apple」と総称します)を、(i) 本別紙 2 に対する添付書類 A 第 1 条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙 2 に対する添付書類 A 第 2 条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名するものとします。デベロッパが選択できる App Store の地域の最新のリストは、App Store Connect ツールにおいて定められなければならない、かつ、Apple によって随時アップデートされることがあるものとします。デベロッパは、Apple が、1 つ以上の App Store を通じて、デベロッパのために、デベロッパに代わり、ライセンスアプリケーションを販売し、かつエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙 2 において、以下の定義が適用されます。

(a) 「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与した App Store Connect ユーザーが含まれます。

(b) 「エンドユーザー」には、個人の購入者、ファミリー共有、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客の場合、「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理に責任を負う当該組織の管理者、ならびに Apple が承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにライセンスアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

(c) 本別紙 2 において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

1.2 本別紙 2 の第 1.1 条に基づく Apple の指名に基づき、デベロッパは Apple に対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) App Store Connect ツールで特定された地域に所在する、デベロッパにより特定されたエンドユーザーに対して、デベロッパに代わってライセンスアプリケーションを販売、勧誘、および受注すること。

(b) ライセンスアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびにその他 Apple によりライセンス付与または許諾された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) 1 つか複数の App Store を介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発した当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、ライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、特定のボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるように調整すること。デベロッパは、本別紙 2 に基づき、以下の場合にデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i) ファミリー共有経由で家族のほかのメンバーと関連付けられた個人のアカウントがライセンスアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合(App Store Connect ツールで示されているデベロッパの選択に応じて、本別紙 2 を締結する前に行われた購入を含みます)、(ii) デベロッパのライセンスアプリケーションにアクセスするために、および

<https://support.apple.com/kb/HT212360>に記載の通り、iCloud に保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合、ならびに、(iii) 単一の組織の顧客がボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるようにライセンスアプリケーションを購入する場合、または、ボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、Apple ID と関連付けられていないデバイスにインストールするためにライセンスアプリケーションを購入する場合。

(e) エンドユーザーが支払うべきライセンスアプリケーションの購入価格に対して請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙 2 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが Apple に当該ライセンスアプリケーションを配布したときに、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標、もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビューまたは 30 秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに(iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Apple の合理的な要請時に、デベロッパが、Apple に提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。

(g) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および本別紙 2 に基づき、ライセンスアプリケーションの販売および配布時に、合理的に必要となる関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙 2 の第 1.2 条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

(h) 本契約、可用性、および随時 App Store Connect ツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版（ベータ版テスト）の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、かかるデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザーに関するあらゆる使用料の支払いまたはその他の第三者に対する支払い、ならびにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが継続的に責任を負うことについて、同意するものとします。疑義を避けるため、かかる配布に関し、Apple に対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙 2 に基づくその関係が、添付書類 A 第 1 項および添付書類 A 第 2 項でそれぞれ定める通り、場合により、本人および代理人、または本人およびコミッショナーであること、ならびに、本別紙 2 で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙 2 に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての、Apple の指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、Apple および Apple 子会社をデベロッパの全世界における代理人またはコミッショナーに選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、Apple および Apple 子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙 2 に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始する期間をいうものとし、本契約またはその更新版の最終日まで失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人およびコミッショナーとしての Apple の指名は、本契約の終了後も 30 日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙 2 の第 5.1 条および第 7.2 条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙 2 の第 1.2 条(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2. Apple へのライセンスアプリケーションの配信

2.1 デベロッパは、App Store Connect ツールまたはその他の Apple が提供するメカニズムを使用して、Apple に対してライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報ならびに関連メタデータを、本別紙 2 に基づきエンドユーザーからライセンスアプリケーションの配布を要求されているように Apple が指定するフォーマットで、自己の負担をもって配信するものとします。本別紙 2 に基づきデベロッパが Apple に提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザーの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードを Apple が可能にするようデベロッパが希望し、指定する地域、(iii) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 該当する場合、本別紙 2 第 4.2 条に基づくデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(EULA)、ならびに、(vi) Apple ブランドハードウェア上のコン

コンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメント、または App Store Connect ツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、Secure FTP サイトアドレスのサイトのソフトウェアツール、または、Apple が指定するその他の配信方法を使用してデベロッパから Apple に配信されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙 2 に基づきデベロッパが Apple に引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則 15 C.F.R. Parts 730-774 および国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 を含みますがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類 A に列挙する各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Apple に提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 の対象ではなく、軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第 2.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または (ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局（以下「BIS」といいます）が発行する輸出規制分類番号 (CCATS)、または BIS に提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらの PDF コピーを Apple に提供するものとします。デベロッパは、本別紙 2 に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、ダウンロードしたりできるよう定める第 2.3 条のデベロッパの証明を Apple が信頼していることを認めるものとします。本第 2.3 条の定める以外の事項について、Apple は、本別紙 2 に基づくライセンスアプリケーションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所についてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織（以下、それぞれを「評価委員会」といいます）が要求するあらゆる年齢評価またはベアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配信

3.1 デベロッパは、Apple が、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙 1 の第 1.2(b)項に従って第三者にホスティングを許諾できるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードの許可をすることを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase API を使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ（すなわち、App 内課金が単に解放されているコンテンツ）、または本契約の付属書 2 の第 3.3 条に基づき Apple がホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負担するものとします。すべてのライセンスアプリケーションは、App Store Connect ツールに定められ、Apple により随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパの自由裁量により、1つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Apple がデベロッパを代理してエンドユーザーに販売するものとします。また、デベロッパは、App Store Connect で選択することにより、認定された組織の顧客に対してデベロッパが設定した価格帯から 50%割引でライセンスアプリケーションを販売するよう Apple に指示することができます。デベロッパは、App Store Connect ツールを通じて定められ、随時アップデートされることがある価格表に従って、あらゆるライセンスアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Apple は、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして、本別紙 2 に基づいてエンドユーザーが入手したライセンスアプリケーションについて、かかるエンドユーザーが支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2 エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙 2 に対する添付書類 B に従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、ライセンスアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、ライセンスアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがライセンスアプリケーションの税分類

に関して行った調整は、Apple が合理的な期間内に調整を処理した後、その後のライセンスアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が調整を処理する前に発生したライセンスアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパによるライセンスアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、かかる税の処理および結果について単独で責任を負うものとします。Apple が、合理的な裁量で、デベロッパによるライセンスアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Apple は、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正した後、Apple は、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Apple がデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙 2 の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を履行するために、Apple は、特に (i) デベロッパの居住地域、および (ii) ライセンスアプリケーションにアクセスできるようにすることを Apple に対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙 2 の添付書類 C または App Store Connect に列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙 2 に対する添付書類 C で求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供する前に、Apple がデベロッパのライセンスアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Apple は、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供するときまで、デベロッパのためにその金額を保持する判断を下すことができるものとします。Apple は、本第 3.3 条に基づき本別紙 2 の定めに従って、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Apple がデベロッパのために保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金するものとします。

3.4 Apple は、本別紙 2 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple のサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

(a) ライセンスアプリケーションをエンドユーザーに販売する場合、Apple は、各エンドユーザーが支払うすべての価格の 30% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ(以下に定義)内の有料サブスクリプションサービスの利用が 1 年を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Apple は、保持猶予期間または更改延長期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の 15% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが(たとえば、解約または不払いなどの理由により)終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は 60 日間を超えないものとし、変更されることがあるものとします。更改延長期間とは、顧客のサブスクリプションの更改日を、追加の費用なく延長する期間を指します。本第 3.4 条(a)項に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料の決定において、エンドユーザーが支払うべき価格は、本別紙 2 の第 3.2 条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

(b) App Store スモールビジネスプログラム。Apple により App Store スモールビジネスプログラムに認定および承認されたデベロッパに関しては、Apple は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙 2 の添付書類 B に列挙する地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の 15% に引き下げられた手数料を受け取る権利を有します。デベロッパは、本契約、本別紙 2、および以下の条件に従って、App Store スモールビジネスプログラムにおける承認に必要な資格を満たすことができます。

標準的な商慣行に基づいて Apple が計算する、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの前暦年の 12 会計月(以下、「暦年」といいます)における合計収益額が 1,000,000 米ドル以内(Apple の手数料ならびに特定の税額および調整額を除いた純売上額)である必要があります。

App Store スモールビジネスプログラムに登録するには、デベロッパは、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントに関して求められる情報を、すべて Apple に提供する必要があります。デベロッパとその関連するデベロッパアカウントとの関係に変更があった場合、デベロッパはそうした情報を更新する必要があります。「関連するデベロッパアカウント」とは、(i) デベロッパが所有もしくは管理する、または (ii) デベロッパのアカウントを所有もしくは管理する Apple Developer Program アカウントを指します。たとえば、本契約および本別紙 2 の条件に同意した個人または法人で、以下のいずれかの条件が当てはまるデベロッパには、関連するデベロッパアカウントが存在します。

- 別の Apple Developer Program メンバーのアカウントの所有権または割り当てにおいて、当該デベロッパが企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数 (50%以上) を保有している。
- 別の Apple Developer Program メンバーが、当該デベロッパのアカウントの所有権または割り当てにおいて、企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数 (50%以上) を保有している。
- 当該デベロッパが、別の Apple Developer Program メンバーのアカウントに対する最終決定権を有している。
- 別の Apple Developer Program のメンバーが、当該デベロッパのアカウントに対する最終決定権を有している。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple Developer Program のメンバーとして優良な状態である必要があります。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの現暦年における合計収益額が 1,000,000 米ドルを超えた場合、当該暦年の残りの期間については、本別紙 2 の第 3.4 条(a)項に定める標準の手数料率でデベロッパに請求されます。

Apple は、各会計暦月の末日から 15 日以内に、App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格の有無を判断し、資格を満たしているデベロッパに対して参加を承認します。

その後の 1 暦年においてデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの合計収益額が 1,000,000 米ドル以内である場合、デベロッパは翌暦年の App Store スモールビジネスプログラムへの承認に必要な資格を再度満たすことができます。

デベロッパが譲渡人または譲受人 (以下「アプリ譲渡当事者」といいます) としてライセンスアプリケーションの譲渡に関与している場合、当該ライセンスアプリケーションにかかる利益は、あらゆるアプリ譲渡当事者の利益の合計額として計算され、App Store スモールビジネスプログラムへの参加の適格性の判断に使用されます。たとえば、デベロッパが App Store Connect ツールを使用して、自身のデベロッパアカウントからほかのデベロッパアカウントにライセンスアプリケーションを譲渡すると、譲渡したライセンスアプリケーションにかかる利益は、譲渡人のデベロッパの合計利益、および譲受人のデベロッパアカウントの合計利益の計算に含まれることになります。ライセンスアプリケーションが特定の暦年に複数回譲渡された場合、当該ライセンスアプリケーションにかかる利益は、関係する各アプリ譲渡当事者全員の利益の合計額の計算に含まれます。

App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格の判断に関して、デベロッパまたはその関連するデベロッパアカウントが、疑わしい、誤解を招く、不正な、不適切な、合法でない、または不誠実な行為または不作為に関与した場合 (たとえば、虚偽または不正確な情報を Apple に提供すること、App Store スモールビジネスプログラムから不適切に利益を得るために複数の Apple Developer Program アカウントを作成または使用することなど)、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple の裁量で、App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格を失い、資格が解除されます。

Apple は、本規定に違反したデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントへの支払いを留保できるものとします。

本別紙 2 の第 3.2 条に別途定められている場合を除き、Apple は、本別紙 2 の第 3.4 条に定められている手数料を、ライセンスアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはエンドユーザーの義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Apple が開発したライセンスアプリケーションの販売について、Apple は手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Apple は、本書に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収するときに、当該ライセンスアプリケーションに関する Apple の手数料全額と本別紙の第 3.2 条および第 3.4 条に基づき Apple が徴収するあらゆる税金を差し引いて、Apple の標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパが App Store Connect サイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があること、および、(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額を Apple がエンドユーザーから受け取った月の末日から 45 日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Apple は、当該月に販売されたライセンスアプリケーションおよび Apple からデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から 45 日以内に App Store Connect サイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは、本書により、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布について、Apple が当該ライセンスアプリケーションの価格を当該エンドユーザーから徴収できない場合でも、Apple が本第 3.5 条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Apple がエンドユーザーから

受け取ったライセンスアプリケーションの購入価格の通貨が Apple とデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙 2 の第 3.1 条に従って、App Store Connect ツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Apple がデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Apple は、App Store Connect において、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨（以下、「指定通貨」といいます）を指定できるようにする手段を提供することがあります。Apple は、デベロッパに送金する前に、Apple の提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額または Apple の提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行と Apple の提携銀行を仲介する銀行から請求される手数料（たとえば、銀行振込手数料）をすべて支払う責任を継続的に負うものとします。

3.6 Apple の手数料またはエンドユーザーが支払うべきライセンスアプリケーションの価格が、(i) 源泉徴収もしくは類似する税金、(ii) 本別紙の第 3.2 条に基づき Apple が徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、もしくはその他の税金もしくは賦課金、または、(iii) その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金もしくは賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙 2 に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7 Apple からのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引において Apple が受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Apple は、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Apple は、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で定められている、またはその他 Apple が満足できる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書を Apple に提供している場合に限り、Apple が合理的に指定する手段を使用して、デベロッパから Apple に対し適時に書面による要求があった場合、Apple は、Apple がデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金またはその利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.8 デベロッパは、一部の地域において、本別紙 2 の条件に従って、In-App Purchase API を使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限り、

(a) 自動更新機能は、デベロッパが App Store Connect ツールで選択する価格で、1 週間ごと、1 か月ごと、2 か月ごと、3 か月ごと、半年ごと、または 1 年ごとの設定である必要があります。デベロッパは、デベロッパのサブスクリプションについて複数の期間およびサービスレベルを提供することができ、顧客がサブスクリプショングループのオプションの中で簡単にアップグレード、ダウングレード、およびクロスグレードできるように、サブスクリプショングループ内でこれらのサブスクリプションアイテムを関連付けてランク付けすることができます。デベロッパは、サブスクリプション利用者がアップグレードまたはクロスグレード（異なる期間へのクロスグレードを除く）する場合は、当該サービスレベルの適用が直ちに開始され、それに応じてデベロッパの収益が調整されること、およびサブスクリプション利用者がダウングレードする場合は、現在のサブスクリプション期間が終了した時点で新しいサービスが開始されることを理解し、これに同意するものとします。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル（アプリケーション内の製品名と同じである場合があります）
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価（該当する場合）

デベロッパのライセンスアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c) デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体(デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みます)にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙 2 の本第 3.8 条(c)項に違反した場合、本書により、Apple に対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、Apple の自由裁量により、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Apple がそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、それに対するクレジットを Apple に付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Apple が本別紙 2 の第 7.3 条に基づく Apple の権利を行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connect ツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持するを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション利用者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション利用者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび販売をする場合、あらゆる法規制上の要求を遵守しなければなりません。

3.11 ライセンスアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App 内課金を使用する必要があります。

In-App Purchase API を使用することに加えて、ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で(たとえば、デベロッパの Web サイトを通じて)提供されるコンテンツ(雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ)を読み込みまたは実行することができます。ただし、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、プロモーションをしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの(たとえば、雑誌や新聞など)である場合、Apple は、それらが In-App Purchase API を通じて自動更新サブスクリプションを購入する際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲覧可能で同意を与えられている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

3.13 デベロッパは、一部の地域において、本契約、本別紙 2、および以下の条件に従って、サブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパの自動更新サブスクリプションのプロモーションをすることができます。

(a) サブスクリプションオファーコードとは、これらの条件に従い Apple がデベロッパに提供するコードであり、デベロッパから 1 つ以上のサブスクリプションオファーコードを提供されたエンドユーザーが、デベロッパのライセンスアプリケーションをダウンロードまたはこれにアクセスできるようになるものです。

(b) デベロッパにより、App Store Connect ツールを通じて請求を受けたときは、Apple はサブスクリプションオファーコードをデベロッパに対して電子的に提供するものとします。サブスクリプションオファーコードは、デベロッパに提供されたときに、エンドユーザーが使用できるようアクティブになります。

デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションを販売または配布することが許可されていない地域において、アクティブでなくなったサブスクリプションオファーコードをエンドユーザーに配布してはならないものとします。

デベロッパは、地域外における使用のためにいかなるサブスクリプションオファーコードも輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利または能力を有していると表明しないものとします。

サブスクリプションオファーコードに対する権原の喪失および移転の危険は、デベロッパに引き渡されたときにデベロッパに移転します。

デベロッパは、デベロッパがサブスクリプションオファーコードを配布する地域における適用法令をすべて遵守するものとします。

(c) Apple は、サブスクリプションオファーコード自体を除き、サブスクリプションオファーコードに関連するいかなる素材の開発および作成についても責任を負わないものとします。

デベロッパは、サブスクリプションオファーコードの売却、またはサブスクリプションオファーコードの配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引もしくはその他の報酬の受け取りもしないものとし、また、第三者にかかる行為をさせないものとします。

エンドユーザーがサブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパのライセンスアプリケーションのサブスクリプションに無料でアクセスできる期間において、デベロッパは本書により、かかるアクセスに対する使用料、収益もしくは報酬について、本契約、本別紙 2 および本契約に対する別紙 1 の適用ある場合に、本項の定めがなければこれらに基づき支払われることがあるか否かにかかわらず、これらを徴収する一切の権利を放棄するものとします。両当事者は、Apple およびデベロッパ間においては、サブスクリプションオファーコードによりデベロッパのライセンスアプリケーションでサブスクリプションにアクセスするエンドユーザーに関する第三者に対する使用料の支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は本契約および本別紙 2 の定めによるものとするを認めるものとします。

デベロッパは、デベロッパによるサブスクリプションオファーコードの使用（デベロッパの App Store Connect チームのその他のメンバーによる使用を含みます）およびこれによるデベロッパまたは Apple に対する一切の損失または債務につき、単独で責任を負うものとします。

デベロッパのライセンスアプリケーションがなんらかの理由で App Store から削除された場合、デベロッパは、すべてのサブスクリプションオファーコードの配布を停止すること、および Apple は当該サブスクリプションオファーコードを無効化することができることに同意するものとします。

デベロッパは、Apple が、デベロッパが本契約または本別紙 2 の条項のいずれかに違反した場合、すでにエンドユーザーに配布済みであったとしても、当該サブスクリプションオファーコードを無効化する権利を有することに同意するものとします。

(d) デベロッパは、以下のサブスクリプションオファーコードに関するエンドユーザー条項を、エンドユーザーにサブスクリプションオファーコードを配布するために使用されるすべての手段（たとえば、証明書、カード、電子メール、クーポン、オンライン投稿）において、記載する必要があります。(i) コードの有効期限日または提供数が終了するまでであること、(ii) コードを利用できる地域、(iii) Apple ID が必要であり、使用許諾条項および利用規約に事前に同意する必要があること、(iv) コードは転売できないこと、およびコードに金銭的な価値がないこと、(v) 全条項が適用されること (<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/>を参照)、および (vi) オファーおよびコンテンツはデベロッパにより提供されること。

3.14 利用可能な場合、デベロッパは、デベロッパが提供する複数のライセンスアプリケーションを 1 つのコレクション（以下、「バンドル」といいます）として、App Store Connect ツールに定められ、随時アップデートされることがある、デベロッパが指定した価格帯で、エンドユーザーに提供することができるものとします。さらに、デベロッパは本書により、Apple が、バンドル内の全部ではなく一部のライセンスアプリケーションを購入したユーザーに対し、バンドル内の残りのアイテムへのアクセスおよび当該アイテムのダウンロード（以下、「コンプリート・マイ・バンドル」または「CMB」といいます）を CMB 価格で提供することを許可し、指示するものとします。デベロッパは、CMB 価格（デベロッパが設定したバンドル価格からユーザーが先に購入済みのライセンスアプリケーションに対して支払った小売価格の合計を差し引いた金額に相当します）に対する収益を受け取るものとします。CMB 価格が App Store Connect ツールに定められている価格帯のもとで価格帯 1 より低くゼロより高い場合、デベロッパは本書により、Apple が当該ユーザーに対する CMB 価格を価格帯 1 に設定することを許可し、指示するものとします。CMB 価格がゼロより低い場合、デベロッパは本書により、Apple がバンドル内の残りのライセンスアプリケーションをエンドユーザーに無料で提供することを許可し、指示するものとします。各 CMB 取引は、デベロッパの明細書に以下のように反映されます。(i) バンドルに支払われた価格でのバンドル全体の新規販売（CMB 販売と記載）、および、(ii) 対象となる、バンドルに含まれている購入済みの各ライセンスアプリケーションについて、当該ライセンスアプリケーションにこれまで支払われた金額の返金（すなわち、マイナスの取引）（それぞれ CMB 返金と記載されます）。価格帯ゼロで提供されるバンドルでは、本別紙 2 の第 3.8 条に従って、バンドルに含まれる各ライセンスアプリケーションで自動更新サブスクリプションサービスを提供する必要があります。また、バンドルに含まれるいずれかのアプリケーション内からそうしたサブスクリプションサービスを購入するユーザーは、追加費用なしで、バンドル内のその他の各ライセンスアプリケーションでも当該サブスクリプションサービスにアクセスできなければなりません。

4. 所有権およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1 本契約の当事者は、Apple がライセンスアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを認め、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Apple は、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本契約または本別紙 2 で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

4.2 デベロッパは、本別紙 2 の 2.1 条に基づきライセンスアプリケーションを Apple に配信する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に対して提出できるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙 2 の添付書類 D に定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードを Apple が許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Apple は、各エンドユーザーに対し、Apple が当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)を確認することができるようにするものとします。また、Apple は、各エンドユーザーに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)で定める条件の適用を受ける旨を告知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Apple の標準エンドユーザー使用許諾契約(App Store サービス規約に含まれます)が適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間だけの契約であり、かつ、適用される法令を遵守したものであることを認めるものとします。Apple は、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対して一切の責任がなく、またそれに基づくいかなる賠償責任も負わないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Apple に一切責任は生じず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各カスタムアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、1 つか複数の App Store を介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを Apple が許可する権限を Apple に与えること。(b) ライセンスアプリケーション、または Apple もしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権あるいは契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションを Apple に提出しないこと。(c) ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙 2 第 2.1 条で指定した地域それぞれで流通、販売、利用すること、当該指定地域へ輸出あるいは輸入することが当該地域の法規制およびその他の適用のあるあらゆる輸出入規制を遵守していること。(d) ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻や、公序良俗に反するようなもの、あるいは、デベロッパが本別紙 2 の第 2.1 条で指定した地域の法令規則で禁止あるいは制限されているようなものは一切含んでいないこと。(e) ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connect のツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報は、正確であること、また万一かかる情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパが App Store Connect ツールを使用して直ちに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f) デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツまたは App Store でのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる争議が発生した場合、デベロッパは、当該の争議を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有を Apple に認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Apple のアプリケーション争議に関するプロセスに従うことに同意すること。

5.2 デベロッパは、App Store Connect に定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが納品したライセンスアプリケーションそれぞれの、Apple による App Store を介して本別紙 2 に基づき実施する販売および Apple の義務履行に関する情報を提供し、ライセンスアプリケーションそれぞれに対してレーティングを行うものとします。各ライセンスアプリケーションに対して評価を行うため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関して正確かつ包括的な情報を提供すべく最善の努力をなすものとします。デベロッパは、Apple が本契約でデベロッパが指定する国でエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の(i)および(ii)を信頼していることを認め、これに同意するものとします。(i) デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、ならびに、(ii) かかるライセンスアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに

対して、本別紙第 5.1 条に示す事実関係の表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Apple に対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるライセンスアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとします。そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとします。

5.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、当該ライセンスアプリケーションの配布または利用の条件として、政府または業界の規制当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、Apple が、当該地域のエンドユーザーが App Store またはカスタム App の配信サイトから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを拒否することを選択することができることに異議を述べないものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いライセンスアプリケーション、および購入するように子どもに働きかけたり(「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません)、子どものために購入するよう他者に促したりするライセンスアプリケーションは、かかるマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙 2 の第 5.1 条(c)項に従って、デベロッパのライセンスアプリケーションが適用法令(消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません)を遵守していることについて全責任を負うことに明示的に同意するものとします。欧州連合の加盟地域における法的要件の詳細は、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfairtrade/index_en.htm をご確認ください。

6. 義務および責任

6.1 Apple は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールまたは使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

6.2 デベロッパは、(i) エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反に関する請求、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) ライセンスアプリケーションのいずれか、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Apple は一切義務および責任を負わないものとします。

6.3 Apple が、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードした日から 90 日以内、もしくは第 3.8 条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから 90 日以内(かかる自動更新サブスクリプション期間が 90 日未満である場合)に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Apple は、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができるものとします。Apple がかかる価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求を Apple がペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。

7. 終了

7.1 本別紙 2 および Apple の本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Apple は、(i) 終了日より前(本別紙の第 1.4 条に定めるフェーズアウト期間を含みます)にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙 2 の第 6.3 条に従って Apple がエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Apple は、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Apple が合理的であると判断する期間、デベロッパに対するすべての支払いを保留することができます。デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合、またはほかのデベロッパを関与させるようにした、奨励した、参加したと Apple が判断した、または疑いを持って場合、Apple は、デベロッパまたはかかるほかのデベロッパに対する支払いを保留する場合があります。

7.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙 2 に基づき Apple に対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、すみやかに Apple に通知し、かつ、App Store Connect サイトに設けたツールを用いて、App Store より当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第 7.2 条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙 2 に基づくデベロッパの Apple に対する義務、または Apple またはエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

7.3 Apple は、いつでも、理由の如何にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第 7.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Apple が、(i) 添付書類 A に列挙する 1 つまたは複数の地域に当該ライセンスアプリケーションを輸出することが輸出管理令またはその他の法令により許可されていない、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの所有もしくは使用が第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害する、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙 2 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが指定する 1 つか複数の地域の適用法令に違反する、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙 2、またはその他のドキュメント (App Store Review ガイドラインを含みますが、これに限定されません) の条件に違反した、(v) デベロッパのライセンスアプリケーションが本別紙 2 の第 5.4 条に違反した (規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません)、または (vi) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Apple が事業を展開するいずれかの地域における制裁措置の対象になっている、と合理的に判断する場合、Apple の自由裁量により、ライセンスアプリケーションの一部または全部の販売およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることがあることを認めるものとします。Apple が、本第 7.3 条に基づいて、ライセンスアプリケーションの販売およびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙 2 に基づくデベロッパの義務は免責されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connect サイトのツールを用いて理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部を App Store から削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Apple に対し、本別紙 2 の第 5.1 条および 7.2 条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙 2 の第 1.2 条 (b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項を履行することを許可および指示するものとします。

8. 法的影響

本別紙 2 に基づくデベロッパと Apple の関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響、または、税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパの顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

デベロッパは、本書により Apple がデベロッパに提供する本別紙 3 に対し、クリックして同意することにより、デベロッパと Apple との間で現在有効である特定の Apple Developer Program License Agreement (以下、「本契約」といいます) を修正して本契約に本別紙 3 を追加する (既存の別紙 3 がある場合は置き換える) ことについて、Apple に同意するものとします。本契約において別段の定めがある場合を除き、(英文で) 大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙 3

1. 代理人およびコミッショナーの指名

1.1 デベロッパは、本契約により、Apple および Apple の子会社 (以下「Apple」と総称します) を、(i) 本別紙 3 に対する添付書類 A 第 1 条に列挙する地域 (変更されることがあります) に所在する、カスタム App の配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するカスタム App の配信を介したデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙 3 に対する添付書類 A 第 2 条に列挙する地域 (変更されることがあります) に所在する、カスタム App の配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名するものとします。デベロッパのカスタムアプリケーションに関してデベロッパが選択できる App Store の地域の最新のリストは、App Store Connect ツールにおいて定められなければならない、かつ、Apple によって随時アップデートされることがあるものとします。デベロッパは、Apple が、カスタム App の配信サイトを介して、デベロッパのために、デベロッパに代わり、カスタムアプリケーションを販売し、かつカスタム App の配信の顧客がカスタムアプリケーションを購入し、エンドユーザーがダウンロードできるようにすること、または特定の Apple ライセンスソフトウェアに関してのみ、カスタム App の配信の顧客が複数のエンドユーザーに配布するために単一の Apple ID を使用してダウンロードできるようにすることを認めるものとします。

本別紙 3 において、以下が適用されます。

「コンテンツコード」とは、Apple が作成し、カスタム App の配信の顧客に配布するアルファベットと数字で表示されたコンテンツコードを意味し、エンドユーザーは、このコードを利用してカスタムアプリケーションの使用許諾されたコピーをダウンロードすることができます。

「カスタムアプリケーション」には、デベロッパが In-App Purchase API を使用してカスタムアプリケーション内で販売している、あらゆる追加的な許可されている機能、コンテンツ、またはサービスも含まれます。

「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりカスタムアプリケーションの使用を許された個人または故人アカウント管理連絡先、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびに Apple が承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにカスタムアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

「ライセンスアプリケーション」は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ライセンスアプリケーション情報」は、カスタムアプリケーションに関連するライセンスアプリケーション情報を含みます。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、およびプログラム要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供する Apple プログラムをいいます。

「カスタム App の配信の顧客」とは、Apple のボリュームコンテンツサービスまたはカスタムアプリケーションの配信に登録されている第三者をいいます。

「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与した App Store Connect ユーザーが含まれます。

1.2 本別紙 3 の第 1.1 条に基づく Apple の指名に基づき、デベロッパは Apple に対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) デベロッパのために、App Store Connect ツールで特定された地域に所在する、デベロッパにより特定されたカスタム App の配信の顧客およびそうした顧客に関連するエンドユーザーについて、カスタムアプリケーションを販売、勧誘、および入手すること。

(b) カスタムアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびに特定の Apple ライセンスソフトウェアに関してのみ当該カスタムアプリケーションのホスティングを第三者に許可するために、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよび本契約で特定されたその他の最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、カスタムアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) カスタム App の配信サイトを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発した当該カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、カスタムアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、ボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるように調整すること。さらに、デベロッパは、本別紙 3 に基づき、以下の場合にデベロッパのカスタムアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i) 単一の組織の顧客がボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるようにカスタムアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合、または、ボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、Apple ID と関連付けられていないデバイスにインストールするためにカスタムアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合、ならびに (ii) デベロッパのカスタムアプリケーションにアクセスするために、および <https://support.apple.com/kb/HT212360> に記載の通り、iCloud に保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合。

(e) カスタム App の配信の顧客が支払うべきカスタムアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙 3 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが Apple に当該カスタムアプリケーションを配布したときに、デベロッパが書面で特定したカスタムアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはカスタムアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティング資料において、および車両ディスプレイに関して、(i) カスタムアプリケーションのスクリーンショットまたは 30 秒までの抜粋、(ii) カスタムアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに (iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティング資料において、および車両ディスプレイに関して、Apple の合理的な要請時に、デベロッパが、Apple に提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。ならびに、

(g) その他、カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報ならびに別紙 3 に基づきカスタムアプリケーションの販売および配布時に合理的に必要な場合に関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙 3 の第 1.2 条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

1.3 両当事者は、本別紙 3 に基づくその関係が、添付書類 A 第 1 条および添付書類 A 第 2 条でそれぞれ定める通り、場合により、本人および代理人、または本人およびコミッショナーであること、ならびに、本別紙 3 で定める通り、デベロッパが、本人として、カスタムアプリケーションに関与または関連あらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙 3 に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての、Apple の指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのカスタムアプリケーションを配布するために、Apple および Apple 子会社をデベロッパの全世界における代理人またはコミッショナーに選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、Apple および Apple 子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを表明および保証するものとします。

1.4 本別紙 3 に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始する期間をいうものとし、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple の指名は、本契約の終了後も、デベロッパのカスタムアプリケーションの最後の未利用のコンテンツコードが利用されてから 30 日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙 3 の第 5.1 条および第 7.2 条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙 3 の第 1.2 条(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2. Apple へのカスタムアプリケーションの配信

2.1 デベロッパは、App Store Connect ツールを使用して、Apple に対してライセンスアプリケーション、カスタムアプリケーション情報ならびに関連メタデータを、本別紙 3 に基づきエンドユーザーからカスタムアプリケーションの配布を要求されているように Apple が指定するフォーマットで、自己の負担をもって配信するものとします。本別紙 3 に基づきデベロッパが Apple に提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i) 各カスタムアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) カスタムアプリケーションの承認された購入者としてデベロッパが指定しており、所属するエンドユーザーがコンテンツコードを使用できるカスタム App の配信の顧客、(iii) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 該当する場合、本別紙 3 第 4.2 条に基づくデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約 (EULA)、ならびに、(vi) Apple ブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメントまたは App Store Connect ツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのカスタムアプリケーションは、Secure FTP サイトアドレスのサイトのソフトウェアツールまたは Apple が指定するその他配布方法を使用してデベロッパから Apple に配布されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙 3 に基づきデベロッパが Apple に引き渡すすべてのカスタムアプリケーションが、米国輸出管理規則 15 C.F.R. Parts 730-774 および国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 を含みますがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類 A に列挙された各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Apple に提供するカスタムアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 の対象ではなく、軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第 2.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるカスタムアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または (ii) いずれかのカスタムアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局 (以下「BIS」といいます) が発行する輸出規制分類番号 (CCATS)、または BIS に提出する自己分類報告書、および当該カスタムアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらの PDF コピーを Apple に提供するものとします。デベロッパは、本別紙 3 に基づくカスタムアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、ダウンロードしたりできるように定める第 2.3 条のデベロッパの証明を Apple が信頼していることを認めるものとします。本第 2.3 条の定める以外の事項について、Apple は、本別紙 3 に基づくカスタムアプリケーションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所におけるデベロッパのカスタムアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織 (以下、それぞれを「評価委員会」といいます) が要求するあらゆる年齢評価またはベアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのカスタムアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を負うものとします。

3. エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの配信

3.1 デベロッパは、Apple が、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして行為する過程において、デベロッパを代理して、カスタムアプリケーションのホスティングすること、コンテンツコードをカスタム App の配信の顧客に提供すること、および当該カスタムアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase API を使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび配信については、カスタムアプリケーション自体に含まれるコンテンツ (すなわち、App 内課金が単に解放されているコンテンツ) またはプログラム契約の第 3.3 条に基づき Apple がホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負担するものとします。すべてのカスタムアプリケーションは、App Store Connect ツールに定められ、Apple により随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパの自由裁量により、1 つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Apple がデベロッパを代理してカスタム App の配信の顧客のエンドユーザーに販売するものとします。デベロッパは、App Store Connect ツールに定められた価格表に従って、あらゆるカスタムアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Apple は、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして、本別紙 3 に基づいてエンドユーザーが入手したカスタムアプリケーションについて、カスタム App の配信の顧客が支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2 エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙 3 に対する添付書類 B に従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、カスタムアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、カスタムアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が合理的な期間内に調整を処理した後、その後のカスタムアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が調整を処理する前に発生したカスタムアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパによるカスタムアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、かかる税の処理および結果について単独で責任を負うものとします。Apple が、合理的な裁量で、デベロッパによるカスタムアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Apple は、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正した後、Apple は、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Apple がデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙 3 の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を履行するために、Apple は、特に (i) デベロッパの居住地域、および (ii) カスタムアプリケーションの販売およびかかるアプリケーションにアクセスできるようにすることを Apple に対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙 3 に対する添付書類 C または App Store Connect に列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙 3 に対する添付書類 C で求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供する前に、Apple がデベロッパのカスタムアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Apple は、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供するときまで、デベロッパのためにその金額を保持する判断を下すことができるものとします。Apple は、本第 3.3 条に基づき本別紙 3 の定めに従って、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Apple がデベロッパのために保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金するものとします。

3.4 Apple は、本別紙 3 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple のサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

Apple は、カスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、各カスタム App の配信の顧客が支払うべきすべての価格の 30% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ(以下に定義)内の有料サブスクリプションサービスの利用が 1 年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Apple は、保持猶予期間または更改延長期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の 15% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが(たとえば、解約または不払いなどの理由により)終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は 60 日間を超えないものとし、変更されることがあります。更改延長期間とは、顧客のサブスクリプションの更改日を、追加の費用なく延長する期間を指します。本第 3.4 条に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料の決定において、カスタム App の配信の顧客が支払うべき価格は、本別紙 3 の第 3.2 条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

本別紙 3 の第 3.2 条に別途定められている場合を除き、Apple は、本別紙 3 の第 3.4 条に定められている手数料を、カスタムアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはカスタム App の配信の顧客の義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Apple が開発したライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションの販売について、Apple は手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Apple は、本書に基づきカスタム App の配信の顧客が指定するエンドユーザーに配布されるカスタムアプリケーションの価格として、カスタム App の配信の顧客から金額を徴収するときに、当該カスタムアプリケーションに関する Apple の手数料全額と本別紙の第 3.2 条および第 3.4 条に基づき Apple が徴収するあらゆる税金を差し引いて、Apple の標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパが App Store

Connect サイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があり、および、(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額を Apple がエンドユーザーから受け取った月の末日から 45 日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Apple は、当該月に販売されたカスタムアプリケーションおよび Apple からデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から 45 日以内に App Store Connect サイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは、本書により、カスタム App の配信の顧客へのコンテンツコードの提供について、Apple が当該カスタムアプリケーションの価格を当該カスタム App の配信の顧客から徴収できない場合でも、Apple が本第 3.5 条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Apple がカスタム App の配信の顧客から受け取ったカスタムアプリケーションの購入価格の通貨が Apple とデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙 3 の第 3.1 条に従って、App Store Connect ツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Apple がデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Apple は、App Store Connect において、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨(以下、「指定通貨」といいます)を指定できるようにする手段を提供することがあります。Apple は、デベロッパに送金する前に、Apple の提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額または Apple の提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行と Apple の提携銀行を仲介する銀行から請求される手数料(たとえば、銀行振込手数料)をすべて支払う責任を継続的に負うものとします。

3.6 Apple の手数料またはカスタム App の配信の顧客が支払うべきカスタムアプリケーションの価格が、(i) 源泉徴収もしくは類似する税金、(ii) 本別紙の第 3.2 条に基づき Apple が徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、もしくはその他の税金もしくは賦課金、または、(iii) その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金もしくは賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙 3 に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7 Apple からのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引において Apple が受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Apple は、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Apple は、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他 Apple が満足できる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書を Apple に提供している場合に限り、Apple が合理的に指定する手段を使用して、デベロッパから Apple に対し適時に書面による要求があった場合、Apple は、Apple がデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金またはその利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.8 デベロッパは、一部の地域において、本別紙 3 の条件に従って、In-App Purchase API を使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限り、

(a) 自動更新機能は、デベロッパが App Store Connect ツールで選択する価格で、1 週間ごと、1 か月ごと、2 か月ごと、3 か月ごと、半年ごと、または 1 年ごとの設定である必要があります。ただし、デベロッパは複数のオプションを提供することができます。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル(アプリケーション内の製品名と同じである場合があります)
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価(該当する場合)

デベロッパのライセンスアプリケーション内またはカスタムアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c) デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体(デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みます)にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙 3 の本第 3.8 条(c)項に違反した場合、本書により、Apple に対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、Apple の自由裁量により、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Apple がそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、それに対するクレジットを Apple に付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Apple が本別紙 3 の第 7.3 条に基づく Apple の権利を行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connect ツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持するを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション利用者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション利用者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのカスタムアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび販売をする場合、あらゆる法規制上の要求を遵守しなければなりません。

3.11 カスタムアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App 内課金を使用する必要があります。当該サービスの料金は、カスタム App の配信の顧客アカウントではなく、エンドユーザーの iTunes アカウントに請求されます。

In-App Purchase API を使用することに加えて、カスタムアプリケーションは、カスタムアプリケーション外で(たとえば、デベロッパの Web サイトを通じて)提供されるコンテンツ(雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ)を読み込みまたは実行することができます。ただし、デベロッパは、カスタムアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、プロモーションをしたりしないものとします。デベロッパは、カスタムアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのカスタムアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの(たとえば、雑誌や新聞など)である場合、Apple は、それらが In-App Purchase API を通じて自動更新サブスクリプションを購入する際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、デベロッパのカスタムアプリケーション内で容易に閲覧可能でなければならない、または、同意されたデベロッパの公に掲載されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

4. 所有権およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1 本契約の当事者は、Apple がカスタムアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを確認し、同意するものとし、カスタムアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Apple は、カスタムアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本別紙 3 で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

4.2 デベロッパは、本別紙 3 の 2.1 条に基づきカスタムアプリケーションを Apple に配信する際に、当該カスタムアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に対して提出するものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙 3 の添付書類 D に定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、米国の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Apple は、Apple が当該カスタムアプリケーションへのアクセスを許可している各エンドユーザーに対し、Apple が当該カスタムアプリケーションを当該エンドユーザーに送信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)を確認することができるようにするものとします。また、Apple は、各エンドユーザーに対し、当該カスタムアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)で定める条件の適用を受ける旨を通知するものとします。デベロッパがカスタムアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの利用について、Apple の標準エンドユーザー使用許諾契約(App Store サービス規約に含まれます)が適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3 デベロッパは、各カスタムアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間のみ契約であることを認めるものとし、かつ、エンドユーザーは、適用される法令を遵守しなければならないものとします。Apple は、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対しても一切の責任がないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に違反、またはエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Apple に一切責任は生じないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各カスタムアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、カスタム App の配信サイトを介して各カスタムアプリケーションをダウンロードすることを Apple が許可する権限を Apple に与えること。(b) カスタムアプリケーション、または Apple もしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権または契約上の権利も一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者(単独または複数のカスタム App の配信の顧客から使用許諾されている者を除く)のために、カスタムアプリケーションを Apple に提出しないこと。(c) カスタムアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙 3 の第 2.1 条で指定した地域それぞれで配布、販売、利用すること、当該指定地域へ輸出または輸入することが当該地域の法規制および適用されるその他のあらゆる輸出入規制を遵守していること。(d) カスタムアプリケーションはいずれも、猥褻や、公序良俗に反するようなもの、またはデベロッパが本別紙 3 の第 2.1 条で指定した地域の法令規則で禁止または制限されているようなものは一切含んでいないこと。(e) カスタムアプリケーションに関する情報など、App Store Connect のツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報は、正確であること、また万が一かかる情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパが App Store Connect ツールを使用して直ちに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f) デベロッパのカスタムアプリケーションのコンテンツまたはカスタム App の配信サイトでのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該の紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有を Apple に認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Apple のアプリケーション紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

5.2 デベロッパは、App Store Connect に定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが納品したライセンスアプリケーションそれぞれの、Apple によるカスタム App の配信サイトを介して本別紙 3 に基づき実施するマーケティングおよび Apple の義務履行に関する情報を提供し、カスタムアプリケーションそれぞれに対してレーティングを行うものとします。各カスタムアプリケーションに対して評価を行うため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該カスタムアプリケーションのコンテンツに関して正確かつ包括的な情報を提供するべく最善の努力をなすものとします。デベロッパは、Apple が本契約でデベロッパが指定する国でエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の(i)および(ii)を信頼していることを認め、これに同意するものとします。(i) デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、ならびに、(ii) かかるカスタムアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに対して、本別紙第 5.1 条に示す事実関係の表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Apple に対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるカスタムアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとします。そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとします。

5.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、当該カスタムアプリケーションの配布、販売、または利用の条件として、政府または業界取締当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、当該地域において、カスタム App の配信の顧客が、カスタム App の配信サイトから当該カスタムアプリケーションを購入、またはエンドユーザーがダウンロードすることを拒否することを Apple が選択できることに異議を述べないものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いカスタムアプリケーション、および購入するように子どもに働きかけたり(「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません)、子どものために購入するよう他者に促したりするカスタムアプリケーションは、かかるマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙 3 の第 5.1 条(c)項に従って、デベロッパのカスタムアプリケーションが適用法令(消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません)を遵守していることについて全責任を負うことに明示的に同意するものとします。欧州連合の加盟地域における法的要件の詳細は、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfairtrade/index_en.htm をご確認ください。

6. 義務および責任

6.1 Apple は、エンドユーザーによるカスタムアプリケーションのインストールまたは使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

6.2 デベロッパは、(i) エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) カスタムアプリケーションのいずれか、またはエンドユーザーによるカスタムアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害するなど、カスタムアプリケーションまたはエンドユーザーによるカスタムアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連する請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Apple は一切責任を負わないものとします。

6.3 Apple が、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがカスタムアプリケーションをダウンロードした日から 90 日以内、もしくは第 3.8 条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから 90 日以内(かかる自動更新サブスクリプション期間が 90 日未満である場合)に、エンドユーザーが当該カスタムアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) カスタムアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Apple は、当該カスタムアプリケーションに対してカスタム App の配信の顧客またはエンドユーザーが支払った価格の全額を(場合に応じて)カスタム App の配信の顧客またはエンドユーザーに返金することができるものとします。Apple がかかる価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。エンドユーザーがカスタムアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求を Apple がペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。

7. 終了

7.1 本別紙 3 および Apple の本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Apple は、(i) 終了日より前(本別紙の第 1.4 条に定めるフェーズアウト期間を含みます)にカスタム App の配信の顧客に提供された、カスタムアプリケーションのコピーと引き換え可能なすべてのコンテンツコードに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙 3 の第 6.3 条に従って、Apple がカスタム App の配信の顧客またはエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Apple は、カスタム App Distribution の顧客またはエンドユーザーの払い戻しを算出し、それと相殺するために、Apple が合理的であると判断する期間、デベロッパに対するすべての支払いを保留することができます。デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合、またはほかのデベロッパを関与させるようにした、奨励した、参加したと Apple が判断した、または疑いを持って場合、Apple は、デベロッパまたはかかるほかのデベロッパに対する支払いを保留する場合があります。

7.2 デベロッパがカスタムアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙 3 に基づき Apple に対してエンドユーザーが当該カスタムアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、すみやかに Apple に通知し、かつ、App Store Connect ツールに設けたツールを用いて、カスタム App の配信サイトより当該カスタムアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第 7.2 条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙 3 に基づくデベロッパの Apple に対する義務、または Apple もしくはエンドユーザーに対するカスタムアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

7.3 Apple は、いつでも、理由の如何にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるカスタムアプリケーションの販売、提供、ならびにカスタム App の配信の顧客による購入およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第 7.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Apple が、(i) 添付書類 A に列挙する 1 つまたは複数の地域に当該カスタムアプリケーションを輸出することが輸出管理令またはその他の法令により許可されていない、(ii) 当該カスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの所有もしくは使用が第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害する、(iii) 当該カスタムアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙 3 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが指定する 1 つか複数の地域の適用法令に違反する、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙 3、またはその他のドキュメント(App Store Review ガイドラインを含みますが、これに限定されませんが)の条件に違反した、(v) デベロッパのライセンスアプ

リケーションが本別紙 3 の第 5.4 条に違反した(規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません)、または (vi) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Apple が事業を展開するいずれかの地域における制裁措置の対象になっている、と合理的に判断する場合、Apple の自由裁量により、カスタムアプリケーションの一部または全部の販売およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止することがあることを認めるものとします。Apple が、本第 7.3 条に基づいて、カスタムアプリケーションの販売およびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙 3 に基づくデベロッパの義務は免責されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connect サイトのツールを用いて理由の如何によらず、随時、カスタムアプリケーションの全部または一部をカスタム App の配信サイトから削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Apple に対し、本別紙 3 の第 5.1 条および 7.2 条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り、エンドユーザーによる未利用のコンテンツコードの利用要求に応えること、また、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙 3 の第 1.2 条(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可および指示するものとします。

8. 法的影響

本別紙 3 に基づくデベロッパと Apple の関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響、または、税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパの顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

添付書類 A

1. 代理人としての Apple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます)を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます)を指名するものとします。

オーストラリア
ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法 2295 条 (以下参照) に従い、Apple Inc. を指名するものとします。

米国

デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い (以下参照)、Apple Services LATAM LLC を指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセントおよび グレナディーン諸島
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	スリナム
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	トリニダード・トバゴ
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	タークス・カイコス諸島
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	ウルグアイ
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ベネズエラ*
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
英領ヴァージン諸島	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第 643 条に従い、iTunes 株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショナーとしての Apple

デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Distribution International Ltd. を指名するものとします。本契約において「コミッショナー」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されているとおり、自己のために行為することを目的とし、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します。

アフガニスタン	ガボン	マレーシア*	セルビア
アルバニア	ガンビア	モルディブ	セイシェル
アルジェリア	ジョージア	マリ	シエラレオネ
アンゴラ	ドイツ*	マルタ共和国*	シンガポール*
アルメニア	ガーナ	モーリタニア	スロバキア*
オーストリア	ギリシャ*	モーリシャス	スロベニア*
アゼルバイジャン	ギニアビサウ	ミクロネシア連邦	ソロモン諸島
バーレーン*	香港*	モルドバ	南アフリカ
ベラルーシ	ハンガリー	モンゴル	スペイン*
ベルギー*	アイスランド*	モンテネグロ	スリランカ
ベナン	インド	モロッコ	スワジランド
ブータン	インドネシア	モザンビーク	スウェーデン*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	イラク	ミャンマー	スイス*
ボツワナ	アイルランド*	ナミビア	台湾*
ブルネイ	イスラエル*	ナウル	タジキスタン
ブルガリア*	イタリア*	ネパール	タンザニア
ブルキナファソ	ヨルダン	オランダ*	タイ*
カンボジア	カザフスタン	ニジェール	トンガ
カメルーン	ケニア	ナイジェリア	チュニジア
カーボベルデ	韓国*	ノルウェー*	トルコ*
チャド	コソボ	オマーン	トルクメニスタン
中国*	クウェート	パキスタン	アラブ首長国連邦*
コンゴ民主共和国	キルギスタン	パラオ	ウガンダ
コンゴ共和国	ラオス	パプアニューギニア	ウクライナ*
コートジボワール	ラトビア*	フィリピン*	英国*
クロアチア	レバノン	ポーランド	ウズベキスタン
キプロス*	リベリア	ポルトガル	バヌアツ
チェコ共和国	リビア	カタール*	ベトナム*
デンマーク*	リトアニア*	ルーマニア*	イエメン
エジプト*	ルクセンブルク*	ロシア*	ザンビア
エストニア*	マカオ	ルワンダ	ジンバブエ
フィジー	マケドニア	サントメ・プリンシペ	
フィンランド*	マダガスカル	サウジアラビア*	
フランス*	マラウイ	セネガル	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類 B

1. Apple は、税の適用がある場合、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙 2 の第 3.2 条に記載されている税金を徴収し、また以下の国に所在するカスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙 3 の第 3.2 条に記載されている税金を徴収し、管轄の税務当局に納付するものとします。

アルバニア	チェコ共和国	リトアニア	スロバキア
アルメニア	デンマーク	ルクセンブルク	スロベニア
オーストラリア	エストニア	マレーシア	南アフリカ
オーストリア	フィンランド	マルタ共和国	スペイン
バハマ	フランス	メキシコ***	スウェーデン
バーレーン	ジョージア	モルドバ	スイス
バルバドス	ドイツ	オランダ	台湾
ベラルーシ	ギリシャ	ニュージーランド	タジキスタン**
ベルギー	ハンガリー	ナイジェリア	タイ**
ボスニア・ヘルツェゴビナ	アイスランド	ノルウェー	トルコ
ブルガリア	インド	オマーン	ウクライナ
カナダ	インドネシア**	ポーランド	アラブ首長国連邦
カンボジア	アイルランド	ポルトガル	ウガンダ
カメルーン	イタリア	ルーマニア	英国
チリ	カザフスタン	ロシア**	米国
中国*	ケニア	サウジアラビア	ウルグアイ†
コロンビア	韓国**	セルビア	ウズベキスタン**
クロアチア	コソボ	シンガポール**	ジンバブエ
キプロス	キルギスタン		
	ラトビア		

*中国政府の要請に応じて徴収する特定の税金を除き、Apple は中国における追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

**非居住者のデベロッパにのみ適用されます。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金(存在する場合)の徴収および納付について単独で責任を負い、Apple がこれを代わりに行うことはないものとします。

***メキシコの VAT の対象として地方税務当局に登録されていないデベロッパにのみ適用されます。メキシコの VAT の対象として地方税務当局に登録されているデベロッパに対しては、Apple は、現地の法律に則り、(i) 現地の企業および外国人居住者に課せられる VAT の合計額、および (ii) 現地の個人に適用される VAT の額およびその他の VAT の額を徴収し、地方税務当局に対して納付するものとします。現地の法律で義務付けられている場合、かかる VAT の管轄の税務当局に対する納付については、デベロッパが責任を負うものとします。

†ウルグアイ政府の要請に応じて Apple が徴収する特定のデジタル取引に関する税金を除き、Apple はウルグアイにおける追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている場合、自身の収益に課せられる税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

2. Apple は、本添付書類 B の第 1 条に列挙されていない地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙 2 の第 3.2 条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとし、またかかる地域に所在するカスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙 3 の第 3.2 条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うものとします。

添付書類 C

1. オーストラリア

1.1 一般規定

- (a) 1999 年新税制(物品サービス税)法(以下、「GST 法」といいます)で定義されている用語は、本第 1 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (b) 本添付書類 C の第 1 条は、本契約の終了後も有効に存続します。

1.2 オーストラリアにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために APL を指名している場合：

1.2.1 デベロッパは、GST 法に基づく GST の不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する国税庁長官(以下、「長官」といいます)からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。加えて、デベロッパは、オーストラリアで GST の登録を怠ったとして長官により課されるいかなる罰金についても、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

1.2.2 物品サービス税(GST)

(a) 総則

- (i) 本添付書類 C の第 1.2 条は、代理人である APL を介してデベロッパが行う、オーストラリアに関連する供給に適用されます。GST 法で定義されている用語は、本第 1.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (ii) 明示的に別途定められている場合を除き、別紙 2 および別紙 3 に基づく支払い合計金額または支払い合計金額の算出に使用される金額はすべて GST を考慮せず決定されており、本第 1.2 条に基づき、支払うべき GST を考慮に入れて額を増やす必要があります。
- (iii) 別紙 2 および別紙 3 に基づき供給者から受領者に行われる課税対象の供給が GST の対象となる場合、受領者は、金銭的な対価の提供と同時にかつ同じ方法で、供給者に GST を支払う必要があります。誤解を避けるために明記すると、これには、別紙 2 の第 3.4 条および別紙 3 の第 3.4 条に従って APL により手数料として差し引かれるすべての金銭的な対価を含みます。
- (iv) 本条項に基づき GST を理由として APL が回収できる金額は、科料、罰金、利息、およびその他の徴収金を含むものとします。
- (v) 本添付書類 C の第 1 条は、本契約の終了後も有効に存続します。

(b) 居住デベロッパまたは ABN を持つ GST 登録済みの非居住デベロッパ

- (i) デベロッパがオーストラリアの居住者である場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(以下、「ABN」といいます)を有しており、かつ GST 登録済みであるか、または GST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST の登録申請を長官に提出済みであることが、別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を(App Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からプリン

トアウトした証憑を Apple にアップロードすることにより) Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

- (ii) デベロッパが非居住であり、ABN を持つ GST 登録済みの事業者である場合、デベロッパが別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を Apple に提供することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、デベロッパが ABN を持つ GST 登録済みの事業者でなくなった場合、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。
- (iii) デベロッパおよび APL は、GST 法の第 153-50 条における手続きを行うことに同意するものとします。さらに、デベロッパおよび APL は、代理人である APL を介してデベロッパが行うエンドユーザーへの課税対象の供給について、以下に同意するものとします。
 - (A) APL は、エンドユーザーに供給を行っているものとみなされます。
 - (B) デベロッパは、対応する別個の供給を APL に行っているものとみなされます。
 - (C) APL は、自己の名において、第 1.2.2 条(b)(iii)項(A)に基づき行われる供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
 - (D) デベロッパは、第 1.2.2 条(b)(iii)項(A)に基づき行われる課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。
 - (E) APL は、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが APL に行う課税対象の供給(第 1.2.2 条(b)(iii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)について受領者作成のタックスインボイスをデベロッパに発行するものとします。
 - (F) デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが APL に行う課税対象の供給(第 1.2.2 条(b)(iii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)についてタックスインボイスを APL に発行しないものとします。

(c) 非居住で GST 未登録のデベロッパ

デベロッパが非居住であり、ABN を持つ GST 登録済みの事業者でない場合：

- (i) APL は、自己の名において、代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
- (ii) デベロッパは、代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。

1.3 オーストラリアのデベロッパ - オーストラリア国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアの居住者であり、オーストラリア国外におけるマーケティング、ならびにオーストラリア国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(「ABN」)を有しており、新税制である 1999 年物品サービス税法(「GST 法」)に基づき GST 登録済みであることを保証することがこの契約の条件の 1 つとなります。デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を(App Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からプリントア

ウトした証憑を Apple にアップロードすることにより) Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

2. ブラジル

ブラジルにおけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがブラジルにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客に許可するために Apple Services LATAM LLC を指名している場合：

(A) 総則

2.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理して Apple が行う、エンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのデベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布に関する間接税(物品サービス税を含むがこれに限定されません)の納税義務、(ii) ブラジル政府への間接税の納税申告書の提出および間接税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で行う、間接税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、Apple がブラジル国内の第三者、Apple の子会社、または第三者ベンダー(以下、「徴収団体」といいます)を利用して、エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客からライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに関する金額を徴収し、その金額をブラジルから Apple に送金してデベロッパの収益をデベロッパに送金できるようにすることを許可し、これに同意し、認めるものとします。

2.3 エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客がライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対して支払った価格のブラジル国外への送金に源泉徴収税が適用される場合、徴収団体は、その源泉徴収税の全額を Apple のデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をデベロッパの名前でブラジルの所轄の税務当局に納付するものとします。徴収団体は、商業上現実的な努力を払って、個別の源泉徴収票を発行し、ブラジルの税法で定められているとおり、その源泉徴収票は Apple がデベロッパに提供するものとします。デベロッパは、該当する場合、外国税額控除を請求できるようにするためにデベロッパの居住地域の税務当局から求められているその他の文書の提供について全責任を負うものとします。

(B) 非居住デベロッパ

2.4 デベロッパがブラジルの居住者ではなく、デベロッパへの未払い金の総額のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用される場合、デベロッパは、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率を請求するために、デベロッパの居住地域の証明書またはそれに相当する文書を Apple に提供することができるものとします。徴収団体は、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に定められている源泉徴収税の軽減税率(存在する場合)を適用するものとします。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他 Apple にとって十分となる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書を Apple に提供した後に限ります。デベロッパは、Apple がデベロッパから提供される税法上の居住者証明書またはそれに相当する文書を承認および受諾した後にのみ、軽減税率が有効になることを認めるものとします。別紙 2 の第 3.3 条および別紙 3 の第 3.3 条の定めにかかわらず、Apple が当該税務文書を受領および承認する前にデベロッパの資金がブラジル国外に送金される場合、徴収団体は租税条約によって軽減されていない源泉徴収税を全額徴収して所轄の税務当局に納付できるものとします。その場合、Apple は源泉徴収および納付された当該税金の金額をデベロッパに返金しません。

デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびにそれに対する罰金または利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの資格の取得または事実上の喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple および徴収団体を補償し、損害を被らせないものとします。

(C) 居住デベロッパ

2.5 デベロッパがブラジルの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントをデベロッパの個別のブラジル納税者番号 (CNPJまたは CPF のいずれか該当する方) でアップデートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別のブラジル納税者番号を提供しないことにより、デベロッパのブラジル納税者番号が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションがブラジルの Store から削除される場合があることを認めたものとみなされます。

3. カナダ

カナダにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがカナダの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにカナダの GST/HST を追加する、またはアカウントの GST/HST の額を更新する必要があります。また、デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにケベック州の QST を追加する、またはアカウントの QST の額を更新する必要があります。

デベロッパがカナダにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Canada を指名している場合：

3.1 一般規定

デベロッパは、カナダにおいてデベロッパを代理して Apple Canada がエンドユーザーに行う供給および Apple Canada がデベロッパに行う供給に関連する、消費税法 (カナダ) (以下、「ETA」といいます) に基づき課される物品サービス税/統合売上税 (以下、「GST/HST」といいます)、ケベック州売上税 (以下、「QST」といいます)、または州小売売上税 (以下、「PST」といいます) の未支払い、未徴収、または未納付、ならびにそれらに関する罰金または利息に対する、カナダ歳入庁 (以下、「CRA」といいます)、ケベック州歳入庁 (以下、「MRQ」といいます)、および PST を課している州の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.2 GST/HST

(a) 本添付書類 C の第 3.2 条は、カナダにおいて代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行うエンドユーザーへの供給に関して適用されます。ETA で定義されている用語は、本第 3.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。Apple Canada は GST/HST のために登録済みであり、GST/HST 登録番号は R100236199 です。

(b) デベロッパがカナダの居住者であるか、または ETA に基づき GST/HST の登録が求められているカナダの非居住者である場合、デベロッパが GST/HST のために登録済みであるか、または GST/HST のための登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST/HST の登録申請を CRA に提出済みであることが、別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの GST/HST 登録の十分な証拠 (例：デベロッパの CRA による確認書の写しまたは CRA Web サイトの GST/HST Registry からプリントアウトした証拠) を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが GST/HST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(c) デベロッパが GST/HST のために登録済みである場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) ETA の第 177 条(1.1)項に従って選定を行うことで、Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に GST/HST の徴収、会計処理、および納付をさせること、またフォーム GST506 (App Store Connect サイトで入手可能) に必要事項 (自らの有効な GST/HST 登録番号を含む) を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、(ii) Apple は、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に、デベロッパのカナダにおける住所に基づいてカナダの GST/HST および QST を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くことに同意するものとします。

(d) デベロッパが GST/HST の登録をしていない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム GST506 への必要事項の記入、署名、および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパが GST/HST のために登録していないことを保証し、(ii) デベロッパがカナダの居住者ではなく、ETA の対象となる事業をカナダで行っていないことを保証し、(iii) Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が GST/HST を請求、徴収、および納付することを了解し、(iv) デベロッパが Apple Canada に支払うべき手数料は GST/HST が免除されている(すなわち、GST/HST 税率が 0%である)ことを了解し、かつ (v) デベロッパが GST/HST 登録を行っていないければならず、Apple Canada が請求した手数料が GST/HST の対象であったことが判明した場合、Apple Canada に課されるいかなる GST/HST、利息、および罰金についても、Apple を補償することに同意するものとします。

3.3 ケベック州売上税

ケベック州売上税に関する法令(以下、「QSTA」といいます)で定義されている用語は、本添付書類 C の第 3.3 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(a) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパが QST のために登録済みであるか、または QST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように QST の登録申請を MRQ に提出済みであることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの QST 登録の十分な証拠(例: デベロッパの MRQ による確認書の写しまたは MRQ Web サイトの QST Registry からプリントアウトした証憑)を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが QST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(b) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) デベロッパが QST のために登録済みであることを保証し、(ii) QSTA の第 41.0.1 条に従って選定を行うことで、Apple Canada がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に QST の徴収、会計処理および納付をさせること、またフォーム FP2506-V に必要事項(自らの有効な QST 登録番号を含む)を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、かつ (iii) Apple Canada がデベロッパを代理して行うケベック州外に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売については、当該エンドユーザーはケベック州の居住者ではなく、QST のための登録を行っておらず、当該販売は QST が免除されていることを前提として、Apple Canada は QST を請求、徴収、または納付しないことを了解するものとします。

(c) デベロッパがケベック州の居住者ではない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム FP2506-V への必要事項の記入、署名および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパがケベック州の居住者でないことを証し、(ii) デベロッパがケベック州に恒久的施設を有していないことを証し、かつ (iii) Apple がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple が QST を請求、徴収、および納付することを了解するものとします。

3.4 PST

本添付書類 C の第 3.4 条は、PST を課税または導入している州において、代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの供給に関して適用されます。デベロッパは、上記の州において Apple Canada がデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が適用される PST を請求、徴収、および納付できることを了解し、これに同意するものとします。

4. チリ

チリのデベロッパ – チリ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがチリの居住者である場合、デベロッパが当該地域の VAT 納税者であることを保証し、デベロッパの VAT ステータスの証拠を提供しない限り、Apple は、チリの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

5. 日本

(A) 日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために iTunes 株式会社を指名している場合：

5.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理して iTunes 株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務(存在する場合)、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、および自身の納税管理者を任命することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。日本の税務当局から、日本における税金の収集、支払い、または申告の納税管理者として iTunes 株式会社を任命するよう求められた場合でも、iTunes 株式会社は支援することはできません。デベロッパは可能な限り早期に自身の納税管理者を任命することに同意するものとします。別紙 2 の第 3.5 条および別紙 3 の第 3.5 条に基づく、デベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いは、デベロッパが自身の納税管理者を任命するまで行われない場合があります。

5.2 iTunes 株式会社は日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

(B) 日本のデベロッパ – 日本国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple のサービスに対する対価として Apple が受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。

6. 韓国

韓国のデベロッパ – 韓国におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが韓国の居住者であり、韓国におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパが韓国の事業者登録番号(以下、「BRN」といいます)または韓国国税庁への登録番号(以下、「韓国税金 ID」と総称します)を持っていることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

デベロッパは、App Store Connect で求められた場合、デベロッパのアカウントについてデベロッパの個別の韓国税金 ID をアップデートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別の韓国税金 ID を提供しないことにより、デベロッパの韓国税金 ID が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが韓国の Store から削除されたり、別紙 2 の第

3.5 条および別紙 3 の第 3.5 条に基づくデベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いが行われなかったりする場合があることを認めるものとします。

デベロッパは、Apple Distribution International Ltd.の要請に応じて、デベロッパの韓国税金 ID の十分な証拠(例：事業登録証明書または韓国国税庁の HomeTax Web サイトからプリントアウトした証憑)を Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な韓国税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

デベロッパが有効な韓国税金 ID を Apple に提出しない場合、Apple は、本契約に基づきデベロッパに提供するサービスに対して、韓国の VAT を請求する権利を留保します。

7. マレーシア

マレーシアのデベロッパ – マレーシア国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがマレーシアの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、Apple は、マレーシアの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にマレーシアのサービス税を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

8. メキシコ

メキシコのデベロッパ – メキシコ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがメキシコの居住者である場合、Apple は、メキシコの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。Apple は、当該手数料に対応する請求書を発行するものとします。

また、Apple は、メキシコ国内または国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売に対する送金について、メキシコの税法に従って、個人に適用される源泉徴収所得税率を適用するものとします。Apple は、その源泉徴収所得税の全額を Apple のデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をメキシコの所轄の税務当局に納付するものとします。

デベロッパが登録済みで、メキシコの有効な税金 ID (R.F.C と呼ばれています) を有している場合、デベロッパは App Store Connect ツールを使用してデベロッパのメキシコ税金 ID 登録証の写しをアップロードすることにより、Apple に提供する必要があります。デベロッパは、デベロッパが有効な税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。デベロッパがデベロッパのメキシコ税金 ID についての証拠を Apple に提出しない場合、Apple は、メキシコの税法に従って、最も高い所得税率を適用するものとします。

9. ニューゼーランド

9.1 総則

(a) 1985 年物品サービス税法(以下、「1985 年 GST 法」といいます)で定義されている用語は、本添付書類 C の第 9 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(b) 本添付書類 C の第 9 条は、本契約の終了後も有効に存続します。

9.2 ニュージーランドにおけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客に許可するために APL を指名している場合：

9.2.1 一般規定

(a) デベロッパは、1985 年 GST 法に基づく GST の不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する内国歳入庁からのあらゆる請求について、APL を補償し、損害を被らせないものとします。

(b) 本添付書類 C の第 9.2 条は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への供給に適用されます。

(c) デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行う、ニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への供給に関して、APL が電子マーケットプレイスの運営者であり、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(C)項に基づき当該供給の供給者として扱われることに同意するものとします。

9.2.2 居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者である場合、デベロッパおよび APL は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(1C)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパから APL へのサービスの供給。および、
- (ii) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9.2.2 条(a)(i)に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを認めるものとします。

9.2.3 非居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者ではない場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(1B)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパから APL へのサービスの供給。および、
- (ii) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9.2.3 条(a)(i)に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを認めるものとします。

9.2.4 APL は、添付書類 C の第 9 条に基づいて作成された課税対象に関連する必要な文書を、APL 自身の名前でエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客に発行するものとします。

9.2.5 デベロッパは、添付書類 C の第 9.2 条に基づいて作成された対象に関連する文書を、エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客に発行しないものとします。

9.3 ニュージーランドのデベロッパ – ニュージーランド国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドの居住者であり、ニュージーランド国外におけるマーケティング、ならびにニュージーランド国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である Apple を介してデベロッパが行うニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(C)項および第 60 条(1C)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパから Apple へのサービスの供給。および、
- (ii) Apple からニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

デベロッパおよび Apple は、前記の(i)に基づくデベロッパから Apple へのサービスの供給とみなされる供給によって、Apple に 1985 年 GST 法に基づく GST コストが発生しないことを認めるものとします。

10. シンガポール

シンガポールのデベロッパ – シンガポール国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがシンガポールの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っているかどうかの確認を Apple に伝えることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパが GST のために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのシンガポール GST 登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っていない場合、またはデベロッパのシンガポール GST 登録番号を Apple に提供していない場合、Apple は、シンガポールの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にシンガポールの GST を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

11. 台湾

台湾におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが台湾において所得税を申告しており、台湾におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパが台湾におけるデベロッパの統一事業者番号(デベロッパが企業である場合)または台湾におけるデベロッパの個人識別カード番号(デベロッパが個人である場合)(以下、「台湾税金 ID」と総称します)を Apple に提供することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

12. 米国

米国におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが米国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Inc. を指名している場合：

12.1 デベロッパが米国連邦所得税上の米国の居住者ではない場合、デベロッパは、内国歳入庁のフォーム W-8BEN またはその他の必要な納税申告書に必要な事項を記入し、App Store Connect サイトの指示に従って、記入済みのそうした申告書の写し、および適用される税法および規制の遵守に必要なその他すべての情報を Apple に提供するものとします。

12.2 Apple がその合理的な確信により、いずれかのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売または配布に関連して、Apple またはデベロッパが州または地方の売上税、使用税、または類似する取引税を支払わなければならない可能性があるとして判断した場合、Apple は、当該税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。そうした税金の負担またはそうした税金を徴収する責任がデベロッパに生じた場合、デベロッパは、Apple がデベロッパを代理して当該税金を徴収および納付することを許可するものとします。ただし、Apple がエンドユーザーから、当該税金を徴収しなかった場合または当該税金に対する払い戻しを受け取らなかった場合は、当該税金についてデベロッパが引き続き第一義的な責任を負うものとし、またデベロッパは、Apple が支払う必要があるが、別途回収することができない税金の支払いについて Apple に払い戻すものとします。

12.3 所得税、免許税、法人所得税、事業・職業税、またはデベロッパの所得に基づく類似する税金の納税義務をデベロッパが負っている場合、デベロッパは当該税金について全責任を負うものとします。

13. 添付書類 A 第 2 条に記載されている地域におけるエンドユーザー

添付書類 A 第 2 条に記載されている地域におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが、添付書類 A 第 2 条に記載されている国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Distribution International Ltd. (所在地：Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland) を指名している場合：

Apple Distribution International Ltd. が、デベロッパに代わり、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、デベロッパは、かかる税金または賦課金の全額に単独の責任を負うことを認めるものとします。念のために明記すると、デベロッパが Apple Distribution International Ltd. に発行する請求書は、前記の付加価値税またはその他の税金または課徴金を含み、実際にデベロッパに支払うべき金額に制限されます。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

添付書類 D

デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- 1. 了解事項:** デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Apple との間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションおよびそのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在(デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日)の、Apple メディアサービス利用規約およびボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. ライセンスの範囲:** ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに付与されるライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆる Apple ブランド製品上でライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、一括購入、または故人アカウント管理連絡先を使用した購入者と関連付けられた他のアカウントにより、アクセス、取得、および使用される場合を除き、Apple メディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに制限されていなければならないものとします。デベロッパは、特定の Apple ライセンスソフトウェアに関する場合のみ、エンドユーザー使用許諾契約において、カスタム App の配信の顧客が、デベロッパの無償カスタムアプリケーションの単一のライセンスを複数のエンドユーザーに配布することを承認する必要があります。
- 3. メンテナンスおよびサポート:** デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関し、全面的に責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Apple が、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する責任を一切負わないことを認めるものとします。
- 4. 保証:** デベロッパは、製品に対する保証について、明示的保証、または法令に基づきもしくは黙示になされた保証のいずれであるかにかかわらず、免責が有効になされているものを除いて、全面的に責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーは Apple にその旨を通知し、Apple は当該エンドユーザーに対してかかるアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容されるかぎり、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して、Apple は、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する請求:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの保有または使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの請求、たとえば、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに対する請求、ならびに、(iii) 消費者保護法、プライバシー法、あるいは類似の法令規則(デベロッパのライセンスアプリケーションでの HealthKit および HomeKit フレームワークの使用に関連するものを含みます)に基づき発生する請求、などに対処する責任をデベロッパが負担し、Apple は一切の責任を負わないことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。
- 6. 知的財産権:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の知的財産権を侵害すると第三者による請求があった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する請求に関する調査、反論、和解、および解決について全責任を負うものとし、Apple は一切の責任を負わないものとします。
- 7. 法令遵守:** エンドユーザーは、自身の所在地域が、(i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと。および (ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

8. デベロッパの名前および住所: デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して質問、苦情、または請求を行う窓口となる連絡先情報(電話番号や電子メールアドレスなど)を記載するものとします。

9. 第三者の契約条件: デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、たとえば、デベロッパが VoIP アプリケーションを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載しなければならないものとします。

10. 第三者受益者: デベロッパおよびエンドユーザーは、Apple および Apple の子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Apple は、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、かかる権利を Apple が引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類 E

App Store 追加規約

1. **App Store での見つけやすさ** : App Store におけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Apple は、App Store 内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリケーションランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。たとえば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store 内でのローンチの日付(関連する検索のために考慮される場合があります)、Apple が公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータによって、顧客の検索クエリに最も関連する結果が返されます。

(b) App Store 内で取り上げる App について検討する際、Apple のエディターはすべてのカテゴリから、特に新しい App および大幅にアップデートされた App に着目し、高品質のアプリケーションを探します。Apple のエディターが考慮する主なパラメータは、UI デザイン、ユーザーエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store 製品ページのスクリーンショット、App プレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータに関しても考慮します。これらの主なパラメータにより、高品質で優れた設計の革新的な App が表されます。

(c) デベロッパが App Store 上でのデベロッパのアプリケーションに対する有料プロモーションのために Apple サービスを利用する場合、デベロッパのアプリケーションは、検索結果ページ上のプロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

App の見つけやすさに関して詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/discoverability/>をご参照ください。

2. App Store データへのアクセス

デベロッパは、App アナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect 内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリケーションの販売および App 内課金(サブスクリプションを含む)に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、App アナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/measuring-app-performance/>をご参照ください。App アナリティクスのデータは、Apple の顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store-connect/analytics/>をご参照ください。Apple は、他のデベロッパによる App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。また Apple は、デベロッパの App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することはありません。そのようなデータ共有は、Apple のプライバシーポリシーおよび Apple によるかかるデータの取り扱い方法に対する Apple の顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパが App Store Review ガイドラインに従っている場合に限りです。

Apple は、Apple のプライバシーポリシーにおいて概説されているように個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへの Apple のアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、<https://support.apple.com/en-us/HT210584> の「App Store & Privacy」をご参照ください。Apple は、Apple と連携して Apple 製品およびサービスを提供する、Apple の顧客への販売を支援する、Apple に代わり広告を販売して App Store および Apple News and Stocks において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。かかるパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Apple がビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. 苦情および調停に関する P2B 規則

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business 規制(以下、「P2B 規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの国に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうした P2B 規則に従い、<https://developer.apple.com/contact/p2b/> における次の問題に関して、苦情を提出することができます。(a) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B 規則に定められた義務を Apple が遵守していない疑いがある、(b) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または (c) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Apple が講じた措置または行為。Apple はかかる苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Apple は以下の仲裁委員会を指定します。Apple は当該仲裁委員会と共に、関連する App Store サービスの提供に関して生じた Apple とデベロッパとの間の紛争 (Apple の苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む) の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
英国
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>

App Store Reviewガイドライン

デベロッパによるイノベーションを通じて、Appは人々の生活を豊かにし、新しい方法で世界に変革をもたらしています。そして、App Storeは何百万というデベロッパと10億人以上のユーザーが集まる、活気にあふれた場所に成長してきました。今では、開発を始めたばかりの新しいデベロッパも、経験豊富なプログラマーが活躍する大規模なチームも、App Store向けにAppを開発しています。Appleでは、Appの審査プロセスをスムーズに通過していただくために、皆さまがガイドラインを理解できるようサポートしたいと考えています。

はじめに

App Storeにおけるガイドラインは、ユーザーが安全にAppを入手できる場を提供し、あらゆるデベロッパが成功するための優れた機会を提供する、というシンプルな原則に則っています。Appleは、厳選されたAppが集まるApp Storeを提供することで、これを実践しております。App Storeでは、すべてのAppがエキスパートによって審査されるほか、編集チームによるキュレーションにより、ユーザーは毎日新しいAppを発見することができます。また、App Store以外では、いつでもオープンインターネットをご利用いただけます。Appleでは優れたWebエクスペリエンスを可能とするSafariも提供しており、App Storeのモデルやガイドラインが特定のAppやビジネスモデルにとって最適ではない場合でも、一般のインターネットを通じた配信が可能です。

このページでは、ガイドラインを「安全性」「パフォーマンス」「ビジネス」「デザイン」「法的事項」という5つの主なセクションに分類しています。App Storeには、Appleのお客様やApple製品のニーズに対応するために、常に変更や改善が加えられています。そのため、App StoreでAppを提供し続けるためには、デベロッパのAppにも変更や改善が求められます。

また、以下に挙げる点にも注意が必要です。

- 多くの子どもが、さまざまなAppをダウンロードしています。子ども達の安全のためには機能制限 (ペアレンタルコントロール) がとても役に立ちますが、皆さまにもそのために果たすべき役割があります。Appleでは常に子どもの安全にも配慮している点にご留意ください。
- App StoreではAppを世界中の何億もの人々に届けることができます。家族や友達に見せるために開発するAppをApp Storeで公開するのは、最善ではありません。Xcodeを使用して、無料でAppをデバイスにインストールするか、Apple Developer Programメンバーが利用可能なAd Hoc配信の利用を検討してください。Appleプラットフォームでの開発をこれから始める方は、まず[Apple Developer Program](#)について詳しくご確認ください。
- Appの品質が高く、ユーザーの多様な意見に敬意が払われている限り、App Storeではあらゆる見解を自由に公開することができます。Appleでは、そのコンテンツや挙動が許される限度を超えていると考えられるAppを却下します。では、その限度とは何でしょうか。それを説明するには、最高裁判所の判事がかつて述べた、「見ればわかる」という言葉がヒントになります。もしその限度を超えたときは、本人がそのことを一番知っているはずです。
- システムに対して不正を働こうとした場合 (審査プロセスに対する不正、ユーザーデータの不正取得、他のデベロッパが作成したAppのコピー、Appの評価やApp Storeでの発見性の不正操作など)、そのデベロッパのAppはApp Storeから削除され、デベロッパはApple Developer Programから除名されます。
- デベロッパは、Appがすべての点において本ガイドラインに準拠していることを確認する責任があります。広告ネットワーク、分析サービス、サードパーティ製のSDKも含め、注意深く検証して選択するようにしてください。
- デベロッパに一般提供されていない機能やテクノロジーの中には、限定された使用ケースにおいてエンタイトルメントが付与される場合があるものがあります。たとえば、CarPlayオーディオ、ハイパーバイザ、特権ファイルの操作

についてはエンタイトルメントを付与しています。エンタイトルメントについて詳しくは、developer.apple.com で提供されているドキュメントを確認してください。

本ガイドラインが、App Reviewのプロセスを通過する上で役立ち、承認と却下の決定の一貫性を保つ一助となることを願っています。この文書は今後変更される可能性があります。新しいAppの開発により新しい疑問が生じることもあり、その場合は随時新しいルールが追加される可能性があります。ひょっとすると、そのような変化を生み出すのは皆さまのAppかもしれません。Appleは変化を歓迎し、デベロッパの成果に敬意を表します。デベロッパの皆さまが才能を発揮し、同時に十分な収益を得ることができる、世界でもっとも優れたプラットフォームを実現するため、Appleは全力で取り組んでいます。

提出前

App Reviewをできるだけ円滑に進めるため、以下に挙げるような、審査プロセスを遅らせる原因または却下の原因となるものをあらかじめご確認ください。このリストはガイドラインの代わりになるものではなく、承認を保証するものでもありませんが、最初にリストの全項目をご確認いただくことをお勧めします。正常に機能しなくなったAppや、サポートされなくなっているAppは、App Storeから削除されます。App Storeの改善について、詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

以下についてご確認ください。

- Appのクラッシュとバグをテストする
- Appのすべての情報とメタデータが完全で正確であることを確認する
- App Reviewからの連絡が必要になった場合に備え、デベロッパの連絡先情報を最新のものに保つ
- 有効なデモアカウントとログイン情報、およびAppの審査に必要な可能性のあるその他のハードウェアやリソースを提供する(ログイン認証情報やサンプルQRコードなど)
- 審査の際に使用できるよう、バックエンドサービスを有効にする
- App Reviewの「メモ」欄に、わかりにくい機能やApp内課金の詳細な説明を明記する(該当する場合はサポート文書なども含む)
- Appが以下に例を挙げる文書のガイダンスに従っていることを確認する

開発に関するガイドライン

- [UIKit](#)
- [AppKit \(英語\)](#)
- [WatchKit \(英語\)](#)
- [App Extension](#)
- [iOSデータストレージガイドライン \(英語\)](#)
- [Apple File System \(英語\)](#)
- [App Store Connectヘルプ](#)
- [デベロッパアカウントヘルプ](#)

デザインガイドライン

- [Human Interface Guidelines \(英語\)](#)

ブランドとマーケティングに関するガイドライン

- [マーケティングリソースとアイデンティティに関するガイドライン](#)
 - [Apple Payマーケティングガイドライン](#)
 - [「Appleウォレットに追加」のガイドライン](#)
 - [Apple商標および著作権使用に関するガイドライン](#)
-

1. 安全性

App StoreからAppをインストールする際、ユーザーはその安全性、つまり、Appに不適切または不快なコンテンツが含まれず、デバイスを損傷することがなく、使用しても物理的な危害が生じないことを前提として期待しています。以下に主な注意点をまとめます。デベロッパが、ユーザーを動揺させ、不快にさせることを目的としている場合、App StoreでAppを公開することはできません。

1.1 不適切なコンテンツ

Appに不適切なコンテンツ、無神経なコンテンツ、動揺させるコンテンツ、嫌悪感を与えるコンテンツ、極めて悪趣味または不快なコンテンツを含めることはできません。以下は、そのようなコンテンツの例です。

1.1.1 宗教、人種、性的指向、性別、出身国/民族、その他特定のグループへの偏った言及または解釈など、中傷的、差別的、悪意のあるコンテンツ。特に、Appによって特定の個人またはグループが侮辱される、脅迫される、損害を被る可能性がある場合。この要件は通常、専門家による政治風刺/ユーモアには適用されません。

1.1.2 人間または動物の殺害、負傷、拷問、虐待のリアルな描写。または暴力を助長するようなコンテンツ。ゲーム上の「敵」を、特定の人種や文化、実際の政府や企業、その他の実在する事業体として設定することは許可されません。

1.1.3 武器や危険物の違法使用や配慮に欠けた使用を助長するような表現、または銃や弾薬の購入を助長するような表現。

1.1.4 Webster辞書で「美的または情緒的な感覚ではなく、性的興奮を引き起こすような、性器または行為の明確な記述または表示」と定義される、あからさまに性的またはわいせつなコンテンツ。これには、ポルノグラフィを含む、または売買春を幫助するために使われる「出会い系」Appが含まれます。

1.1.5 扇動的な宗教的解釈、不正確もしくは誤解を招くような宗教的文書の引用。

1.1.6 偽の位置追跡情報などの不正確なデバイスデータまたはトリック/ジョークの機能を含む、不正確な情報および機能。Appが「娯楽用」と明記されている場合も、このガイドラインは適用されます。匿名またはいたずら目的で、電話やSMS/MMSメッセージ送信を可能にするAppは却下されます。

1.2 ユーザー生成コンテンツ

ユーザー生成コンテンツを含むAppでは、知的財産の侵害や匿名の嫌がらせなど、特定の問題が生じることがあります。悪用を防ぐため、ユーザー生成コンテンツやソーシャルネットワーキングサービスを含むAppは以下を備えている必要があります。

- 不適切な内容がAppに投稿されることを防ぐ手段
- ユーザーが不適切なコンテンツを報告し、それに対して迅速に対応することができる仕組み
- 不適切な言動を行うユーザーをブロックする機能
- ユーザーがすみやかに連絡できる、デベロッパの連絡先情報

わいせつなコンテンツ、チャットルーレットスタイルのサービス、実在する人物を対象にしたもの（「美しいかそうでないか」の投票など）、身体的な危険を生じるもの、嫌がらせ、などが主な目的として使用されるようなユーザー生成コンテンツまたはサービスを用いるAppは、App Storeでは許可されず、事前の予告なく削除される場合があります。ユーザー生成コンテンツを含むWebベースのAppの場合、コンテンツがデフォルトで非表示になっており、ユーザーが当該AppのWebサイトで表示を有効にしたときのみ成人向けの「職場での閲覧に適さない」コンテンツが表示される場合に限り、その表示が認められます。

1.2.1 クリエイターコンテンツ

「クリエイター」と呼ばれるユーザーの特定コミュニティが作成したコンテンツを提供するAppの場合、適切なモデレーションにより、優れた体験を生み出すことができます。そのようなAppは、デベロッパではないクリエイターが提供する多種多様なコンテンツを一か所にまとめて、ユーザーが楽しめる場を提供し、同時に、これらのコミュニティがユーザー生成コンテンツを作成、共有し、収益化するためのツールやプログラムを提供するものです。これらのコンテンツは、この種のネイティブAppの主要な特徴や機能に変更を加えるものではなく、体系化されたAppの体験に新たなコンテンツを加えるという形で提供されるべきです。クリエイターが作成するコンテンツは、デベロッパがコーディングしたネイティブのApp自体ではなく、App内で提供されるコンテンツであり、App Reviewではユーザー生成コンテンツとして取り扱われます。クリエイターコンテンツの例として、ビデオ、記事、オーディオの他、簡単なゲームなどがあげられます。App Storeでは、これらのユーザー生成コンテンツを提供するAppを配信することができます。ただし、ユーザー生成コンテンツのモデレーションに関するセクション

1.2、および支払いとApp内課金に関するセクション3.1.1を含む、本ガイドラインのすべての条項に準拠している必要があります。クリエイターコンテンツを提供するAppの対象年齢には、App内で利用できるコンテンツの対象年齢の中で最も高い年齢を設定し、また、どのコンテンツには追加購入が必要かをユーザーに伝えるようにしてください。

1.3 「子ども向け」カテゴリ

「子ども向け」カテゴリでは、子ども向けに制作されたAppを簡単に見つけることができます。「子ども向け」カテゴリに参加する場合は、子どもにとって良い経験を提供できるAppの制作に注力してください。これらのAppでは、アクセスに保護者の承認が必要な部分を除き、App外へのリンク、課金要素、その他子どもに不向きなコンテンツを含めることはできません。アップデートで「子ども向け」カテゴリのAppからそのカテゴリを外すことにした場合でも、ユーザーは当該Appが「子ども向け」カテゴリの要件を満たしていることを期待するため、引き続き「子ども向け」カテゴリのガイドラインに従う必要があります。詳しくは、「[ベアレンタルゲート](#)」の情報をご確認ください。

子どもからデータをオンラインで収集することに関して、世界各地で適用されるプライバシー保護法に準拠する必要があります。詳しくは、このガイドラインの「[プライバシー](#)」のセクションを参照してください。さらに、「子ども向け」カテゴリのAppでは、個人を特定できる情報またはデバイス情報をサードパーティに送信することはできません。また、「子ども向け」カテゴリのAppには、サードパーティ製の分析機能や広告を組み込むことはできません。これにより、子ども達にとって、より安全な環境を提供することができます。特定のケースに限り、サードパーティ製の分析機能を組み込むことが許可される場合もあります。その場合、対象のサービスが、IDFAまたは子どもを特定できる情報（名前、生年月日、メールアドレスなど）、位置情報、デバイス情報を収集または送信しないことが条件となります。そうした情報には、直接的にまたは別の情報と組み合わせることによってユーザーおよびユーザーのデバイスの特定につながる、デバイス情報、ネットワーク情報、その他の情報が含まれます。限られたケースでは、サードパーティのコンテンツ連動型広告を組み込むことが許可される場合もあります。この場合は、そのサービスが、「子ども向け」カテゴリのAppに対する手法およびポリシーに関する文書を公開していることが条件となり、その手法やポリシーには、広告素材が年齢に応じた適切なものであることについて、人による審査を実施することが定められている必要があります。

1.4 物理的な危害

Appの挙動によって物理的な危害が生じる可能性がある場合、そのAppは却下されます。以下に例を挙げます。

1.4.1 不正確なデータまたは情報を提示する可能性がある医療用Appや、患者の診断や治療に使用される可能性がある医療用Appは、特に厳しく審査されます。

- 健康に関する測定値の精度を立証できるよう、データや手法を明確に公開する必要があります。精度や手法の有効性が確認できない場合、そのAppは却下されます。たとえば、デバイスのセンサーのみを使用して、レントゲン写真を撮影したり、血圧、体温、血糖値、血中酸素濃度を測定したりできると主張するAppは許可されません。
- ユーザーに、医療上の判断においてはAppの使用だけに頼らず、医師の診断が必要であることを通知する必要があります。

医療用Appが規制当局の認可を受けている場合は、Appと合わせて該当する文書へのリンクを提出してください。

1.4.2 薬物の用量計算Appは、製薬会社、病院、大学、健康保険会社、薬局、その他の許可を得た事業者が提供するか、FDAまたは各国の同等機関による承認を受ける必要があります。Appleでは、患者への潜在的な悪影響を考慮して、Appが長期間にわたってサポートされ、アップデートされることを確認する必要があります。

1.4.3 たばこや電子タバコ（関連製品を含む）、違法な薬物、過度のアルコールの摂取を助長するAppは、App Storeでは許可されません。未成年者にこれらの摂取を促すAppは却下されます。また、規制薬物の販売（許認可を受けた薬局、または許認可済みかその他の合法的な大麻ディスペンサリによる販売を除く）、およびたばこの販売を幫助することは認められません。

1.4.4 Appでは、法執行機関によって公開されている飲酒・薬物の影響下での運転の検問所以外の検問所を表示することはできません。また、決して飲酒運転やスピード超過などの危険な行為を助長してはなりません。

1.4.5 Appで、ユーザーに賭け事やチャレンジなどへの参加を促すことや、ユーザー本人または他人に物理的の危害を与えかねないデバイスの使用を促すことはできません。

1.5 デベロッパ情報

質問やサポートに関する問題について問い合わせるため、デベロッパへの連絡方法がユーザーに明示されている必要があります。Appの中で、またサポートURLによって、デベロッパに簡単に連絡できるようにしておく必要があります。これは、授業で使用するAppの場合、特に重要です。正確で最新の連絡先情報を記載していない場合、ユーザーが不快な思いをするだけでなく、国によっては法律違反となります。またウォレットパスは、発行者の有効な連絡先

情報が記載され、バスのブランドまたは商標の所有者に割り当てられた専用の証明書を使用して署名されている必要があります。

1.6 データのセキュリティ

Appでは、Apple Developer Program使用許諾契約および本ガイドライン（詳しくはガイドライン5.1を参照）に従って収集されたユーザー情報を適切に取り扱い、サードパーティによる不正な使用、開示、アクセスを防ぐため、適切なセキュリティ対策を施す必要があります。

1.7 犯罪行為の報告

犯罪行為の疑いがある活動を報告するためのAppは現地の法執行機関による協力、関与を得たものである必要があります、そのような協力、関与が適用される地域でのみ提供できます。

2. パフォーマンス

2.1 Appの完全性

App Reviewに提出するApp（予約注文に対応するAppも含む）は、必要となるあらゆるメタデータや有効なURLを含む最終バージョンである必要があります。プレースホルダテキスト、コンテンツのないWebサイト、その他の一時的なコンテンツはすべて提出前に取り除く必要があります。提出前に、実際にデバイスを使用してAppのバグおよび安定性をテストし、ログインが必要な場合はデモアカウント情報を記載してください（また、バックエンドサービスを有効にしてください）。App内課金を含む場合は、その機能が完全かつ最新で、審査側に明示されているようにしてください。それが不可能な場合は、その理由を「メモ」欄で説明してください。App Reviewをソフトウェアのテストサービスとは考えないでください。クラッシュする、または明らかな技術上の問題がある不完全なAppバンドルやバイナリは却下されます。

2.2 ベータ版テスト

デモ版、ベータ版、トライアル版のAppをApp Storeで公開しないでください。代わりにTestFlightを使用してください。TestFlightを使用したベータ版配信のために提出されるAppは、一般公開を前提とし、「App Reviewガイドライン」に準拠している必要があります。ただし、TestFlightを使用しているAppは、クラウドファンディングの報酬など、何らかの対価としてテスターに配信することはできません。ベータ版への大きな更新がある場合は、テスターに配信する前にTestFlightのApp Reviewに提出する必要があります。詳しくは、「[TestFlightベータ版テスト](#)」のページを参照してください。

2.3 正確なメタデータ

ユーザーがAppをダウンロードまたは購入することで何を得るのが明確にわかるように表示する必要があります。そのため、プライバシー情報、Appの説明、スクリーンショット、プレビューといったAppのメタデータすべてが、Appの主要な体験を正確に反映するようにしてください。また、新しいバージョンの提供時には、これらの情報を最新の状態にしてください。

2.3.1 Appに隠れた機能、休止中の機能、明文化していない機能を含めないでください。エンドユーザーにも、App Reviewチームにも、Appの機能が明確に伝わる必要があります。新しい機能、特長、プロダクト変更はすべて、App Store Connectの「Notes for Review（審査向けのメモ）」のセクションに具体的に記載し（具体性に欠ける説明は却下されます）、審査時に参照できるようにする必要があります。同様に、App Storeの内外にかかわらず、実際には提供されないコンテンツやサービス（iOSベースのウイルスチェックツールやマルウェアチェックツールなど）または誤った価格を宣伝するなど、誤解を招く方法でAppのマーケティングを行った場合は、AppがApp Storeから削除され、デベロッパアカウントが停止されます。重大または繰り返される違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名の理由となります。AppleはApp Storeを信頼できる場にすることに努めていますが、そのためにはデベロッパの皆さまの協力が必要です。誠実性を欠くデベロッパとビジネスを行うことはできません。

2.3.2 App内課金を含める場合は、Appの説明、スクリーンショット、プレビューによって、特定のアイテム、レベル、サブスクリプションなどに追加購入が必要かどうかを明確にわかるようにしてください。App StoreでApp内課金をプロモーションする場合は、App内課金の表示名、スクリーンショット、説明の内容を一般ユーザーに向けたものにし、「[App内課金のプロモーション](#)」の指定に従ってください。また、Appの起動時にユーザーがスムーズに購入を行うことができるよう、[SKPaymentTransactionObserverメソッド（英語）](#)を適切に実装してください。

2.3.3 スクリーンショットは、単なるタイトル画面、ログインページ、スプラッシュ画面ではなく、利用中のAppの画面を写したものである必要があります。文字や画像のオーバーレイ（タッチポイントのアニメーションや

Apple Pencilでの入力方法の実演など)や、Touch Barなどのデバイス機能への対応を示す画像を用いることもできます。

2.3.4 プレビュー機能を使うと、Appの様子や機能をユーザーに確認してもらうことができます。Appでどのようなことができるかユーザーが確実に理解できるように、レビューにはAppで実際に用いられる画像以外は使用しないでください。ステッカーやその他のiMessage Extensionを用いると、メッセージAppの様子をユーザーに伝えることができます。ビデオのみでは明確でない部分がある場合、ビデオにナレーションを追加したり、図柄やテキストを重ねて説明したりすることができます。

2.3.5 Appに最適なカテゴリを選択してください。不明な点がある場合は、[App Storeのカテゴリの定義](#)を確認してください。カテゴリがまったく適していない場合は、Appleがカテゴリを変更する場合があります。

2.3.6 Appにベアレンタルコントロールが正しく適用されるように、App Store Connectの対象年齢に関する質問には正直に回答してください。対象年齢が正しく設定されていないと、予期していなかった内容でユーザーを驚かせたり、政府の規制機関による調査対象となったりする場合があります。コンテンツレーティングや警告の表示が必要なメディア(映画、音楽、ゲームなど)がAppに含まれている場合、デベロッパにはAppを配信する国や地域の要件を遵守する責任があります。

2.3.7 独自性のあるApp名を選び、Appを正確に説明するキーワードを選んでください。App Storeのシステムを悪用する目的で、メタデータに商標登録用語、人気のApp名、価格情報、その他無関係のフレーズを盛り込むことは認められません。App名は30文字(半角英数字の場合)以内にする必要があります。なお、App名、サブタイトル、スクリーンショット、レビューなどのメタデータには、メタデータタイプに該当しない価格、用語、説明などは含めないでください。Appにサブタイトルをつけると、内容についてさらに伝えることができます。サブタイトルはApple標準のメタデータの規則に従って作成する必要があり、不適切なコンテンツ、他のAppへの言及、真偽を証明できない製品説明などを含めることはできません。Appleには、不適切なキーワードを随時修正したり、悪用を防ぐためにその他の適切な措置を講じたりする権限があります。

2.3.8 メタデータは、すべてのユーザーに対して適切なものである必要があります。そのため、Appの対象年齢が高い場合でも、AppやApp内課金のアイコン、スクリーンショット、レビューは「4歳以上」の対象年齢にふさわしいものにしてください。たとえば、暴力的な描写を含むゲームAppの場合でも、恐ろしい死の描写や特定のキャラクターに銃が向けられている画面は使用しないでください。Appのメタデータに「子ども用」といった用語を使用できるのは、「子ども向け」カテゴリのAppに限られます。混乱を避けるため、App名やアイコン(小アイコン、大アイコン、Apple Watch App用のアイコン、代替アイコン)などのメタデータは、一貫して類似したものである必要があります。

2.3.9 デベロッパは、Appで用いられるアイコン、スクリーンショット、レビューなどあらゆる素材データを使用する権利を保護する責任があります。また、実在のユーザーのデータではなく架空のアカウント情報を表示してください。

2.3.10 AppはiOS、iPadOS、macOS、tvOS、watchOSでの使用を前提としてください。許可を得た特定の相互作用的機能がある場合を除き、他のモバイルプラットフォームの名前、アイコン、画像をAppまたはメタデータに含めることはできません。Appのメタデータとして記述できるのは、Appとその操作性に関する情報のみです。関係のない情報は含めないでください。

2.3.11 App Storeでの予約注文に対応するAppを提出する場合は、提出した通りにAppを完成させ、配信する必要があります。最終的にリリースするAppが、予約注文時にプロモーションしたものと著しく異なることがないようにしてください。Appに大きな変更を加える場合(ビジネスモデルの変更など)は、予約注文の販売をあらためて最初から行う必要があります。

2.3.12 Appの「新機能」のテキストとして、新しい機能や製品の変更について明確に記述する必要があります。簡単なバグ修正、セキュリティアップデート、性能改善については汎用的な「説明」欄を使用できますが、より重要な変更事項は「新機能」欄に記載する必要があります。

2.3.13 App内イベントは、App内で提供するタイムリーなイベントです。App Storeでイベントを公開するには、App Store Connect上で規定するイベントタイプに該当する必要があります。すべてのイベントメタデータは正確であり、App全体に関するものではなく、直接イベントに関わるものである必要があります。イベントはApp Store Connect上で選択した日時で開催される必要があります(複数のストアフロントに関わる場合も含む)。当ガイドラインのセクション 3「ビジネス」の規定に違反しない限り、イベントの収益化は認められます。イベントのディープリンクは、App内の正しいコンテンツに直接案内する必要があります。「[App内イベント](#)」で認められるイベントメタデータとディープリンクに関するガイドラインの詳細を確認してください。

2.4 ハードウェアの互換性

2.4.1 ユーザーがAppを最大限に活用できるよう、iPhone向けのAppは可能な限りiPadでも実行できるようにしてください。Appleは、ユーザーがすべてのデバイスで使用できるように、ユニバーサルAppの構築を検討

するようお勧めしています。詳しくは、「[ユニバーサルApp\(英語\)](#)」をご確認ください。

2.4.2 電力を効率的に使用できるように、またデバイスを損傷させるおそれのない方法で使用できるようにAppを設計してください。Appが急速にバッテリーを消費すること、過度な熱を発生させること、デバイスのリソースに不必要な負荷をかけることがないようにしてください。たとえば、充電中にデバイスをマットレスや枕の下に置くよう促したり、ソリッドステートドライブに過剰な回数の書き込みを行ったりするなどが例として挙げられます。Appでは、サードパーティの広告が表示されるものも含め、暗号通貨のマイニングのような無関係なバックグラウンドプロセスを実行することはできません。

2.4.3 Apple TV用のAppは、Siri Remoteやサードパーティ製ゲームコントローラ以外のハードウェアによる入力がなくても使用できるようにする必要があります。ただし、他の周辺機器を接続することで機能がさらに高まるようにすることは問題ありません。ゲームコントローラを必須とする場合は、追加の機器が必要であることをユーザーが理解できるよう、メタデータの中で明確に説明してください。

2.4.4 デバイスの再起動や、Appの中心的な機能に無関係なシステム設定の変更をApp内で推奨または要求することは認められません。(Wi-Fiをオフにする、セキュリティ機能を無効にするなど)。

2.4.5 Mac App Storeから配信されるAppには、以下の追加要件が適用されます。

(i) Appは適切にSandbox化され、「[macOS File System Documentation\(英語\)](#)」に準拠している必要があります。また、他のAppによって保存されたユーザーデータ(ブックマーク、連絡先、カレンダーのエントリなど)を修正する場合、適切なmacOS APIのみを使用する必要があります。

(ii) AppはXcodeで提供されるテクノロジーを使用してパッケージ化し、提出する必要があります。サードパーティ製のインストーラは使用できません。また、自己完結型の、単一のAppインストールバンドルである必要があります。コードまたはリソースを共有ロケーションにインストールすることはできません。

(iii) Appを自動的に起動することは許可されません。また、Appの起動時やログイン時に、同意または開始プロセスを経ることなく別のコードを自動的に実行したり、ユーザーの同意を得ることなくAppの終了後にコードの実行を継続したりすることはできません。Appのアイコンを自動的にDockに追加することや、ショートカットを自動的にユーザーのデスクトップに作成することは許可されません。

(iv) AppによってスタンドアロンのApp、KEXT、追加のコード、リソースがダウンロードまたはインストールされ、機能が追加されるようにすることは許可されません。また、審査プロセスの後でAppを大きく変更することはできません。

(v) Appでルート権限へのエスカレーションまたはsetuid属性の使用を要求することはできません。

(vi) ライセンス画面をAppの起動時に表示する、ライセンスキーを要求する、独自のコピー保護を実装することがないようにしてください。

(vii) アップデートの配信にはMac App Storeを使用する必要があります。その他のアップデート方法は許可されません。

(viii) Appは現行のOSで動作する必要があります。非推奨の、または任意でインストールされるテクノロジー(Javaなど)を使用することはできません。

(ix) Appがサポートするすべての言語とローカリゼーションは、単一のAppバンドルにする必要があります。

2.5 ソフトウェア要件

2.5.1 Appでは公開APIのみ使用でき、現行のOSで動作する必要があります。公開APIについて、詳しくは[こちら](#)をご確認ください。Appは常に最新の状態に保ち、今後のOSバージョンでサポートが終了し、非推奨となる機能、フレームワーク、テクノロジーは段階的に使用を止めてください。Appではその用途に合ったAPIおよびフレームワークを使用し、その内容をAppの説明に記載してください。たとえば、HomeKitフレームワークを使用する場合はホームオートメーションサービスを提供するものである必要があります。HealthKitはヘルスケアとフィットネスの目的で、ヘルスケアAppに統合し使用される必要があります。

2.5.2 Appはバンドル内で完結している必要があります。他のAppを含め、指定されたコンテナエリア外に対するデータの読み書き、またはAppの特徴や機能を導入したり変更したりするコードをエリア外からダウンロード、インストール、実行することは許可されません。実行形式のコードの学習や開発、学生によるテストを目的とした教育用Appでは、コードが他の目的で使用されないという、限られた状況での使用に限り、コードのダウンロードが許可される場合があります。こうしたAppでは、ユーザーがApp上でソースコードの全体を確認し、編集できるようにしておく必要があります。

2.5.3 プッシュ通知やGame Centerを含むオペレーティングシステムの通常動作およびハードウェアの機能を損傷または妨害するウイルス、ファイル、コンピュータコード、プログラムを送信するAppは却下されます。重大または繰り返される違反行為は、デベロッパのApple Developer Programからの除名につながります。

2.5.4 マルチタスクAppには、VoIP、オーディオ再生、位置情報取得、タスクの完了、ローカル通知など、適切なバックグラウンドサービスのみを使用してください。バックグラウンドでの位置情報取得モードを使用する場合は、それによってバッテリー持続時間が大幅に減少する可能性があることを通知してください。

2.5.5 Appは、IPv6のみのネットワークで完全に機能する必要があります。

2.5.6 Webを閲覧するAppでは、適切なWebkitフレームワークとWebKit Javascriptを使用する必要があります。

2.5.7 携帯電話ネットワークを介した10分以上のビデオストリーミングコンテンツにはHTTP Live Streamingを使用し、ベースラインの192 kbpsのHTTPライブストリーミングを含める必要があります。

2.5.8 代替デスクトップ/ホーム画面環境を作成するApp、マルチAppウィジェットをシミュレーションするAppは却下されます。

2.5.9 音量を上げる/下げる、サウンドオン/オフといった標準スイッチの機能、および他のネイティブユーザーインターフェイスの要素やその挙動を変更または無効にするAppは却下されます。たとえば、ユーザーがその動作を想定できる別のAppや機能に対するリンクをブロックすることはできません。リンクの適切な取り扱いについて、詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

2.5.10 空の広告バナーまたはテスト広告が表示されるAppは提出しないでください。

2.5.11 SiriKitとショートカット

(i) SiriKitとショートカットを組み込んだAppは、他のAppのサポートを必要とせず、説明された機能から予想されるIntentでのみ登録できます。たとえば、献立作りに関するAppを登録する場合、フィットネスのAppの機能を用いていたとしても、ワークアウトを始めるというIntentを組み入れることはできません。

(ii) plistに記載する用語やフレーズは、必ずAppと、その登録IntentにおけるSiriの機能に関係のあるものとなるようにしてください。エイリアスはAppや会社名と直接関係のあるものにする必要があります。一般的な用語を使用したり、サードパーティ製Appの名前やサービスを含めたりすることはできません。

(iii) Siriへのリクエストやショートカットは可能な限りもっとも直接的な方法で処理される必要があります。リクエストを受け取りそれが実行される間に、いかなる広告やマーケティング要素も入れることはできません。ユーザーにリクエストの明確化を求めるのは、タスクの実行に必要な場合のみにします(ユーザーにワークアウトの種類を指定するよう求める場合など)。

2.5.12 CallKitやSMS Fraud Extensionを使用するAppでは、スパムであることが確認されている電話番号のみブロックするようにしてください。「call-」「SMS-」「MMS-」のブロック機能やスパム検出機能を実装したAppでは、マーケティングテキストでその機能を明確に示し、ブロックやスパムリストの基準を説明する必要があります。デベロッパは、こうしたツールがアクセスするデータを、AppやExtensionの動作や改善に直接関係しない目的で利用することはできません(たとえば、トラッキングやユーザープロフィールの作成などの目的で利用、共有、販売することはできません)。

2.5.13 顔認証でアカウントを認証するAppには、ARKitやその他の顔認証テクノロジーではなく、可能な場面で必ずLocalAuthentication(英語)を使用する必要があります。また、13歳未満のユーザー向けに、必ず代替の認証方法を用意する必要があります。

2.5.14 Appで、録音や録画、ログの記録、またはその他の方法でユーザーのアクティビティを記録する場合は、ユーザーの同意を明示的に確認し、記録中であることが視覚および/または音声でわかるようにする必要があります。これにはデバイスのカメラ、マイク、画面収録機能、またはその他のユーザー入力ツールの使用が含まれません。

2.5.15 ファイルの表示や選択ができるAppでは、ファイルAppのアイテムやユーザーのiCloud Documentsを利用できるようにする必要があります。

2.5.16 App Clip、ウィジェット、Extension、通知は、Appのコンテンツや機能と関連性のあるものである必要があります。また、App Clipの機能や特長はすべて、メインのAppのバイナリに含める必要があります。App Clipに広告を含めることはできません。

3. ビジネス

App StoreでAppの収益化を実現する方法は数多くあります。ご自分のビジネスモデルが明白でない場合は、メタデータとApp Reviewの「メモ」欄で説明するようにしてください。Appの仕組みが明確でない場合やApp内課金がわかりにくい場合は、審査が遅れ、却下の原因となる可能性があります。価格はデベロッパが決定しますが、Appleでは、明らかに高すぎるAppやApp内課金アイテムを配信することはできません。ユーザーに不当に高い金額を請求するAppは却下されます。

デベロッパがカスタマーレビューの内容を改ざんしたり、金銭や報酬を与えてフィードバックを得たり、フィードバックの一部のみに絞って表示したり、偽のフィードバックを書くなどしたりしてチャートランキングの上昇を図るか、そのようなサービスを提供するサードパーティと協力したことが判明した場合、AppleはApp Storeの信頼性を保つための手順を踏み、そのデベロッパをApple Developer Programから除名する場合があります。

3.1 支払い

3.1.1 App内課金:

- Appのコンテンツまたは機能(例: サブスクリプション、ゲーム内通貨、ゲームレベル、プレミアムコンテンツへのアクセス、フルバージョンの利用)は、App内課金を使用して解放する必要があります。コンテンツや機能を解放するため、ライセンスキー、拡張現実マーカー、QRコードなど、App独自の方法を用いることはできません。App内課金以外の方法で、ユーザーを何らかの購入に誘導するボタン、外部リンク、その他の機能をAppやメタデータに含めることはできません(3.1.3(a)に該当する場合を除く)。
- ただし、ユーザーがApp内課金で購入した通貨で、デベロッパまたはデジタルコンテンツプロバイダにApp内で「チップ」を払うようにすることはできます。
- App内課金で購入されたクレジットやゲーム内通貨に有効期限を設定することはできません。また、返還可能なApp内課金を導入する場合は返還のメカニズムを実装する必要があります。
- App内課金のアイテムを他のユーザーに贈与できるようにすることは可能です。これらの贈与アイテムに関して、元の購入者以外のユーザーに返金することはできません。また贈与されたアイテムの交換はできません。
- Mac App Storeで配信されるAppでは、App Storeとは別の方法で有効化されるプラグインまたはExtensionを使用することができます。
- 「ルートボックス」などの方法でバーチャルアイテムをランダムに購入できるAppでは、各種アイテムの入手確率を明記して、ユーザーが購入前に確認できるようにしてください。
- デジタルの商品やサービスに利用できるデジタルのギフトカード、ギフト券、バウチャー、クーポンを販売する場合は、App内課金によるApp内での販売のみ許可されます。物理的なギフトカードをApp内で販売してユーザーに郵送する場合は、App内課金以外の支払い方法を使用することもできます。
- サブスクリプション方式ではないAppでは、まず一定期間の無料トライアルを提供し、その後フルバージョンをアンロックする選択肢を提示することができます。その場合、「XX日間お試し(XX-day Trial)」といった命名規則に従った非消耗型のApp内課金アイテムを、Tier 0の価格帯で設定する必要があります。無料トライアルの開始前に、トライアル期間の長さ、トライアル終了後に利用できなくなるコンテンツやサービス、フルバージョンを再度利用するためにかかる料金を、App内で明確に示す必要があります。[レシート\(英語\)](#)および[DeviceCheck\(英語\)](#)を使用して、コンテンツへのアクセス権やトライアル期間の長さを管理する方法について詳しくは、リンク先をご確認ください。

3.1.2 サブスクリプション: App Storeでのカテゴリにかかわらず、AppのApp内課金では自動更新のサブスクリプションを組み込むことができます。自動更新のサブスクリプションをAppに組み込む際は、以下のガイドラインに必ず従うようにしてください。

3.1.2(a) 許容される使用方法: 自動更新のサブスクリプションを組み込む場合は、継続的な価値をユーザーに提供する必要があります。サブスクリプションの周期は最低7日間とし、ユーザーのすべてのデバイスで利用できるようにする必要があります。サブスクリプションの適切な使用例には次のようなものがあります(すべて網羅しているわけではありません)。新しいゲームレベル、コンテンツの新しいエピソード、マルチプレイヤー対応、定期的な実態のあるアップデートが提供されるApp、コレクションが多数にわたる、または定期的に更新されるメディアコンテンツ、サービスとしてのソフトウェア(「SAAS」)、クラウド対応、など。さらに以下についてご確認ください。

- サブスクリプションと、コンテンツの個別提供を併せて用意することもできます(映画のコレクション全体をサブスクリプションで提供すると同時に、個々の映画の購入やレンタルサービスも提供するなど)。
- 同じデベロッパの複数のAppやサービスで同一のサブスクリプションを共有することもできます。
- ストーリーミングゲームサービスのサブスクリプションで提供されるゲームでは、サードパーティのAppやサービスで共有される同一のサブスクリプションを提供することもできます。ただし、そのようなゲームは

App Storeから直接ダウンロードされ、サブスクリプション登録者に二重の支払いが発生しないように設計される必要があります。また、サブスクリプションを利用していないユーザーに不利となる形で提供することはできません。

- サブスクリプションは、Appを利用できるすべてのデバイスで機能する必要があります。詳しくは、「[App間でサブスクリプションを共有\(英語\)](#)」をご確認ください。
- ユーザーがAppの機能やコンテンツにアクセスしたり使用したりする際に、Appの評価やレビュー、他のAppのダウンロード、同様のその他アクションをユーザーに求めることはできません。
- その他すべてのAppと同様、サブスクリプションを提供するAppでは、ユーザーが対価を支払ったコンテンツを、追加作業(ソーシャルメディアへの投稿、連絡先のアップロード、Appを特定の回数開くことなど)を実行しなくても入手できるようにする必要があります。
- 消耗型のクレジット、ゲームで購入する宝石、ゲーム内通貨などはサブスクリプションとして提供することができます。また、消耗型アイテムの割引購入の権利をサブスクリプションに含めることもできます(宝石のパックを割引価格で入手できるプラチナメンバーシップなど)。
- すでに登録しているAppをサブスクリプションベースのビジネスモデルに変更する場合、既存のユーザーがすでに対価を支払っている基本的な機能を取り除くことはできません。たとえば、「ゲーム全体のアンロック」をすでに購入しているユーザーには、新規ユーザーに向けてサブスクリプションモデルを導入した後も、ゲーム全体に引き続きアクセスできるようにする必要があります。
- 自動更新のサブスクリプションAppでは、関連する情報をApp Store Connectで明示して、ユーザーに無料トライアル期間を提供することができます。[サブスクリプションオファーの提供についてさらに詳しく](#)。
- ユーザーに対して詐欺的行為を働こうとするAppは、App Storeから削除されます。これには、虚偽の説明でユーザーをだましてサブスクリプションを購入させようとしたり、おとり商法や詐欺的な行為をしたりするAppが含まれます。このようなAppはApp Storeから削除され、そのデベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。
- モバイル通信事業者のAppでは、事前にAppleの承認を得ることで、携帯電話データプランを含む定義済みバンドルに、音楽およびビデオの自動更新サブスクリプションを組み込むことができます。それ以外の自動更新サブスクリプションも、事前にAppleの承認を得ることで、携帯電話データプランを含む定義済みバンドルに組み込むことが可能です。ただし、その通信事業者Appでは、新規ユーザー向けのApp内課金を提供し、ユーザーが当該バンドルサービスの利用を終了する際には、サブスクリプションをApp内課金に切り替える仕組みを設ける必要があります。この種のサブスクリプションで、消耗型アイテムの利用または割引価格での購入を提供することはできません。

3.1.2 (b) アップグレードとダウングレード: ユーザーがアップグレード/ダウングレードをスムーズに行えるようにし、同じコンテンツの異なるバージョンを意図せずに購入してしまうことがないようにする必要があります。サブスクリプションのアップグレードとダウングレードのオプションを管理する方法については、[ベストプラクティス](#)を確認してください。

3.1.2 (c) サブスクリプションに関する情報: ユーザーにサブスクリプションを促す際は、その価格でユーザーが何を入手できるかを事前に明確に説明する必要があります。1か月当たりの発行回数は何回か、クラウドストレージの容量はどれくらいか、サービスにアクセスする方法にはどのようなものがあるか、など。「[契約/税金/口座情報](#)」で確認できる、Apple Developer Program使用許諾契約の添付資料2で説明されている要件も必ず明示する必要があります。

3.1.3 その他の購入方法: 次に挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法を利用することができます。ただし、このセクションで挙げるAppでは、App内課金以外の購入方法の利用をApp内でユーザーに促すことは許可されません(3.1.3 (a)に該当する場合を除く)。Appとは無関係の手段で、デベロッパがユーザーベースに対してApp内課金以外の購入方法に関するコミュニケーションを送信することは許可されます。

3.1.3 (a) 「リーダー」App: 以前に購入したコンテンツまたはコンテンツのサブスクリプション(具体的には、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ)に、ユーザーがアクセスできるようにすることは許可されています。「リーダー」Appは、無料ユーザー層向けにアカウント作成の機能や、既存ユーザー向けにアカウント管理の機能を含めることができます。「リーダー」Appのデベロッパは、外部リンクのアカウントエンタイトルメントをリクエスト申請し、デベロッパが所有する、またはデベロッパがアカウントの作成や管理の責任を保持するWebサイトへの情報リンクをApp内で提供することができます。外部リンクのアカウントエンタイトルメントについて、詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

3.1.3 (b) マルチプラットフォームサービス: 複数のプラットフォームで動作するAppでは、マルチプラットフォームのゲームにおける消耗アイテムなどを含め、別のプラットフォーム上のAppやデベロッパのWebサイトでユー

ザーが入手したコンテンツ、サブスクリプション、機能へのアクセスを許可することが可能です。ただし、そうしたアイテムは、App内のApp内課金アイテムとしても購入可能でなければなりません。

3.1.3(c) エンタープライズサービス：組織またはグループが、(たとえば業務用データベースや授業管理ツールなど)従業員や学生向けにデベロッパから直接購入するAppの場合、エンタープライズユーザーが以前に購入したコンテンツやサブスクリプションを利用できるようにすることは許可されています。一般の消費者、単独ユーザー、家族向けの販売の場合は、App内課金を使用しなければなりません。

3.1.3(d) 個人対個人のサービス：個人対個人のリアルタイムでのサービス(家庭教師、医療相談、不動産のツアー、フィットネストレーニングなど)を購入できるAppの場合は、App内課金以外の購入方法での支払いを受け付けることもできます。一方で、リアルタイムで個人対複数のサービスを提供する場合は、App内課金を使用しなければなりません。

3.1.3(e) Appの外部で使用する商品やサービス：ユーザーがAppの外部で使用する物理的な商品やサービスをAppで購入できるようにする場合、そうした商品の支払いにはApp内課金以外(Apple Payやクレジットカードなど)の方法を使用する必要があります。

3.1.3(f) 無料のスタンドアロンApp：有料の(VOIP、クラウドストレージ、メールサービス、Webホストなどの)Webベースツールに対して、スタンドアロンのコンパニオンAppとして機能する無料Appは、そのApp内で購入が発生しない、またはそのApp外へ購入を誘導していない限り、App内課金を使用する必要はありません。

3.1.4 特定のハードウェアを必要とするコンテンツ：Appのある機能の動作に特定のハードウェアが必要である場合など、いくつかの限られた状況でのみ、App内課金を使用しなくても機能を解放することができます(たとえば、望遠鏡と同期することで機能が追加される天文学のAppなど)。オプションとして物理的製品(玩具など)と連動して機能するAppでは、App内課金で同等の機能が解放できるオプションがある限り、玩具などの物理的製品でも機能を解放することができます。ただし、Appの機能を解放するために無関係の商品を購入したり、広告またはマーケティング活動を行うようユーザーに要求したりすることはできません。

3.1.5 暗号通貨：

- (i) ウォレット：組織として登録しているデベロッパに限り、Appで仮想通貨ストレージを提供することが許可されます。
- (ii) マイニング：処理がデバイスの外部で実行されるもの(クラウドベースのマイニングなど)でない限り、Appで暗号通貨をマイニングすることはできません。
- (iii) 取引：取引所が直接提供する場合に限り、Appで、承認された暗号通貨の売買や送金を行うことができます。
- (iv) イニシャルコインオファリング：イニシャルコインオファリング(ICO)、暗号通貨の先物取引、その他の暗号証券や準証券による取引を行うAppは、既存の銀行、証券会社、先物取引業者(FCM)、またはその他の承認された金融機関のみ提供することができます。またそうしたAppは、適用されるすべての法令に準拠している必要があります。
- (v) 暗号通貨のAppでは、他のAppをダウンロードする、他のユーザーにダウンロードを促す、ソーシャルネットワークに投稿するといったタスクの実行に対して通貨を提供することはできません。

3.1.6 Apple Pay：Apple Payを使用するAppでは、商品またはサービスの販売に先立って購入に関する重要な情報をすべてユーザーに提示する必要があります。また、「[Apple Payマーケティングガイドライン](#)」および「[Human Interface Guidelines \(英語\)](#)」に準拠してApple Payのブランディングやユーザーインターフェイスの要素を適切に取り扱う必要があります。Apple Payを使用した定期的な支払いが発生するAppでは、少なくとも以下の情報を公開する必要があります。

- 更新期間の長さ、キャンセルするまで継続されるという事実
- 各期間に提供されるコンテンツ
- ユーザーに請求される実際の料金
- キャンセル方法

3.1.7 広告：広告の表示は、メインのAppバイナリに限定されるべきであり、Extension、App Clip、ウィジェット、通知、キーボード、watchOS向けAppなどに含めることはできません。Appで表示される広告は、そのAppの対象年齢に適したものであり、ユーザーをターゲットとした広告の場合、そのために使用された情報を使用中のAppを閉じることなくユーザーがすべて見ることができるようにする必要があります。なお、ヘルスケア/医療データ(例：HealthKit API)、学校/授業のデータ(例：ClassKit)、子どものデータ(例：「子ども向け」カテゴリのApp)など、機密性の高いユーザーデータに基づく追跡型広告や行動ターゲティング広告を組み込むことはできません。インタースティシャル広告や、ユーザーエクスペリエンスを中断させたり妨害したりする広告では、

広告であることをはっきり明示する必要があります。また、広告をタップするようユーザーの行動を操ったり、だましたりすることはできません。ユーザーが広告を簡単に閉じられるよう、操作しやすく見やすい、十分な大きさの「閉じる」ボタンや「スキップ」ボタンを用意する必要があります。

3.2 その他のビジネスモデルの問題

このリストはすべてを網羅したものではなく、デベロッパからのAppの提出によってポリシーが変更または更新される可能性があります。許容される行為と許容されない行為について、いくつか以下に示します。

3.2.1 許容される行為

- (i) 単なるカタログAppである場合を除いて、自分のApp内で自分の他のAppを購入、または宣伝用に表示する。
- (ii) 許可を得た特定の用途(健康管理、航空、アクセシビリティなど)のために作成されたサードパーティ製Appを表示または推奨する。単なる店舗のようにしないため、Appではしっかりとした独自のコンテンツを提供する必要があります。
- (iii) レンタル期間の終了後、許可を得た特定のレンタルコンテンツ(映画、テレビ番組、音楽、書籍など)へのアクセスを無効にする。その他のすべてのアイテムおよびサービスに期限をつけることはできません。
- (iv) 支払いまたはオファー(映画チケット、クーポン、VIPメンバーシップなど)の実行、受領、認証にはウォレットパスを使用する。その他の用途でウォレットパスを使用すると、Appの却下およびウォレット認証情報の失効の原因となります。
- (v) 保険Appは無料で提供し、配信される地域の法律に準拠するものとする。App内課金は使用できません。
- (vi) 承認を受けた非営利団体は、「App Reviewガイドライン」に準拠し、かつApple Payでの支払いに対応する限り、自身またはサードパーティ製のAppで直接寄付金を集めることができる。こうしたAppでは基金の活用方法を公開し、適用されるあらゆる法令を遵守し、適切な税金申告用レシートを支援者に発行できるようにする必要があります。また、要望に応じてApp Reviewにさらに情報を提出していただく必要があります。Appで支援者に他の非営利団体を紹介する場合は、紹介するすべての非営利団体が承認プロセスを通過していることを確認する必要があります。非営利団体として承認を受ける方法について詳しくは、[こちら](#)をご確認ください。
- (vii) Appでは、ユーザーがApp内課金以外の方法で別のユーザーに金銭を贈与できるようにすることができ、これは、(a) 贈与の有無は贈り手側が決定できるものとし、かつ(b) 受け手側がその金銭の100%を受け取る場合に限る。ただし、その金銭が、受け手側に渡る際のどの段階においても、デジタルコンテンツやサービスを經由するか、デジタルコンテンツやサービスの提供と関連付けられている場合は、必ずApp内課金を使用する必要があります。
- (viii) 金融取引、投資、資金管理のために使用されるAppは、それらのサービスを行う金融機関によって提出されたものである必要があります。

3.2.2 許容されない行為

- (i) サードパーティ製App、Extension、プラグインをApp Storeと類似した形で、または一般的なカタログとして表示するインターフェイスを作成する。
- (ii) プッシュ通知、カメラ、ジャイロ스코ープなどのハードウェアまたはオペレーティングシステムに内蔵される機能、またはApple Musicへのアクセスや iCloudストレージといったAppleのサービスを利用して収入を得る。
- (iii) 広告のインプレッション数またはクリックスルーを人工的に増加させる。また、広告の表示のみを目的に設計されたAppを作成する。
- (iv) チャリティーまたは募金としてApp内で寄付金を収集する(承認を受けた非営利団体の場合や、上述のセクション3.2.1(vi)により許容される場合を除く)。そのような目的で寄付金を集めるAppはApp Storeで無料で配信する必要があり、SafariやSMSなどApp外でのみ寄付金を収集できます。
- (v) 場所または通信業者などに基づいて、Appを使用できるユーザーを任意に制限する。
- (vi) Appでは、ユーザーが対価を支払ったコンテンツを、追加作業(ソーシャルメディアへの投稿、連絡先のアップロード、Appを特定の回数開くことなど)を実行しなくても入手できるようにする必要があります。Appは、ユーザーにAppの評価やレビュー、ビデオの視聴、他のAppのダウンロード、広告のタップ、トラッキングの有効化を求めるべきではありません。また、機能やコンテンツへのアクセス、Appの利用、(ギフトカードやコー

ドを含むがこれに限らない)金銭やその他の報酬を受け取るために、同様のアクションを取ることもユーザーに求めるべきではありません。

(vii)他のサービスにおけるユーザーの可視性、ステータス、評価を人為的に操作する(そのサービスの利用規約で許可されている場合を除く)。

(viii)バイナリオプション取引を扱うAppは、App Storeでは許可されません。代わりにWeb Appを検討してください。差金決済取引(CFD)やその他のデリバティブ取引(FOREXなど)を行うAppは、そのサービスを利用できるすべての法域で正式な認可を得たものである必要があります。

(ix)個人向けローンを提供するAppの場合、すべてのローン条件(実質年率(APR)の最大相当額および支払い期限を含むがこれに限らない)を明確かつ目立つ形で開示する必要があります。こうしたAppでは、コストや手数料を含め、最大APRを36%より高く設定することはできません。また、60日以内での全額返済を求めることもできません。

4. デザイン

Appleのユーザーは、シンプルで、洗練され、革新的で、簡単に使える製品に高い価値を見出します。そして、AppleがApp StoreのAppに求めることにも同じことが当てはまります。デザインを優れたものにできるかどうかはデベロッパ次第ですが、App Storeで承認されるためには次のような基準があります。加えて、承認を受けた後も、Appが継続的に機能し、新規および既存ユーザーの双方にとって魅力的であり続けるよう、アップデートしていく必要があります。機能しなくなったり、サービスの品質が低下したりしたAppは、随時App Storeから削除される可能性があります。

4.1 模倣

独自のアイデアを生み出してください。自分だけのアイデアがあるはずで、それを形にしましょう。App Storeで人気のある最新Appを単にコピーしたり、別のAppの名前やUIを少し変更して自分のAppとして提出したりすることは避けてください。知的財産侵害の申し立てをされるリスクがあるだけでなく、App Storeの運営が困難になり、また、他のデベロッパにとってもフェアではありません。

4.2 最低限の機能性

Appを作成する際は、Webサイトを単に再パッケージしたようなものではなく、優れた機能、コンテンツ、UIを作成するようにしてください。特に便利でも、ユニークでも、「Appらしく」もない場合、そのAppをApp Storeで提供することはできません。Appが継続的に楽しめる何らかの価値、または十分な有用性を備えていない場合は、承認されない可能性があります。Appが単に曲または映画の場合は、iTunes Storeに提出してください。Appが単に書籍またはゲームの攻略本の場合は、Apple Books Storeに提出してください。

4.2.1 ARKitを使用するAppは、表現に富み、統合された拡張現実体験をユーザーに提供する必要があります。単にモデルをARビューで表示したり、アニメーションを再生したりするだけでは不十分です。

4.2.2 カタログを除き、主な目的がマーケティングの資料の提供、広告、Webクリッピング、コンテンツアグリゲーター、リンク集であるAppは許可されません。

4.2.3

- (i) Appは独立して機能するものである必要があります。そのAppを実行するために別のAppのインストールを求めることはできません。
- (ii) 起動時にAppが正しく機能するよう、バイナリに十分なコンテンツが含まれるようにしてください。
- (iii) 初回起動時に正しく機能させるために追加のリソースをダウンロードする必要があるAppでは、ダウンロードする前にその追加データのサイズをユーザーに開示してください。

4.2.4 Apple Watch向けのAppは、スワイプや通知といったデバイス機能や、サードパーティ製のコンプリケーションとの連動がユーザーから期待されます。インターフェイスとしてクリエイティブに時間を表示する方法(サーファーに向けた波時計など)は素晴らしいアイデアですが、一般的な時計の文字盤に似すぎている場合は却下されます。

4.2.5 主な機能がiCloudおよびiCloud Driveのファイルマネージャーである場合は、追加のApp機能がなければ承認されません。

4.2.6 有料のテンプレートやApp作成サービスを使用して制作されたAppは、コンテンツのプロバイダから直接提出されたものでない限り却下されます。こうしたサービスのプロバイダは、顧客の代わりにAppを提出する

のではなく、独自のユーザーエクスペリエンスを提供する革新的なAppを、顧客が自身で作成することができるようなツールを提供する必要があります。また、こうしたサービスのプロバイダは、1つのバイナリを作成してすべてのクライアントコンテンツを統合型、もしくは「ピッカー」モデルでホストすることができます。たとえば顧客である複数のレストランが、カスタマイズされた個別のエントリやページで表示されるレストラン検索Appや、さまざまな顧客の複数のイベントが個別のエントリで表示されるイベント情報Appなどを提出することができます。

4.2.7 リモートデスクトップクライアント：リモートデスクトップのAppが、ホストデバイスの一般的なミラーリングではなく、特定のソフトウェアやサービスをミラーリングする場合は、以下に準拠する必要があります。

- (a) Appはユーザーが所有するホストデバイスである個人用のコンピュータ、またはユーザーが所有する専用のゲームコンソールにのみ接続し、ホストデバイスとクライアントの両方をローカルのLANベースネットワークに接続する必要があります。
- (b) クライアント側に表示されるすべてのソフトウェアやサービスは、ホストデバイス上で完全に実行され、ホストデバイスの画面上にレンダリングされます。リモートデスクトップのストリーミングに必要でないAPIやプラットフォームの機能は使用できません。
- (c) アカウントの作成や管理はすべて、ホストデバイスから開始する必要があります。
- (d) クライアント側に表示されるUIで、iOSやApp Storeの表示画面を模倣したり、ストアに似たインターフェイスを提供したりすることはできません。また、ユーザーがまだ所有しておらず、ライセンス付与もされていないソフトウェアを閲覧、選択、購入できる機能を実装することは許可されません。なお、トランザクションがホストデバイスで処理される限り、ミラーリングされたソフトウェアで行われるトランザクションではApp内課金を使用する必要はありません。
- (e) クラウドベースAppのシンクライアントは、App Storeには適しません。

4.3 スパム

同一のAppに対して複数のバンドルIDを作成しないでください。特定の場所、スポーツチーム、大学などに向けた異なるバージョンが存在するAppの場合は、単一のAppを提出し、異なるバージョンはApp内課金で提供する方法を検討してください。また、すでに飽和状態のカテゴリにAppを追加することは避けてください。App Storeには、おなら、げっぷ、懐中電灯、占い、デート、宴会用ゲーム、カーマ・ストラといったAppがすでに多数存在します。こうしたAppは、ユニークで高品質な体験を提供するAppでない限り、却下されます。App Storeでスパム行為をすると、Apple Developer Programから除名される可能性があります。

4.4 Extension

Extensionを実行または搭載するAppは、「[App Extension Programming Guide \(英語\)](#)」または「[Safari App Extension Guide \(英語\)](#)」に準拠し、可能な場合はヘルプ画面や設定インターフェイスなどの機能を搭載してください。どのようなExtensionが利用できるかについて、Appのマーケティングテキストで明確かつ正確に公開する必要があります。また、Extensionにマーケティング、広告、App内課金を含めることはできません。

4.4.1 キーボードExtensionにはいくつかの追加ルールがあります。

以下に従ってください。

- キーボード入力機能(文字のタイプなど)を備える。
- 画像や絵文字を含むキーボードの場合は、ステッカーのガイドラインに従う。
- 次のキーボードに進む方法を備える。
- 基本的に、ネットワークアクセスがなくても機能する。
- iOSデバイスにおけるユーザーのキーボードExtensionの機能を改善する目的のみ、ユーザーのアクティビティ情報を収集する。

以下は禁止されています。

- 「設定」以外のAppを起動する。
- キーボードボタンの用途を別の動作に変更する(Returnキーの長押しでカメラを起動させるなど)。

4.4.2 Safari Extensionは、macOSの最新のSafariで実行可能である必要があります。システムまたはSafariのユーザーインターフェイスを構成する要素と相互干渉してはならず、悪意のある、または誤解を生むコンテンツ、またはコードを使用することは許可されません。このルールに違反すると、Apple Developer Programから除名されることとなります。Safari Extensionを使用して、機能の動作に必要でないWebサイトにアクセスするようユーザーに要求することはできません。

4.4.3 ステッカー

ステッカーを使用すると、メッセージがより動的かつ楽しいものになり、ユーザーは気持ちを賢く、楽しく、意義深い形で伝えることができます。Appに、ステッカーExtensionを含める場合も、独立したステッカーパックを作成する場合も、ユーザーを不快にさせるコンテンツや、ネガティブな印象をもたらすコンテンツ、法律に違反するコンテンツを含めることは許可されません。

(i) 一般に、App Storeに適切でない種類の内容はステッカーでも不適切とされます。

(ii) 地域ごとの文化的に特有の点に配慮し、悪評を生んだり現地法に抵触したりするおそれのある国ではステッカーパックを公開しないでください。

(iii) Appleがステッカーの意味を理解できない場合の審査プロセスの遅れを避けるため、「メモ」欄に明確な説明を記載してください。

(iv) ステッカーは、自分の友達や家族以外にも通用するものにしてください。個人的なイベント、グループ、関係にのみ利用できるステッカーは不適切です。

(v) ステッカーのデベロッパは、その内容に必要なすべての著作権、商標、パブリシティ権、許可を有している必要があり、権限のないものを提出することはできません。要望に応じて、権限を確認できる書類を提出する必要があることにご注意ください。使用権限のないステッカーを含むAppはApp Storeから削除され、違反行為を繰り返すデベロッパはApple Developer Programから除名されます。ご自分のコンテンツが他のプロバイダに侵害されていると思われる場合は、[こちらで申し立てを行ってください](#)。

4.5 Appleのサイトとサービス

4.5.1 AppではiTunes Store RSSフィードなどの承認済みApple RSSフィードを使用できますが、Appleのサイト(apple.com、iTunes Store、App Store、App Store Connect、デベロッパポータルなど)から情報を取得することや、その情報を使用してランキングを作成することは許可されません。

4.5.2 Apple Music

(i) iOSのMusicKitを利用すると、ユーザーはAppやゲームからApple Musicおよびローカルのミュージックライブラリをネイティブに再生することができます。ユーザーがApple Musicアカウントへのアクセスを許可すれば、Appにてプレイリストを作成したり、ライブラリに曲を追加したり、Apple Musicカタログの何百万もの曲から好きな曲を再生したりすることが可能です。ユーザーがApple Musicのストリーミング再生を開始し、「再生」「一時停止」「スキップ」などの標準のメディアコントロールで曲を操作できる必要があります。また、Apple Musicのサービスにアクセスするために、(App内課金、広告、ユーザー情報のリクエストなどを通じて) Appで支払いや間接的な報酬を要求することは許可されません。[MusicKit \(英語\)](#)に関する文書で明示的に許可されている場合を除き、MusicKit APIから音楽ファイルをダウンロード、アップロード、共有することはできません。

(ii) MusicKit APIを使っても、音楽をより深く、またはより複雑な形で組み込む際に必要となるライセンスを取得したことにはなりません。たとえば、Appの特定の場面で特定の曲を使用する場合や、ソーシャルメディアに共有できるオーディオやビデオのファイルを作成するAppでは、デベロッパが権利者に直接連絡して許可(同期や適合理化の権利)やアセットを得る必要があります。カバーアートやその他のメタデータは音楽の再生やプレイリストに関連する目的でのみ使用でき(Appの機能を示すためにApp Storeで用いるスクリーンショットも含む)、権利者からの明確な承認がない場合はいかなるマーケティング活動や広告にも使用できません。Apple MusicのサービスをAppに組み込む場合は、必ず「[Apple Musicアイデンティティガイドライン \(英語\)](#)」に従ってください。

(iii) プレイリストやお気に入りの曲など、Apple MusicのユーザーデータにアクセスするAppでは、目的文字列にその旨を明示する必要があります。収集されるデータは、Appの品質をサポートしたり改善したりする以外の目的でサードパーティに共有することはできません。また、このデータをユーザーやデバイスの識別、またはターゲティング広告に使用することは許可されません。

4.5.3 スпам、フィッシング行為のため、または要求されていないメッセージを送信するために、Game Centerやプッシュ通知などのAppleサービスを使用することは許可されません。プレイヤーID、エイリアス、Game Centerで取得されたその他の情報の逆引き参照、トレース、関連付け、結合、マイニング、収集、その他の形での悪用は許可されません。これらの行為があった場合は、Apple Developer Programから除名されます。

4.5.4 Appが機能するためにプッシュ通知を必須とすることはできません。また、プッシュ通知を個人情報や秘密情報を送信するために使用することは許可されません。プッシュ通知をキャンペーンやダイレクトマーケティングのために使用することはできません。ただし、そのプッシュ通知を、ユーザーがAppのUIに表示される同意メッセージを通じて明示的にオプトインすることができ、同時にオプトアウトする手段をAppに設ける場合を除きます。サービスを不正に使用すると、デベロッパとしての権限を失う可能性があります。

4.5.5 Game CenterのプレイヤーIDは、Game Centerの規約で承認されている形でのみ使用する必要があります。Appで表示することや、サードパーティに伝えることは許可されません。

4.5.6 Appやそのメタデータでは、Appleの絵文字として表示されるUnicode文字を使用することができます。Appleの絵文字を他のプラットフォームで使用したり、Appバイナリの中に直接埋め込んだりすることはできません。

4.6 Appの代替アイコン

スポーツチームの好みに合わせてアイコンを変えるなど、Appをカスタムアイコンで表示することは許可されています。ただし、アイコンの変更はユーザー自身が行い、元のアイコンに戻すための設定がAppに用意されている場合に限られます。用意するアイコンはすべてAppのコンテンツに関係するものである必要があります。また、設定や通知などに表示されるアイコンがSpringBoardでの新しいアイコンと一致するよう、変更がシステムのすべてのアセットに一貫して適用されるようにする必要があります。最新の気象情報やカレンダーの通知に連動するといった、動的、自動的、連続的な変更のためにこの機能を使用することはできません。

4.7 HTML5ゲームやBotなど

バイナリに埋め込まれていないコード（HTML5ベースのゲームやBotなど）をAppに組み込んだり実行したりすることは、コードの配信がAppの主な目的ではなく、そのコードがストアやストア同様のインターフェイスで提供されておらず、かつそのソフトウェアが以下の4.7.1および4.7.2に準拠している場合に限り許可されます。これらの追加ルールは、App Storeに期待されているユーザー体験を維持し、ユーザーの安全を確保する上で重要です。

4.7.1 このルールに基づいて提供されるソフトウェアは、以下の条件を満たしている必要があります。

- 無料で提供されているか、App内課金で購入できること。
- 標準のWebKitビューで利用可能な機能のみを使用していること（改変や追加のソフトウェアを必要とすることなく、Safariで開いて問題なく実行できるなど）。サードパーティ製ソフトウェアを実行する際はWebKitやJavaScript Coreを使用すること。サードパーティ製ソフトウェアに対してプラットフォームのネイティブAPIを拡張したり、開示したりしないこと。
- Apple Developer Programに参加しており、Apple Developer Program使用許諾契約に署名しているデベロッパによって提供されていること。
- 現実のお金を使用する賭博ゲーム、宝くじ/ロト、または慈善寄付活動へのアクセスを提供していないこと。
- 本「App Store Reviewガイドライン」の規約に準拠していること（不適切なコンテンツを含まないことなど）。
- 販売を目的としたデジタル商品またはデジタルサービスを提供していないこと。

4.7.2 リクエストがあった場合は、Appで利用できるソフトウェアやメタデータのインデックスをAppleに提出する必要があります。インデックスには、該当するソフトウェアプロバイダのApple Developer ProgramチームIDと、ソフトウェアが上述の要件に準拠していることを確認するためにApp Reviewが利用できるURLを含める必要があります。

4.8 Appleでサインイン

ユーザーのプライマリアカウントをAppで設定、または認証する際に、サードパーティのログインサービスやソーシャルログインサービス（Facebookでサインイン、Googleでサインイン、Twitterでサインイン、LinkedInでサインイン、Amazonでログイン、WeChatでログインなど）を使用するAppでは、同等のオプションとして「Appleでサインイン」を組み込む必要があります。ユーザーのプライマリアカウントとは、ユーザーが自身を識別する、サインインする、機能や関連サービスを利用する目的で、Appで作成するアカウントのことです。

以下の場合、「Appleでサインイン」は不要です。

- Appが、自社独自のアカウント設定やサインインシステムのみを使用している場合。
- Appが教育機関、エンタープライズ、法人用のものであり、ユーザーが既存の教育機関またはエンタープライズアカウントでサインインする必要がある場合。
- Appが、政府または民間が運営する住基システムや電子IDを使ってユーザーを認証する場合。
- Appが特定のサードパーティサービスのクライアントであり、コンテンツにアクセスするため、ユーザーがメール、ソーシャルメディア、その他のサードパーティアカウントに直接サインインする必要がある場合。

4.9 ストリーミングゲーム

ストリーミングゲームは、ゲームのアップデートを毎回Reviewに提出し、デベロッパは検索向けの適切なメタデータを提供し、有料のコンテンツまたは機能の購入にはApp内課金を使用する、といったすべてのガイドラインに準拠し

ている限り、許可されます。もちろん、インターネット上でWebブラウザ向けAppを公開すれば、App Store以外のユーザーにもゲームを届けることができます。

4.9.1 各ストリーミングゲームは、個別のAppとしてApp Storeに提出する必要があります。これにより、App Store上で個別のプロダクトページを持ち、ランキングや検索結果に表示され、ユーザーからの評価とレビューを受けることができ、スクリーンタイムやその他のペアレンタルコントロールAppで管理でき、ユーザーのデバイスで表示すること等が可能となります。

4.9.2 ストリーミングゲームサービスは、App StoreでカタログAppを提供することで、ユーザーがApp Store上でサービスに登録したり、ゲームを見つけたりするサポートをすることができます。ただし、そのAppは、App内課金でサブスクリプションを支払うオプションを提供する、「Appleでサインイン」を使用するといった、すべてのガイドラインに準拠している必要があります。カタログAppに収録するゲームはすべて、App Storeの個別のプロダクトページにリンクさせる必要があります。

5. 法的事項

Appは提供されるすべての地域におけるあらゆる法的要件に準拠している必要があります（明確でない場合は法律家に相談してください）。法的要件は複雑ですが、各要件を確実に理解し、Appを本ガイドラインのみでなく地域のすべての法律に準拠させることはデベロッパの責任です。また当然、犯罪または明らかに分別に欠ける行為を誘発、促進、奨励するAppは却下されます。人身売買や児童労働の搾取を助長するAppなど、極端な例においては、該当する当局に通報されます。

5.1 プライバシー

Appleのエコシステムにおいて、ユーザーのプライバシーの保護は最優先に扱われます。個人のデータは慎重に扱い、ユーザーの期待に応えることはもちろん、[プライバシーのベストプラクティス](#)、すべての適用法および「[Apple Developer Program使用許諾契約](#)」の規約に準拠することが求められます。以下に具体例を記載します。

5.1.1 データの収集および保存

(i) **プライバシーポリシー**：すべてのAppには、App Store Connectのメタデータフィールドと各App内にアクセスしやすい形で、プライバシーポリシーへのリンクを必ず含める必要があります。プライバシーポリシーはわかりやすく明確なものである必要があります。

- App/サービスが収集するデータの種類（該当する場合）、データの収集方法、データの用途はすべて明確に提示してください。
- 本ガイドラインに準拠して、Appのユーザーデータをサードパーティ（分析ツール、広告ネットワーク、サードパーティ製のSDK、その他ユーザーデータにアクセスできる親会社、子会社、その他の関連組織）と共有する場合は、そのサードパーティがAppのプライバシーポリシーで定める内容や本ガイドラインの要求事項と同一、あるいは同等のレベルでユーザーのデータを保護していることを確認する必要があります。
- データ保存/削除のポリシーと、ユーザーが同意を無効にする方法やユーザーデータの削除をリクエストする方法を記載する必要があります。

(ii) **許可**：ユーザーデータや使用状況に関するデータを収集するAppでは、収集するデータが収集の時点またはその直後の時点で匿名であると考えられる場合でも、そのデータ収集に関してユーザーから同意を得る必要があります。有料の機能は、ユーザーデータへのアクセスをユーザーが許可することに応じるもの、またはそれを条件とすることはできません。また、Appでは、簡単にアクセスできるわかりやすい方法でユーザーが同意を撤回できるようにする必要があります。必ず、目的文字列でデータの用途を明確かつ十分に説明してください。正当な利益のため、同意を得ることなくデータを収集するAppは、EU一般Data protection規則（GDPR）の規約、またはそれに類する制定法のすべての条項を遵守する必要があります。詳しくは、「[許可のリクエスト](#)」をご確認ください。

(iii) **必要最低限のデータ**：Appは、中心的な機能に関連するデータへのアクセスのみがリクエストされ、関連するタスクの実行に必要なデータのみが収集および使用されるものである必要があります。可能な場合、「写真」や「連絡先」といった保護されているリソースへの完全なアクセス権をリクエストする代わりに、プロセス外のピッカーやシェアシートを使用してください。

(iv) **アクセス**：Appでは、ユーザーのアクセス許可設定を尊重しなければなりません。不要なデータアクセスに同意するようユーザーを巧みに誘導したり、だましたり、強制したりすることはできません。たとえば、ソーシャルネットワークに写真を投稿できるAppで、マイクへのアクセスに同意しなければ写真をアップロードでき

ない仕様とすることは許可されません。可能であれば、アクセスに同意しないユーザー向けに別の方法を用意してください。たとえば、位置情報の共有に同意しないユーザーには、住所を手動で入力できる機能を用意することができます。

(v) **アカウントへのログイン**: アカウント情報をベースにした重要な機能を実装しているものでない限り、Appにログインせずに使用できるようにしてください。アカウントの作成に対応したAppの場合は、App内でアカウントの削除もできるようにする必要があります。Appの中心的な機能に直接関連する場合、または法律で要求される場合を除き、Appを動作させるためにユーザーの個人情報の入力を要求することは許可されません。Appの中心的な機能が特定のソーシャルネットワーク(Facebook、WeChat、Weibo、Twitterなど)に関連するものでない場合は、ログインや別のメカニズムを介さずに使用できるようにする必要があります。基本的なプロフィール情報の取得、ソーシャルネットワークへの公開、Appを利用するよう友達を招待することは、Appの中心的な機能とはみなされません。また、ソーシャルネットワークの認証情報や、Appとソーシャルネットワーク間のデータアクセスをApp内で無効にできるメカニズムを用意する必要があります。Appでは、ソーシャルネットワークの認証情報やトークンをデバイスの外部に保存することはできません。そうした認証情報やトークンは、Appの使用中に、Appから直接ソーシャルネットワークに接続するときのみ使用することができます。

(vi) Appを利用して密かにユーザーのパスワードやその他のプライベートデータを取得するデベロッパは、Apple Developer Programから除名されます。

(vii) ユーザーに情報を視覚的に提示する際は、必ずSafariViewControllerを使用する必要があります。SafariViewControllerを非表示にしたり、別のビューやレイヤーで隠したりすることは許可されません。また、SafariViewControllerを使用して、ユーザーの認知や同意なしにAppでユーザーのトラッキングを行うことは許可されません。

(viii) ユーザー以外のソースから取得した個人情報、またはユーザーの明示的な同意なしに取得された個人情報を収集するAppは、その情報が公開データベースからのものであったとしても、App Storeでは許可されません。

(ix) 規制の多い分野(バンキングや金融サービス、ヘルスケア、ギャンブル、合法大麻の使用、航空旅行など)でのサービスを提供するApp、機密性の高いユーザー情報を必要とするAppは、個人のデベロッパではなく、そうしたサービスを提供する法人によって提出される必要があります。大麻の合法的な販売を促進するためのAppは、それが合法とみなされる法的管轄地域でのみ利用できるよう、地域制限を設定する必要があります。

(x) Appは、ユーザーの基本的な連絡先情報(たとえば名前やメールアドレスなど)の共有がユーザーの任意の選択であり、いかなる機能やサービスの提供もこれらの情報の共有を条件にしておらず、本ガイドラインのその他の規定(子どもからの情報収集に関する制限を含む)にすべて遵守するものである限り、これらの情報をユーザーにリクエストすることができます。

5.1.2 データの使用と共有

(i) 法律で許可されているものでない限り、事前にユーザーの許可を取らずに、ユーザーの個人データを使用、送信、共有することはできません。使用する場合は、どこでどのようにデータを使用するかに関する情報をユーザーが確認できる手段を提供する必要があります。Appで収集したデータは、Appの改善や、「[Apple Developer Program使用許諾契約](#)」に準拠した) 広告の提示といった目的でのみサードパーティと共有することができます。ユーザアクティビティをトラッキングするには、App Tracking Transparency APIを介して、ユーザーの明示的な許可を得る必要があります。トラッキングについて、詳しくは[こちら](#)をご確認ください。ユーザーの同意なしに、またはプライバシー関連の法令を遵守せずにユーザーデータを共有するAppはApp Storeから削除されます。さらに、デベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

(ii) 法律で明示的に許可されている場合を除き、特定の目的のために収集されたデータを、ユーザーの同意をあらためて取ることなく、別の目的に使用することはできません。

(iii) Appで収集したデータに基づき、密かにユーザープロフィールを構築することは許可されません。また、Appleから提供されたAPIで収集したデータ、「匿名化」されたデータ、「集積」されたデータ、または個人を識別できないその他の方法で収集されると説明されたデータに基づいて、ユーザーの識別やユーザープロフィールの再構築を行おうとしたり、助長したり、それを他者に促したりすることは許可されません。

(iv) 「連絡先」、「写真」、ユーザーデータにアクセスするその他のAPIから収集した情報を使用して、自身での使用またはサードパーティに販売したり配信したりすることを目的とした連絡先データベースを構築することは許可されません。また、分析や広告/マーケティングを目的として、ユーザーのデバイスに他にどのようなAppがインストールされているかに関する情報を収集することも許可されません。

(v) ユーザーの「連絡先」や「写真」で収集した情報を使用して、第三者に連絡を取ることは許可されません。ただし、ユーザー本人が明示的かつ個別にリクエストする場合はこの限りではありません。「すべて選択」のオプションを用意したり、デフォルトですべての連絡先が選択される仕様にしたりすることは許可されません。メッセージを送信する前に、どのようなメッセージが受信者に表示されるかをユーザーに明確に伝える必要があります(メッセージの内容や、表示される送信者情報など)。

(vi) HomeKit API、HealthKit、Clinical Health Records API、MovementDisorder API、ClassKit、または深度測定ツールや(ARKit、Camera API、Photo APIなどの)フェイスマッピングツールで収集したデータを、サードパーティが行うものを含めて、マーケティング、広告、またはユーザーベースのデータマイニングに使用することは許可されません。[CallKit\(英語\)](#)、[HealthKit\(英語\)](#)、[ClassKit\(英語\)](#)、[ARKitの実装](#)について詳しくは、リンク先のベストプラクティスをご確認ください。

(vii) Apple Payを使用するAppでは、商品またはサービスの配信を円滑化または向上させる目的のみ、Apple Payを通して取得したユーザーデータをサードパーティと共有することができます。

5.1.3 健康および健康に関する調査

健康、フィットネス、医療データは特に慎重に扱う必要があります。ユーザーの個人情報の保護を徹底するために、この分野のAppにはいくつかの追加ルールが適用されます。

(i) 健康、フィットネス、医療に関する調査のために収集されたデータを、許可を得た健康管理の向上または健康調査のため以外の目的(広告、マーケティング、またはその他のユーザーベースのデータマイニングなど)で、Appで使用またはサードパーティに公開することはできません。このデータは、Clinical Health Records API、HealthKit API、モーションとフィットネス、MovementDisorderAPI、健康関連の臨床調査から得られるデータなどを指します。ただし、ユーザーに直接メリット(より低額な保険料など)を提供する場合には、メリットを提供する組織によってAppが提出されており、データがサードパーティと共有されない限り、ユーザーの健康やフィットネスに関するデータをAppで使用することができます。その際、そのデバイスから収集される健康に関するデータについて具体的に明示する必要があります。

(ii) Appの使用によって、HealthKitまたはその他の健康調査Appや健康管理Appに虚偽のデータまたは誤ったデータが書き込まれないようにしてください。また、個人の健康情報をiCloudに保存することはできません。

(iii) 健康に関する臨床調査を実施するAppでは、参加者本人、未成年の場合は親または保護者から同意を得る必要があります。このような同意には、(a) 調査の性質、目的、期間、(b) 手順、患者へのリスクおよび利点、(c) データの機密性と扱いに関する情報(サードパーティとの共有を含む)、(d) 患者が質問がある場合の連絡先、(e) 辞退プロセスを含める必要があります。

(iv) 健康関連の臨床調査を実施するAppは、独立した倫理審査委員会の適切な承認を得る必要があります。承認を受けた証拠を要望に応じて提示していただく必要があります。

5.1.4 子どもに関する配慮

多くの理由から、子どもの個人データを扱う場合は厳重な注意が求められます。児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)やEU一般Data protection規則(GDPR)のような法律、およびその他の適用される規制または法律をすべて慎重に確認してください。

Appでは、これらの法律に準拠する目的でのみ生年月日や保護者の連絡先を要求することができます。ただし、ユーザーの年齢に関係なく、そのAppがユーザーにとって有益な機能またはエンターテインメントの価値を提供するものである必要があります。

主に子どもを対象としたAppには、サードパーティ製の分析機能またはサードパーティ製の広告を組み込むことはできません。これにより、子ども達にとって、より安全な環境を提供することができます。限られたケースでは、サードパーティ製の分析機能およびサードパーティ製の広告が許可される場合もあります。この場合は、そのサービスが[ガイドラインの1.3](#)で定められている規約に準拠することが条件となります。

さらに、「子ども向け」カテゴリのAppまたは未成年の個人情報(名前、住所、メールアドレス、位置情報、写真、ビデオ、絵、チャット対応の可否、その他の個人データ、上記の任意の組み合わせによる永続的識別子など)を収集、送信、共有する機能を持つAppにはプライバシーポリシーを設定し、子どものプライバシー保護法に関するすべての適用法に準拠する必要があります。「子ども向け」カテゴリのAppの[ペアレンタルゲート](#)と、プライバシー保護法に基づく個人データ収集への保護者の同意は、通常同じではないことにご注意ください。

[ガイドラインの2.3.8](#)で定められている点として、Appのメタデータに「子ども用」といった用語を使用できるのは、「子ども向け」カテゴリのAppに限られます。「子ども向け」カテゴリに属さないAppでは、App名、サブタイトル、アイコン、スクリーンショット、説明に、Appの主な対象ユーザーが子どもであることを暗示的に表す用語を含めることはできません。

5.1.5 位置情報サービス

Appで位置情報サービスを使用できるのは、位置情報サービスがAppの機能またはサービスと直接関連する場合のみです。位置情報ベースのAPIは、救急サービスまたは自動車、飛行機、その他デバイスの自律制御のために使用することはできません。ただし、軽量のドローンや玩具などの小型デバイス、またはリモートコントロールの自動車警報システムなどは除きます。位置情報を収集、送信、使用する際は、事前にユーザーに通知し、同意を得る必要があります。Appで位置情報サービスを使用する場合は、Appにおけるこのサービスの目的を説明する必要があります。説明に関するベストプラクティスについては、「[Human Interface Guidelines \(英語\)](#)」を参照してください。

5.2 知的財産

Appには自分で作成したコンテンツ、または使用許可を取得したコンテンツのみを使用してください。許可なくコンテンツを使用した場合はAppを削除します。もちろん、他のデベロッパが他者の作品を許可なく使用した場合はそのAppが削除されます。ご自分の知的財産権がApp Storeの他のデベロッパに侵害されているおそれがある場合は、[Webフォーム](#)から申し立てを行ってください。国によって法律は異なりますが、少なくとも以下の各項に留意する必要があります。

5.2.1 全般: 商標、著作権取得済みの作品、特許取得済みのアイデアなどの保護されたサードパーティ製の素材をAppで許可なく使用することはできません。また、誤解を招く、虚偽の、または模倣の描写、名前、メタデータをAppバンドルやデベロッパ名に含めることは許可されません。Appは、知的財産権およびその他の関連する権利を所有する、またはそのライセンスを受けている個人または法人によって提出される必要があります。

5.2.2 サードパーティのサイトおよびサービス: Appがサードパーティのサービスのコンテンツを使用、アクセス、または表示する場合、あるいはそのコンテンツへのアクセスを収益化する場合、当該サービスの利用規約に従って特別の許可を得る必要があります。また、要望に応じて承認書類を提示していただく必要があります。

5.2.3 オーディオおよびビデオのダウンロード: Appを使って違法なファイル共有を助長したり、コンテンツの供給元 (Apple Music、YouTube、SoundCloud、Vimeoなど) の明示的な承認を得ることなく、そのコンテンツを保存、変換、またはダウンロードする機能をAppに搭載したりすることはできません。オーディオおよびビデオコンテンツのストリーミングも利用規約に違反する可能性があるため、Appでこれらのサービスにアクセスする前に必ず確認してください。要望に応じて書類を提出していただく必要があります。

5.2.4 Appleの承認: AppleがAppの開発元またはサプライヤーであると示唆または暗示することは許可されません。また、AppleがAppの品質または機能に関して推奨していると示唆または暗示しないでください。Appが「スタッフのおすすめ」に選ばれた場合、バッジが自動的に適用されます。

5.2.5 Apple製品: 既存のApple製品、既存のインターフェイス (Finderなど)、既存のApp (App Store、iTunes Store、メッセージなど)、Appleの既存広告などとの混同を招くような、類似したAppを開発することは許可されません。サードパーティ製のキーボードやステッカーパックを含め、AppやExtensionにAppleの絵文字を含めることはできません。iTunesミュージックのプレビューを娯楽的な目的 (フォトコラージュのBGM、ゲームのサウンドトラックなど) で、またはその他の承認されていない目的で使用することは許可されません。Appでアクティビティリングを表示する場合は、アクティビティコントロールに類似する方法で、ムーブ、エクササイズ、スタンドのデータを表示することはできません。アクティビティリングの使用に関して詳しくは、「[Human Interface Guidelines \(英語\)](#)」を参照してください。

5.3 賭博ゲーム、ギャンブル、宝くじ/ロト

ギャンブル、賭博ゲーム、宝くじ/ロトは管理が複雑であり、App Storeでもっとも規制が厳しい分野の1つです。Appを提供するすべての地域におけるあらゆる法的義務を確認した後、こうした機能を搭載してください。この場合、審査には通常よりも時間がかかります。以下の点に注意してください。

5.3.1 抽選やコンテストの主催者は、Appのデベロッパである必要があります。

5.3.2 抽選、コンテスト、チャリティーくじの公式ルールをAppで提示し、Appleは主催者ではなく、いかなる形でも関わりがないことを明記する必要があります。

5.3.3 現実のお金を使用するあらゆる形式の賭博ゲームで、ゲームのクレジットや通貨の購入にApp内課金を使用することはできません。また、App内で抽選やチャリティーくじの購入、資金の振替を可能にするには許可されません。

5.3.4 現実のお金を使用する賭博ゲーム (スポーツ賭博、ポーカー、カジノゲーム、競馬など) または宝くじ/ロトを提供するAppは、Appが利用される地域に必要なライセンスおよび許可を取得し、Appの利用をその地域だけに制限し、App Storeで無料で配信する必要があります。カードカウンターなどの違法なギャンブルツールは、App Storeで許可されません。ロトAppには、対価、運、景品の3つの要素が必要です。

5.4 VPN App

VPNサービスを提供するAppでは、[NEVPNManager API \(英語\)](#)を使用する必要があり、組織として登録しているデベロッパのみ提供することができます。また、ユーザーがサービスを購入または使用するための操作を行う前に、収集するユーザーデータとその用途についてAppの画面上に明示する必要があります。VPNサービスを提供するAppでは、その目的を問わずいかなるデータもサードパーティに販売、共有、開示することは認められず、その旨をプライバシーポリシーに明記する必要があります。現地の法令に違反するVPN Appは提供できません。また、VPNサービスの提供にライセンスの取得が必要な地域でVPN Appを提供する場合は、App Reviewの「メモ」欄でライセンス情報を提示してください。承認を受けたプロバイダによって提供されるベアレンタルコントロール、コンテンツブロック、セキュリティAppなどにおいても、NEVPNManager APIが使用されている必要があります。本ガイドラインに準拠していないAppはApp Storeから削除されます。また、そのデベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

5.5 モバイルデバイス管理

モバイルデバイス管理(MDM)サービスを提供するAppでは、Appleが提供しているMDM機能をリクエストする必要があります。こうしたAppは、営利企業、教育機関、政府機関のみが提供することができます。限られたケースで、ベアレンタルコントロールサービスまたはデバイスセキュリティにMDMを使用する企業による提供が許可される場合もあります。また、ユーザーがサービスを購入または使用するための操作を行う前に、収集するユーザーデータとその用途についてAppの画面上に明示する必要があります。適用法に違反するMDM Appは提供できません。MDMサービスを提供するAppでは、その目的を問わずいかなるデータも販売、使用、サードパーティに開示することは許されておらず、その旨をプライバシーポリシーに明記する必要があります。特定のケースに限り、サードパーティ製の分析機能を組み込むことが許可される場合もあります。その場合、そのサービスが、デベロッパのMDM Appのパフォーマンスに関するデータの収集または送信のみを目的とし、ユーザー、ユーザーのデバイス、そのデバイスで利用されているその他のAppに関するいかなるデータも収集または送信しないことが条件となります。構成プロファイルを提供するAppもこうした要件に準拠する必要があります。本ガイドラインに準拠していないAppはApp Storeから削除されます。また、そのデベロッパはApple Developer Programから除名される場合があります。

5.6 デベロッパ行動規範

デベロッパは、App Storeのカスタマーレビュー、カスタマーサポートのリクエストへの対応、App Store Connectとのやり取りを含むAppleとのコミュニケーションなど、あらゆる場面で誰に対しても敬意を持って応対することが求められます。嫌がらせ、差別的な言動、脅迫、いじめなどを、いかなる形でも行わず、そのような行為を他者に促すこともないようにしてください。不正な操作、誤解を招く行為、その他の詐欺的な行為を繰り返すと、Apple Developer Programから除名されることになります。

ユーザーの信頼は、App Storeの成功の基盤です。Appでユーザーから搾取したり不当にだまし取ろうとしたり、ユーザーが不要なものを購入させようとするのは絶対に許容されません。また、不必要なデータ共有を強制したり、価格を巧妙に上乗せしたり、実際には利用できない機能やコンテンツの料金を請求したりなど、ユーザーに対する不正な操作をAppの内外で行うことは許されません。

「デベロッパ行動規範」に違反する活動や行動に従事した場合は、Developer Programのアカウントは停止されます。アカウントを復元するため、デベロッパは詳しい改善計画を書面で提出することができます。Appleがその計画を承認し、改善が実施されたことを確認すると、アカウントが再度有効になります。

5.6.1 App Storeのカスタマーレビュー

App Storeのカスタマーレビューは、Appエクスペリエンスを構成する中でも1つの重要な要素となっています。そのため、ユーザーのコメントに返答する際は敬意を持って対応することが重要です。ユーザーのコメントに対する返答だけを記載するようにしてください。個人情報、スパム、マーケティングに関する内容を含めることはできません。

Appのレビューをユーザーに促すには、提供されているAPIを使用してください。ユーザーがAppから離れることなく、簡単にApp Storeでの評価とレビューを入力できるようになります。レビューを求めるカスタムのメッセージ画面を表示することはできません。

5.6.2 デベロッパ情報の真正性

デベロッパのアイデンティティを確認できる情報をAppleおよびユーザーに向けて提示することは、ユーザーの信頼を得る上で非常に重要です。デベロッパは、自分自身とそのビジネス、自身がApp Storeで提供しているものについて、正確に説明する必要があります。正確かつ適切な最新の情報を提示して、Appleおよびユーザーがデベロッパについて理解し、問題が発生した際に問い合わせることができるようにしてください。

5.6.3 Appの見つけやすさに関する不正行為

App Storeに参加するデベロッパには、誠実さを重んじ、ユーザーの信頼の構築と維持に取り組むことが求められています。ランキング、検索のレビュー、Appの推薦など、App Storeにおけるユーザー体験に関わる要素を不正に操作することは、ユーザーからの信頼を損なうため、禁止されています。

5.6.4 Appの品質

ユーザーは、App Storeにて最高品質の体験が得られることを期待しています。コンテンツ、サービス、ユーザー体験の品質を高いレベルで維持することは、ユーザーからの信頼を高めます。ネガティブなユーザーレビュー、多数の返金リクエストなど、Appに関する懸念を伝える報告がユーザーから大量に届く場合は、ユーザーの期待に応えられていないことを示しています。デベロッパがAppの品質の高さを維持できない場合は、「デベロッパ行動規範」が順守されているかどうかを判断する1つの要素となる可能性があります。

提出後

AppとメタデータをApp Store Connectに提出すると、審査プロセスが開始されます。以下の点に注意してください。

- **タイミング**：App Reviewでは、可能な限り迅速にAppが審査されます。ただし、複雑なAppや新しい問題を含むAppには、より綿密な審査や検討が求められる場合もあります。また、同じガイドラインへの違反により何度も却下されていたり、App Reviewのプロセスを不正に操作しようとしたりした経緯がある場合は、Appの審査完了までにより長い時間がかかります。詳しくは、「[App Review](#)」をご確認ください。
- **ステータスの更新**：Appの現在のステータスがApp Store Connectに反映されるため、そこからAppについてご確認ください。
- **優先審査のリクエスト**：時間に関して重大な懸念がある場合は、[優先審査をリクエスト\(英語\)](#)できます。他のデベロッパに配慮し、本当に必要な場合のみ優先審査をリクエストしてください。この制度を濫用していることがわかった場合、リクエストを却下する場合があります。
- **公開日**：公開日が未来の日付に設定されている場合、App ReviewでAppが承認された後もその日までApp Storeに公開されません。また、選択されたすべてのストアフロントでAppが公開されるまでに、最大24時間かかることがありますのでご了承ください。
- **却下**：Appleの目標は、ガイドラインを公正かつ一貫性を持って適用することですが、必ずしも完璧に適用できるとは限りません。Appが却下された後に質問がある場合、または追加の情報を提示する場合は、App Store Connectを通して直接App Reviewチームにお問い合わせください。そうすることで、一度は却下されたAppが承認されてApp Storeに公開される可能性もあります。また、これによりAppleがApp Reviewプロセスを改善し、ポリシーをより明確に提示するために役立つことにもなります。審査結果に合意できない場合や、ガイドライン自体の見直しを提案したい場合は、[異議の申し立てを申請\(英語\)](#)してください。
- **異議の申し立て**：審査結果に合意できない場合や、ガイドライン自体の見直しを提案したい場合は、[異議の申し立てを申請\(英語\)](#)してください。そうすることで、一度は却下されたAppが承認されてApp Storeに公開される可能性もあります。また、これによりAppleがApp Reviewプロセスを改善し、ポリシーをより明確に提示するために役立つことにもなります。
- **バグ修正の提出**：App Storeにすでに掲載されているAppの場合、法的な問題または安全性の問題が関係していない限り、ガイドライン違反が理由でバグ修正が遅れることはなくなります。Appが却下されたものの、このプロセスの対象に該当する場合は、App Store Connect経由でApp Reviewチームに直接連絡を取り、このプロセスの利用を希望する旨、および次回の提出時にその問題に対処する予定である旨を知らせてください。

皆さまの新しいアイデアを楽しみにしています。

最終更新日：[2022年3月30日](#)

はじめに
提出前
1. 安全性
2. パフォーマンス
3. ビジネス
4. デザイン
5. 法的事項
提出後

Developer	App Store	App Review	App Store Reviewガイドライン	
プラットフォーム		トピックとテクノロジー	リソース	プログラム
iOS		アクセシビリティ	英語ドキュメント(完全版)	Apple Developer Program
iPadOS		アクセサリ	日本語ドキュメント(一部トピック)	Apple Developer Enterprise Program
macOS		App Extension	コーディングを学ぶ(英語)	App Store Small Business Program
tvOS		App Store	ダウンロード(英語)	MFfi Program(英語)
watchOS		オーディオとビデオ(英語)	フォーラム(英語)	News Partner Program(英語)
		拡張現実	ビデオ(一部日本語字幕)	Video Partner Program(英語)

ツール	ビジネス(英語)	サポート	Security Bounty Program(英語)
Swift	デザイン	サポートドキュメント	Security Research Device Program(英語)
SwiftUI	配信	お問い合わせ	イベント
Swift Playgrounds	教育	バグ報告	App Accelerator(英語)
TestFlight	フォント(英語)	システム状況(英語)	App Store Awards(英語)
Xcode	ゲーム	アカウント	Apple Design Awards
Xcode Cloud	ヘルスケアとフィットネス(英語)	Apple Developer(英語)	Apple Developer Academy(英語)
SF Symbols(英語)	App内課金	App Store Connect	Entrepreneur Camp(英語)
	ローカリゼーション	Certificates, IDs, & Profiles(英語)	Tech Talks
	マップと位置情報(英語)	フィードバックアシスタント	WWDC(英語)
	機械学習		
	セキュリティ		
	SafariとWeb(英語)		

最新のデベロッパ向けニュースは、[ニュースとアップデート](#)でご確認いただけます。

ライト ダーク **自動**



日本, 日本語 [国/地域を選択してください](#)

Apple メディアサービス利用規約

以下の利用規約は、お客様と Apple との間に締結される契約（以下「本契約」という）です。本契約をよくお読みください。本契約を理解し承諾したことを確定するには、「同意する」をクリックしてください。

A. サービスの概要

本契約は、コンテンツ、App（以下に定義）、その他の App 内サービス（以下、総称して「本コンテンツ」という）の購入、取得、使用許諾、レンタル、サブスクリプションに使えるお客様による Apple のサービス（以下「本サービス」といい、その例としては、利用できる地域において、App Store、Apple Arcade、Apple Books、Apple Fitness+、Apple Music、Apple News、Apple News+、Apple One、Apple Podcast、Apple Podcast のサブスクリプション、Apple TV、Apple TV+、Apple TV チャンネル、Game Center、iTunes などがあります）の利用に適用されます。本コンテンツは、Apple または第三者による本サービスを通じて提供される場合があります。本サービスは、お客様が居住する国または準州（以下「本国」という）においてご利用いただけます。特定の国または地域で本サービスを利用するためにアカウントを作成することで、お客様がその国または地域をご自分の本国と指定したことになります。本サービスを利用するには、互換性のあるハードウェア、ソフトウェア（最新版を推奨。最新版が必須の場合もあり）、インターネットアクセス（費用が発生する場合あり）が必要です。本サービスの動作は、これら要素の影響を受ける場合があります。

B. 本サービスの利用

支払い、税金、および返金

本サービスの本コンテンツは無料または有料で取得できます。いずれの方法による場合も、本コンテンツの取得のことを「取引」といいます。個々の取引は、お客様と Apple との間またはお客様と本サービスの本コンテンツを提供する団体との間の電子契約となります。ただし、Apple Distribution International Ltd. のお客様の場合、Apple Books、Apple Podcast、または App Store を介してお客様が取得する一部のコンテンツについては、製品ページもしくは関連する本サービスの取得手続き中に表示されるのとおり、Apple Distribution International Ltd. が、最終販売責任を負う事業者となります。このような場合、お客様は Apple Distribution International Ltd. から本コンテンツを取得することになり、その本コンテンツは、本コンテンツプロバイダ（例えば、App プロバイダ（以下に定義）、書籍の出版元など）がライセンスを付与します。初めて取引を行う際には、今後の取引でパスワードの入力を求める頻度を選択するように求められます。取引の Touch ID を有効にすると、すべての取引を指紋で認証するように求められます。また、取引の Face ID を有効にすると、すべての取引で顔認証を行うように求められます。パスワードの設定は、<https://support.apple.com/HT204030> に記載されている手順に従っていつでも管理できます。

Apple は、適用される税金を含め、あらゆる有料取引において選択したお支払い方法（クレジットカード、デビットカード、ギフトカード/コード、お客様の本国で利用できるその他の方法）で請求を行います。また、お客様が選択されたお支払い方法を Apple ウォレットに追加した場合、Apple は、Apple Pay を使用して、Apple ウォレットでお客様が選択されたお支払い方法で請求を行うことができます。お客様は、お客様の Apple ID に複数のお支払い方法を関連付けることができます。その際は、Apple が取引のためにこれらのお支払い方法を保存し、請求できることに同意するものとします。お客様の主要なお支払い方法は、アカウント設定のお支払いページの上部に表示されます。

お客様の主要な支払方法に対して何らかの理由（有効期限切れや残高不足など）により請求できない場合、Apple は、お客様のアカウント設定の支払ページに表示されている上から下の順に、その他の利用可能な支払方法に対して請求を試みることができるものとし、お客様はこれを承認するものとします。お客様への請求ができない場合でも、お客様は未払い額について引き続き責任を負うことになり、当社は、再度お客様への請求を試みるか、別のお支払い方法を提供するようにお客様に求めることができるものとします。本コンテンツを予約注文した場合、（本コンテンツの販売開始前にキャンセルしない限り）そのコンテンツがお客様の元に届いた際に料金が請求されます。地域法に従い、決済ネットワークまたはお客様の金融機関から情報の提供があった場合、Apple は、お客様のお支払い方法に関する支払い情報を自動的に更新する場合があります。取引の請求方法についての詳細は、<https://support.apple.com/HT201359> を参照してください。すべての取引は取り消すことはできません。本コンテンツの価格は随時変更される場合があります。技術的な問題によりお客様への商品のご提供が妨げられるか、または極端に遅延した場合、お客様への排他的かつ唯一の救済は、当該商品の交換、または当該商品に対して支払われた代金の返金のうち、Apple の決定

するいずれかの方法とします。詐欺、悪用、または違法その他の改ざん行為など、Apple に反訴の権利を与える証拠を見つけた場合、Apple は支払いを停止もしくは取り消し、または返金要求を拒否することがあります。ストアクレジットとギフトカード/コードに関する諸条件は、<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/giftcards/> でご確認ください。

アカウント

本サービスの利用や、取得した本コンテンツへのアクセスには、Apple ID が必要となる場合があります。Apple ID は、Apple のエコシステム全体で使用するアカウントです。ゲームセンターの利用には、本契約が適用され、ゲームセンターのアカウントが必要になります。お客様のアカウントは大切なものであり、機密性と安全性の管理はお客様の責任となります。お客様のアカウントが不正使用され、損害を被ったとしても Apple は一切責任を負いません。アカウント情報の漏洩が疑われる場合には、Apple にご連絡ください。

アカウントを作成し本サービスを利用するには、13歳以上（または、登録プロセスで明記される本国での同等の最低年齢以上）である必要があります。年齢が満たないユーザには、親権者または法律上の後見人が「ファミリー共有」を使用して、または認定された教育機関により Apple ID を作成することができます。成人年齢に達していないお子様のアカウントを作成する親または法定後見人は、お子様と一緒に本契約を確認し、両者が理解していることを確認する必要があります。

お客様の Apple ID のレガシーコンタクト（お客様の死後のアカウント管理人）は、<http://support.apple.com/HT212360> の記載内容に従って、追加、通知、または削除することができます。レガシーコンタクトによるお客様の Apple ID へのアクセスは、<http://support.apple.com/HT212361> の記載内容のとおり制限されています。

プライバシー

本サービスの利用は、<https://www.apple.com/legal/privacy/> にある Apple のプライバシーポリシーに従います。

本サービスと本コンテンツの利用ルール

本サービスと本コンテンツを利用するには、本セクション（以下「利用ルール」という）に明記されている規則に従う必要があります。ここに記載されている以外の本サービスおよび本コンテンツの利用は、本契約の重大な違反となります。Apple は、利用ルールの遵守を確認する目的で、本サービスと本コンテンツの利用を監視する場合があります。

すべてのサービス:

- お客様は、個人的、非商用目的での使用に限って本サービスと本コンテンツを利用することができます（以下の App Store コンテンツのセクションに明記されているものを除く）。

- Apple が本サービスまたは本コンテンツをお客様に提供しても、それは何らかの商用目的の、または販売促進の使用権をお客様に譲渡したことになりません。また、著作権所有者が持つ何らかの権利を与えたり、放棄したりするものではありません。

- 各デバイスで最大 5 つの Apple ID を使用して本コンテンツを利用することができます。

- いかなる本サービスについても、最大 10 台までのデバイス（ただし、コンピュータは最大 5 台まで）でご自分の Apple ID で同時にサインインすることができます。ただし、本コンテンツの同時ストリームまたはダウンロードは、以下の Apple Music および Apple TV コンテンツの項で定めるとおり、これより少ない数のデバイスに制限される場合があります。また、各コンピュータは、同じ Apple ID を使用して認証されている必要があります（コンピュータの認証についての詳細は、<https://support.apple.com/HT201251> をご参照ください）。デバイスは、90 日ごとに一回、異なる Apple ID に関連付けることができます。

- (i) ボット、スクリプト、自動化されたプロセスの使用、または (ii) 何らかの種類の報酬またはインセンティブの提供または受取などのいかなる手段を用いて、再生回数、ダウンロード、評価、またはレビューを操作することは禁止されています。

- 一旦ダウンロードされた本コンテンツの紛失、破壊または損傷の防止はお客様の責任となります。本コンテンツを定期的にバックアップすることをお勧めします。

- 本サービスに組み込まれているセキュリティ機能の改ざんや回避は行わないでください。

- 本サービスにアクセスする際には必ず Apple のソフトウェアをご利用ください。ソフトウェアの改変やその改変版の使用は行わないでください。

- 動画コンテンツには HDCP 接続が必要です。

音声および動画コンテンツの販売およびレンタル:

- デジタル著作権管理 (DRM) フリーの本コンテンツは、適度な数であれば、お客様が所有または管理している互換性のあるデバイスでご利用いただけます。DRM で保護されている本コンテンツは最大 5 台のコンピュータとそれらのコンピュータと同期している任意の数のデバイスでご利用いただけます。

- レンタルした本コンテンツは一度に1台のデバイスでご視聴いただけます。再生は30日間に限定されます。再生の開始から48時間以内に視聴を終えてください(停止、一時停止、再開することでこの期間が延長されることはありません)。

- 視聴目的として、購入した音楽のオーディオプレイリストをディスクに焼くことができます。ただし、7回までに制限されています。(DRMフリーの本コンテンツであれば、この制限は適用されません)。その他の本コンテンツはディスクに焼くことはできません。

- 購入済みの本コンテンツは、通常、お客様がAppleからダウンロード、再ダウンロード、またはその他の方法でアクセスすることができます。ごくまれなことでありますが、お客様が購入された後に、本コンテンツが本サービスから削除され(例えば、その提供者が削除したため)、Appleからのダウンロードやアクセスができなくなる場合があります。本コンテンツを継続して楽しむいただくために、購入されたすべてのコンテンツをお客様がお持ちのデバイスにダウンロードし、バックアップされることをお勧めします。

App Store コンテンツ:

- 「App」には、Appleのプラットフォームまたはオペレーティングシステム向けのアプリケーションおよびApp Clipが含まれ、これにはApp内課金、拡張機能(キーボードなど)、ステッカー、当該アプリケーションまたはApp Clip内で利用できるサブスクリプションが含まれます。

- 営利事業、政府機関、教育機関(以下「エンタープライズ」という)を代理して業務を行う個人は、(i)エンタープライズが所有または管理する1台または複数のデバイスで1名の個人が使用する目的で、または(ii)エンタープライズが所有または管理する1台の共有デバイスで複数人が使用する目的でArcade以外のAppをダウンロードし、同期できます。明確にするために記すと、複数のユーザが連続して、または集団で使用する各デバイスには、別個の使用許諾が必要です。

Apple Music:

- 個人のApple Musicメンバーシップの場合、一度に1台のデバイスでストリーム配信できます。ファミリーメンバーシップの場合、お客様またはお客様のご家族は一度に最大6台のデバイスでストリーム配信できます。

Apple Arcade:

- Apple Arcade Appは、有効なApple Arcadeの試用またはサブスクリプションでのみ、ダウンロードまたは再ダウンロードすることができます。

- お客様のサブスクリプションが終了すると、Apple Arcadeを通じてダウンロードしたAppにアクセスできなくなります。

Apple TVコンテンツ:

- ほとんどのチャンネルで、お客様は同時に最大3台のデバイスで本コンテンツをストリーム配信できます。

- Apple TVコンテンツ利用ルールの詳細については、<https://support.apple.com/HT210074> をご参照ください。

ダウンロード

お客様は、ダウンロードできる本コンテンツの量を制限される場合があります。ダウンロードされた本コンテンツによっては、ダウンロード後または初回再生後、一定時間経過後に有効期限切れとなる場合があります。本コンテンツによっては、ダウンロードできない場合があります。

同じApple IDでサインインしたデバイス(以下「関連デバイス」という)に、以前に取得した本コンテンツを再ダウンロード(以下「再ダウンロード」という)することができる場合があります。本国で再ダウンロードが可能な本コンテンツの詳細については<https://support.apple.com/HT204632> をご参照ください。本サービスでの本コンテンツの提供を終了した場合、そのコンテンツは再ダウンロードできないことがあります。

また、本コンテンツは、いつでも本サービスから削除できますが、その後は、Appleからダウンロード、再ダウンロード、またはその他の方法でアクセスできなくなります。

サブスクリプション

本サービスおよび特定のAppは、サブスクリプションベースで本コンテンツまたは本サービスへのアクセスを購入できます(以下「有料サブスクリプション」という)。有料サブスクリプションは、アカウント設定の「サブスクリプションの管理」セクションでキャンセルしない限り、自動的に更新されます。サブスクリプションのキャンセルの詳細については、

<https://support.apple.com/HT202039> をご参照ください。有料サブスクリプションの価格が上がった場合は通知が届きます。また、必要であれば、お客様の同意を得た上で更新されます。新しい有料サブスクリプション期間が始まる24時間前までに料金が請求されます。何らかの理由(有効期限切れ又は残高不足など)によりお客様のお支払い方法で請求を完了できず、お客様が有料サブスクリプションをキャンセルしていない場合、お客様は未払い額について引き続き責任を負うことになり、支払方法の情報が更新された際に、その支払方法にもとづいて再度請求が行われます。これにより、お客様の次回有料サブスクリプション期間の開始時期が変更する場合があります。各期間のお客様に対する請求日が変更する場合があります。当社は、サブスクリプションを更新する

目的で、お客様が選択したお支払い方法で請求できない場合、お客様の有料サブスクリプションをキャンセルする権利を留保します。一部の有料サブスクリプションでは、ご利用のお支払い方法で請求を行う前に、無料の試用期間が提供される場合があります。ご利用のお支払い方法で請求が始まる前に有料サブスクリプションの登録解除を行う場合、無料の試用期間が終わる少なくとも24時間前にサブスクリプションをキャンセルしてください。

Apple が本コンテンツのプロバイダとして提供する有料サブスクリプション(以下「Apple 有料サブスクリプション」という)の無料試用を開始し、その期間終了前にキャンセルした場合、無料試用を再開することはできません。

iCloud+ を除く Apple 有料サブスクリプションの無料試用または無料オファーは、Apple One の無料試用および無料オファーと組み合わせることはできません。Apple 有料サブスクリプションの無料試用または無料オファーの期間中である場合であって、Apple One のサブスクリプションに登録中である場合、お客様の無料試用期間および無料オファーは一時停止されません。これは、お客様が当該 Apple One 有料サブスクリプションを通じて当該 Apple 有料サブスクリプションにアクセスできる場合でも同様です。お客様は、ご自身が Apple One の有料サブスクリプションに登録している間に、お客様の無料試用または無料オファーが期限切れとなる場合があることを承知するものとします。Apple は、期限切れとなった無料試用期間および無料オファーのいかなる部分についても、お客様のために再開、払い戻し、およびその他の形で補償する義務を負わないものとします。

本サービスまたは本コンテンツの有料サブスクリプション期間が終了した時点で、お客様は、有料サブスクリプションを必要とするかかる本サービスの機能または本コンテンツにアクセスできなくなります。

本コンテンツと本サービスの利用可能性

本国内で利用できない本サービス、本コンテンツタイプ、機能に関する本契約に含まれる条項は、利用可能にならない限り、お客様には適用されません。本国内で利用できる本コンテンツタイプを確認するには、本サービスに移動するか、

<https://support.apple.com/HT204411> をご参照ください。本国内でお客様が利用できる一部のサービスおよび本コンテンツは、本国外に移動した際には利用できない場合があります。

他社製のデバイスおよび機器

Apple ブランド以外のデバイスでは、アクセスした本サービスの一部の機能が利用できない場合があります。さらに、一部のサービスでは、特定の状況で、もしくは特定の操作のために他社製の機器を使用することを要求、指示、または推奨する場合がありますが、そのような使用は、当該機器の利用規約に従うものとし、該当する製造者の指示に従って行う必要があります。本サービスを利用することにより、お客様は、Apple が自社のソフトウェアに対するマイナーアップデートを他社製の装置に随時自動的にダウンロードしインストールすることがあることに同意することになります。

C. 本サービスへの送信

本サービスでは、コメント、評価およびレビュー、写真、動画、Podcast (関連するメタデータとアートワークを含む) などのマテリアルを送信または投稿することができます。それらの機能を利用するには、以下の「送信ガイドライン」に従う必要があります。このガイドラインは随時更新され、当社の送信ガイドラインに違反するマテリアルを認識した場合、当社はこれを削除します。送信ガイドラインに準拠しないマテリアルをお客様が見つけた場合、「問題を報告する」機能をご利用ください。法律が禁止する場合を除き、お客様は、Apple に対し、当該マテリアルを、本サービスの一部として、ならびに販売に関連して、および Apple の内部利用目的に、世界全域において、ロイヤルティフリー、永久、かつ非独占的に利用するライセンスを付与するものとします。Apple は、送信されたマテリアルを監視し、削除や編集を実施することがあります。

送信ガイドライン: 本サービスを次の目的で使用することはできません。

- (i) 使用の許可、権限、およびライセンスがお客様に与えられていない、または (ii) 第三者の権利を侵害するマテリアルの掲載
- 不適切、攻撃的、違法、不正、不正確、または有害なコンテンツの掲載
- 他人に帰属する個人的、プライベート、秘密の情報の掲載
- 未成年者に対する個人情報提供の依頼
- 他人へのなりすまし、または個人または法人とお客様との関係についての不当表示
- スпам (一方的または未承認の広告、宣伝用素材または情報の発表を含みますが、これに限りません) の掲載または送信
- 何らかの形の報酬またはインセンティブと引き換えに行う、評価またはレビューの投稿、変更、または削除
- 不正な、虐待的な、有害な、誤解を招く、もしくは悪意による評価もしくはレビュー、またはレビューされている本コンテンツに関係のない評価もしくはレビューの投稿
- 何らかの不正行為、詐欺行為、操作的行動の計画または関与

D. ファミリー共有

ファミリーの管理者（以下「管理者」という）は、18 歳以上および13 歳未満または本国で同等の最低年齢（登録プロセスに明記）のメンバーの親権者または法律上の後見人である必要があります。ファミリー共有の全機能をご利用いただくには、Apple 製デバイスが必要です。

購入コンテンツの共有: ファミリー共有の購入コンテンツ共有機能では、最大6人までのファミリーメンバーとの間で、適格な本コンテンツを共有することができます。管理者は、他のメンバーに対しファミリーへの参加を依頼し、ファミリーメンバーが行ったすべての取引の支払いを行うことに同意します。ファミリーメンバーが行った取引の支払いには、条件を満たした管理者のお支払い方法が利用されます。ただし、ファミリーメンバーのアカウントにストアクレジット（常に優先して使用）がある場合を除きます。条件を満たした管理者のお支払い方法が使用される場合、ファミリーメンバーは、管理者の代理人として行うことになります。本契約をもって、管理者は (1) かかる取引の料金を支払うこと、(2) ファミリーのメンバーが行った取引を承認されたものとする、および(3) 取引に関する請求は、上記のセクションBに記載された方法に従って、条件を満たしたお支払い方法に対して行われることに同意します。管理者はご自分の支払い方法契約を遵守する責任を負い、条件を満たした支払方法へのアクセスをファミリーメンバーと共有することに関連するあらゆるリスクを負います。ファミリーメンバーの取引の領収書または請求書は、その取引を行ったファミリーメンバーと管理者に送られます。

承認と購入のリクエスト: 「承認と購入のリクエスト」は、18 歳（または本国で定められている成年年齢）未満のファミリーメンバーが行った取引を管理者が承認する便利な機能です。管理者になれるのは、「承認と購入のリクエスト」を使用するファミリーメンバーの親権者または法律上の後見人です。ファミリーメンバーが共有したコンテンツやコンテンツコードで取得したコンテンツは「承認と購入のリクエスト」の対象にならない場合があります。

ファミリーメンバーの変更: ファミリーメンバーがファミリーから離れる、または登録解除された場合、残りのメンバーは当該メンバーの本コンテンツにアクセスできなくなる場合があります。これには、当該メンバーが管理者の支払方法で取得した本コンテンツも含まれます。

ファミリー共有のルール: 一度に一つのファミリーにのみ所属することができ、いずれのファミリーにも一年間に 2 回以上参加することはできません。ファミリーに関連付けた Apple ID を 90 日間ごとに 1 回に限り変更することができるものとします。すべてのファミリーメンバーは本国が同じである必要があります。本コンテンツには購入コンテンツ共有ができないものもあります。App 内課金入、サブスクリプション、以前に取得した App もこれに該当する場合があります。Apple TV+、Apple TV Channels、Apple One Family、Apple One Premier、Apple Music Family、Apple Arcade、Apple News+、および Apple Fitness+ のサブスクリプションは、自動的にファミリー共有ができます。ファミリーで共有するサブスクリプションは、サブスクリプションに基づく本コンテンツ利用の制限の対象となる場合があります。

E. 個人向けおすすめ機能

本サービスでは、お客様が行ったダウンロード、購入、その他の行動に基づいて、おすすめの本コンテンツが表示される場合があります。一部のサービスにおいては、この個人向けおすすめ機能をアカウント設定でオプトアウトすることができます。

F. iTunes Store に関する追加規約

シーズンパスとマルチパス

パスを利用すると、テレビの本コンテンツが視聴可能になったとき、それを購入し取得できます。シーズンパスは、シーズンごとにエピソード数が限られているテレビコンテンツに適用されます。マルチパスは、継続的に視聴できるテレビコンテンツに適用されます。シーズンパスまたはマルチパスの料金全額が取引時に請求されます。シーズンパスまたはマルチパスの本コンテンツは、最後のエピソードが視聴可能になった日から最長 90 日間ダウンロードできます。マルチパスの取得時に自動更新を選択すると、次回以降のマルチパスの期間ごとに料金全額が請求されます。次のマルチパス期間が開始する少なくとも24時間前に、アカウント設定で自動更新を無効にできます。本コンテンツのプロバイダが Apple に提供したエピソード数がシーズンパスの購入時に予定されていた数より少ない場合、不足エピソード数分の小売価格に相当する金額がお客様の Apple ID に返金されます。

G. App Store に関する追加規約(Apple Arcade App を除く)

App Store コンテンツのライセンス

App のライセンスは Apple または第三者のデベロッパ(以下「App プロバイダ」という) が提供します。Apple Distribution International Ltd. のお客様の場合、最終販売責任を負う商業者は Apple Distribution International Ltd. です。すなわち、お客様は Apple Distribution International Ltd. から App ライセンスを取得しますが、App のライセンスを認可するのは App プロバイダです。Apple が認可する App は「Apple App」です。App プロバイダが認可する App は「他社製 App」です。Apple は App プロバイダの代理人として App Store を提供しますが、お客様と App プロバイダの間の売買契約またはユーザ契約の当事者ではありません。Apple または App プロバイダがオーバーライドできるカスタムライセンス契約（以下「カスタムエンドユーザ使用許諾契約」という）を提供しない限り、お客様が取得した App は、以下に定めるライセンスアプリケーションエンドユーザ使用許諾契約(以下「標準エンドユーザ使用許諾契約」という) に準拠します。他社製 App の App プロバイダは、そのコンテンツ、保証、他社製 App に関連してお客様が行う申し立てについて全責任を負います。Apple は各他社製アプリケーションに適用される標準エンドユーザ使用許諾契約またはカスタムエンドユーザ使用許諾契約の第三者の受益者であり、そのため、かかる契約を

強制できることをお客様は了承し、これに同意するものとします。ステッカーや iMessage App など、一部の App はデバイスのスプリングボードに表示されませんが、メッセージ App のドロワーでアクセスし、利用することができます。

App 内課金

App は App 内で使用するためのコンテンツ、サービス、機能を提供する場合があります (以下「App 内課金」という)。App の使用中に消費される App 内課金 (仮想通貨など) はデバイス間で転送できません。また、ダウンロードできるのは 1 回だけです。App 内課金を行う前に、アカウントを認証する必要があります。これは他の本コンテンツを取得するための認証とは別の認証で、パスワードを入力するか、Touch ID または Face ID を利用します。購入を行うたびにパスワードを要求するように設定していない限り、あるいは Touch ID または Face ID を有効にしていない限り、15 分以内であれば再認証なしで App 内課金を行うことができます。App 内課金の機能は無効にできます。その手順は <https://support.apple.com/HT201304> に記載されています。

App のメンテナンスおよびサポート

Apple は、Apple App に限り、適用法の要求に応じて、メンテナンスおよびサポートのサービスの提供について責任を負うものとします。App プロバイダは、他社製 App のメンテナンスおよびサポートのサービスの提供について責任を負うものとします。

App バンドル

一部の App は複数の App がセットとして販売されることがあります (以下「App バンドル」という)。App バンドルの表示価格が、App バンドルの購入時に請求される価格です。すでに購入済みまたは所有している App に応じて App バンドルの価格が割引される場合がありますが、App バンドルを完結するのに必要な最低請求額が含まれることがあります。

ライセンスアプリケーションエンドユーザ使用許諾契約

App Store で取得できる App は販売されるのではなく、その使用を許諾されます。このライセンスアプリケーションのエンドユーザ使用許諾契約 (以下「標準エンドユーザ使用許諾契約」という) またはお客様とアプリケーションプロバイダ間のカスタムエンドユーザ使用許諾契約 (以下「カスタムエンドユーザ使用許諾契約」という) のいずれかを受諾した後、それぞれの App のライセンスはそれぞれの使用許諾契約に制約されます。この標準エンドユーザ使用許諾契約またはカスタムエンドユーザ使用許諾契約の下でお客様が取得した Apple App のライセンスは Apple により付与されます。この標準エンドユーザ使用許諾契約またはカスタムエンドユーザ使用許諾契約の下でお客様が取得した他社製 App のライセンスは、その他社製 App のアプリケーションプロバイダにより付与されます。この標準エンドユーザ使用許諾契約に制約される App を本契約では「ライセンスアプリケーション」と呼びます。適用対象となる場合はアプリケーションプロバイダまたは Apple (以下「使用許諾者」という) は、この標準エンドユーザ使用許諾契約ではお客様に明示的に与えられていない、ライセンスアプリケーションに含まれる全権利とライセンスアプリケーションに関連する全権利を保有します。

a. ライセンスの範囲: 使用許諾者は、お客様が所有または管理し、利用ルールで認められたあらゆる Apple ブランド製品でライセンスアプリケーションを使用する譲渡不能のライセンスをお客様に付与します。この標準エンドユーザ使用許諾契約の条件は、ライセンスアプリケーションからアクセスできるあらゆるコンテンツ、マテリアル、サービス、ライセンスアプリケーション内で購入できるあらゆるコンテンツ、マテリアル、サービス、使用許諾者が提供し、元のライセンスアプリケーションに取って代わる (または元のライセンスアプリケーションを補完する) アップグレードに適用されます (かかるアップグレードがカスタムエンドユーザ使用許諾契約に付属する場合を除く)。利用ルールに明記されているものを除き、ライセンスアプリケーションをネットワークに配信し、同時に複数のデバイスで利用できるようにする行為は禁止されています。本契約で明示的に許可されている場合を除き、ライセンスアプリケーションを譲渡したり、再配信したり、サブライセンスを供与したりすることはできません。Apple デバイスを第三者に売却する場合、売却前に Apple デバイスからライセンスアプリケーションを削除する必要があります。ライセンスアプリケーション、そのアップデート、またはそれらの一部について、複製 (本使用許諾契約と利用ルールで認められている場合を除く)、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコードの解明の試み、改変、または二次的著作物の作成を行うことは禁止されています (適用法で上記の制約が禁止される場合とライセンスアプリケーションに含まれるオープンソースコンポーネントの使用に関する使用許諾契約条件により許可される場合を除く)。

b. データ利用に関する同意: 使用許諾者が技術データと関連情報を収集し、利用することにお客様は同意します。かかるデータには、お客様のデバイス、システム、アプリケーションソフトウェア、周辺機器に関連する情報で、ライセンスアプリケーションに関連するソフトウェアアップデート、製品サポート、その他サービスの提供を促進する目的で定期的に収集される技術情報が含まれますが、それらに限定されません。使用許諾者は、個人が特定されない形においてのみ、製品を改善し、サービスや技術を提供する目的でかかる情報を利用できるものとします。

c. 解除: この標準エンドユーザ使用許諾契約は、お客様または使用許諾者が解除するまで有効です。この標準エンドユーザ使用許諾契約に基づくお客様の権利は、本規約のいずれかの条項をお客様が遵守しなかった場合、自動的に終了します。

d. 外部サービス: ライセンスアプリケーションには、使用許諾者または第三者のサービスやウェブサイトにアクセスできるものもあります (以下総称してまた個別に「外部サービス」という)。お客様ご自身の責任で、外部サービスをご利用いただくことに、お客様は同意するものとします。使用許諾者は、第三者の外部サービスの内容やその正確性を調査または評価する責任を負いません。使用許諾者はかかる第三者の外部サービスに対する責任を負わないものとします。ライセンスアプリケーションまたは外部サービスに表示

されるデータは、金融情報、医療情報、位置情報に限らず、一般的な情報提供のみを目的とするものであり、使用許諾者またはその代理人が保証するものではありません。この標準エンドユーザ使用許諾契約の条件と一致しない、あるいは使用許諾者または第三者の知的財産権に抵触する場合、外部サービスは利用できません。個人または団体に対して迷惑行為、嫌がらせ、ストーカー行為、脅迫、名誉毀損を行う目的で外部サービスを使用しないこと、ならびにかかる悪用に対して使用許諾者は責任を負わないことにお客様は同意するものとします。一部の言語または国によっては外部サービスが利用できない場合があります。地域によっては、外部サービスの利用が不適切な場合もあります。かかる外部サービスの利用を選択した場合、お客様は該当する法律遵守する全責任を負います。使用許諾者は、外部サービスをいつでも通知なしに、責任を負うことなくいつでも変更、保留、削除、またはアクセス制限を行う権利を保有します。

e. 保証の否認: ライセンスアプリケーションに伴うリスクはすべてお客様自身にあることに、お客様は明示的に同意するものとします。該当する法律によって許可される最大範囲まで、ライセンスアプリケーションとそれが実行または提供したあらゆる本サービスは「現状有姿」かつ「利用可能な範囲で」提供されており、すべての欠陥を含め、いかなる種類の保証もなく提供されます。使用許諾者は本契約をもって、明示的、黙示的、制定法上を問わず、ライセンスアプリケーションと本サービスに関連するあらゆる保証と条件を否認します。否認する保証と条件には、黙示的保証、商品性、十分な品質、特定目的への適合性、正確性、平穩享有権、第三者の権利非侵害性が含まれますがそれらに限定されません。使用許諾者またはその認定代理人による口頭または書面による情報または助言の一切は、新たな保証を行うものではありません。ライセンスアプリケーションや本サービスに瑕疵があると判明した場合、修理または修正に要するコストはすべてお客様が負担するものとします。黙示的保証の免責や消費者の制定法上の権利の制限を法的に認めていない地域においては、上記の免責と制限はお客様に適用されない場合があります。

f. 責任の制限: 人身傷害、偶発損害、特別損害、間接損害、結果損害について、法律で禁止されていない範囲において、使用許諾者は責任を負わないものとします。かかる損害には、原因を問わず、ライセンスアプリケーションの使用または使用不能に起因もしくは関連して（あるいは使用または使用不能に連動して）発生した逸失利益、データの消失または破壊、データ（コースの説明、学習課題、および教材を含みます）の送受信における不具合事業の中断、その他の商業的損害が含まれますが、それらに限定されません。責任論（契約、不正行為、その他）に関係なく、使用許諾者がかかる損害の可能性を通知されていたとしても責任を負いません。人身傷害、偶発損害、結果損害に対する責任の排除または制限を法的に認めていない地域においては、かかる制限はお客様に適用されない場合があります。いかなる場合においても、全損害に関するお客様に対する使用許諾者の賠償責任総額は 250 ドルを超えないものとします（人身傷害の場合、適用法において別段の要求がなされる場合を除く）。かかる制限は、上記の救済が本質的目的を達成できない場合でも適用されます。

g. 米国の法律またはライセンスアプリケーションを取得した法域の法律で認められている場合を除き、ライセンスアプリケーションを利用、輸出、再輸出することはできません。特に（これに限りませんが）、(a) 米国が禁輸対象国としている国または (b) 米国財務省の特別指定国リストおよび米国商務省の取引禁止対象者または団体リストに記載されている者に対してライセンスアプリケーションを輸出または再輸出することはできません。ライセンスアプリケーションの利用することによって、お客様は、上記の国に在住していないこと、または上記リストに該当するものではないことを表明し、保証します。また、お客様は米国の法律で禁止されている目的でこれらの製品を利用しないことに同意したものとします。かかる利用には、核兵器、ミサイル、化学兵器、生物兵器の開発、設計、製造、生産が含まれますが、それらに限定されません。

h. 米国政府のエンドユーザー。ライセンスアプリケーションと関連文書は 48 C.F.R. §2.101 で定義される「商業品目」であり、「商業コンピュータソフトウェア」と「商業コンピュータソフトウェア文書」から構成されます。当該用語は、適用対象となる場合は、48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202 で使用されています。48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 ~ 227.7202-4 に従い、商業コンピュータソフトウェアと商業コンピュータソフトウェア文書は、米国政府のエンドユーザーに対し (a) 商業品目としてのみ提供され、(b) 本契約条件に基づき他のすべてのエンドユーザに付与される権限のみを伴って使用許諾されます。非公開の権利は米国の著作権法に基づき留保されます。

i. 後続の段落に明記されている範囲を除き、本契約ならびにお客様と Apple との関係は、抵触法条項を除き、カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。お客様と Apple は、本契約に起因して生じたあらゆる紛争または申し立ての解決についてカリフォルニア州サンタクララ郡に所在する裁判所の対人/専属管轄に服することに同意するものとします。(a) お客様が米国市民ではない場合、(b) 米国に居住していない場合、(c) 米国からサービスにアクセスしていない場合、(d) 以下に特定されている国の市民である場合、本契約をもって、抵触法条項にかかわらず、本契約に起因して生じるあらゆる紛争または申し立ては下に明記されている適用法に準拠することにお客様は同意します。また、お客様は、以下に特定されている、その法律が適用される州、県および国の裁判所の非独占管轄権に取消不能な形で服することに本契約をもって同意します。

欧州連合の加盟国、英国、スイス、ノルウェー、またはアイスランドの市民である場合、適用される法律または管轄権を有する裁判所は、お客様の通常の在住地域の法律または裁判所になります。

国際物品売買に関する国連条約として知られている法律は、本契約に適用されません。

H. 第三者から取得した特定の本コンテンツに関する追加条件

Apple Books、App Store、および Apple Podcast (Apple Podcast のサブスクリプションを含む) で利用できる一部の本コンテンツについては、Apple ではなく、そのコンテンツの第三者プロバイダから (製品ページもしくは関連する本サービスの取得手続き中に表示されるされるとおり) お客様が取得します。例えば、Apple Books の本コンテンツは、Apple ではなく発行元から取

得されます。この場合、Apple はコンテンツプロバイダの代理人としてお客様にかかる本コンテンツを提供します。そのため、Apple はお客様と本コンテンツプロバイダとの間の取引における当事者ではありません。ただし、お客様が Apple Distribution International Ltd. のお客様の場合、お客様が取得した本コンテンツについては Apple Distribution International Ltd. が最終販売責任を負う事業者になりますが、そのコンテンツのライセンスは本コンテンツプロバイダから供与されます。本コンテンツプロバイダは、当該本コンテンツの利用規約を行使する権利を留保します。本コンテンツプロバイダは、かかる本コンテンツ、保証（そのような保証が否認されていない範囲において）、および本コンテンツに関連するお客様や他の当事者による申し立てに関して全責任を負います。

I. Apple Music に関するその他の条件

Apple Music で利用できる機能の 1 つである iCloud Music ライブラリを利用すると、Apple Music 対応デバイスで、Apple Music、iTunes Store、またはその他の取得元から取得し、マッチまたはアップロードした曲、プレイリスト、ミュージックビデオ（以下「iCloud Music ライブラリコンテンツ」という）にアクセスできます。Apple Music メンバーシップを設定すると、iCloud Music ライブラリは自動的に有効になります。iCloud Music ライブラリは、iCloud Music ライブラリコンテンツに関する情報を収集します。かかる情報はお客様の Apple ID に関連付けられ、Apple Music で現在利用できる iCloud Music ライブラリコンテンツと比較されます。マッチしない iCloud Music ライブラリコンテンツは Apple の iCloud Music ライブラリサーバにアップロードされます（Apple が決定した形式で）。最大 100,000 曲をアップロードできます。iTunes Store から取得した曲にこの制限は適用されません。特定の条件に一致しない曲（容量が大きすぎるファイルなど）やお使いのデバイスで許可されない曲は、iCloud Music ライブラリにアップロードできません。iCloud Music ライブラリを利用するとき、Apple はお客様が再生、停止、スキップした曲、お使いのデバイス、再生の時刻または時間などの情報を記録します。お客様は、合法的に取得したコンテンツにのみ iCloud Music ライブラリを利用することに同意します。iCloud Music ライブラリは「現状有姿」で提供されます。エラーが含まれていたり、情報が正しくなかったりする場合があります。iCloud Music ライブラリの利用前にお客様のデータと情報をバックアップしてください。Apple Music メンバーではない場合、iTunes Match のサブスクリプションをご購入いただけます。かかるサブスクリプションは iCloud Music Library を使用します。Apple Music のメンバーシップが終了するとお客様の iCloud Music ライブラリ（当該ライブラリのサーバにアップロードされた iCloud Music ライブラリコンテンツを含みます）にアクセスできなくなります。

J. Apple Fitness+ に関するその他の条件

Apple Fitness+ は、娯楽および情報提供のみを目的としたものであり、医療上のアドバイスを提供することを意図するものではありません。(a) 対象アクティビティの安全性と適切さ、または (b) 特定の病状や症状については、必ず適切な資格を有する医療専門家の助言を求めてください。

K. キャリアメンバーシップ

本サービスのメンバーシップは、利用可能な地域において、ご利用の携帯電話キャリア（通信業者）が提供する場合があります（以下「キャリアメンバーシップ」という）。キャリアメンバーシップを購入した場合、お客様の通信業者が最終販売責任を負う事業者となります。すなわち、お客様は通信業者から本サービスのライセンスを取得し、通信業者が本サービスメンバーシップの費用をお客様に請求します。ただし、本サービスは Apple によって提供およびライセンスされます。この場合、お客様と通信業者との請求関係は本契約ではなく、キャリアの利用規約に従います。キャリアメンバーシップの請求に関する申し立ては、Apple ではなくキャリアに直接行ってください。キャリアメンバーシップを介し本サービスを利用することにより、お客様のキャリアアカウント情報、電話番号、サブスクリプション情報をキャリアが Apple と交換すること、およびキャリアメンバーシップの状態を確認する目的でかかる情報を Apple が利用することにお客様は同意するものとします。

L. 全ての本サービスに適用される諸条件

Apple の定義

お客様の本国によって「Apple」は次の意味を有します。

米国（プエルトリコを含む）の利用者の場合：Apple Inc.（所在地：One Apple Park Way, Cupertino, California）

カナダの利用者の場合：Apple Canada Inc.（所在地：120 Bremner Blvd., Suite 1600, Toronto ON M5J 0A8, Canada）

メキシコ、中米、南米、またはカリブ海の諸国もしくは地域（プエルトリコを除く）の利用者の場合：Apple Services LATAM LLC（所在地：1 Alhambra Plaza, Ste 700 Coral Gables, Florida）

日本の利用者の場合：iTunes 株式会社（所在地：106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ）。

オーストラリアまたはニュージーランド、およびその準州もしくは管轄区の利用者の場合：Apple Pty Limited（所在地：Level 3, 20 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia）

その他すべての利用者の場合 : Apple Distribution International Ltd. (Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland)

契約の変更

Apple はいつでも本契約を変更したり、お客様のサービス利用に関して新たな条件または追加条件を課す権利を留保します。かかる変更と追加条件は直ちに有効となり、本契約に組み込まれます。本サービスを引き続き利用した場合、かかる変更を承諾したものと見なされます。

第三者のマテリアル

Apple は、本コンテンツまたは本サービスに含まれる、あるいは本コンテンツまたは本サービスにリンクされている第三者のマテリアルに関して責任を負いません。

知的財産権

本サービス (本コンテンツ、グラフィックス、ユーザインターフェイス、オーディオクリップ、ビデオクリップ、編集コンテンツ、本サービスの実装に使用されるスクリプトとソフトウェアを含むがそれらに限定されません) には Apple またはその使用許諾者が所有する機密情報とマテリアルが含まれ、知的財産権およびその他の適用法 (著作権法を含むがそれらに限定されません) により保護されることにお客様は同意します。本契約に準拠する本サービスの非商業的個人利用以外ではかかる機密情報またはマテリアルをいかなる方法においても利用しないことにお客様は同意します。本契約で明示的に許可される場合を除き、本サービスおよび本コンテンツのいかなる部分も、形態や手段を問わず譲渡および複製できません。いかなる形式によっても本サービスや本コンテンツを修正、レンタル、貸与、販売、共有、および配布しないことにお客様は同意します。また、明示的に許可されていない方法により、本サービスを不正利用しないものとします。

Apple の名称、Apple のロゴ、iTunes、iTunes Store、App Store、Apple Books、Apple Music、Apple TV、Apple TV+、Apple Arcade、Apple News、Apple News+、Apple One、Apple Podcast、Apple Fitness+、その他の Apple 商標、サービスマーク、グラフィックス、本サービスに関連して使用されるロゴは、米国および世界各国における、Apple の商標または登録商標です。お客様には、前述の商標に関して、いかなる権利もライセンスも付与されません。

著作権

別段の記載がない限り、Apple が提供する本サービスおよび本コンテンツの著作権は、Apple Inc. およびその子会社に帰属します。

本サービスを介して利用できる本コンテンツがお客様に帰属する著作権を侵害すると思われる場合、Apple にお問い合わせください。次のサイトをご利用いただけます。

- 他社製アプリケーション: <https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/appstorenotices/>

- Apple Books: <https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/applebooksnotices/>

- Apple TV+ および Apple Fitness+: <https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/appletvplusnotices/>

- Apple News: <https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/applenewsnotices/>

- その他の本サービス (iTunes Store、Apple Music、および Apple Podcast を含むがこれらに限定されない): <https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/itunesstorenotices/>

本サービスの終了と停止

本契約のいずれかの条項を違反したまたは Apple がその疑いがあると判断した場合、Apple は、お客様に通知することなく、(i) 本契約およびお客様の Apple ID の両方またはいずれか一方を停止 (お客様は終了日までにお使いの Apple ID で利用した金額は支払う必要があります)、(ii) お客様のソフトウェアライセンスを停止、および (iii) お客様のサービスへのアクセスを停止できます。

Apple はまた、お客様に通知したうえでまたは通知なくして、本サービス (またはサービスの一部あるいは本コンテンツ) をいつでも修正、停止、中止する権利を留保します。かかる権利の行使において、Apple はお客様および第三者に対し一切の責任を負いません。

保証の否認、限定責任

Apple は、お客様が本サービスを支障なく利用でき、エラーがないことを保証または表明しません。Apple がお客様に通知することなくいつでも無期限で本サービスを削除、キャンセル、または以外の方法で本サービスへのアクセスを制限または無効にできることに同意します。

お客様は、本サービスの利用、あるいは使用不能、または本サービスに関連する行為に関するリスクは、お客様の自己責任によるものとするに明示的に同意します。(Apple が明示的に指定するものを除き) 本サービスおよび本サービスを介して提供されるすべての本コンテンツは「現状有姿」かつ「利用可能な範囲で」提供され、明示的または黙示的であるかを問わず、いかなる種類の保証(商品性保証、特定目的への適合性、権原、非侵害性に関する黙示の保証が含まれますが、それらに限定されません) もされません。黙示的保証の免責を法的に認めていない地域においては、上記の免責はお客様に適用されない場合があります。

お客様は、適用法により義務付けられない限り、本サービスを通じてお客様にコンテンツを提供し続ける責任を Apple が負わないことに同意するものとし、購入済みの本コンテンツを含む本コンテンツがダウンロードまたはストリーミングできなくなった場合であっても、Apple はお客様に対して責任を負わないものとします。

いかなる場合においても、お客様が本サービスを利用したことに起因する、あるいは本サービスや本コンテンツの利用に関連する直接損害、間接損害、偶発損害、懲罰的損害、特別損害、結果損害(本コンテンツの過誤や脱漏、投稿、転送、またはその他の方法でサービスを介して提供された本コンテンツを利用した結果として生じたあらゆる種類の損傷、損失または損害が含まれますが、それらに限定されません)について、その可能性が通知されていたとしても、Apple、その重役、役員、社員、関連企業、代理人、請負業者、使用許諾者は責任を負いません。結果損害や偶発損害の免責または制限を認めない国、州、法域もあります。そのような国、州、法域では、Apple の責任はそのような免責または制限が法律で認められる範囲に制限されます。

Apple は本サービスとの関連でお客様が送信した情報を合理的な努力をもって保護します。ただし、お客様はご自身のリスクでかかる情報を送信することに同意します。また、かかる情報に関連して何らかの損害や負債が発生しても、Apple は一切の責任を負わないことに本契約をもってお客様は同意します。

Apple は、本サービスに損失、破損、攻撃、ウイルス、妨害、ハッキング、セキュリティを脅かすその他の侵入が発生しないことを表明または保証せず、それらに関する一切の責任を負わないことに本契約をもってお客様は同意します。お客様はご利用のシステムをご自身でバックアップするものとし、これには本サービスを介して取得またはレンタルした本コンテンツが含まれます。

Apple は、お客様の本サービスの利用に関連し生じるデータ料金について、責任を負いません。

免責条項

お客様は、本サービスの利用をもって、本契約にお客様が違反したこと、本サービスをお客様が利用したこと、本契約の違反が疑われるとき、その調査の一環として、あるいは本契約の違反が見つかったことの結果として Apple が何らかの措置を取ったことで何らかの申し立てが発生した場合、Apple、その重役、役員、社員、関連企業、代理人、請負業者、使用許諾者に対し、法律で許される範囲において、補償し、上記の者を免責することに同意します。Apple、その重役、役員、社員、関連企業、代理人、請負業者、使用許諾者が違反を疑い、調査を行う間、お客様に警告する、本サービスへのお客様のアクセスを停止または終了する、あるいはその他の措置を取る目的で情報や本コンテンツを削除するか、その処理を拒否した結果、あるいは本契約の違反があったとする Apple による結論の結果、何らかの損害が生じても、お客様は Apple、その重役、役員、社員、関連企業、代理人、請負業者、使用許諾者に対し訴訟を提起せず、損害の回復を求めないことにお客様は同意します。本免責条項は、本契約に記載されているまたは本契約で想定されるあらゆる違反に適用されます。

公的機関の制定法上の例外

お客様が認定された公的な教育機関または政府機関である場合、かつ本契約の一部(たとえば、免責条項セクションの全部または一部)が適用される現地法、国内法令、州法、または連邦法に基づき無効もしくは執行不能とされる場合、当該部分は無効または執行不能と見なされ、場合に応じて、適用される準拠法に最大限沿う形式で解釈されるものとします。

準拠法

後続の段落に明記されている範囲を除き、本契約ならびにお客様と Apple との関係ならびに本サービスにおけるすべての取引は、抵触法条項を除き、カリフォルニア州の法律に準拠するものとします。お客様と Apple は、本契約に起因して生じたあらゆる紛争または申し立ての解決についてカリフォルニア州サンタクララ郡に所在する裁判所の対人/専属管轄権に服することに同意するものとします。(a) お客様が米国市民ではない場合、(b) 米国に居住していない場合、(c) 米国から本サービスにアクセスしていない場合、(d) 以下に特定されているいずれかの国の市民である場合、本契約をもって、抵触法条項にかかわらず、本契約に起因して生じるあらゆる紛争または申し立ては以下に明記されている準拠法に準拠することにお客様は同意します。また、お客様は、以下に特定されている、その法律が適用される州、県および国の裁判所の非独占管轄権に取消不能な形で服することに本契約をもって同意します。

欧州連合の加盟国、英国、スイス、ノルウェー、アイスランドの市民である場合、適用される法律または管轄権を有する裁判所は、お客様の通常の在住地域の法律または裁判所になります。

国際物品売買に関する国連条約として知られている法律は、本契約に適用されません。

その他の条項

本契約はお客様と Apple との間の完全な契約を構成するものであり、本サービスの利用を制約します。お客様と Apple の間で先に締結されている、同じ主題に関するあらゆる契約に優先します。関連企業のサービス、第三者のコンテンツ、他社製のソフトウェア、あるいはボリューム購入プログラムなど、追加サービスの利用時に適用される他の利用規約にも制約されることがあります。本契約の一部が無効または執行不能とされた場合、該当する法律に沿う形式で解釈し、可能な限り、当事者の本来の意図を反映させるものとし、残りの部分は効力を維持するものとし、Apple が本契約の権利または条項を強制しなかった場合でも、かかる条項またはその他の条項を放棄することにはなりません。Apple は、不可抗力により責任を遂行できなかった場合でも、その責任を負いません。

本サービスの利用に適用されるあらゆる地域法、州法、連邦法、国内法令、制定法、条例、ルールに準拠することにお客様は同意します。本サービスの利用にはその他の法律が適用される場合もあります。電子取引の損失リスクは、受信者に電子転送された時点で取得者に移転します。Apple の社員または代理人には本契約を変更する権限が与えられていません。

本サービスに関連して Apple はお客様に通知することができます。その際、メールアドレスにメッセージを送信するか、郵便住所に郵便で手紙を送付するか、本サービス上で投稿します。通知は直ちに有効となります。Apple はメールまたはプッシュ通知でお客様に連絡を取り、本サービスに関する追加情報を送信することもできます。

本契約のあらゆる部分の遵守を強制または確認するために合理的に必要なか、適切であると Apple が考える措置を取る権利を本契約をもってお客様は Apple に与えるものとします。本契約のあらゆる部分の遵守を強制または確認するために合理的に必要なか、適切であると Apple が考えるとき、お客様に対して何ら責任を負うことなく、法の執行機関、政府の役人、及び第三者にいかなるデータまたは情報を開示する権利を Apple が有することにお客様は同意します。そのような権利には、お客様による本サービスまたは本コンテンツの利用に関連する法的な手続きに Apple が協力する権利や、お客様が本サービスや本コンテンツを不法に利用し、第三者の権利を侵害しているとされる場合、第三者の申し立てに Apple が協力する権利が含まれますが、それらに限定されません。

最終更新月: 2021 年 9 月 20 日

Legal インターネットサービス

ハードウェアおよびソフトウェア	セールス&サポート	インターネットサービス	知的財産
ハードウェア保証	概要	概要	概要
ソフトウェアライセンス契約	AppleCare	Appleメディアサービス利用規約	Apple商標および著作権使用に関するガイドライン
高周波 (RF) 曝露情報	修理規約	iTunes CardおよびiTunesコード利用規約	権利および許諾 (英語)
その他の関連情報	エクスプレス交換サービス	Game Center利用規約	著作権侵害の防止 (英語)
概要	販売条件	iCloud利用規約	社外の方からのアイデアに関するポリシー
政府による情報提供要求について	認定資格に関する契約およびポリシー	プライバシーポリシー	教育機関向け
Apple Legalへのお問い合わせ (英語)	トレーニングサービス利用規約 (英語)	ウェブサイト利用規約	Apple School Manager (PDF)
輸出コンプライアンス	サポートコミュニティ利用規約		Enterprise
FileMakerに関するLegal情報			Apple Business Manager (PDF)

そのほかの購入方法: [お近くのApple Store](#)、または[Apple製品取扱店](#)で製品を購入することもできます。電話による購入、ご相談は0120-993-993まで、English Sales Line、[Click here](#)。

日本語 [Choose your preferred language >](#)

Apple プライバシーポリシー

更新日: 2021年10月27日

Appleのプライバシーポリシーでは、Appleがお客様の個人データを収集、使用、共有する方法について規定しています。

本プライバシーポリシーに加えて、お客様の個人情報の使用を必要とする製品および特定の機能については、データとプライバシー情報を埋め込む形で提供しています。この製品固有の情報は、データとプライバシーのアイコンと一緒に表示されます。



該当の機能を使用する前に、こうした製品固有の情報を確認する機会が設けられます。また、この情報は、該当の機能に関連する設定や、オンライン (apple.com/jp/legal/privacy/data) でいつでも確認することができます。

以下の見出しからアクセスできる当社のプライバシーポリシーを読んで内容をよく理解し、ご質問がある場合には[当社にご連絡ください](#)。

[本プライバシーポリシーをダウンロードする \(PDF\)](#)

[Appleの健康に関する研究調査のためのアプリケーションに関するプライバシーポリシー >](#)

Appleにおける個人データの定義



Appleでは、プライバシーは基本的人権であると確信しており、この基本的人権は世界のどこに住んでいるお客様にも等しく適用されるべきであると考えています。そのため、Appleでは特定された個人または特定可能な個人に関するデータや、当社によりその個

人にリンクされたデータまたはリンク可能なデータを、その個人の居住地に関係なく、「個人データ」として取り扱っています。したがって、お客様を直接特定するデータ（お客様の名前など）だけでなく、お客様を直接特定していなくてもお客様を特定するために合理的に使用できるデータ（デバイスのシリアル番号など）も個人データとなります。統計データは、本プライバシーポリシーにおいて、非個人データとみなされます。

本プライバシーポリシーでは、当社のウェブサイトでのやり取り、Appleのアプリケーション（Apple MusicやWalletなど）を通じたやり取り、直接（電話やApple Store直営店への来店時など）のやり取りのいずれによるかを問わず、[AppleまたはApple関連会社](#)が提供された個人データをどのように取り扱うかについて規定しています。また、Appleは当社のサービスで他社にリンクしたり、App Storeで他社製アプリケーションをダウンロードできるようにしたりする場合があります。Appleのプライバシーポリシーは、他社による個人データの定義や使用には適用されません。他社とやり取りする前に、各社のプライバシーポリシーをお読みになり、お客様のプライバシーの権利について把握しておくことをお勧めします。

Appleにおけるお客様のプライバシーの権利

Appleは、お客様が自らの個人データについて、知る権利、アクセスする権利、訂正する権利、移転する権利、処理を制限する権利、削除する権利を尊重しています。当社はこれらの権利を当社の全世界のお客様に対して提供しており、お客様は、これらのプライバシーに関する権利を行使した場合でもAppleから差別的な扱いや低いレベルのサービスを受けることがない権利を有しています。また、Appleは、ネバダ州およびカリフォルニア州で定義されている「販売」を含め、お客様のデータを販売することはありません。

プライバシーの権利と選択権を行使するには、Appleについてはデータとプライバシーのページ (privacy.apple.com)、Shazamについてはshazam.com/privacyにアクセスしてください。お客様の個人データのセキュリティを守るために、ご自身のアカウントにサインインする必要があり、これによりお客様の本人確認が行われます。お住まいの地域でデータとプライバシーのページを利用できない場合は、apple.com/jp/privacy/contactでプライバシーの権利に関する要請を行うことができます。

ただし、状況によっては要請にお応えできない場合があります。たとえば、お客様から取引データの削除を依頼された場合、Appleがその取引の記録を保管する法的義務を負う場合は、法令遵守のために要請に応じることはできません。また、要請に応えることで、不正防止およびセキュリティを目的とした当社によるデータの正当な利用を損なうと思われる場合は、要請をお断りすることがあります（セキュリティに関する懸念のために捜査対象となっているアカウントの削除を要請された場合など）。プライバシーに関する要請をお断りする場合があるその他の理由としては、他者のプライバシーを侵害する場合、根拠がないか訴権乱用となる場合、著しく非現実的な場合が挙げられます。

お客様の居住地がカリフォルニア州である場合、Appleのデータとプライバシーのページにアクセスできないときは、お客様またはお客様の正当な代理人がapple.com/jp/privacy/contactから、または電話（1-800-275-2273）で要請を行うことができます。

権利の行使について、詳しくはsupport.apple.com/ja-jp/HT208501をご覧ください。

Appleがお客様から収集する個人データ

Appleでは、お客様は優れた製品を入手できるだけでなく、十分なプライバシーが保証されるべきであると考えています。そのため、当社では必要な個人データのみを収集するよう努めています。Appleがどのような個人データを収集するかは、お客様がAppleとやり取りする方法によって異なります。特定の個々のサービスでAppleが個人データを扱う方法については、該当の機能に関連する設定や、apple.com/jp/legal/privacy/dataをご覧ください。

お客様がApple IDの作成、事業用リース（commercial credit）のお申し込み、製品またはデバイスの購入および / またはアクティベーション、ソフトウェアアップデートのダウンロード、Apple Storeでのセミナー受講の登録、当社サービスへの接続、Appleへ

のお問い合わせ（ソーシャルメディアを含む）、オンライン調査への参加、などの方法でAppleとやり取りする場合、当社は以下のようなさまざまな情報を収集することがあります。

- **アカウント情報。** Eメールアドレス、登録されているデバイス、アカウントのステータス、年齢など、Apple IDとそれに関連するアカウントの詳細
- **デバイス情報。** デバイスを特定できるデータ（デバイスのシリアル番号など）またはデバイスに関するデータ（ブラウザのタイプなど）
- **連絡先情報。** 名前、Eメールアドレス、住所、電話番号など、連絡先情報のデータ
- **支払い情報。** 銀行口座の詳細、クレジットカードやデビットカードなどの支払いカードの情報など、請求先住所と支払い方法に関するデータ
- **取引情報。** Appleの製品とサービスの購入に関するデータや、Appleのプラットフォームでの購入を含むAppleを通じた取引に関するデータ
- **不正防止情報。** デバイストラストスコアなど、不正を識別し防止するために使用されるデータ
- **使用状況データ。** Appleサービス内でのアプリケーションの起動など、Appleの製品やサービスにおけるお客様のアクティビティと使用に関するデータ（閲覧履歴、検索履歴、製品の操作、クラッシュデータ、パフォーマンスなどの診断データ、その他の使用状況データを含む）
- **位置情報。** 「探す」のサポートのみを目的とした詳細な位置情報と、おおよその位置情報
- **健康に関する情報。** 個人の身体的または精神的な健康や状態に関するデータを含む、個人の健康状態に関するデータ。個人の健康データには、個人の健康状態について推定したり検出したりするために使用できるデータも含まれます。Appleの健康に関する研究調査のためのアプリケーションを使用した調査に参加する場合、個人データのプライバシーに関するポリシーについては、[Appleの健康に関する研究調査のためのアプリケーションに関するプライバシーポリシー](#)をご覧ください。
- **フィットネス情報。** お客様が共有することを選択したフィットネスとエクササイズの情報に関する詳細
- **財務情報。** 給与、所得、資産について収集された情報や、Appleブランドの金融サービスに関する情報を含む詳細
- **政府発行のIDデータ。** 特定の管轄区域においては、当社は、ワイヤレスアカウントの設定やお客様のデバイスのアクティベーションをする場合、事業用リース（commercial credit）の延長や予約の管理を目的とする場合、または法的に要求された場合などの限られた状況において、政府が発行したIDをお伺いすることがあります
- **お客様から当社に提供されるその他の情報。** カスタマーサポートとのやり取りやソーシャルメディアチャネルを通じた連絡を含む、Appleとのコミュニケーションの内容などの詳細

お客様には、当社が求めた個人データを提供する義務はありません。ただし、個人データをご提供いただけないと、多くの場合、当社から製品やサービスを提供できなくなったり、お客様の要請にお応えできなくなったりします。

Appleがほかのソースから受け取る個人データ



Appleは、ほかの個人、お客様の指示を受けて行動している企業または第三者、当社と連携して当社の製品やサービスを提供したりセキュリティと不正防止について当社を支援したりする当社のパートナー、およびその他の適法なソースから、お客様に関する個人データを受け取ることがあります。

- **個人。** Appleは、たとえば、ほかの個人がお客様に製品やギフトカードを送ったり、Appleのサービスやフォーラムに参加するよう招待したり、お客様とコンテンツを共有したりした場合に、その個人からお客様に関するデータを収集することがあります。
- **お客様の指示を受けて。** お客様は、データをAppleと共有するようにほかの個人または第三者に指示することができます。たとえば、モバイル通信事業者に対し、アカウントのアクティベーションのためにご自身の通信事業者アカウントに関するデータをAppleと共有するように指示したり、Appleでの購入に対するリワードを獲得できるようにロイヤルティプログラムへの

参加に関する情報を共有するように指示したりする場合があります。

- **Appleのパートナー。** また、当社は、セキュリティおよび不正防止の目的で、たとえばお客様がApple IDの作成時に提供する情報を第三者からの情報を利用して検証することがあります。

研究開発の目的で、特定の個人と関連付けられる可能性のある画像、音声、その他のデータを含むデータセットを利用することがあります。当社は、そうしたデータセットを、データがホストされている管轄地域の法令など、適用法令に従って入手します。また、そうしたデータセットを研究開発の目的で利用する場合、そこに含まれている個人の再特定を試みることはありません。

Appleによる個人データの使用



Appleは、当社サービスの強化、お客様の取引の処理、お客様とのコミュニケーション、セキュリティおよび不正防止、ならびに法令遵守のために、個人データを使用します。また、お客様の同意の下で、その他の目的のために個人データを使用することがあります。

Appleがお客様の個人データを使用するのは、個人データを使用する正当な法的根拠がある場合のみです。Appleは状況に応じて、お客様の同意に基づいて、またはお客様との契約を履行するため、お客様や他者の重大な利益を保護するため、もしくは法令を遵守するために個人データの処理が必要であるという事実に基づいて、個人データを使用することがあります。また、当社は、お客様の利益、権利および期待を考慮して、個人データを処理することが当社または他者の正当な利益にかなうと考える場合、個人データを処理することがあります。法的根拠についてご質問がある場合は、apple.com/jp/privacy/contactからデータ保護責任者にお問い合わせいただけます。

- **当社サービスの強化。** Appleは、当社サービスの強化に必要な個人データを収集します。この情報には、当社の製品やサービスを改善するため、監査やデータ分析などの内部目的のため、またはトラブルシューティングのために収集される個人データが含まれることがあります。たとえば、お客様がApple Musicのサブスクリプションを利用して曲にアクセスする場合、当社は、リクエストされたコンテンツの提供とロイヤルティの算出を目的として、お客様が再生した曲に関するデータを収集します。
- **お客様の取引の処理。** Appleは取引を処理するために、お客様の名前、購入内容、支払い情報などのデータを収集する必要があります。
- **お客様とのコミュニケーション。** ご連絡に対応するため、お客様の取引やアカウントについて連絡するため、当社の製品やサービスのマーケティングのため、その他の関連情報を提供するため、または情報やフィードバックを依頼するため。当社は時折、ご購入に関するご連絡ならびに当社の規約、条件およびポリシーの変更などの重要な通知をお送りするために、お客様の個人データを使用することがあります。この情報は、Appleとのやり取りにとって重要なため、お客様は、このような重要な通知を受信しないように選択することはできません。
- **セキュリティおよび不正防止。** 個人、従業員およびAppleを守るため、損失を防ぐため、ならびに不正を防ぐため。これには、当社の全ユーザーの利益を図るために個人、従業員およびAppleを守る目的や、アップロードされたコンテンツを事前スクリーニングまたはスキャンして、子どもの性的搾取に該当するなど違法な可能性のあるコンテンツを排除する目的が含まれます。
- **パーソナライズのために使用される個人データ。** お客様が、サービスやコミュニケーションをパーソナライズすることにした場合（パーソナライズのオプションが利用可能な場合）、Appleは、パーソナライズされたサービスやコミュニケーションを提供するために収集した情報を使用します。関連サービスがお客様の体験をパーソナライズするために情報をどのように使用するかについて、詳しくは個人データの使用を求めるサービスの初回利用時に表示されるプライバシー情報をご確認ください。当社では、この情報を見つけやすくするため、データとプライバシーのアイコンとともに表示しています。また、この情報は、お使いのAppleデバイスおよびオンライン (apple.com/jp/legal/privacy/data) でいつでもご確認いただけます。
- **法令遵守。** 適用法令を遵守するため。たとえば、納税義務または報告義務を果たしたり、法令に基づいた政府の要請に従ったりするため。

Appleは、人間による審査の機会を設けることなく、アルゴリズムやプロファイリングを使用してお客様に大きな影響を及ぼす決定を下すことはありません。

Appleは、個人データが収集された目的（本プライバシーポリシーまたは当社のサービスごとのプライバシー通知に示す目的を含む）を達成するのに必要な期間中、または法令により求められる期間中に限り、個人データを保持します。当社は、本プライバシーポリシーおよび当社のサービスごとのプライバシー概要に定める目的を達成するのに必要な期間中、お客様の個人データを保持します。保持期間の決定にあたっては、まず、収集した個人データを保持する必要があるかどうかを慎重に検討し、保持が必要な場合は法令で認められる最小限の期間中、個人データを保持するよう努めます。

Appleによる個人データの共有



Appleは、**Apple関連会社**と、当社を代理して行動する**サービスプロバイダ**と、当社の**パートナー**と、**デベロッパ**および**パブリッシャー**と、または**お客様の指示**を受けてその他の第三者と、個人データを共有することがあります。また、Appleは第三者自身のマーケティングを目的として第三者と個人データを共有することはありません。

- **サービスプロバイダ**。Appleは、お客様によるサービスの利用およびお客様への製品の提供に関連して、第三者にAppleのサービスプロバイダとして行為させたり、個人データを含むデータを処理または保存するなど、第三者にAppleのために特定の業務を遂行させたりする場合があります。Appleのサービスプロバイダは、本プライバシーポリシーに準拠した状態で、当社の指示に従って個人データを取り扱う義務を負います。当該サービスプロバイダは、当社が共有する個人データを自らの目的のために使用することはできず、当社の要請を履行したら個人データを削除または返却しなければなりません。
- **パートナー**。Appleはサービスまたはその他の製品を提供するために、適宜第三者と提携することがあります。たとえば、Apple CardやApple CashなどのAppleの金融サービスは、Appleとそのパートナーによって提供されています。Appleは、パートナーに対し、お客様の個人データを保護することを義務付けています。
- **サブスクリプションの提供元であるデベロッパおよびパブリッシャー**。お客様がApp StoreまたはApple News内で他社のサブスクリプションに登録した場合、当社は、お客様とデベロッパまたはパブリッシャーに固有のサブスクリプション登録者IDを作成します。サブスクリプション登録者IDは、お客様が登録したサブスクリプションおよび居住国に関する情報が記載されたレポートをデベロッパまたはパブリッシャーに提供するために使用されることがあります。お客様が特定のデベロッパまたはパブリッシャーとのすべてのサブスクリプションをキャンセルした場合、再度サブスクリプションに登録しない限り、サブスクリプション登録者IDは180日後にリセットされます。この情報はデベロッパまたはパブリッシャーに提供され、サブスクリプションの状況の把握に役立てられます。
- **その他**。Appleは、お客様の指示を受けるかお客様の同意を得て、その他の第三者と個人データを共有することがあります（お客様のアカウントのアクティベーションを行うために通信事業者と情報を共有する場合など）。また、当社は、国家安全保障、法の執行またはその他の公益の実現のために開示が必要または適切であると判断した場合、お客様に関する情報を開示することがあります。さらに、当社の利用規約の履行または当社の運営もしくはユーザーの保護のために開示が合理的に必要であると判断した場合、あるいは組織再編、合併または売却に際し、法的根拠があればお客様に関する情報を開示することがあります。

Appleにおける個人データの保護



Appleは、十分なプライバシーを確保するにはセキュリティを十分に保護する必要があると考えています。当社は、個人データとその処理の性質、発生する脅威を考慮して、**管理的、技術的および物理的な予防措置**を講じてお客様の個人データを保護しています。当社はおお客様の個人データの安全性を保持するために、常にこれらの予防措置の改善に努めています。詳しくは、[Appleプラットフォームのセキュリティガイド](#)をご覧ください。

子どもと個人データ



Appleでは、13歳未満またはお客様の管轄区域でそれに相当する法定年齢未満の個人を子どもとみなしており、子どもの個人データを保護することの重要性を理解しています。そのため、Appleでは子どもの個人データを安全に保護するために追加の処理および保護を実施しています。

子どもがAppleの一部のサービスにアクセスするには、お子様用のApple IDが必要です。お子様用のApple IDを作成できるのは、お子様の保護者です。または、管理対象Apple IDの場合は、お子様の教育機関が作成できます。

- **保護者。**保護者がお子様アカウントを作成するには、[子どもに関する家族のプライバシー開示](#)を確認していただく必要があります。この文書では、Appleが子どもの個人データをどのように取り扱うかについて説明しています。内容に同意される場合、検証可能な保護者の同意をAppleに提供していただく必要があります。
- **教育機関。**Apple School Managerプログラムに参加している教育機関も、生徒のためにApple IDを作成できます。これを「管理対象Apple ID」といいます。対象となる教育機関は、[生徒のための管理対象Apple IDに関する開示](#)に同意する必要があります。この文書は、Apple School Manager契約に別紙Aとして含まれています。

子どもの個人データが適切な許可なく収集されたことが判明した場合、データは可能な限り速やかに削除されます。

お子様の情報に関してプライバシーの権利を行使するには、[Appleのデータとプライバシーのページ \(privacy.apple.com\)](#) にアクセスして、お子様のアカウントにサインインしてください。

Cookie（クッキー）およびその他の技術について



Appleのウェブサイト、オンラインサービス、対話型アプリケーション、および広告は、[「Cookie」および他の技術](#)（ウェブビーコンなど）を利用することがあります。これらの技術は、当社がセキュリティおよび不正防止を目的とする場合を含め、ユーザーの行動をより良く理解するのに役立ち、当社のウェブサイトのどの部分が訪問されたかを示すほか、広告およびウェブ検索の効果を促進し、評価します。

- **通信Cookie。**このCookieは、エラーの検出を含め、Appleのシステムからネットワークトラフィックの送受信を可能にするために使用されます。
- **不可欠なCookie。**このCookieは、お客様がアクセスまたは要求した特定の機能やサービスを提供するために、必要に応じて設定されます。たとえば、当社のウェブサイトを適切なフォーマットや言語で表示したり、お客様の取引を認証および検証したり、apple.comでのオンラインショッピングの際にバッグの内容を保持したりすることが可能になります。
- **その他のCookie。**このCookieは、広告やウェブ検索の有効性の評価に役立てることを含め、訪問者が当社のウェブサイトやオンラインサービスをどのように利用しているかを理解するために使用されます。また、Appleは、カスタマイズしたエクスペリエンスを提供できるように、閲覧時のお客様による選択を記憶するためにこのCookieを使用します。

AppleによるCookieの使用を希望されないお客様に対し、当社はCookieの使用を無効にする手段を提供しています。Safariウェブブラウザを利用している場合にCookieを無効にするには、Safariのプライバシー設定で「すべてのCookieをブロック」を選択します。別のブラウザを利用している場合、Cookieを無効にする方法については、プロバイダにお問い合わせください。すべてのCookieを無効にすると、Appleのウェブサイトですべての機能を利用できなくなることがあります。

Appleは、Cookieに加え、類似する目的を達成するために役立つほかの技術を利用しています。

Appleからお客様に送信するEメールメッセージの一部には、Appleのウェブサイトのコンテンツにお客様をリンクする「クリックスルーURL」が含まれています。お客様がそのようなURLのいずれかをクリックすると、別のサーバを経由して、当社のウェブサイト

上の要求されたページが表示されます。当社はこのクリックスルーを追跡することで、特定のトピックに対するお客様の関心度を把握し、お客様と効果的なコミュニケーションを行っているか測定するのに役立てています。このようなデータ収集を希望されないお客様は、Eメールメッセージに含まれるグラフィックリンクやテキストリンクをクリックしないでください。

Appleは通常、Cookieや類似の技術を使用して収集したデータを、非個人データとして取り扱います。ただし、インターネットプロトコル (IP) アドレスまたは類似の識別子が管轄法により個人データとみなされる場合には、当社は、当該法令が適用される地域において、これらの識別子も個人データとして取り扱います。また、Appleは、これらの技術で収集した非個人データを、Appleが保有するほかの個人データと組み合わせることがあります。そのようにしてデータを組み合わせられた場合、当社は組み合わせられたデータを、本プライバシーポリシーの目的における個人データとして取り扱います。

Appleの広告プラットフォームから配信される広告が、Apple News、株価、またはApp Storeに表示される場合があります。これらのアプリケーションで、Appleの広告プラットフォームから、お客様のご興味に合わせたターゲット広告の受信を希望しない場合、お客様は、お使いになっているデバイスに関わらず、パーソナライズされた広告を無効にすることにより、このような広告の配信対象からお客様のApple IDを除外できます。iOSまたはiPadOSデバイスでパーソナライズされた広告を無効にするには、「設定」を開き、「プライバシー」>「Appleの広告」の順に選択し、「パーソナライズされた広告」をタップして無効にします。Macでパーソナライズされた広告を無効にするには、Appleメニューから「システム環境設定」>「セキュリティとプライバシー」の順に選択し、「プライバシー」をクリックして、「Appleの広告」をクリックし、「パーソナライズされた広告」の選択を解除します。App Store、Apple News、または株価には、お客様の検索クエリやお客様が読んでいるチャンネルなどのコンテキストに基づいて、引き続き広告が表示される場合があります。「Appからのトラッキング要求を許可」を無効にすると、他社製アプリケーションが広告識別子の使用許可を求めることができなくなります。広告識別子は個人を特定しない識別子であり、デバイスのオペレーティングシステムによって提供され、他社が所有するアプリケーションやウェブサイトにもわたってお客様を追跡するために使用されます。

国外への個人データの移転



Appleの製品とサービスは、お客様と世界をつなぎます。お客様と世界をつなぐため、また当社の製品やサービスのご利用に際し、本プライバシーポリシーで説明されているアクティビティを処理するため、**お客様の個人データは世界中の組織に移転されたり、世界中の組織からアクセスされたりすることがあります。**これにはApple関連会社も含まれます。Appleは、お客様のデータがどこにあり、確実に保護されるように、国と国間の個人データの移転に関する法令を遵守しています。

個人データを管理するApple法人は、お客様の居住地によって異なる場合があります。たとえば、Apple Store直営店の情報は、各

プライバシー

概要 機能 プライバシーコントロール ラベル 透明性に関するレポート プライバシーポリシー

Apple Inc.のみApple関連会社が処理する場合があります。これは、Appleマップを改善するため、およびAppleのクラウド機能をサポートするためにAppleが世界中で収集する画像および関連データは、カリフォルニアのApple Inc.に移転されます。

欧州経済領域、英国およびスイスの個人のお客様に関する個人データは、アイルランドのApple Distribution International Limitedが管理します。欧州経済領域、英国およびスイスで収集された個人データのAppleによる国際移転は、[標準的契約条項](#)に準拠します。アジア太平洋経済協力会議 (APEC) 加盟国で収集された個人データのAppleによる国際移転は、個人データの移転に関する[APEC越境プライバシールール \(CBPR\) システム](#)および[処理者向けプライバシー認定 \(PRP\) システム](#)に準拠します。APEC CBPRまたはPRP認証についてご質問や未解決のご懸念がある場合は、[第三者の紛争解決機関](#)にお問い合わせください。

中国本土の個人に関連する個人データについては、中国本土以外の国に所在するAppleによって処理される場合があります。この場合、個人情報保護法を含む現地法に従って行われます。本プライバシーポリシーで説明されている通り、Appleは、それらの個人データを他社に移転することもあり、その後、その他社がデータを保存したり、中国本土以外に移転したりすることがあります。

プライバシー保護のための全社的取組みについて



お客様の個人データの安全性を保持するため、当社はAppleの従業員にプライバシーおよび安全性のガイドラインを伝達し、社内でのプライバシー保護対策を徹底しています。

プライバシーに関するご質問



Appleのプライバシーポリシーまたはプライバシー慣行（当社の代理として他社のサービスプロバイダが実施するプライバシー慣行も含む）に関してご質問がある場合や、当社のデータ保護責任者に問い合わせる場合、苦情を申し立てる場合は、apple.com/jp/privacy/contactからお問い合わせいただくか、お客様の国または地域のAppleサポートの電話番号までご連絡ください。また、プライバシーに関する苦情の申し立て方法については、当社までお問い合わせいただければ、当社からサポートを提供するよう努めます。

Appleは、お客様のプライバシーに関するご質問を真摯に受け止めます。アクセスまたはダウンロードの要請に際して受け取ったお問い合わせを含め、お客様からのお問い合わせは専任のチームが確認し、ご質問やご懸念に対して最適な対応方法を判断します。ほとんどの場合、重要なお問い合わせには、すべて7日以内にご連絡を差し上げます。そうでない場合、当社は追加情報の提供をお願いするか、対応にまだ時間がかかることをお知らせします。

お客様の苦情が、プライバシーに関する当社で改善対応可能な問題の場合は、可能な早い時期に更新できるよう必要な措置を講じます。プライバシーに関する問題により、お客様または他者に悪影響が生じたときは、お客様または当該他者とともに問題を解決するための措置を講じます。

Appleの対応に対してご不満がある場合は、担当規制当局に苦情を申し立てることができます。お客様から当社に依頼があった場合は、お客様の状況に該当すると思われる苦情の申し立て方法について、当社はお客様に情報を提供するよう努めます。

本プライバシーポリシーに重大な変更があった場合、変更の少なくとも1週間前までに本ウェブサイトへ通知を公開し、お客様のデータを当社が保有している場合は変更について直接ご連絡します。

Apple Inc. One Apple Park Way, Cupertino, California, USA,95014

[AppleのAPEC CBPR認証を見る >](#)

[AppleのAPEC PRP認証を見る >](#)

Hardware and Software

Hardware Warranties
Software License Agreements
RF Exposure

More Resources

Overview
Government Information Requests
Contact Apple Legal
Global Trade Compliance
Supplier Provisions
Filemaker Legal Information
Apple Bag Check Class Action Settlement

Sales & Support

Overview
AppleCare
Repair Terms and Conditions
Express Replacement Service
Remote Support Terms and Conditions (PDF)
Sales Policies
Certification Agreements and Policies
Training Service Terms and Conditions
Support Communities Terms of Use

Internet Services

Overview
Apple Media Services Terms and Conditions
iTunes Gift Cards and Codes Terms and Conditions
Game Center Terms and Conditions
iCloud Terms of Service
TestFlight Terms and Conditions
Privacy Policy
Website Terms of Use

Intellectual Property

Overview
Guidelines for Using Apple Trademarks and Copyrights
Trademarks
Rights and Permissions
Piracy Prevention
Unsolicited Idea Submission Policy

Education

Apple School Manager

Enterprise

Apple Business Manager
Data Transfer Agreements

More ways to shop: [Find an Apple Store](#) or [other retailer](#) near you. Or call 1-800-MY-APPLE.

Copyright © 2022 Apple Inc. All rights reserved.

[Privacy Policy](#)

[Terms of Use](#)

[Sales and Refunds](#)

[Legal](#)

[Site Map](#)

United States

From: Apple Developer developer@email.apple.com
Subject: App Store Reviewガイドラインが更新されました
Date: 2021年2月1日 12:18 PM
To: []



Apple Developer

[]様

App Storeは、ユーザーがAppを見つけられる安全で信頼できる場所であり、デベロッパにも素晴らしい機会を提供します。App Store Reviewガイドラインの変更と補足説明は、リリースされるOSの新機能をサポートし、ユーザーの保護を強化し、さらに、デベロッパができる限り円滑にApp Reviewを通過できるようサポートします。下記の更新内容をご確認ください。2021年の早春までに、App Storeに提出されるすべての新規App、および既存Appのアップデートは、改訂ガイドライン5.1.2(i)に従う必要があります。

- 1.4.3：特定の物質を宣伝することの禁止について明記しました。「たばこや電子タバコ（関連製品を含む）、違法な薬物、過度のアルコールの摂取を助長するAppは、App Storeでは許可されません。未成年者にこれらの摂取を促すAppは却下されます。また、規制薬物（認可を受けた調剤は除く）、マリファナ、たばこの販売を目的とすることも認められません。」
- 2.3：Appの主要な体験を正確に反映しなければならない情報を明記しました。「ユーザーがAppをダウンロードまたは購入することで何を得るのが明確にわかるように表示する必要があります。そのため、プライバシー情報、Appの説明、スクリーンショット、プレビューといったAppのメタデータすべてが、Appの主要な体験を正確に反映するようにしてください。また、新しいバージョンの提供時には、これらの情報を最新の状態にしてください。」
- 2.3.7：メタデータに含めてはいけないものを明記しました。「独自性のあるApp名を選び、Appを正確に説明するキーワードを選んでください。App Storeのシステムを悪用する目的で、メタデータに商標登録用語、人気のApp名、価格情報、その他無関係のフレーズを盛り込むことは認められません。App名は30文字以内にする必要があります。なお、App名、サブタイトル、スクリーンショット、プレビューなどのメタデータには、メタデータタイプに該当しない価格、用語、説明などは含めないでください。Appにサブタイトルをつけると、内容についてさらに伝えることができます。サブタイトルはApple標準のメタデータの規則に従って作成する必要があります。不適切なコンテンツ、他のAppへの言及、真偽を証明できない製品説明などを含めることはできません。Appleには、不適切なキーワードを随時修正したり、悪用を防ぐためにその他の適切な措置を講じたりする権限があります。」
- 2.4.5 (viii)：Rosettaを事例から削除しました。「Appは現行のOSで動作する必要があります。非推奨の、または任意でインストールされるテクノロジー（Javaなど）を使用することはできません。」
- 3.1.1：下記のアイテムはApp内課金を通じて販売されなければならないことを明記しました。「デジタルの商品やサービスに利用できるギフトカード、ギフト券、バウチャー、クーポンを販売する場合は、App内課金によるApp内での販売のみ許可されます。」

- 3.1.1：ユーザーがデベロッパに「チップ」を払える方法について明記しました。「ただし、ユーザーがApp内課金で購入した通貨で、デベロッパまたはデジタルコンテンツプロバイダにApp内で『チップ』を払うようにすることはできます。」
- 3.1.1：下記の項目を削除しました。「適切な課金タイプを割り当てていない場合、Appは却下されます。」
- 3.1.2 (a)：特定のゲームが、サードパーティのAppやサービスをまたいで同一のサブスクリプションを提供できる方法を明記しました。「ストリーミングゲームサービスのサブスクリプションで提供されるゲームでは、サードパーティのAppやサービスで共有される同一のサブスクリプションを提供することもできます。ただし、そのようなゲームはApp Storeから直接ダウンロードされ、サブスクリプション利用者に二重の支払いが発生しないように設計される必要があります。また、サブスクリプションを利用していないユーザーに不利となる形で提供することはできません。」
- 3.1.3 (c)：エンタープライズユーザーがアクセスできるコンテンツやサブスクリプション、および使用できる購入方法について明記しました。「エンタープライズサービス：組織またはグループが、（業務用データベースや授業管理ツールなど）従業員や学生向けにデベロッパから直接購入するAppの場合、エンタープライズユーザーが以前に購入したコンテンツやサブスクリプションを利用できるようにすることは許可されています。一般の消費者、単独ユーザー、家族向けの販売の場合は、App内課金を使用しなければなりません。」
- 3.1.3 (d)：一個人から別の一個人に対して提供されるサービスが対象であることを明確にするために、（英語の原文での）用語を「person-to-person experiences（個人対個人の体験）」から「person-to-person services（個人対個人のサービス）」に変更しました。「個人対個人のサービス：個人対個人のリアルタイムでのサービス（家庭教師、医療相談、不動産のツアー、フィットネストレーニングなど）を購入できるAppの場合は、App内課金以外の購入方法での支払いを受け付けることもできます。一方で、リアルタイムで個人対複数のサービスを提供する場合は、App内課金を使用しなければなりません。」
- 3.2.1 (viii)：下記のサービスに関するAppを作成、提供できる資格を明記し、公開APIの利用オプションを削除しました。「金融取引、投資、資金管理のために使用されるAppは、それらのサービスを行う金融機関によって提供されたものである必要があります。」
- 3.2.2 (ix)：ユーザーにアクションを求める行為に関しては3.2.2 (vi)で網羅されているため、内容が重複する項目を削除しました。これにより、以前のバージョンで3.2.2 (x)としていた項目の番号を3.2.2 (ix)に変更しました。
- 4.2.3 (iii)：特定のAppが事前開示すべき情報について明記しました。「初回起動時に正しく機能させるために追加のリソースをダウンロードする必要があるAppでは、ダウンロードする前にその追加データのサイズをユーザーに開示してください。」
- 5.1.1 (ix)：ギャンブルは規制の多い対象範囲に含まれることを明記しました。「規制の多い分野（バンキングや金融サービス、ヘルスケア、ギャンブル、航空旅行など）でのサービスを提供するApp、機密性の高いユーザー情報を必要とするAppは、個人のデベロッパではなく、そうしたサービスを提供する法人によって提出される必要があります。」
- 5.1.2 (i)：下記の事項を追加しました。「ユーザアクティビティをトラッキングする

には、App Tracking Transparency APIを介して、ユーザーの明示的な許可を得る必要があります。[トラッキング](#)について、詳しくはこちらをご確認ください。」

- ・ 提出後：明確化のため、異議の申し立てに関する段落の順番を再調整しました。

[「App Store Reviewガイドライン」を読む](#)

ご質問がありましたらお問い合わせください。

よろしく申し上げます。

Apple Developer担当

TM and © 2021 Apple Inc.

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95014 クーパーティノ、MS 301-1TEV、ワン・アップル・パークウェイ

All Rights Reserved | [プラバシーポリシー](#) | [アカウント](#)

From: Apple Developer developer@email.apple.com

Subject: App Store Reviewガイドライン、Apple Developer Program使用許諾契約、別紙、およびApple Developer契約が更新されました

Date: 2021年6月7日 4:57 PM

To: []

Developer

[]様

App Store ガイドラインは、リリースされるOSの新機能に対応し、ユーザーの保護を強化し、デベロッパのAppがApp Reviewをできる限りスムーズに通過するための一助となることを目的として変更され補足説明がなされました。加えて、Apple Developer Program使用許諾契約、別紙1、別紙2、別紙3、およびApple Developer契約が更新されました。

以下の変更内容を確認し、必要に応じて更新された各種契約に同意してください。

App Store Reviewガイドライン

- 1.1.4: ポルノグラフィを含む、または売買春を幫助するために使われる「出会い系」Appは却下されます。
- 1.2.1: クリエイターコンテンツに関する新しいガイドラインを追加しました。
- 1.4.3、5.1.1(ix): 許認可を受けた合法的な大麻ディスペンサリによるApp内での販売に対応しました。
- 1.7: 犯罪行為の疑いがある活動を報告するためのAppは現地の法執行機関による協力、関与を得たものである必要があり、そのような協力、関与が適用される地域でのみ提供できます。
- 2.3.1: App Storeの内外にかかわらず、誤解を招くマーケティングを行った場合は、App Storeからの削除やApple Developer Programからの除名の理由となることを明確にしました。
- 2.3.10: Appのメタデータに関係のない情報を含めないというルールを簡潔にしました。
- 3.1.1: デジタルのギフトカードはApp内課金による販売のみ許可されること、および物理的なギフトカードをApp内で販売してユーザーに郵送する場合はApp内課金以外の支払い方法も使用できることを明確にしました。
- 3.1.2(a): モバイル通信事業者のAppで、データプランに含まれる定義済みバンドルに音楽およびビデオのサブスクリプションを組み込むことができるというガイドラインを拡大し、それ以外の種類のサブスクリプションを組み込める場合もあることを明確にしました（新規ユーザー向けのApp内課金を提供し、当該バンドルサービスの期限切れまたは利用終了の際に、ユーザーがApp内課金のサブスクリプションに切り替えられる仕組みを設ける必要があります）。

- 3.1.3：App内課金以外の購入方法の利用が許可されているAppに対するEメールでのコミュニケーションポリシーを明確にしました。
- 4.2：十分な有用性を備えていないAppはApp Storeで承認されない可能性があることを明確にしました。
- 4.3：宴会用ゲームのAppを飽和状態のカテゴリに追加しました。
- 4.7：明確化のため、4.7.1と4.7.2を追加して構成を調整しました。
- 5.1.1(v)：アカウントの作成に対応したAppでは、アカウント削除のオプションも提供する必要があります。
- 5.6、5.6.1 - 5.6.4：「デベロッパ行動規範」を拡大し、デベロッパの信頼性と安全性に関する内容を追加しました。このセクションの新しいルールでは、デベロッパに関する情報を正確かつ最新の情報に保つ必要があること、レビューやランキングなどApp Storeのユーザー体験に関わる要素を不正に操作することは禁止されていること、Appに関する懸念を伝える報告がユーザーから大量に届く場合は「デベロッパ行動規範」が順守されているかどうかを判断する1つの要素となる可能性があることを明記しています。

App Reviewの問い合わせフォーム（英語）に変更が2点加えられました。まず、Appの却下に対する異議を申し立てる際、不当な扱い（政治的またはその他の偏見など）により却下されたと考えられる場合は、その具体的な内容を入力できるようになりました。また、信頼性や安全性に対する懸念があるAppや、App Store Reviewガイドラインに違反している可能性があるAppを報告できるようになりました。

「App Store Reviewガイドライン」を読む

Apple Developer Program使用許諾契約

- 目的およびセクション7：Mac向けAppに対応するため、TestFlightに関連する規約を更新しました。
- 定義およびセクション3.3.55：ShazamKitの使用に関する要件と制限を明記しました。
- 定義およびセクション3.3.56：Xcode Cloudサービスの利用に関する制限と義務を明記しました。
- セクション5.3、11.2(f)、14.8：輸出規制に関する法的要件を明確にしました。
- セクション14.3、14.5：契約上の通知に関する情報を更新しました。
- 付属書2、セクション3.5：エンドユーザーの消費データの取り扱いに関する要件を明記しました。

別紙1

- セクション2.3：輸出規制に関する法的要件を明確にしました。
 - セクション6.3：輸出規制に関する法的要件を明確にしました。
- 添付書類A：セクション1で、ラテンアメリカに所在するエンドユーザーによる、使用許

諾を受けたAppのマーケティングおよびエンドユーザーダウンロードのための代理人を、Apple Services LATAM LLCに更新しました。また、セクション1-2で、カスタムAppを利用できる国の一覧を明示しました。

- 添付書類B：セクション1-2を、最新のAppleメディアサービス利用規約に言及するよう更新しました。セクション5で、製品に関する請求の範囲（HealthKitフレームワークとHomeKitフレームワークを含む）を明確にしました。セクション7で、輸出規制に関する法的要件を明確にしました。
- 添付書類C：セクション11で、Appleメディアサービス利用規約のURLを更新しました。
- 添付書類D：App StoreでのAppの有料プロモーションがプロモーション用のスペースに表示され、広告コンテンツとして指定される場合があることを明確にしました。国ごとのP2B規則に従い、対象地域のデベロッパは苦情を提出できることを明確にしました。

Apple Developer Program使用許諾契約の更新内容を確認してください。

別紙2と別紙3（有料App契約）

- セクション2.3：輸出規制に関する法的要件を明確にしました。
- セクション3.2：電気通信税の徴収および送金方法を明記しました。App Store ConnectサイトでAppやApp内課金の税分類を選択および管理するための要件と責任を明記しました。
- セクション3.6：Appleの手数料およびエンドユーザー向け価格に関する税務上の責任を明確にしました。
- セクション3.8：返金時にAppleは手数料を取る権利を有するという文面を削除しました。
- セクション6.3：返金時にAppleは手数料を取る権利を有するという文面を削除しました。
- セクション7.3：輸出規制に関する法的要件を明確にしました。

有料App契約の更新内容を確認してください。

Apple Developer契約

- セクション11：AppleはデベロッパがApple Developer契約に従って提供した情報、提案、推奨事項を目的を問わず自由に使用することができるという文面を削除しました。
- セクション16：輸出規制に関する法的要件を明確にしました。

Apple Developer契約の更新内容を確認してください。

すべてのデベロッパ契約およびガイドラインのPDFデータを1つのページに表示の上確認いただけます。

すべての契約およびガイドラインを確認する

ご質問がありましたらお問い合わせください。

よろしくお願ひします。

Apple Developer担当

TM and © 2021 Apple Inc.

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95014 クーパーティノ、MS 301-1TEV、ワン・アップル・パークウェイ

All Rights Reserved | プラバシーポリシー | アカウント

From: Apple Developer developer@email.apple.com
Subject: App Store Reviewガイドラインが更新されました
Date: 2021年10月22日5:39 PM
To: []



Apple Developer

[]様

App Store Reviewガイドラインの更新をお知らせします。今回の更新は、近日中にリリースされるOSの新機能に対応し、ユーザーの保護を強化し、デベロッパがApp Reviewをできる限りスムーズに通過するための一助となることを目的としています。つきましては、下記の更新内容をご確認ください。

- 2.3.13の追加：「App内イベントは、App内で提供するタイムリーなイベントです。App Storeでイベントを公開するには、App Store Connect上で規定するイベントタイプに該当する必要があります。すべてのイベントメタデータは正確であり、App全体に関するものではなく、直接イベントに関わるものである必要があります。イベントはApp Store Connect上で選択した日時で開催される必要があります（複数のストアフロントに関わる場合も含む）。本ガイドラインのセクション 3「ビジネス」の規定に違反しない限り、イベントの収益化は認められます。イベントのディープリンクは、App内の正しいコンテンツに直接誘導する必要があります。App内イベントで、認められるイベントメタデータとディープリンクに関するガイドラインの詳細を確認してください。」
- 3.1.3からの削除：「デベロッパは、Appを通じて入手した情報を使用して、App内課金以外の購入方法を利用するようAppの外部で個々のユーザーに呼びかけることはできません（App内でアカウントに登録した個人に、ほかの購入方法について知らせるEメールを送信するなど）。」
- 5.1.1 (x)の追加：「Appは、ユーザーの基本的な連絡先情報（たとえば名前やメールアドレスなど）の共有がユーザーの任意の選択であり、いかなる機能やサービスの提供もこれらの情報の共有を条件にしておらず、本ガイドラインのその他の規定（子どもからの情報収集に関する制限を含む）にすべて遵守するものである限り、これらの情報をユーザーにリクエストすることができます。」

詳細はApp Store Reviewガイドラインをお読みください。

ご質問がありましたらお問い合わせください。

よろしく申し上げます。

Apple Developer担当

From: Apple Developer developer@email.apple.com
Subject: 有料App契約別紙2および別紙3が更新されました
Date: 2021年3月31日 2:24 PM
To: []



Developer

拝啓

App StoreでのAppの売上げやApp内課金に関する税金の徴収および納付など、有料Appに関する一定の方針が変更される場合、Appleは有料App契約を更新します。有料App契約別紙2（有料）および別紙3（カスタム）が以下の通り更新されました。

また、App Store Connectの有料App契約のページで、契約の添付書類を個別に表示の上確認いただけるようになりました。

別紙2および別紙3への更新

- 3: App Store Connectツールで価格および通貨の情報が閲覧可能である旨の添付書類Cの言及を変更しました。
- 3.2: 通信事業税の徴収および納付の責任に関する文言を米国税制に関する添付書類Cに移動しました。
- 3.4: Appleが課税を徴収し納付する添付書類Bの国を言及する(a)および(b)を統合し調整しました。
- 4.2: 添付書類の言及を更新しました。
- 7.1: デベロッパが不正行為に関与する場合、払い戻しを算出する間、Appleが支払いを保留する可能性がある旨を明記しました。
- 添付書類のすべて: ライセンスAppについては別紙2、カスタムAppについては別紙3に、添付書類を統合し調整しました。
- 添付書類A: カスタムAppを利用できる国の一覧を明示しました。
- 添付書類B: Appleが課税を徴収し納付する国の一覧を明示しました。カメルーンおよびジンバブエにおける税の徴収および送金のプラクティスを明記しました。税に関する注記を統合し更新しました。
- 更新前の添付書類C: App Store Connectツールで閲覧可能な価格区分および通貨マトリックスの言及を削除しました。
- 更新後の添付書類C（更新前の添付書類D）: 国毎の課税上の取り扱いの記載を統合し国名アルファベット順に並べ替えました。オーストラリアにおけるオーストラリア事業者番号（以下「ABN」といいます。）に関する文言を明示しました。Apple Services LATAM LLCがブラジルにおける代理人である旨を明記しました。別紙2および3の3.2から米国の通信事業税の徴収および納付の責任に関する文言を移動しました。
- 更新後の添付書類D（更新前の添付書類E）: 添付書類のアルファベットを更新しまし

た。

- 更新後の添付書類 E（更新前の添付書類 F）：App Storeのappの有料プロモーションが検索結果ページ上のプロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがある旨を明示しました。国毎のplatform-to-business規制に従って苦情を提出できるデベロッパを明示しました。

App Store Connectの契約を読む

ご質問がありましたらお問い合わせください。

よろしく申し上げます。

Apple Developer担当

TM and © 2021 Apple Inc.

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95014 クーパーティノ、MS 301-1TEV、ワン・アップル・パークウェイ

All Rights Reserved | プラバシーポリシー | アカウント

From: Apple Developer developer@email.apple.com
Subject: 有料App契約が更新されました
Date: 2021年10月21日11:00 PM
To: []

AD

Developer

[]様

有料App契約（Apple開発者プログラム使用許諾契約の別紙2および別紙3）が以下の通り更新されたのでお知らせします。

- ・ 3.4について、更改延長期間が顧客のサブスクリプションの更改日を、追加の費用なく開発者が延長する期間を指す旨規定するよう更新しました。
- ・ 「国」を「地域」に変更しました。

App Store Connectで最新の契約を確認し同意してください。

ご質問がありましたらお問い合わせください。

よろしく申し上げます。

Apple Developer担当

© 2021 Apple Inc.

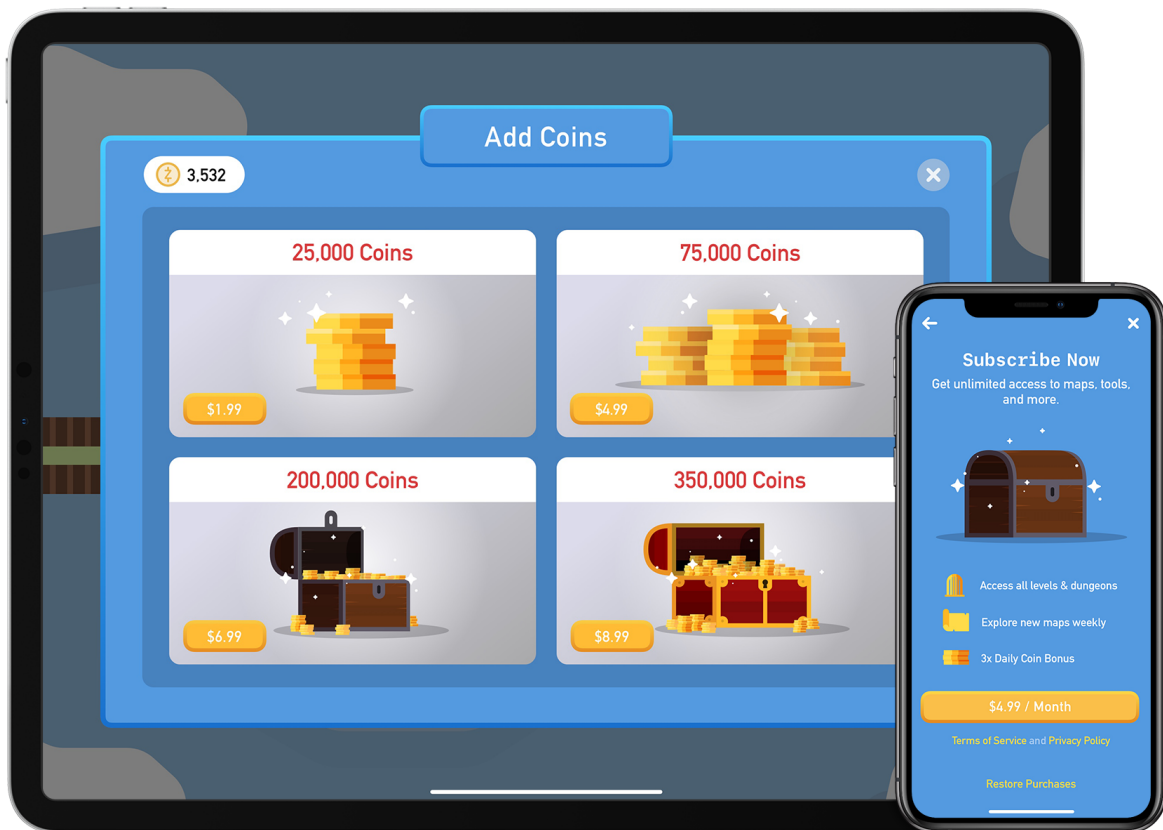
All Rights Reserved | プラバシーポリシー | アカウント | お問い合わせ

App内課金

[StoreKit 2について\(日本語字幕\) ⓘ](#)

App内課金

すべてのAppleプラットフォームで利用可能なApp内課金を通じて、デジタル商品、サブスクリプション、プレミアムコンテンツなどの追加のコンテンツや機能をApp内で直接提供しましょう。また、App Store上で直接App内課金をプロモーションしたり提供したりすることも可能です。

[概要](#) | [設定](#) | [テスト](#) | [マーケティング](#) | [サポートの提供](#)

概要

App内課金は、Appleの世界最高水準の販売・決済システムに支えられた一貫性のある安全なエクスペリエンスで、ユーザーは購入アイテムやサブスクリプションの履歴確認や管理を簡単に行うことができます。

App内課金を使ってユーザーが行えること：

- Apple IDに関連付けられた**支払い方法**を使い、45の通貨で迅速に支払いを実行できます。Apple Pay、クレジットまたはデビットカード、ストアクレジット、地域固有の支払い方法など、約200種類もの支払い方法に対応しており、登録情報はすべて安全に保存されます。

- 購入したコンテンツは、Appが対応しているすべてのデバイスからアクセスでき、新しいデバイスでも利用できます。
- 「[問題を報告する](#)」を使って、購入したコンテンツに関するサポートを受けたり、返金をリクエストしたりできます。
- 対象となる購入アイテムは、ファミリー共有で共有できます。
- 購入履歴を1か所でまとめて確認できます。
- すべてのサブスクリプションを1か所で管理できます。

App内課金のタイプ

App内課金には4つのタイプがあり、App内で複数のタイプを提供することが可能です。

消耗型

ゲーム内での進捗を促すライフや宝石、デートAppでの自分のプロフィールの表示頻度を向上するためのブーストなど、さまざまな種類の消耗型アイテムを提供することができます。消耗型のApp内課金は一度使うとなくなり、再度購入することが可能です。[プレミアムビジネスモデル](#)を使うAppやゲームでよく提供されています。

非消耗型

一度購入すれば無期限に使用できる、非消耗型のプレミアム機能を提供することができます。たとえば、写真Appの追加フィルタ、イラスト作成Appの追加ブラシ、ゲームのコスメティックアイテムなどがあります。非消耗型の購入アイテムでは、ファミリー共有を提供することができます。

自動更新サブスクリプション

Appのコンテンツ、サービス、プレミアム機能への継続的なアクセスを提供することができます。自動更新サブスクリプションでは、ユーザーがキャンセルするまで定期的に課金が行われます。一般的なユースケースには、メディアやコンテンツのライブラリ(ビデオ、音楽、記事など)、サービスとしてのソフトウェア(クラウドストレージ、仕事効率化、グラフィックス、デザインなど)、教育コンテンツなどへのアクセスがあります。自動更新サブスクリプションでは、ファミリー共有を提供することができます。

[サブスクリプションについてさらに詳しく](#) >

非自動更新サブスクリプション

ゲーム内コンテンツへのシーズンパスなど、期間限定のサービスやコンテンツを提供することができます。このタイプのサブスクリプションは自動的に更新されないため、アクセスの継続を希望する場合は、ユーザー自身が都度購入する必要があります。



App内課金の設定

App内課金を作成してAppで提供する前に、有料App契約に署名し、App Store Connectで[銀行口座および税金に関する情報](#)を設定してください。App内課金の体験がApp全体によくマッチし、製品を効果的にアピールできるよう、「[Human Interface Guidelines \(英語\)](#)」および「[App Store Reviewガイドライン](#)」を確認してください。



App Store Connectでの設定

App Store Connectで詳細情報(製品名、説明、価格、配信状況など)を追加して、App内課金を設定します。ローカリゼーションを追加すれば、Appが利用可能な各地域のユーザーに、それぞれの設定言語でシームレスな体験を提供できるようになります。

[App内課金を設定するためのワークフロー](#)

[App内課金の作成](#)

[App内課金のローカリゼーションの追加](#)



StoreKitの使用

Xcode(英語)でAppにApp内課金の機能を追加したら、StoreKitを使って、ユーザーが安心してApp内課金を安全に購入できるようにしましょう。StoreKitフレームワークとApp内課金のAPIによって、製品情報の取得、支払いの処理、製品の配信など、購入の処理がエンドツーエンドで行われます。

欧州連合の強力な顧客認証(SCA)要件の導入に伴い、欧州経済領域(EEA)のユーザーのオンラインでの購入方法に影響が及ぶ可能性があります。App Storeは[強力な顧客認証](#)に対応しています。購入を正しく処理できるよう、AppにStoreKitが実装されていることを確認してください。

[StoreKitに関するドキュメント](#)

[StoreKitについてさらに詳しく >](#)

トランザクションのステータス確認

App Storeサーバ通知は、返金やサブスクリプションステータスの変更、ファミリー共有の利用といった、App内課金に関するトランザクションのステータスや重要なイベントのアップデートをリアルタイムで提供します。この情報を活用して、トランザクションレコードの更新や、App体験のカスタマイズをすることができます。たとえば、ユーザーが自動更新をオフにした場合に、サブスクリプションの再登録を促すプロモーションオファーを表示することができます。App Storeサーバ通知を有効にするには、App Store Connectで、Appのサーバにリンクする[URLを提供](#)してください。

App StoreサーバAPIを使うと、製品のエンタイトルメントとトランザクションの更新を判断できます。App外で行われたステータス変更を含めて、App内課金のトランザクションの最新ステータスと履歴を取得することができます。

[App Storeサーバ通知に関するドキュメント\(英語\)](#)

[App StoreサーバAPIに関するドキュメント\(英語\)](#)



App内課金のテスト

開発プロセス全体でApp内課金をテストして、サブスクリプションオファーや購入の中断、返金といった一般的な購入シナリオがAppとサーバで正常に処理されることを確認してください。初期開発の段階で、Xcodeを使用してApp内課金のシミュレーションとテストを実行することができます。Xcodeの[StoreKitテスト\(英語\)](#)を使うと、App Storeのサーバに接続することなく、ローカルの環境でApp内課金をテストすることもできます。App Store ConnectでApp内課金を設定すると、Sandbox環境で実際のプロダクト情報を使ってテストできるようになります。

テストの準備ができたなら、TestFlightを使って、内部および外部のテスターからApp本体やApp内課金に対する有益なフィードバックを受けることができます。テスターのメールアドレスを使うか、パブリックリンクを共有することで、最大10,000人の外部テスターを招待できます。TestFlightでのApp内課金はSandbox環境を使用するため、テスターはApp内課金を無料で入手できます。ただし、AppがApp Storeでリリースされた後の本番環境では使えなくなります。

App内課金のテストが終わったら、審査に提出することができます。

[開発の全段階におけるテスト](#)[Xcodeでのテスト\(英語\)](#)[Sandbox環境によるテスト](#)[TestFlightを利用したテスト](#)

App内課金のマーケティング

App内課金を公開したら、App StoreおよびApp内でプロモーションして、その価値を伝えましょう。

[Appのプロモーションについてさらに詳しく >](#)

App内イベント

App内イベントとは、ゲームコンペティションや新作映画の初公開、ライブストリーミング体験など、Appやゲーム内で行われるタイムリーなイベントです。ユーザーはiOSやiPadOSのApp Storeでイベントを見つけられるため、デベロッパは新たな方法で、より広範囲にイベントを紹介することができます。イベントへの参加にApp内課金やサブスクリプションが必要な場合は、その旨がイベント詳細ページに記載されます。

[さらに詳しく >](#)

プロモーション対象のApp内課金

iOSおよびiPadOSでは、ユーザーはApp内課金アイテムをApp Storeで直接閲覧でき、App本体のダウンロードに先立ってApp内課金アイテムの購入を開始することもできます。プロモーション対象のApp内課金アイテムはプロダクトページや検索結果に表示されるほか、「Today」、「ゲーム」、「App」の各タブでフィーチャーされることもあります。これにより、App内で提供されるコンテンツとその価値をユーザーに紹介することができます。

[さらに詳しく >](#)

Appバンドル

最大10個のAppやゲームを1回でまとめて購入できるようにしましょう。Appバンドルは、有料App、または自動更新サブスクリプションを提供する無料Appで作成できます。

[さらに詳しく >](#)

プロモーションコード

報道関係者やインフルエンサーがAppまたはApp内課金を先行的に利用できるよう、App Store Connectで設定したプロモーションコードを提供しましょう。各プラットフォーム

ファミリー共有

自動更新サブスクリプションまたは非消耗型のApp内課金を提供するAppでは、App Store Connectでファミリー共有を有効にして、ユーザーが最大5人のファミリーメンバーとアクセスを共有できるようにすることが可能です。スムーズで便利な体験を提供するファミリー共有は、サブスクリプション登録者の獲得、有料サブスクリプションの促進、エンゲージメントやリテンションの向上に役立ちます。

[さらに詳しく >](#)

サブスクリプションオファー

自動更新サブスクリプションを特定の期間、無料または割引価格で提供するサブスクリプションオファーを作成すると、ユーザー数を拡大し、維持することができます。

[さらに詳しく >](#)

地域別の価格

自動更新サブスクリプションを実装したAppでは、地域別の価格を提供できます。利用可能な全通貨で200のプライスポイントと価格帯から選択でき、各地域に適切な価格を提供できます。

[さらに詳しく >](#)

ムで、Appのバージョンごとに最大100個のプロモーションコードを発行できます。また、App内課金ごとに最大100個のプロモーションコードが発行可能です。

[さらに詳しく >](#)



サポートの提供

配慮の行き届いたサポートを提供することは、ユーザーとの関係維持に役立つほか、エンゲージメントやリテンション率の改善、評価とレビューの向上にもつながります。StoreKitとApp StoreサーバAPIを使って、よりシームレスなサポートオプションを提供し、App内課金に関する問題をすばやく効率的に解決しましょう。

返金の処理

[beginRefundRequest \(英語\)](#) メソッドを使って、App内に返金リクエスト専用の場所を設けると、ユーザーがApp内で直接返金をリクエストできるようになります。また、返金をリクエストするオプションの前に、テクニカルサポートやApp内での報酬など、他のオプションを提供することもできます。ユーザーは、Webブラウザを搭載した任意のデバイスで「[問題を報告する](#)」にアクセスすることで、Appleを通じて購入したコンテンツの返金を簡単にリクエストできます。

App Storeサーバ通知を有効にすると、ユーザーが返金を受けたときに通知が届きます。この情報をもとに、返金に応じてアカウント残高を更新する、App内課金でロック解除されたコンテンツへのアクセスを制限するなど、適切な措置を取ることができます。こうした措置を取る場合は、ユーザーに変更内容を知らせ、ユーザーによる対応が必要な場合はその旨を伝えるようにしましょう。また、[Get Refund History \(英語\)](#) エンドポイントを使うと、ユーザーが過去にAppで購入したApp内課金アイテムに対して返金を受けたことがあるかどうかを特定することもできます。

Appleはさまざまな要素を用いて、返金リクエストが承認/却下されるかどうかを判断します。返金プロセスに関する情報をAppleに送信しプロセス改善を図るため、ユーザーから返金リクエストを受けた場合は、Appleにユーザーの消耗型App内課金に関する[情報を送信 \(英語\)](#) できます。これには、App内課金アイテムが利用済みかどうか、App内課金アイテムが適切に配信されなかった場合があるか、といった情報が含まれます。

[返金リクエストに関するUIのベストプラクティスを見る \(英語\)](#)

[App Storeサーバ通知の有効化 \(英語\)](#)

[返金通知の処理](#)

[サブスクリプション登録者へのサポート](#)

購入の管理

ユーザーがApp本体を再ダウンロードした場合や、新しいデバイスに切り替えた場合は、ユーザーが購入したApp内課金のコンテンツや機能にすぐにアクセスできるようにしてください。StoreKitの[currentEntitlements \(英語\)](#) プロパティを使ってユーザーのエンタitlementメントを把握し、それに応じたアクセスを提供しましょう。また、「[App Store Reviewガイドライン3.1.1](#)」に従って、復元可能なApp内課金に対する復元メカニズムをAppに実装する必要があります。

ユーザーからApp内課金に関するサポートをリクエストされた場合は、[Look Up Order ID \(英語\)](#) エンドポイントを使うことで、正しい購入アイテムに対してアクションを実行することができます。Appleから受信したメールの請求書に記載された注文番号の提示をユーザーに依頼し、このエンドポイントを使って、請求書と関連情報(ユーザーが購入アイテムについてすでに返金を受けたかどうかなど)を確認したり、購入の日時をデベロッパ側の記録と照合することができます。

パフォーマンスの測定

AppアナリティクスおよびApp Store Connectの「売上とトレンド」を使うと、App内課金に関するメトリックス(コンテンツタイプ別の売上、購入ユーザーの数、購入ユーザー1人あたりの平均収益など)を把握することができます。

App Store Connectの「支払と財務報告」で、毎月の最終収益を確認しましょう。地域や通貨ごとの収益、現地通貨から収益を換算する際に使われたレート(利用可能な場合)、適用された税金や調整額を確認することもできます。また、各月における全トランザクションの詳細レポート(AppやApp内課金ごとのユニット配信数など)をダウンロードすることも可能です。

[Appパフォーマンスの測定](#)

[アナリティクスとレポートの概要](#)

[支払いの概要](#)

SDKとベータ版

SDKとすべてのAppleプラットフォームのオペレーティングシステムのベータ版をダウンロードしましょう。

[ダウンロードを表示する >](#)

ドキュメント

APIリファレンス、記事、サンプルコードなど、最新のドキュメントを確認しましょう。

[ドキュメントを見る >](#)

セッションビデオ

WWDCやその他のイベントで発表されたAppleテクノロジーの最新情報を確認しましょう。

[ビデオを見る\(一部日本語字幕\) >](#)

フォーラム

開発関連のトピックについて質問を投稿して、Appleのエンジニアや他のデベロッパとディスカッションしましょう。

[フォーラムを見る\(英語\) >](#)

Developer

App内課金

プラットフォーム

- iOS
- iPadOS
- macOS
- tvOS
- watchOS

ツール

- Swift
- SwiftUI
- Swift Playgrounds
- TestFlight
- Xcode
- Xcode Cloud
- SF Symbols (英語)

トピックとテクノロジー

- アクセシビリティ
- アクセサリ
- App Extension
- App Store
- オーディオとビデオ (英語)
- 拡張現実
- ビジネス (英語)
- デザイン
- 配信
- 教育
- フォント (英語)
- ゲーム
- ヘルスケアとフィットネス (英語)
- App内課金
- ローカリゼーション
- マップと位置情報 (英語)
- 機械学習
- セキュリティ
- SafariとWeb (英語)

リソース

- 英語ドキュメント(完全版)
- 日本語ドキュメント(一部トピック)
- コーディングを学ぶ(英語)
- ダウンロード(英語)
- フォーラム(英語)
- ビデオ(一部日本語字幕)

サポート

- サポートドキュメント
- お問い合わせ
- バグ報告
- システム状況(英語)

アカウント

- Apple Developer(英語)
- App Store Connect
- Certificates, IDs, & Profiles(英語)
- フィードバックアシスタント

プログラム

- Apple Developer Program
- Apple Developer Enterprise Program
- App Store Small Business Program
- MFi Program(英語)
- News Partner Program(英語)
- Video Partner Program(英語)
- Security Bounty Program(英語)
- Security Research Device Program(英語)

イベント

- App Accelerator(英語)
- App Store Awards(英語)
- Apple Design Awards
- Apple Developer Academy(英語)
- Entrepreneur Camp(英語)
- Tech Talks
- WWDC(英語)

最新のデベロッパ向けニュースは、[ニュースとアップデート](#)でご確認いただけます。

[ライト](#) [ダーク](#) [自動](#)

Apple Developer Programとプライバシー

Apple Developer Programを利用すると、自分の情報を安全に保護しながら、Appの開発と配信を行うことができます。



サポート

[概要](#) [ドキュメント](#) [契約およびガイドライン](#) [お問い合わせ](#)

- Appleは、テベロッパアカウントの作成・維持のために、テベロッパの個人情報を収集します。
- 政府発行の身分証明書情報または自撮り写真をご提供いただいた場合、Appleおよび本人確認サービスプロバイダはこれを利用して本人確認を行います。
- 本人確認や不正行為防止のため、デバイスの利用パターンを含むデバイスに関する情報がデバイスで評価され、その情報に基づくスコアがAppleに送信されます。
- また、Appleは、テベロッパへの支払いを実行し、法的要件を遵守する目的で、テベロッパの銀行口座および税務情報を収集・使用する場合があります。

Appleはテベロッパの情報のプライバシーとセキュリティの確保に取り組んでいます。テベロッパの皆様がAppleプラットフォームで成果を挙げるため、またユーザが安全にサービスを利用できるようにするために必要な最低限のデータのみを収集します。データを収集する際は、どのような情報をどのような理由で収集しているのかをお知らせし、Appleテベロッパの方々をサポートすることが重要だと考えています。Appleは次のような種類の情報を収集・使用します。

Apple Developer Programへの登録時に、Appleは、テベロッパアカウントを作成・維持し、Apple Developer Programの機能を提供するために、テベロッパの氏名、メールアドレス、年齢、電話番号、使用言語、国または地域など、Apple IDに関連付けられた情報を使用します。これらの情報はApple DeveloperのWebサイト、イベント、コンテンツへのアクセス権の提供、およびメールや通知の送信などの目的で使用される場合もあります。

Apple Developer Programへの登録を行う、既存メンバーから Account Holderの役割を受け入れるなどの特定のケースにおいては、居住地の要件に応じて、本人確認の目的で政府発行の身分証明書番号、写真付き身分証明書の画像、自撮り写真のいずれかまたはすべてを提供していただくようお願いする場合があります。Appleはほかにも、Apple Developer Programへの登録申請に使用したデバイスに関する情報や、Apple IDで有効にしているセキュリティ設定の情報を収集します。さらにデバイスでは、不正行為の特定のため、デバイスの利用パターン (例: デバイスが移動中である時間の割合、週あたりのおおよその通話回数、マップの履歴) を活用する場合があります。これらの情報はデバイスで評価され、該当の情報に基づくスコアがAppleと共有されます。

Appleおよびサードパーティの本人確認サービスプロバイダは、Appleの代表として、収集した情報を本人確認および不正行為防止の目的にのみ使用します。Appleでは、サードパーティのサービスプロバイダに対し、当該情報、およびそれらから得られたいかなる情報についても、不要になった時点で、かつその保持が法律で規定されていない場合に、ただちに削除することを義務付けています。政府発行の身分証明書の画像をご提供いただいた場合は、Appleのサードパーティの本人確認サービスプロバイダによって本物かどうかを確認されます。その際、確認のため、あなたの氏名および住所が取得されます。Appleのサードパーティの本人確認サービスプロバイダは当該画像を保持しません。政府発行の身分証明書を提供したくない場合で、かつ法律で提供が義務付けられていない場合には、developer.apple.com/contact からAppleにお問い合わせ、本人確認の代替方法について確認していただくことも可能です。

別のテベロッパがAppleにあなたのメールアドレスを提供することで、Apple Developer Programの開発チームに参加するよう依頼する場合があります。参加依頼を受け入れた場合は、あなたのApple IDがチームに関連付けられます。

Appleから支払いを受けるには、銀行口座情報を提供して税務書類に記入する必要があります。これらはApp Store Connectの「契約／税金／口座情報」セクションでいつでも更新可能です。Appleはこのデータを、支払いの実行および適用法の遵守の目的にのみ使用します。

イベントへの参加申請を行う場合は、Apple Developer Programメンバーシップに関連付けられたApple IDを使用して申請する必要があります。アカウント情報はイベントの選考プロセスによって取り扱われ、参加者の選定、および選出された場合はイベントへの登録のために使用されます。

Appleは、あなたがApple Developer Programに登録している限り、Apple Developer Programメンバーシップに関連付けられている個人情報を保持します。アカウント情報を削除するには、アカウントの削除をリクエストしてください。Apple Developer Programに関連する個人情報の使用方法について質問や懸念がある場合や、Appleのデータ保護責任者への連絡をご希望の場合は、dpo@apple.com までお問い合わせください。

いかなる場合でも、Appleが収集する情報は、www.apple.com/jp/privacy でご覧いただけるAppleのプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

フィードバックアシスタント

バグレポートを送信したり、APIや開発ツールの改善をリクエストすることができます。

[フィードバックを送信する >](#)

フォーラム

開発関連のトピックについて質問を投稿して、Appleのエンジニアや他のデベロッパとディスカッションしましょう。

[フォーラムを見る \(英語\) >](#)

お問い合わせ

ご不明な点やリクエストがありましたら、電話またはメールにてサポートいたします。

[サポートを利用する >](#)

Developer サポート Apple Developer Programとプライバシー

プラットフォーム

iOS
iPadOS
macOS
tvOS
watchOS

ツール

Swift
SwiftUI
Swift Playgrounds
TestFlight
Xcode
Xcode Cloud
SF Symbols (英語)

トピックとテクノロジー

アクセシビリティ
アクセサリ
App Extension
App Store
オーディオとビデオ (英語)
拡張現実
ビジネス (英語)
デザイン
配信
教育
フォント (英語)
ゲーム
ヘルスケアとフィットネス (英語)
App内課金
ローカリゼーション
マップと位置情報 (英語)
機械学習
セキュリティ
SafariとWeb (英語)

リソース

英語ドキュメント (完全版)
日本語ドキュメント (一部トピック)
コーディングを学ぶ (英語)
ダウンロード (英語)
フォーラム (英語)
ビデオ (一部日本語字幕)

サポート

サポートドキュメント
お問い合わせ
バグ報告
システム状況 (英語)

アカウント

Apple Developer (英語)
App Store Connect
Certificates, IDs, & Profiles (英語)
フィードバックアシスタント

プログラム

Apple Developer Program
Apple Developer Enterprise Program
App Store Small Business Program
MFi Program (英語)
News Partner Program (英語)
Video Partner Program (英語)
Security Bounty Program (英語)
Security Research Device Program (英語)

イベント

App Accelerator (英語)
App Store Awards (英語)
Apple Design Awards
Apple Developer Academy (英語)
Entrepreneur Camp (英語)
Tech Talks
WWDC (英語)

最新のデベロッパ向けニュースは、[ニュースとアップデート](#)でご確認いただけます。

ライト ダーク 自動

Copyright © 2022 Apple Inc. All rights reserved. 利用規約 プライバシーポリシー 契約とガイドライン

日本語

フィードバックアシスタント



App Reviewの優先処理

App Reviewチームに問い合わせる

選択メニュー

注：正当な理由がある場合、以下のフォームに入力し、App Reviewの優先処理をリクエストすることができます。優先処理はごく限られた対象でのみ許可されるため、すべてのリクエストが受け入れられるという保証はありません。

連絡先情報

名前

Eメール

電話番号
国名コード 電話番号 内線番号

名称 Apple Inc. - App Review

App情報

App 名称

AppのApple ID

AppのApple IDはApp Store Connectで確認できます。アプリケーションモジュールを管理するでAppを選択しApp Summaryを表示させてください。Apple IDはIdentifiersセクションに表示される9桁または10桁の数字です。

関連App (任意)

リクエストへの追加を希望する関連Appがある場合、追加することができます。各AppのApple IDをコンマで区切って入力してください。
例：458399021, 359697009

プラットフォーム

App情報

App 名称

AppのApple ID

AppのApple IDはApp Store Connectで確認できます。アプリケーションモジュールを管理するでAppを選択しApp Summaryを表示させてください。Apple IDはIdentifiersセクションに表示される9桁または10桁の数字です。

関連App (任意)

リクエストへの追加を希望する関連Appがある場合、追加することができます。各AppのApple IDをコンマで区切って入力してください。
例：458399021, 359697009

プラットフォーム

ディスクリプション

理由の選択

説明

選択理由についての詳細な説明を記入してください。十分な説明のない場合には却下される場合があります。

送信

Appの却下や削除に対する異議の申し立て

App Reviewチームに問い合わせる

選択メニュー

Appの却下や削除に対する異議の申し立て

注：App Storeでの成功をお手伝いします。Appのコンセプトや機能が誤解されていると感じた場合や、審査過程においてAppleから不当な扱いを受けたと感じ、審査結果に異議のある場合、異議の申し立てを送信してください。調査します。

迅速な決定のために以下の点を確認してください。

- ・却下のメッセージに記載された詳細情報のリクエストにすべて対応した後に、異議の申し立てを送信する。
- ・提出したAppがApp Store Reviewガイドラインに準拠していると考えられる明確な理由を、下記のディスクリプションに入力する。
- ・却下されたアイテム毎に、異議の申し立てを1件のみ送信する。
- ・異議の申し立ての内容に該当するトピックを選択する。
 - ・一般的な異議申し立て
 - ・不当な扱い（ポリティカルバイアス等）

[アプリのステータスを更新](#)または[App Reviewの優先処理](#)をリクエストすることも可能です。

連絡先情報

名前

Eメール

電話番号

国名コード

電話番号

内線番号

名称 Apple Inc. - App Review

App情報

App 名称

AppのApple ID

AppのApple IDはApp Store Connectで確認できます。[アプリケーションモジュールを管理する](#)でAppを選択しApp Summaryを表示させてください。Apple IDはIdentifiersセクションに表示される9桁または10桁の数字です。

関連App

(任意)

リクエストへの追加を希望する関連Appがある場合、追加することができます。各AppのApple IDをコンマで区切って入力してください。
例：458399021, 359697009

プラットフォーム

ディスクリプション

異議申し立ての内容に該当するトピックを選択してください。

提出したAppがApp Store Review ガイドラインに準拠していると考えられる明確な理由を記入してください。

送信

ガイドラインの変更の提案

選択メニュー

注：ガイドライン変更の提案が選択されました。

- ・ガイドライン毎にフィードバックを送信してください。他のガイドラインに言及する場合は、それらを記載してください。フィードバックを提出後に、確認メールが届きます。追加の情報が必要な場合ご連絡します。
- ・その他のトピックの提出は考慮されません。
- ・過去の提案の状況を問い合わせるガイドラインの変更の提案は提出しないでください。

連絡先情報

名前

Eメール

電話番号

国名コード

電話番号

内線番号

名称 Apple Inc. - App Review

App情報

関連App

(任意)

リクエストへの追加を希望する関連Appがある場合、追加することができます。各AppのApple IDをコンマで区切って入力してください。
例：458399021, 359697009

プラットフォーム

ディスクリプション

ガイドライン

Apple Store Review ガイドライン変更について明確な理由および変更点の明確な説明を記入してください。

送信

解約されたメンバーシップの再開

App Reviewチームに問い合わせる

選択メニュー 解約されたメンバーシップの再開

- 注：迅速な決定のために以下の点を確認してください。
- ・フォーム内に入力が必要な情報はすべて入力する。
 - ・再開の申し立て1件につき、リクエストを1件のみ送信する。

連絡先情報

名前

Eメール

電話番号 ext

国名コード 電話番号

内線番号

名称 Apple Inc. - App Review

チーム情報

チーム名称

個人の場合は実名を入力してください。

チームID
(任意)

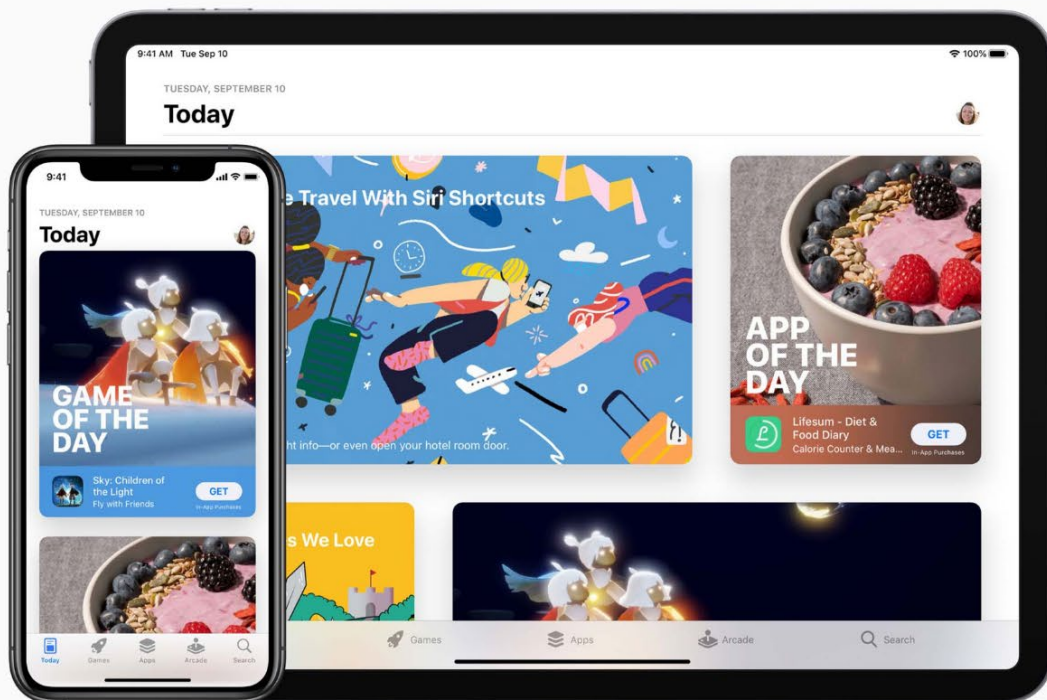
ディスクリプション

App Review BoardにApple デベロッパプログラムの再開を申請する明確な理由を記入してください。

送信

App StoreとMac App Storeでの 見つけやすさの向上

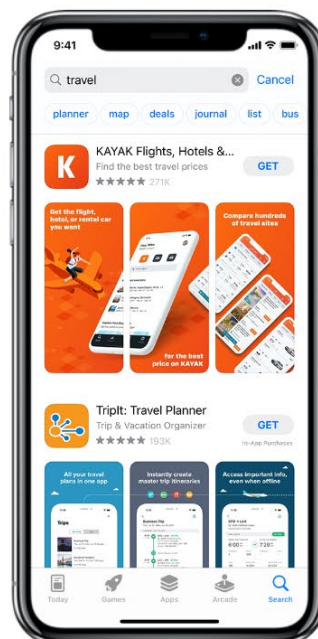
App StoreやMac App Storeでは、ユーザーがお気に入りのAppに出会えるよう、多数の開発者による素晴らしいAppを揃えて紹介しています。また、注目の開発者や優秀なAppについて、App Storeのエディターが作成したストーリーも公開しています。ユーザーがどのようにAppやゲームを見つけているか、AppleのエディターがフィーチャーするAppや開発者をどのように選んでいるかを紹介します。



検索

App StoreやMac App Storeでは、App、ゲーム、ストーリー、カテゴリ、App内課金、開発者を検索することができます。「検索」では、プロダクトページのAppやApp内課金のメタデータが使用され、最も関連性の高い結果が表示されます。Appleでは、ユーザーが入力する内容に対して最も確かな結果が表示されるよう、「検索」を常に改善しています。App StoreでユーザーがAppを検索すると、テキストの関連性 (Appのタイトル、キーワード、プライマリカテゴリとの一致) やユーザーのアクティビティ (ダウンロード数、評価数とレビュー内容) など、複数の要素に基づくランキングによってAppが表示されます。特定の検索クエリに対する検索結果に加え、探しているものをより見つけやすくするための検索ワードも表示されます。さらに、トレンド検索も表示されるため、同じ地域の他のユーザーがどのようなことに関心を寄せているのかも把握できます。

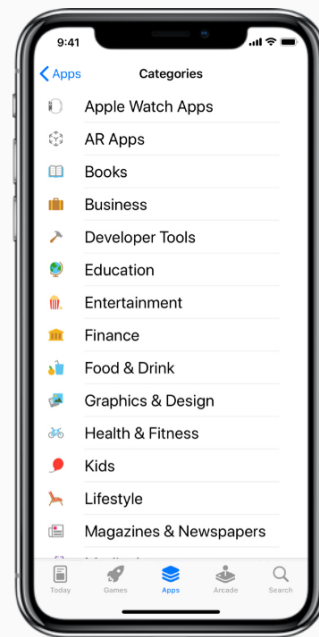
プロダクトページのメタデータの作成に関する詳細は、「[プロダクトページの作成](#)」を参照してください。



カテゴリ

App StoreとMac App Storeの「カテゴリ」では、主な機能やテーマに基づいてAppが分類されます。ユーザーは「エンターテインメント」「ショッピング」「ソーシャルネットワーキング」などのカテゴリを閲覧して、そのカテゴリに関連したAppを見つけることができます。デベロッパは、プライマリカテゴリとセカンダリカテゴリをAppに設定できます。Appを見つけてもらいやすくするには、プライマリカテゴリが特に重要です。これは、ユーザーが閲覧したり検索結果を絞り込んだりした際、App StoreのどのタブにAppが表示されるのかがプライマリカテゴリによって決まるからです。

詳しくは、「[カテゴリの選択](#)」を参照してください。



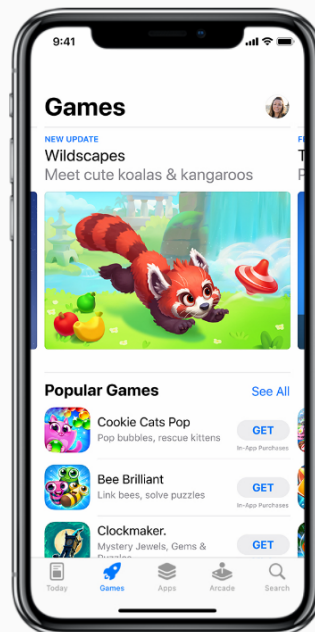
「Today」タブ

App Storeの「Today」タブには、世界中のApp Storeのエディターによるオリジナルのストーリーが日替わりで掲載され、独占初公開の新作、新着App、定番Appの新しい一面、「今日のApp」、「今日のゲーム」などについて特集が組まれます。ユーザーがAppを革新的に利用するためのヒントやハウツーガイドが紹介されるほか、注目のデベロッパに対するインタビューが掲載されます。ストーリーでは、アートワーク、ビデオ、デベロッパのコメントを通じてAppやゲームをいきいきと紹介し、Appが私たちの生活をどのように変えているかApple独自の視点で紹介します。



「ゲーム」と「App」タブ

App Storeは世界最高のゲームストアでもあります。おすすめの新着ゲームやアップデート、ビデオ、ランキング、エディターによる厳選コレクション、カテゴリなどを通じて情報を発信し、ユーザーの関心を引き寄せています。各タブではいづれも、Appレビューのビデオが消音状態で自動的に再生され、タブ内をスクロールしながら観ることができます。さらに、厳選されたApp内課金アイテムも紹介されており、ユーザーがApp Storeで直接購入することができます。



プロモーション対象の App内課金

App Storeではユーザーが直接App内課金アイテムを閲覧したり、Appをダウンロードする前に購入を開始することができるため、Appの内容がユーザーの目に触れやすくなります。Appのプロダクトページでは、サブスクリプションを含むApp内課金アイテムを最大20個までプロモーションすることができます。App内課金アイテムは検索結果にも表示され、App Storeのエディターチームによってフィーチャーされる可能性もあります。

詳しくは、「[App内課金のプロモーション](#)」を参照してください。



App Storeウィジェット

ユーザーは、App Storeの「Today」タブでフィーチャーされているストーリーやコレクション、App内イベントを直接ホーム画面で見つけることができます。

見つける

「見つける」では、Mac App Storeの注目の最新リリースやアップデートを確認することができます。App Storeのエディターが毎週、注目のAppやゲームについて掘り下げたストーリーや開発の舞台裏を伝えるインタビューを紹介し、ユーザーがMacでの体験をさらに楽しめるよう厳選されたコレクションを提供しています。



創作する

「創作する」では、エキスパートにとっても役立つヒントやツアーを通じて、Macで直感的、効率的に、そして楽しく創作するためのバワフルなAppを見つけることができます。



仕事する

「仕事する」では、仕事をする際の集中や整理に役立つ、新しいお気に入りAppの紹介を行っています。App Storeのエディターによる厳選コレクションや使い方の説明が掲載され、ビジネスや仕事効率化、ユーティリティのAppを簡単に見つけることができます。



楽しむ

「楽しむ」では、優れたゲームやエンターテインメントAppを、新着リリース、定番App、厳選されたコレクションのおすすめ情報と合わせて紹介しています。



開発する

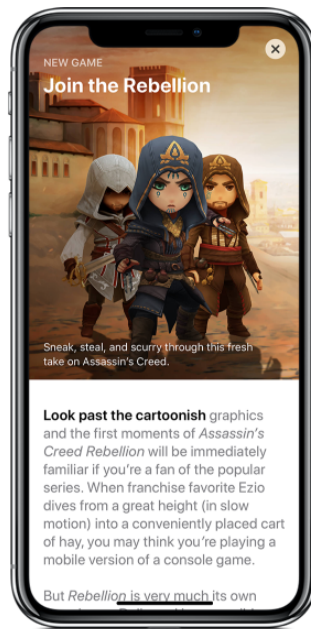
「開発する」では、デベロッパのクリエイティビティや想像力が世界中のユーザーに届くよう、App Storeのエディターが厳選したデベロッパに最適なツールやユーティリティを掲載しています。

フィーチャーについて

Appleのグローバルなエディターチームが、各Appleプラットフォームに合わせてApp Storeでのセクションを選んでいるため、適切な地域の適切なユーザーに、適切なタイミングでAppやゲームの情報が表示されます。

新規Appやゲームのほか、大幅なアップデート、App内のスペシャルイベント、限定コンテンツ、文化や季節にちなんだコンテンツなども取り上げています。また、ユニークなストーリーを持ったAppにもスポットライトを当てています。たとえば、デベロッパがリリースしたAppがどのように業界に変革をもたらしたか、どのようにコミュニティをサポートしたか、Appによってユーザーが抱える固有の課題をどのように解決したか、といった舞台裏を紹介します。

[App Storeでのフィーチャーについて詳しく](#)



ストーリーをお聞かせください。

ご自身のAppについてエディターに伝えたいユニークなストーリーがあれば、ぜひお知らせください。新しいAppや大幅なアップデートの場合は、リリースの6~8週間前にお知らせください。

[お問い合わせ](#)



提出

AppやAppのメタデータをApp Storeに提出する準備をしましょう。

[さらに詳しく >](#)



管理

App、アナリティクス、売上レポート、契約/税金/口座情報などを管理できます。

[さらに詳しく >](#)



プロモーション

マーケティングガイドやツールにアクセスして、App StoreでAppをプロモーションしましょう。

[さらに詳しく >](#)



お問い合わせ

ご不明な点やリクエストがありましたら、電話またはメールにてサポートいたします。

[サポートを利用する >](#)

Apple > Developer > App Store > App Storeでの見つけやすさの向上

プラットフォーム

iOS

iPadOS

macOS

tvOS

watchOS

ツール

Swift

SwiftUI

Swift Playgrounds

TestFlight

Xcode

Xcode Cloud

SF Symbols (英語)

トピックとテクノロジー

アクセシビリティ

アクセサリ

App Extension

App Store

オーディオとビデオ (英語)

拡張現実

ビジネス (英語)

デザイン

配信

教育

フォント (英語)

ゲーム

ヘルスケアとフィットネス (英語)

App内課金

ローカリゼーション

マップと位置情報 (英語)

機械学習

セキュリティ

SafariとWeb (英語)

リソース

英語ドキュメント (完全版)

日本語ドキュメント (一部トピック)

コーディングを学ぶ (英語)

ダウンロード (英語)

フォーラム (英語)

ビデオ (一部日本語字幕)

サポート

サポートドキュメント

お問い合わせ

バグ報告

システム状況 (英語)

アカウント

Apple Developer (英語)

App Store Connect

Certificates, IDs, & Profiles (英語)

フィードバックアシスタント

プログラム

Apple Developer Program

Apple Developer Enterprise Program

App Store Small Business Program

MFi Program (英語)

News Partner Program (英語)

Video Partner Program (英語)

Security Bounty Program (英語)

Security Research Device Program (英語)

イベント

App Accelerator (英語)

App Store Awards (英語)

Apple Design Awards

Apple Developer Academy (英語)

Entrepreneur Camp (英語)

Tech Talks

WWDC (英語)

最新のデベロッパ向けニュースは、ニュースとアップデートでご確認いただけます。

[ライト](#) [ダーク](#) [自動](#)

Copyright © 2022 Apple Inc. All rights reserved. [利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) | [契約とガイドライン](#)

[日本語](#) ▾

評価、レビュー、返答

ユーザーは、App Store上での評価とレビューを通じて、Appの利用体験についてフィードバックを提供できます。フィードバックは、他のユーザーがそのAppを試してみるかどうかを判断する際の参考となります。Appを評価してもらい、レビューに返答することで、Appをより見つけやすくして、ダウンロードを促すとともに、ユーザーとの信頼関係を築くことができます。

[「レビューへの返答」を視聴する\(日本語字幕\) !\[\]\(d3102649f02e825ddb76dc3de0190154_img.jpg\)](#)



評価

ユーザーは、Appに1~5個の星を付けて評価できます。Appの総合評価は、プロダクトページや検索結果に表示されます。総合評価は、App Storeの各地域ごとに表示され、Appの新しいバージョンをリリースする際にリセットすることができます。ただし、評価のリセットは慎重に行うことをお勧めします。総合評価をリセットすると、総合評価にはAppの最新バージョンに対する評価のみが含まれるようになるため、以前発生していた問題点を解消したアップデートをリリースするには便利なこともあります。一方、評価数が少なくなるとAppをダウンロードするユーザーが減少してしまう可能性もあります。また、総合評価がリセットされても、Appに対して投稿されたレビューはリセットされないことにも注意してください。ユーザーは自分のデバイスで、AppのプロダクトページからiOS、iPadOS、macOS、tvOS向けのAppを評価できます。また、ユーザーは自分のiOSデバイスで、AppのプロダクトページからwatchOS向けのAppを評価できます。

レビュー

ユーザーは、レビューを通じて、Appを実際に利用した体験をより詳しく共有することができます。ユーザーは、デバイス上のAppのプロダクトページで、iOS、iPadOS、macOSのAppのレビューができます。watchOSのAppについては、iOSデバイス上でレビューできます。総合評価をリセットした場合でも、過去のレビューは引き続きプロダクトページに掲載されます。

評価とレビューのリクエスト

ユーザーがAppを利用している間、適切なタイミングで、Appの評価とレビューを求めることができます。アクション、レベル、タスクの完了時など、ユーザーがAppの利用に満足感を得ている可能性が高く、かつ実行中のアクティビティを妨害しないタイミングでリクエストを設定するようにしましょう。

[SKStoreReviewController API \(英語\)](#) を使用すると、ユーザーにAppに関するフィードバックを簡単に送信してもらうことができます。評価を求める画面は、1年間(365日)で3回まで表示できます。ユーザーは、標準化されたプロンプト上で評価を送信できるほか、利用中のApp内からレビューを書いて送信することができます。

App内やApp Storeのプロダクトページの見つけやすい場所に、サポート向けの連絡先を掲載してください。こうすることで、ユーザーが問題に直面した場合にデベロッパに直接連絡できる方法を提供でき、ネガティブな体験を解決する機会となり、好意的でないレビューを未然に防ぐことができます。

App Storeに投稿されたレビューへの返答

App Storeのプロダクトページに投稿されたフィードバックに直接対応することで、ユーザー体験を向上させ、Appに対する評価を改善することもできます。App Store Connectでは、レビューが書かれたタイミングにかかわらず、Appのすべてのレビューに返答できます。レビューに返答すると、レビューの投稿者に通知が届き、投稿者はレビューを更新できるようになります。返答はいつでも編集できますが、公開されるのは最新の返答のみです。

返答内容は、簡潔でありながら、ユーザーのフィードバックに明確に対応したものが理想的です。礼儀正しく丁寧な返答にしてください。個人情報、マーケティングに関する内容、スパムを含めることはできません。また、Appのイメージにそった、親しみやすいトーンになるように心がけてください。可能であれば、似たようなレビューに対して定形回答を返すのではなく、レビュー内容に合わせて返答することをお勧めします。

すべてのレビューに返答することが難しい場合は、評価で星の数が1個であったレビューや、現在のバージョンのAppで発生している技術的な問題を報告しているレビューがあれば、それらのレビューに優先的に対応することを検討してください。レビュー投稿者のフィードバックを確認したこと、また、その問題の対応に取り組んでいることを明確に伝えます。

以前のレビューで報告された問題を修正し、Appのアップデートをリリースする際は、修正に関する情報をリリースノートに掲載します。また、問題に関連したレビューを報告した投稿者にも、修正を通知するために返答することができます。このような方法は、以前Appに関して不満を感じていたユーザーを再獲得するのに効果的です。

Appのメジャーリリース後に投稿される新規レビューや更新されたレビューには、迅速に返答するようにしてください。ユーザーがフィードバックを共有する傾向が最も強いメジャーリリース直後に返答することで、ユーザーとの対話の機会を設けることができます。App Store Connectの「ユーザと役割」セクションでメールアラートを設定すると、デベロッパが返答したレビューに対して、ユーザーがそのレビュー内容を再度編集した際に通知されるようになります。

問題の報告

レビューに不快な内容、スパム、またはAppleの利用規約に違反するその他のコンテンツを発見した場合は、レビューには返答せずに、App Store Connectの「レビュー」にある「問題を報告する」オプションで問題を報告してください。問題を報告しても、該当するレビューを投稿したユーザーに通知されることはありません。

評価とレビューの活用

Appの現在の評価が正確に反映されている限り、Appの評価をマーケティング資料で活用することができます。レビューの内容については、レビューの投稿者から許可が得られた場合のみマーケティング資料で活用できます。

ベストプラクティスとガイドライン

「Human Interface Guidelines」では、[iOS App \(英語\)](#)および[macOS App \(英語\)](#)の評価とレビューを求める際のベストプラクティスの詳細をご確認いただけます。ユーザーのレビューに返答する際のガイドラインについては、「App Store reviewガイドライン」の「[安全性](#)」セクションをご参照ください。

レビューや返答を管理する

AdminまたはCustomer Supportの権限を持つApp Store Connectユーザーは、レビューの閲覧、分類、レビューへの返答を行えます。[さらに詳しく](#)

ユーザーをAppleサポートに案内すべき場合

レビューの投稿者による報告内容が、ダウンロードに関するエラーや請求に関する問題である場合は、[Appleサポート](#)へ案内します。App Storeやユーザーのアカウントに関連した問題ではないとAppleが判断した場合、Appleはデベロッパに連絡します。

関連記事

- [評価とレビュー: iOS Human Interface Guidelines \(英語\)](#)
- [レビューの確認: App Store Connectヘルプ](#)
- [APIリファレンス \(英語\)](#)



提出

AppやAppのメタデータをApp Storeに提出する準備をしましょう。

[さらに詳しく >](#)



管理

App、アナリティクス、売上レポート、契約／税金／口座情報などを管理できます。

[さらに詳しく >](#)



プロモーション

マーケティングガイダンスやツールにアクセスして、App StoreでAppをプロモーションしましょう。

[さらに詳しく >](#)



お問い合わせ

ご不明な点やリクエストがありましたら、電話またはメールにてサポートいたします。

[サポートを利用する >](#)

Apple > Developer > App Store > 評価、レビュー、返答

プラットフォーム

iOS
iPadOS
macOS
tvOS
watchOS

ツール

Swift
SwiftUI
Swift Playgrounds
TestFlight
Xcode
Xcode Cloud
SF Symbols (英語)

トピックとテクノロジー

アクセシビリティ
アクセサリ
App Extension
App Store
オーディオとビデオ (英語)
拡張現実
ビジネス (英語)
デザイン
配信
教育
フォント (英語)
ゲーム
ヘルスケアとフィットネス (英語)
App内課金
ローカリゼーション
マップと位置情報 (英語)
機械学習
セキュリティ
SafariとWeb (英語)

リソース

英語ドキュメント (完全版)
日本語ドキュメント (一部トピック)
コーディングを学ぶ (英語)
ダウンロード (英語)
フォーラム (英語)
ビデオ (一部日本語字幕)

サポート

サポートドキュメント
お問い合わせ
バグ報告
システム状況 (英語)

アカウント

Apple Developer (英語)
App Store Connect
Certificates, IDs, & Profiles (英語)
フィードバックアシスタント

プログラム

Apple Developer Program
Apple Developer Enterprise Program
App Store Small Business Program
MFi Program (英語)
News Partner Program (英語)
Video Partner Program (英語)
Security Bounty Program (英語)
Security Research Device Program (英語)

イベント

App Accelerator (英語)
App Store Awards (英語)
Apple Design Awards
Apple Developer Academy (英語)
Entrepreneur Camp (英語)
Tech Talks
WWDC (英語)

最新のデベロッパ向けニュースは、ニュースとアップデートでご確認いただけます。

[ライト](#) [ダーク](#) [自動](#)

Copyright © 2022 Apple Inc. All rights reserved. [利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) | [契約とガイドライン](#)

日本語 [▼](#)

日本語 [希望する言語を選択してください](#)

App Storeとプライバシー

App Storeはあなたの個人情報を保護するように設計され、どの情報を共有するかを選択できるようになっています。



- Appleは、あなたがApp Storeおよびその他のAppleオンラインストア(iTunes Store、Apple Booksなど)で購入、ダウンロード、またはアップデートするコンテンツを提供するために、あなたの個人情報を収集します。
- Appleは、App StoreおよびApple Newsと“株価”(利用可能な場合)であなたと関連性の高い広告を表示するために、ストアでのあなたのアカウント、購入、およびダウンロードに関する情報も使用します。後述の通り、この広告については選択が可能です。
- Appleは、あなたに合わせた機能とおすすめを提供し、Appleマーケティングを含む通知を送信するために、ストアでの購入、ダウンロード、その他の活動に関する情報を使用します。後述の通り、この目的のためにこのデータを使用しないように選択することもできます。
- 詐欺行為の発見と防止に役立てるため、購入時に、デバイスの使用状況に関する情報(通話やメール送受信のおおよその回数など)に基づいて、デバイスのトラストスコアが計算されます。送信データは、お客様のデバイスの実際の値がAppleには分からないように設計されています。スコアは一定の期間、Appleのサーバに保存されます。
- Appleは、ストアの改善に役立てるために、あなたの閲覧、購入、検索、およびダウンロードに関する情報を使用します。これらの記録は、IPアドレス、ランダムな一意の識別子(発生する場合)、App Storeやその他のAppleのオンラインストアにサインインしたApple IDと共に保存されます。

ストアによる情報の使用

Appleは、App Storeおよびその他のAppleオンラインストアでサービスおよび機能を提供するために、あなたの個人情報を使用します。この情報には、アカウントと支払い情報(“設定”でアクセスおよび変更が可能)、購入履歴などが含まれます。

Appleは、あなたが求める払い戻しなどの特定のサービスを提供するために、個人情報を使用する場合があります。これらには、あなたが直接Appleに送信した、またはAppデベロッパが支援してあなたがAppleに送信した払い戻しリクエストが含まれます。あなたの同意を得た上で、デベロッパは払い戻しリクエストの処理を支援するために、購入品を使用したかどうかなどのあなたに関する特定の個人情報をAppleに提供する場合があります。

App StoreからAppをダウンロードしたり、Apple WatchにAppをインストールしたりすると、AppleによってデバイスのハードウェアIDやIPアドレスなどの識別子がApple IDと共に記録されます。

ストアの改善

Appleは、App Storeおよびその他のAppleオンラインストアでの体験を改善するために、あなたのストアの使用状況(App Storeを開いたときまたは閉じたときの日時、検索したコンテンツ、閲覧またはダウンロードしたコンテンツ、App Storeのプッシュ通知とApp内のApp Storeからのメッセージに対する操作など)を収集します。また、デバイスの種類、OSのバージョン、デバイスの空き領域などの情報も収集します。この情報は、要求されたコンテンツをダウンロードできるかどうかを判断したり、デバイスのストレージの一般的な使用傾向を把握したり、およびデバイスがWi-Fiまたはモバイルデータ通信のどちらで接続しているかを確認したりするために使用されます。例えば、この情報は以下の方法で使用されます:

- 検索したコンテンツの情報は、トレンド検索を提供するために使用されます。
- 閲覧またはダウンロードしたコンテンツの情報は、“あなたにおすすめのゲーム”などのパーソナライズ機能を提供するために使用されます。

ストアのパーソナライズ

Appleは、あなたが自分と関連性の高いコンテンツを見つけられるようにするために、あなたのApp Storeの操作を使用します。例えば、Appleは、あなたが以前にApp Storeで検索、表示、ダウンロード、アップデート、または評価した内容に基づいて、あなたが興味を持つと思われるコンテンツをおすすめします。また、Appleは、あなたの購入履歴 (App内課金とサブスクリプションを含む) と購入方法を、Apple IDから得られたアカウント情報と共に使用します。より良いコンテンツをおすすめするために、Appleは、デバイス解析をAppleと共有することを選択したユーザの、Appの起動、インストール、および削除に関する集約的な情報、ならびにAppの評価に関する集約的な情報を使用します。App Storeは、おすめを強化するために、デバイス上のローカル処理を使用します。デバイスに保存されたApp使用状況データ (よく開くApp、特定のAppの使用時間、インストールおよびアンインストールするAppなど) を使用して、App Storeは、より関連性の高いAppとApp内イベントを提案することができます。Appleが受け取るあなたのストア利用に関する情報は、あなたがタップして閲覧したパーソナライズされたコンテンツに関する情報を含みます。

お使いのApple IDの“パーソナライズされたおすすめ”をオフにすると、App Store、ブックストア、iTunes Store、およびPodcastのパーソナライズ機能をオフにすることができます。iOSとiPadOSでは、“設定” > [自分の名前] > “メディアと購入” > “アカウントを表示”に移動し、“パーソナライズされたおすすめ”をタップしてオフにします。“設定” > “App Store” > “パーソナライズされたおすすめ”に移動し、“Appの使用状況データを消去”をタップすることで、iOSとiPadOSのパーソナライズのためにデバイスに記録されたAppの使用状況データを消去することができます。これによりデバイスに記録されたデータは削除されませんが、Appの使用状況データを消去する時点までに記録されていたデータは一切パーソナライズに使用されなくなります。App Storeのパーソナライズ機能は、Appの使用状況データ履歴を消去したあとで記録された新しいデータを使用します。

情報の送信

Appleは、App Storeや、あなたが関心を持つ可能性のあるその他のApple製品、サービス、およびオファーに関する情報をあなたに送信するために、所有しているApple製品やAppleサービスへのサブスクリプション登録などのあなたのアカウントに関する情報を使用する場合があります。Appleはまた、あなたのApp Store内でのアクティビティに関する情報を使用して、App Storeで利用可能な新機能、コンテンツ、およびオファーに関する情報を送信する場合があります。

メールマーケティングメールマーケティングを受け取ることに同意すると、メールによってこれらの情報を受け取る場合があります。appleid.apple.com にアクセスするか、iOSまたはiPadOSでは“設定” > “[自分の名前]” > “名前、電話番号、メール”から、メール設定を変更し、これらのメールの受信を解除することができます。

プッシュ通知 プッシュ通知によってこれらの情報を受け取る場合があります。iOSおよびiPadOSで、通知設定をアップデートまたは通知を停止するには、“設定” > “通知” > “App Store”に移動します。広告

Appleが提供する広告は、App Store、Apple News、“株価”でApp、製品、サービスに出会うお手伝いをします。Appleは、あなたと関連する広告が表示されるように、デバイス、アカウント、購入、サブスクリプション、およびダウンロードに関する情報を使用します。App Storeで検索が実行された場合は、検索語句も使用します。Appleでは、類似する特徴を持つユーザをまとめたグループ (“セグメント”と呼びます) を作成し、これらのグループを使用してターゲティング広告を配信します。個人に関する情報は、その人をどのセグメントに割り振るか、つまり、その人にどの広告を配信するかを決めるために使われます。プライバシーを保護するため、ターゲット広告は5,000人以上のユーザがターゲット基準に該当する場合のみ配信されます。どの広告があなたと関連するかを決めるために使用される情報は、ランダムな識別子に関連付けられ、Apple IDには関連付けられません。

対象となる複数の広告からApp Storeに表示する広告を選択するときは、上記のいくつかの情報に加え、App Storeの検索と閲覧アクティビティも使用して、ユーザに最も関連性が高いと考えられる広告を決定します。App Storeの閲覧アクティビティには、App Storeの閲覧中にタップして表示したコンテンツおよびAppなどの情報が含まれます。この情報は複数のユーザから集約されるので、個人は特定されません。よく使用されるAppなどの、デバイスに保存された情報を使用してどの広告を表示するか選択するために、デバイス上のローカル処理を使用する場合があります。Appleの広告プラットフォームは、Apple IDに関連付けられていないランダムな識別子に対してタップして表示される広告に関する情報を受け取ります。

App Storeに位置情報へのアクセスを許可した場合、App Storeで地理的にターゲットされた広告を表示するために、おおよその現在地が使用されることがあります。位置情報の使用は、iOSまたはiPadOSデバイスで“設定” > “プライバシー” > “位置情報サービス”に移動し、“App Store”をタップしてから、“許可しない”をタップすることで、いつでも停止できます。

“パーソナライズされた広告”設定がオンになっている場合、Appleの広告プラットフォームは、より関連性の高い広告を提供するためにあなたの個人情報を使用する場合があります。Appleの広告プラットフォームから、あなたの興味関心に基づいたターゲティング広告を受け取りたくない場合は、“パーソナライズされた広告”をオフにすることを選択できます。“パーソナライズされた広告”をオフにすると、Appleは広告ターゲティングにあなたの情報を使用できなくなります。これにより、受信する広告の数が減るとは限りませんが、広告があなたと関連性の低いものになる可能性があります。

Appleの広告とプライバシーについて詳しくは、www.apple.com/jp/legal/privacy/data/ja/apple-advertising を参照してください。

App Store、Apple News、および“株価”でパーソナライズされた広告の配信を停止する方法について詳しくは、support.apple.com/kb/HT202074 をご覧ください。

第三者との共有

Appleは、Appleと連携しながらAppleの製品およびサービスを提供したり、Appleのマーケティングに協力したり、Appleの代わりに広告を販売してApp Store、Apple News、および“株価”に表示したりする戦略的パートナーに、個人を特定しない情報を提供する義務を負っています。たとえば、Appやコンテンツのパフォーマンスを測定したり、ロイヤルティや課金の要件を満たしたり、製品・サービスを改善したりするために、Appleはお客様によるコンテンツの購入に関し、個人を特定しない情報をAppデベロッパと共有する場合があります。

Appleは、Appの運用や改善に役立てるために、デベロッパと情報を共有することがあります。デベロッパは、ユーザの同意の下で収集された使用状況情報にアクセスして、類似する特徴や行動特性を持つユーザのグループ(5人以上)から集約されたデータを見ることができます。また、App Storeで購入および払い戻しされた各自の製品・サービスの領収情報にもアクセスできます。領収情報には個人情報を含みませんが、ユーザ自らがデベロッパに個人情報を提供した場合、デベロッパはAppの使用やダウンロードから得た個人情報と領収情報を関連付けることが可能な場合があります。

サブスクリプションを第三者のAppで申し込んだ場合、申し込み者本人と開発元または発行元に固有の購読者IDが作成されます。購読者IDについて詳しくは、こちらをご覧ください: support.apple.com/kb/HT207233

保持

App Storeおよびその他のAppleオンラインストアでの購入およびダウンロードに関連付けられる個人情報は、財務報告関連の適用法によって指定された期間保持されます(期間は地域によって異なります)。多くの場合、保持期間は最低10年ですが、中国などの地域では30年になる場合があります。Appleは、適用規約に従ってユーザがコンテンツを再度ダウンロードできるようにするために、少なくともユーザがストアのアカウントを所有している間、コンテンツの購入およびダウンロードの記録を保持します。また、閲覧活動や検索などに関する情報も短期間保持します。この期間は、データ保持の法的必要条件および特定のビジネス使用事例を考慮して決定されます。ただし、保存されたクレジットカード情報を除く購入情報など、一部の情報は、ユーザがアカウントを削除したりApp Storeの利用を停止したりした後でも、ビジネス記録として保持される場合があります。

支払い用カードを使用すると、今後の購入や定期的な購入や承認済みのその他の使用に備えて、Appleはカード番号と請求情報を保持し、自動的にアップデートする場合があります。Appleは金融機関または支払いネットワークからこの情報を取得し、不正行為防止と確認の目的で使用します。

不正行為およびその他の悪意のある活動の防止

Appleは、App Storeやその他のAppleのオンラインストア、またはその他のAppleのAppやサービスでの、不正行為およびその他の悪意のある活動を防ぐためにも個人情報を収集します。この情報には、デバイス情報(デバイスの種類、ソフトウェアのバージョンなど)、位置情報(利用可能な場合)、ダウンロードおよび購入履歴、ストアでのその他の操作が含まれます。購入を開始すると、AppleはAppleとの過去のビジネス関係に関する情報を使用してリクエストを処理し、支払いパートナーによる承認に先立って製品またはサービスを提供するかどうかを決定します。

また、Appleは、あなたが購入を試みたときに、デバイスの使用方法に関する情報を使用して、お使いのデバイスでデバイスのトラストスコアを計算します。この情報には、通話またはメール送受信のおおよその回数が含まれます。送信データは、Appleがデバイスのこれらの基になる情報を把握できないように設計されています。デバイスのトラストスコアはAppleのサーバ上で一定期間保管されます。

Appleが収集する情報は、いかなる場合においても、Appleのプライバシーポリシー(www.apple.com/jp/privacy を参照)に従って取り扱われます。

公開日: 2022年5月12日

Legal	プライバシーポリシー	Data & Privacy	App Store & Privacy	
ハードウェアおよびソフトウェア		セールス&サポート		知的財産
ハードウェア保証		概要		概要
ソフトウェアライセンス契約		AppleCare		Apple商標および著作権使用に関するガイドライン
高周波(RF)曝露情報		修理規約		権利および許諾(英語)
			インターネットサービス	
			概要	
			Appleメディアサービス利用規約	
			iTunes CardおよびiTunesコード利用規約	

その他の関連情報

概要

政府による情報提供要求について

Apple Legalへのお問い合わせ (英語)

輸出コンプライアンス

FileMakerに関するLegal情報

エクスプレス交換サービス

販売条件

認定資格に関する契約およびポリシー

トレーニングサービス利用規約 (英語)

サポートコミュニティ利用規約

Game Center利用規約

iCloud利用規約

プライバシーポリシー

ウェブサイト利用規約

著作権侵害の防止 (英語)

社外の方からのアイデアに関するポリシー

教育機関向け

Apple School Manager (PDF)

Enterprise

Apple Business Manager (PDF)

そのほかの購入方法: [お近くのApple Store](#)。または[Apple製品取扱店](#)で製品を購入することもできます。電話による購入、ご相談は0120-993-993まで、English Sales Line, [Click here](#)。